第六部國際勞働問題

國際勞働會議……八一七

第一章　第十五回國際勞働總會の經過……八一七

第一　議題及期日……八一七

第二　總會に關する國內諸問題……八一七

第三　總會の概況……八一八

第二章　第十五回國際勞働總會の結果……八二四

本年鑑においても事務の都合上茲には單に國際勞働會議について記述するに止める。

國際勞働會議

第一章　第十五回國際勞働總會の經過

第一　議題及期日

第十五回國際勞働總會は一九三一年五月二十八日から六月十八日迄瑞西ジュネーブに開催された。其間二十一回の本會議を開き左記の諸議題につき討議し、炭礦勞働時間に關する一條約案を採擇した。本總會の會議事項は左の通りである。

甲　正式會議事項　一、工業以外の職業に使用し得る兒童の年齢　二、炭礦に於ける勞働時間　三、夜間に於ける婦人使用に關する條約の一部的改正

乙　正式會議事項以外の諸問題　一、石炭業に於ける賃銀問題に關する報告の審議　二、第一回及第二回總會に依り採擇せられたる諸條約の施行に關する數十年報告の審議　三、勞働理事會の改選　四、事務局長報告に關する討議及第四百八條年報審査　五、總會議事規則改正問題　六、各代表提出の決議案の審議

第二　總會に關する國內諸問題

一　國際勞働代表選出

本年度勞働代表及顧問の選出は第六回總會以來の方法に遵つて行はれた。即ち有資格勞働組合中左掲の十三組合が昭和六年度一月二十日迄に夫々候補者二名と同顧問三名とを推薦した。昨年の十一組合に比し二組合の增加であつたが、之は昨年創立された神戸市從業員組合、日本港灣從業員組合聯盟、及昭和四年の創立にかゝる全日本自動車從業員組合が今回初めて推薦したからである。右の中全日本自動車從業員組合は査定の結果組合員數不足で推薦資格なきものと認められた。尙本年の推薦組合十三組合は一昨年に比すると五組合の減少であるが、これは中間派諸組合が本年も昨年同樣棄權せるがためである。即ち全國勞働組合同盟、日本勞働組合總聯合、東京瓦斯工組合、商船同志會等の中間派九組合は一月二十七日聲明書を發表して棄權した。從つて今年もまた代表選出は右翼六團體の獨占に委ねられることゝなつた。

右翼六團體は例年の通り勞働立法促進委員會を通じて協議し、昨年十二月二十日の委員會（於神戸開催）で代表に川村保太郎氏を推し、顧問二名の中一名は海軍勞働組合聯盟又は總同盟から、他の一名

は日本造船勞働聯盟から選出する事に決定した。かくて總同盟は社會部長福岡金次郎氏を推す事に決定したが、日本造船勞働は聯盟内の議纏らず工信會、工愛會は棄權し、自彊組合のみが單獨で聯盟の相談役神野信一氏を推薦する事となり、促進委員會は之を承認した。これをもつて代表には川村氏、顧問には福岡、神野、鈴木倉吉（海員協會）の三氏を推擧する事に決定し、推薦は之にしたがつてなされた。

右の六團體の他日本港灣從業員組合聯盟、神戸市從業員組合、大阪市電愛友會、足尾銅山鑛職夫組合總聯合會の三組合も上記六團體の決定せる候補者を推薦し、日本製鐵勞働組合聯盟及純向上會が夫々自派の候補者を推薦したのみで、結局全候補者は前年通り右翼六團體獨占の形となつた。

政府は右の推薦に基いて勞働代表委員並に顧問候補者を左の如く決定し、二月二十三日之を公表した。

代表（第一候補者）川村保太郎、同（第二候補者）松岡駒吉
顧問（第一候補者）福岡金次郎、同（第二候補者）神野信吉
同（第三候補者）鈴木倉吉。（代表並に顧問候補者推薦に關しては本年鑑第二部第二篇第一章第一節參照）

二　諸代表委員の決定

政府は各代表者委員、顧問及隨員を正式に任命し、之を發表した。諸代表委員の氏名左の如し。

政府側代表　社會局部長　大野綠一郎、國際勞働機關帝國事務所長　吉阪俊藏
顧問　社會局書記官　一戸二郎、同事務官　櫻井安右衛門、國際勞働帝國事務所事務官　石井錦樹
隨員　社會局事務官　川村秀文、同　栗原美能留、地方事務官　大坪保雄、甲斐軍喜
委員附　小川伊佐雄、福田喜東、平山猪象
雇傭主側代表　東京商工會議所副會頭　金光庸夫
顧問　日本商工會議所囑託　宮島綱男、神戸東神土地株式會社取締役　辻湊
囑託　金光幾邦
勞働者側代表　川村保太郎（官業勞働總同盟主事）
顧問　福岡百次郎（日本勞働總同盟）　神野信一（日本造船勞働聯盟）
囑託　官業勞働總同盟、大阪煙草勞働組合理事長　辻井安治郎

第三　總會の概況

今回の第十五回國際勞働總會に參加せる國は四十九ケ國であつた。代表百十四名（政府代表八十一名、雇傭主代表三十二名、勞働代表三十一名）顧問二百九名（政府顧問七十七名雇傭主顧問六十五名、勞働者顧問六十七名）計三百五十三名が總會の討議に正式に參加した。右の參加國中ノールウエーは民間代表としては雇傭主代表のみしか出席せしめてゐないので全代表は投票權を有せず、從つて今次總會の定足數は七

十二で、絶體多數は總會議事規則第十六條によつて七十三となつた。

總會は五月二十八日理事會副議長プールトン氏（理事會議長フオンテーン氏は病氣のため缺席）司會の下に開會され、直ちに議長選擧に入つた。選擧の結果波蘭政府代表ソカル氏が滿場一致をもつて當選した。副議長には、第二次會議に於ける選擧の結果左の諸氏が當選した。

政府側ブラムスネス（丁抹代表）使用者側ゲムミル（南阿代表）勞働者側シュルヒ（瑞西代表）

本總會において設置せられた議題關係諸委員會は、一、兒童年齢委員會、二、炭鑛時間委員會、三、婦人夜業委員會、四、第四百八條委員會、五、議事規則委員會等であつて、うち我國代表が委員として參加したものは、政府代表（一）（三）（五）、使用者代表（一）（三）、勞働者代表（一）（二）（五）の各委員會であつた。

本總會に於ける正式會議事項の審議の經過は左の如くであつた。

一、「工業以外の職業に使用し得る兒童の年齢」

本問題は今回第一次討議の段階にあるものであるが、總會は別に一般討論を行ふことなく、事務局提出の準備報告書中の結論を委員會の討議の基礎として委員會に回附した。

委員會は前後十二回の會合を開いてこの問題を討議した。まづ採用すべき規律の形式が問題となつたが、結局「質問書は條約案の制定に導く樣作成せらるべし」との委員會の意見を附して條約案、勸告何れの形式をとるべきかに付き諸國政府に質問することゝなつた。適用範圍の問題に就ても意見の相違をみたが、勞働者側の提案せる「最低年齢關係の既存の三條約の適用外にある一切の兒童を本條約中に包含すること」に付質問する案が可決され、最低年齢を何歳となすべきやに就ては、委員會は「諸國政府をして自由に回答させる事」（英國政府代表）「一般的には十四歳と定め、學校卒業年齢がこれより高き國々には卒業年齢と一致させること」（勞働側）の二案に付質問することに決定。また授業時間中の傭使を禁止すべきや、及び同時間外の傭使をも禁止す可きやにつき質問をなす事をも可決した。

其他委員會は、一般的最低年齢に達する以前に於て授業時間外の輕易なる傭使の許容、及びか、る傭使に付ての規律、家事勞働、家族企業、工業學校等の傭使につき除外例を設くべきか否か、有害なる業務、街頭商業に關する特別規則、適用の方法等につき審議し、夫々質問要旨を決定し、結局一の結論を決定した。

右委員會の報告は總會第十九次本會議（六月十七日）に上程された。

先づ行はれた一般討論に於て各代表國は夫々大體に於て賛

成なる旨を表明した。續いて審議の結果委員會決定の結論中第十六項の次に「同一家族に屬する者のみを傭使する事業の場合には除外例を設くべきや否や」の一項を附加すべき事、及び結論第二十五項「十八歳未滿の兒童の一日の勞働時間を六時間に制限すること望ましきや否や」を削除するの二件を可決したる上この修正せられたる委員會報告の結論全體を滿場一致をもつて可決した。次で此問題を次回總會の議に上程すべきやの問題は、點呼投票の結果百一票對〇をもつて可決された。

總會に於て決定せられたる結論左の如し。

工業以外の職業に使用し得る兒童の年齢問題に關する委員報告書の結論

總會は、議題第一たる工業以外の職業に兒童の傭使を許容する年齢の問題に就て第一次討議を行ひ、やがて作成せらるゝ國際的規則中に包含せらるべき一切の諸點に付諸國政府をして其の意見を表明し得しむる爲完全なる質問書を作成する事を國際勞働局に要求し特に次の諸點に付諸國政府に諸問するを可とすと考ふるものである。

一、一般原則

(一) 諸國政府は工業以外の職業に兒童の傭使を許容する年齢の問題に付國際的規則即ち條約案又は勸告の採擇に贊成せらるゝやとの意見を表明する。

二、適用範圍

(二) 既に國際勞働總會の採擇したる三條約の適用を受けざる一切の兒童は本條約中に包含せらるべきや。

(三) (イ)各國の權限ある機關は工業以外の職業と工業的、農業的及び海事的職業との分界を定むべしと考へらるゝや。

(ロ)權限ある機關は右の分界を定むるに先立ち雇傭主團體及び勞働者團體と協議すべしと考へらるゝや。

三、傭使を許容する年齢

(四) 一般的年齢限界を採用すること望ましきや、然りとせば何歳とすべきや。

(五) (イ)工業以外の職業に兒童を許容する年齢は十四歳とすべしと考へらるゝや。

(ロ)學校年齢が十四歳よりも高き國々の爲除外例を設くべしと考へらるゝや、右の場合就業許容年齢は學校卒業年齢と一致すべきに非ずや。

四、教育上に及ぼす傭使の影響輕易なる傭使

(六) 授業時間中一切の傭使を禁止すること望ましきや。

(七) 授業時間外に於ける兒童の傭使をも全然禁止することは彼等の教育上有益なるべきが故にこれを望ましとせらるゝや。

(八) 授業時間外に於ける輕易なる傭使は、右傭使が兒童にとり危險ならざること、不適當ならざること及びその學校出席の障害とならざることを條件として、これを許容することを得るや。

（九）『輕易なる傭使』を定義することはこれを各國の權限ある機關に委ぬること望ましきや、又は反對に右の傭使の列擧表をやがて作成せらるゝ規則中に包含すること望ましきや。

午前及び午後とも授業ある日

半休日

全休日

（十三）年少者の身心の發達の爲に、工業以外の職業に傭使せらるゝ一切の兒童に付過超時間及び夜業を絶對に禁止すること望ましきや、夜業の定義は午後八時と午前八時との間に行はるゝ一切の勞働とすべきや。

（十四）日曜、公の休日及び學校休暇中に於ける傭使を禁止又は制限すること望ましきや。

（十五）これが爲健康又は教育を害せらるべき兒童に就ては就業許容最低年齢に先だちこれを輕易なる作業に傭使することを國際的規則を以て全然禁止すること望ましきや。

五、除外例

（十六）或る種の職業、例へば家事勞務の如きを特に考慮すること望ましきや、然りとせば如何なる方法に依るべきや。

（十七）同一の家に屬する者のみを傭使する事業の場合には除外例を設くべきや。

（十八）工業學校又は職業學校の場合には特別の規則又は除外例を設くること望ましきや、但し右の除外例は作業が本質上教育的性質を有して營利の爲に利用せられず且つ公の機關の承認及び監督を受くることを條件とすること。

（十九）兒童が藝術及び科學の爲に劇場及び映畫事業に傭使せらるゝ場合には右の兒童の健康及び身體の發育に付特に如何なる保障を勸告せらるゝや。

（二十）職業にして其の性質上危險なるもの又は兒童の風儀若くは健康を害する虞あるものに於ては兒童の傭使を絶對に禁止すること望ましきや。

（二十一）國際的規制を以て、如何なる職業が兒童の健康又は風儀上特に有害なりやの問題を決定し且つ之に付特別の規制を設くること望ましきや。

（二十二）街頭商業に傭使を許容する年齢に付特別に規制すること望ましきや。

（二十三）街頭商業に伴ふ風儀上の危險に鑑み

（イ）年少女子に在りては十八歳に至る迄街頭商業を絶對に禁止すべきや。

（ロ）年少男子に在りてはその最低年齢は工業以外の職業に傭使を許容する年齢よりもこれを高くすべきに非ずや、然りとせば、この最低年齢はこれを何歳とすべきや。

（二十四）店舗外の勘定臺に於ける傭使許容年齢に關してはこれを街頭商業として取扱ふこと望ましきや。

六、雜則

（二十五）（イ）氣候の狀態其の他の特殊の事情に因り狀態に著しき相違ある諸國に付變更を加ふること望ましきや。

(ロ)右の諸國に付特別の最低年齢を定むること望ましきや然りとせばそは何歳とすべきや。

七、施　行

(二十六)　本條約の規定の施行を確保する爲左の方法を用ふること望ましきや。

(イ)雇傭主は其の傭使する兒童の名簿を備付くること。

(ロ)戸外の職業に從事する兒童は免許狀を携帶し徽章を佩用すべきこと。

(ハ)公衆娯樂業に對しては免許狀、臨檢入場權、等の如き特別の考慮を拂ふべきこと。

(ニ)取締條件に對する違反には刑罰を課すべきこと。

(二十七)　所定の保護措置を施行する爲適當なる公の監督制度を設くべきや。

(二十八)　犯罪の廉に由り處罰せられたる者又は放蕩無賴の徒は自身の子以外の兒童を傭使することを禁止せらるべきや、又同一の規定は右の者が同一の家族内に生活して自身の子以外の兒童を傭使せんとする場合にもこれを適用すべきや。

二、「炭鑛勞働時間」

本問題に付ては國際勞働事務局は第十四回總會に於ける討議の結果に基て締盟諸國に質問書を發し、諸國政府の之に對する回答を基礎として條約案草案を作成して總會に提出した

本總會に於ては先づ第四次本會議（五月二十九日）に於て右の條約案草案を討議の基礎として採用することに決定し、直ちに之を委員會に付託した。

委員會は前後十六回の會合を行つた。この問題については昨年度總會に於て大略討議し盡され、當時多數の合意に到達してゐるので、本年は一般討議を行はず、先づ昨年以來未解決の儘となつてゐる「超過時間を含める實勞働時間數の問題」及び「褐炭礦は別箇の條約案の題目とすべきや否やの問題を含める褐炭礦の問題」等の諸問題を解決し、然る後原案の順序に從ひ殘餘の問題を處理するの方法がとられた。

委員會の審議において（イ）勞働者に關する適用範圍（ロ）勞働時間數の問題（ハ）時間數の短縮方を考慮する期限（ニ）災害不可抗力等の場合の臨時的時間延長及準備作業等に一日半時間の時間延長を許す……等々の各條項に就て種々の議論と修正案とが提出されたが、（イ）（ロ）は原案の儘可決、（ハ）（ニ）は修正可決せられた。

上記先決重要問題の一である「過超時間問題」に就ては、原案第十條の規定に對しドイツ雇傭主代表は過超時間の擴張を主張する修正案を出したが一蹴せられ、勞働代表團の提出せる「過超時間規定の決定に當りては雇傭主團體及勞働團體に協議すること並びに一國全體を通じて過超時間を規定すべき」ことを主張せる修正案が容認されたのみで、原案第十條は委員會案第九條として成立するに至つた。他の重要問題たる褐鑛の問題は六回に亘る會合によつて審議せられた。先づ

褐炭鑛を同一條約案にて取扱ふか否かの點に關しては、勞働者側委員全部、政府委員の大多數その他若干委員は褐炭鑛を同一條約中に取扱ふ事を必須の要件なりとせるため獨、墺、伊以下の諸國の雇傭主委員の提起せる別箇條約制定案は大多數を以て否決、次に褐炭礦の規制條件を便質炭礦と同一ならしめ得るや否やの點は、褐炭礦に例外的規定を設くる原案を認め、たゞ兩炭礦を同一に取扱ひつゝある諸國の勞働者が今回の條約案の例外的規定によつて不利な待遇を受くるに至る如き事を避くる爲の何等かの保障に對する勞働側代者團の要求を容れ、平和條約第四百五條十一項の趣旨を宣明せる一項を新たに第十五條として挿入する事に決定した。尚その他若干の修正を經て同問題も漸く可決せられるに至つた。かくて修正條約案草案は起草委員會に回付せられ、若干の字句修正の上再び委員會に上提せられたが委員會に於ては之を可決して總會に報告した。尚委員會は本議題に關聯して、佛國勞働代表の提案に基き「婦人勞働者と十六歳未滿の者を炭礦坑內勞働に使用する問題」を近き將來の總會の議題とする事を要求する旨の一決議を可決した。

右の委員會の報告は總會第十七次本會議（六月十七日）に於いて審議せられた。先づ一般討議に次で逐條審議に移り、第一條、第九條、第十九條に對し雇傭主側代表より修正案提出されたが何れもならず、最後に「勞働時間の融通性を認むべき一新條項を挿入すべしとする要求も否決せられ、條約案全體については、投票の結果六十七票對十六票をもつて委員會案が採擇となつた。この條約案は實に案文委員會に廻付されて字句の整備を受けた爲、總會最終日の終結的投票の結果八十一票對二票（雇傭主團は棄權）にて採擇せられるに至つた。

本總會において採擇された「炭礦勞働時間條約案」の正文は次章に之を掲げた。

三、「婦人夜業條約の部分的改訂」

本問題につき總會は第三次本會議（五月二十九日）に於て勞働局原案を討議の基礎とするに決し、一般討議を行ふことなしに直ちに之を委員會に付託した。

委員會は八回の會合を重ねて理事會の決定せる二點の改訂案を審議した。

「本條約は監督又は管理に從事し通常筋肉勞働を行はざるものには之を適用せず」との一項を第三條に追加せんとする第一の改訂案に對しては、勞働者側委員は先づ條約案の改訂は必ず既得の利益乃至保護を一層伸長する如き場合に限らるべきであつて、この改訂案はかゝる場合に相當せず、またかゝる不明瞭なる字句を含む規定の追加は重大なる妄用を生じ、婦人勞働者の利益を害するものであるといふ見地より極力反對した。雇傭主側委員は一致して改訂案を支持したが、政府

側委員は賛否兩派に岐れ、種々の修正案を提出した。結局英國政府代表提出の修正案「本條約は管理に付責任ある地位に在りて通常筋肉勞働を行はざるものには之を適用せず」が三十七票對三十三票をもつて可決された。

次に夜業の絶對的禁止期限を現行の夜十時から朝五時迄とし、その代りに夜十一時から朝六時までとするも差支なしとなす第二の改訂點に對しても勞働側委員は第一改訂點に對すると同様の理由により反對し、雇傭主側は改訂賛成を表明したが、この改訂案に對しては別に修正案も出ず、原案につき採決の結果三十八票對二十八票にて可決された。

右に關する委員會報告書は第一五次本會議（六月十五日）に上程され第十六次本會議まで引續き討議された。審議終決後票決に移つたが、「管理の地位に在る者に本條約を適用せず」の項を追加する件は五十四對四十三票にて總會はこの改正案を假採擇した。第二の「夜業絶對禁止期間を夜十一時から朝六時迄として差支なき」旨追加の件も亦五十六票對三十八票にて假採擇となつた。

假採擇となれる改正案は直ちに案文委員會に廻付され、條約案としての體裁を整へて再び總會に提出された。然し總會最終日に於ける終結的票決の結果は七十四票對四十票にて、所要の三分の二の多數を得ることができずして遂に改訂案は採擇されるに至らなかつた。

第二章　第十五回國際勞働總會の結果

本年度總會に於ては上記の如く「工業以外の最低年齢」「炭礦勞働時間」「婦人夜業條約の部分的改訂」の三議題が正式會議事項として審議されたが、その結果第一の議題については一結論が可決され、第二の議題に關しては「炭礦勞働時間に關する條約案」が採擇され、同時に同問題に關聯して「婦人及び十六歳未滿の勞働者を炭礦地下勞働に傭使する問題を近き將來の總會の議題に上せる事を要求する」一決議が可決された。

其他本總會には各國代表者により十二個の決議案が上程された。この十二決議の他尚前記炭礦勞働時間委員會提出の一決議案と、失業對策及び十年報告に關する二個の緊急決議案と、都合總計十五個の決議が本總會に於いて可決せられた。

之等の諸決議正文（『世界の勞働』第八卷第八號參照）は紙面の都合上之を省略し、茲には單に「炭礦に於ける勞働時間に關する條約案」正文のみを掲ぐることゝする。

炭礦に於ける勞働時間に關する條約案

（前文省略）

第一條　本條約は一切の炭礦、即ち硬質炭又は褐炭のみを採掘し若

くは他の鑛物と共に主として硬質炭又は褐炭を採掘する鑛山に之を適用す

本條約に於て「褐炭」と稱するは石炭紀の次に位する地質紀の石炭を採掘する礦山を意味す

第二條　本條約に於て「勞働者」と稱するは左の者を意味す

(イ)地下炭礦に於ては、其の傭使せらるゝ雇傭主と作業の種類との如何を問はず坑内に就業する一切の者、但し監督又は管理の地位に在りて通常筋肉勞働を行はざる者を除く

(ロ)露天炭礦に於ては、直接又は間接に石炭の採掘に傭使せらるゝ一切の者、但し監督又は管理の地位に在りて通常筋肉勞働を行はざる者を除く

第三條　地下硬質炭礦に於ける勞働時間とは左の通り計算したる在坑時間を意味す

一、地下在坑時間とは勞働者が下降の爲捲揚臺に入りたる時より上昇を終りて捲揚臺を出でたる時迄の時間を意味す

三、一切の地下硬質炭礦に於て如何なる勞働者の在坑時間も一日七時間四十五分を超ゆることを得ず

第四條　一組又は一團の勞働者が坑口に入りたる時より坑口を出でたる時迄の時間が第三條第三項に規定する時間と同一なる場合に於ては本條約の規定は遵守せられたるものと看做す。一組及び一團の昇降順序並に其の下降時間と上昇時間とは略々同一なることを要す

第五條　本條第二項の規定に從ふことを條件として、國内の法令又は規則が在坑時間の計算の爲勞働者の下降又は上昇は一國全體の一切の組の下降又は上昇の秤量平均時間に從ひて之を計算する旨を規定する場合に於ては本條約の規定は遵守せられたるものと看做す。此の場合、一組の最終の勞働者が地表を去る時より同一組の先頭の勞働者が地表に歸る迄の時間は如何なる礦山に於ても七時間十五分を超ゆることを得ず、但し勞働者の一部類としての採炭夫が同一組の他の部類の坑内勞働者よりも平均して長き時間を勞働する如き規則方法を認許することを得ざるものとす

本條に規定する方法を實施したる締盟國にして爾後第三條及び第四條の規定を實施せんとするものは右の變更を一國全體に付同時に行ふべく、其一部に付之を行ふことを得ざるものとす

第六條　一、勞働者は日曜及び適法の休日に於て炭礦の坑内勞働に之を傭使することを得ず。尤も國内の法令又は規則は十八歳以上の勞働者に付左の例外を認許することを得

(イ)其の性質上連續的に操作せらるゝ豫防に關する作業、安全作業、災害及び疾病の場合に於ける應急手當に關する作業、並に畜類の手當

(ハ)測量作業、但し企業の操作に對し中斷又は混亂を生ぜしむることなくしては他の日に之を行ふことを能はざる場合に限る

(ニ)機械及び其の他の裝置に關する緊急作業にして礦山の通常の操業時間中に之を行ふこと能はざるもの、並に同傭主の支配することを能はざる他の緊急又は例外的の場合

二、權限ある機關は本條に認許せらるゝ場合を除くの外日曜及び適法の公の休日に於て如何なる勞働も行はれざることを確保する爲

適當の措置を執るべし

三、本條第一項により認許せらるゝ作業に對しては正常率の一倍四分の一を下らざる報酬を與ふることを要す

四、相當程度に本條第一項に依り認許せらるゝ作業に從事したる勞働者に對しては　賞　休息期間又は第三項に定むる率に加へて適當の追加報酬を與ふべし。右の規定の適用に關する細目は國内の法令は又規則に依り之を定むべきものとす

第七條　溫度、濕度、其の他の異狀の事由により健康上特に有害なる作業場の勞働者に就ては、公の機關は第三條乃至第九條に定むる所よりも短き在坑時間に關する規定を設くべし

第八條　一、公の機關は左の場合に於ては第三條乃至第五條及び第七條に定むる在坑時間を超ゆることを得る規定を設くることを得

(イ)現に災害あり又はその虞ある場合「不可抗力」の場合、又は礦山の機構、設備若くは裝置の故障の直接の結果として右の機械設備若くは裝置に付緊急の處置を施すべき場合、右の場合に於ては之が爲附隨的に石炭の生産を伴ふことを妨げざるも、當該礦山の通常の操業に對する重大なる障礙を除去するに必要なるべき限度を超ゆることを得ざるものとす

(ロ)技術的作業又はその性質上連續的に操作せらるゝことを要する作業に傭使せらるゝ勞働者の場合、その作業は平常通り操業を準備し又は之を終了するに爲若くは次の組に於て之を十分に取上ぐる爲必要なるべきことを限度とす、但し右は石炭の生産又は運送に亙らざる事を要す。本項により認許せらるゝ增加時間は個々の勞働者に付一日半時間を超ゆることを得ず、且つ通常の操業を行ふ一切の礦山の場合に於て關係勞働者數は如何なる時と雖も礦山に傭使せらるゝ者の總數の五分を超ゆることを得ざるものとす

(二)本條の規定に從ひ勞働したる過超時間に對しては正常率の一倍四分の一を下らざる報酬を與ふることを要す

第九條　公の機關は、本條約第八條の規定の外、一年に六十時間を超えざる過超時間を一國全體を通じて企業の處置に委ねる規定を設くることを得

右の過超時間に對しては正常率の一倍四分の一を下らざる報酬を與ふることを要す

第十條　本條約第七條乃至第九條に掲ぐる規定は關係雇傭主團體及び勞働者團體と協議の上公の機關之を設くべし

第十一條　ヴエルサイユ條約第四百八條及び他の平和諸條約の對當條項の規定に依り提出せらるゝ年報は本條約の第三條、第四條及び第五條の規定に從ひ勞働時間を規制する爲執りたる措置に關する一切の情報を包含すべし。年報は第七條乃至第九條及び第十二條乃至第十四條に依り設けらるゝ規定とその適用とに關する完全なる情報を供すべし

第十二條　本條約の規定の實行を容易ならしむるため各礦山管理者は左のことをなすを要す

(イ)竪坑口其の他の適當の場所に見易さやう掲げられたる告示に依り又は公の機關の承認する其の他の方法に依り各組又は各團の勞働者の入坑開始時刻及び其の出坑終了時刻を公示すること

右の時刻は公の機關に依り承認せらるゝことを要し且各勞働者の在坑時間が本條約の定むる制限を超ゆることなき樣之を定むべ

し。一旦之を公示したるときは公の機關の承認を經、且公の機關の承認する告示及び方法に依るに非ざれば之を變更することを得ず

(ロ)國内の法令又は規則に依りて定めらるゝ樣式に從ひ本條約第八條及び第十一條に依り勞働したる一切の增加時間を記錄すること

第十三條　地下褐炭礦に於ては本條約第三條、第四條及び第六條乃至第十一條は次の條件を附して之を適用す

(イ)國内の法令又は規則の定むべ　條件に從ひ權限ある機關は生産の休止を伴ふ團體的休憩時間が在坑時間中に包含せられざることを許容することを得、但し右の場合の休憩時間は如何なる場合と雖も各組に付三十分を超ゆることを得ず

右の許容は個々の場合に於て公の調査に依り右制度の必要が確認せられたる後且關係勞働者の代表と協議の上に限り之を與ふべきものとす

(ロ)本條約第九條に定むる過超時間數は一年に七十五時間迄を最大限として之を增加することを得

右の外、權限ある機關は更に一年に七十五時間を超えざる過超時間を規定する團體協約を承認することを得。右の過超時間は第九條第二項に定むる率の報酬を之に對して與ふべく、且一切の地下褐炭礦全體に對して之を許容することを得ず、特別の技術的又は地理的狀況により之を必要とする個々の地域又は礦山に限り之を許容すべきものとす

第十四條　露天の硬質炭礦及び褐炭礦に於ては本條約第三條乃至第十三條は之を適用せず。尤も本條約を批准する締盟國は工業的企業に於ける勞働時間を一日八時間且一週四十八時間に制限するワシントン條約の規定を右の勞働に適用することを約す但し右條約第六條〇號の規定に依り勞働することを得る過超時間數は一年に百時間を超ゆることを得ざるものとす、特別の必要ある場合に限り、權限ある機關は一年百時間を超えざる範圍内に於て更に右の百時間を增加することを規定する團體協約を承認することを得

第十五條　本條約の規定は如何なる場合に於ても勞働時間に關する國内の法令又は規則に依り勞働者に與へられたる保約を減殺する樣右法令又は規則を變更する效力を有することなかるべし

第十六條　何れの國に在りても政府は國家の安全を脅胎ならしむる事變の場合に於て本條約の規定の施行を停止することを得

第十七條　ヴエルサイユ條約第十三編及び他の平和諸條約の對當編に定むる條件に依る本條約の正式批准は登錄の爲國際聯盟事務總長に之を通告すべし

第十八條　本條約は國際勞働機關の締盟國のみを拘束すべし。本條約は左の締盟國中の二國の批准が國際聯盟事務總長に依り登錄せられたる日より六月後に效力を發生すべし―ベルギー、チエコスロヴアキア、フランス、ドイツ、イギリス、オランダ、ポーランド

爾來本條約は他の何れの締盟國に就ても其の批准が國際聯盟事務總長に依り登錄せられたる日より六月後に效力を發生すべし

第十九條　第十八條第二項に掲ぐる締盟國中の二　が國際聯盟事務局に本條約の批准の登錄を爲したるときは事務總長は國際勞働機關の一切の締盟國に右の旨を通告すべし。事務總長は爾後該機關の他の締盟國の通告したる批准の登錄を一切の締盟國に通告すべし

第二十條　本條約を批准したる締盟國は本條約の最初の效力發生の

日より五年の期間滿了後に於て國際聯盟事務總長宛登錄の爲にする通告に依り之を廢棄することを得。右の廢棄は該事務局に登錄ありたる日の後一年間は其の效力を生ぜず

本條約を批准したる各締盟國にして前項に揭ぐる五年期間の滿了後一年以内に本條約に定むる廢棄の權利を行使せざるものは更に五年間拘束を受くべく、又爾後各五年の期間滿了並に本條に定むる條件に依り本條約を廢棄することを得

第二十一條本條約の效力發生後遲くも三年以内に國際勞働局理事會は左の諸點に關する本條約の改正の問題を總會の議題に揭ぐべし

(イ)第三條第三項に定むる勞働時間を更に短縮する能否

(ロ)第五條に規定する例外的計算方法を使用する權利

(ハ)勞働時間を短縮する意味を以て第十三條(イ)號及び(ロ)號の規定を變更する能否

(ニ)第十四條に定むる過超時間數を短縮する能否

右の外、本條約の效力發生後各十年の期間滿了並に、國際勞働局理事會は本條約の施行に關する報告を總會に提出すべく且其の全部又は一部の改正の問題を總會の議題に揭ぐべきや否やを審議すべし

第二十二條　總會が本條約の全部又は一部を改正する新條約を採擇する場合には締盟國に依る新改正條約の批准は新改正條約が效力を發生したるとき前記第二十條の規定に拘らず猶豫の要件を要せずして當然に本條約の廢棄を生ぜしむべし

新改正條約の效力發生の日より本條約は締盟國に依り批准せられ得ざるに至るべし

尤も本條約は之を批准したるも改正條約を批准せざる締盟國に對しては其の現在の形式及び內容に於て、

第二十三條　本條約は佛蘭西語及英吉利語の本文を以て共に本文とす

附篇　政治•財政•經濟•人口一斑

第一章　政治一斑……八二九
第二章　財政一斑……八三三
第三章　經濟一斑……八三四
第四章　人口一斑……八四三

第一章　政治一斑

茲には政治問題の一般に就て記述するのではなく、單に社會問題に關係ある事項の一斑を摘錄するに止まる。

第一　第五十九議會

第五十九議會は昭和五年十二月二十四日に召集せられた。濱口氏の遭難によつて首相を失つた民政黨內閣は、二百七十の絕對多數を擁してはゐたが、黨外大臣幣原氏を首相代理たらしめて今議會に臨むの已むなきに到つたため對內的にも、對外的にも多大の不安を感ぜしむるものがあつた。

此の首相代理問題に關し政府は本年一月二十二日に再會された休會開けの議會に於て野黨側の十字火を浴びた。單に此問題のみではない。金解禁斷行の善後措置、財政經濟政策樹立の責任を有する政府は、財政經濟問題、特に五年度豫算の歲入缺陷、六年度豫算の歲入見積り過大、非募集主義の破綻等について急追擊を受けた。其他政府は當面の失業問題、農村窮狀の打開策に關り、更にまた今議會の最重要問題たる海軍國防問題、殊に政府提出の海軍兵力整備計畫につき相當苦難を嘗め、何れも糊塗的答辯によつて辛じて窮境を脫する有樣であつた。

其間二月三日には、衆議院豫算總會の席上で幣原首相代理がロンドン海軍條約締結の責任を回避するが如き答辯をなせるため議場は收拾不能の混亂狀態に陷り、亂鬪流血の醜態は一週間に亘つて繼續された。同月十二日豫算總會席上で首相代理は失言を取消し漸くこの失言問題も解決したが、政府は之が爲淺からぬ創痍を受けた。

かくて三月十日には負傷未だ全癒せざる濱口病首相を急遽登院せしめて頹勢內閣の延命策を講ずることゝなつた。貴族院も首相代理問題および首相代理失言問題を提げて政府に肉薄するところあり、また區裁判所事務停止問題と地方裁判所權限變更問題については兩院に於て法相の責任を糾彈されるなどのことがあつたが、政府は絕對多數の勢力を利して三度の難關を切拔けることが出來た。

第五十九議會に於いては、昭和六年度豫算並に追加豫算案が三月十八日兩院を通過し濱口內閣成立以來最初の豫算案が成立したのを始め政府提出の法律案中六十四件は兩院を通過したが、社會問題關係の重要法案としては僅に勞働者災害扶助法案、勞働者災害扶助責任保險法案等が通過したのみで他は悉く不成立に了つた。即ち婦人公民權案として現はれた市制・町村制・府縣制中改正法律案、北海道會法中改正法律案は貴族院で否決、小作法案、勞働組合法案勞働爭議調停法中改正法律案は何れも貴族院で握潰しにあひ、船員保險法案は

衆議員で審議未了となつた。三度の重要法案が兩院に於いて歷殺、握潰の運命にあつたことは政府にとつて大きな痛手であつた。尙今議會は最終豫定日であつた三月二十五日には減稅案其他が貴族院に於いて審議未了であつたため二日間會期が延長された。

第二　內閣の改造

病を押して登院せる濱口首相の病狀はために更に惡化し入院再手術を要するに至つたため、四月十日の閣議に於いて濱口內閣總辭職の方針を決定したが、辭表は辭職後の政權推移に備へるため、民政黨後任總裁の決定を俟つて捧呈することとした。後任總裁選定に關しては、政府、與黨間に紛糾を生ぜんとしたが、結局若槻氏を推戴することに決定、十一日若槻氏の就任承諾あるや、十三日宇垣陸相は辭表を取纏めて捧呈、茲に濱口內閣は成立以來一年十ケ月の壽命を卒えた。

四月十四日組閣の大命は民政黨總裁若槻禮次郎男に降下し即日若槻內閣は成立した。閣員として幣原外相、江木鐵相、安達內相、井上藏相、町田農相、安保海相、小泉鐵相、田中文相、渡邊法相等留任と決り、陸相に南次郎、拓相に原脩次郎、商相に櫻內幸雄の各氏が夫々新に就任した。

若槻內閣は成立後先づ赤字補塡のために行財稅制整理の實行に着手した。その手始めとして官吏減俸を斷行するに決り行政整理準備委員に於いて減俸基礎案を作成した。然るに之に對し鐵道省、司法省其他各省官吏より猛烈なる反對が起つたゝめ、再三基礎案に修正を加えた上五月二十七日勅令をもつて「官吏は文武官を通じその月俸百圓以上年俸千二百圓以上の者に付減俸（最高二割最低五分）を行ふ」旨の減俸關係法令を公布し六月一日より之を實施した。特殊官吏、囑託員、地方自治體吏員等も、六月一日から、小學校教員は七月一日より、一般官吏同樣に減俸されることゝなつた。たゞ判事の俸給は判事團の反對の結果勅令中に「特に減俸に同意せざる者に對しては之を適用する事を得ず」との特例を設け判事の自由意思に任すことゝなつた。尙鐵道省內部にも減俸案決定を前にし一大反對運動が起された五月二十四日には本省內にて全國從業員大會が開催され、減俸案徹廢を決議し、鐵相に反省を促す一方高等官以下全職員は二十五日總辭職の手續をとり、遂には全從業員の總罷業に迄發展するかに見えたが、諸給與手當の不減額、退職賜金の永久性の確認、積極的人員整理を行はざる事……の三妥協案成つて反對運動は鎭靜に歸した。

其他若槻內閣は恩給法の改正斷行に着手する一方官省の廢合を行はんとして各方面の頑強なる反對に當面するに至つた江木鐵相は「主張貫徹のための犧牲」となつた辭職（九月十日）、拓相原脩次郎氏がその後を襲ひ、拓務大臣は拓務省廢止

の實現を容易ならしめるための若槻首相の兼任となつた。

第三　内閣の更迭

官省廢合問題の紛糾、非募債主義の撤棄など政府の對内諸政策が轉落の一路を辿りつゝある時、萬寶山事件、中村大尉事件によつて日支關係は緊張し切つてゐたが、九月十八日奉天附近に於ける支那軍隊の滿鐵破壞が口火となつて遂に我軍隊は滿洲に於いて軍事行動を起すに至つた。そして事茲に至るに至つた原因として、取府の軟弱外交が指彈された。この「未曾有の重大時局」に當面しての政府の内政、外交政策の破綻は、十一月に入つて、政民協力一致して國家のこの難局に處すべし」とする聯立内閣組織運動を惹起するに至つた。

協力内閣運動を提出せる安達内相一派と若槻首相、井上藏相其他の現狀維持論者との對立抗爭は政局の危機を招來し、政府の「既定方針通り一致結束して進む」の決議も安達内相を翻意せしむるに至らず、遂に若槻内閣は、内閣不統一の責を負うて十二月十一日總辭職するに至つた。

十二日政友會總裁犬養毅氏に後繼内閣組織の大命降り、翌十三日政友會單獨内閣が成立した。閣員は左の通りである。

首相　犬養毅、外務（一時首相兼摂）芳澤謙吉、内務　中橋德五郎、大藏　高橋是清、海軍　大角岑生、陸軍　荒木貞夫、司法　鈴木喜三郎、文部　鳩山一郎、農林　山本悌二郎、商工　前田米藏

附篇　政治・財政・經濟・人口一斑

遞信　三土忠造、鐵道　床次竹二郎、拓務　秦豐助

犬養内閣は成立即日政友會の一枚看板たりし金輸出再禁止を斷行した。即ち十二月十三日金貨幣又は金地金の輸出を禁止する旨の大藏省令を公布し即日施行した。かくて犬養内閣はインフレーション政策と對支强硬政策を提げ、解散の決意をもつて第六十議會に臨む事となつた。

他方民政黨に於ては安達氏を始め中野正剛、富田幸次郎の安達派三頭目の脱黨を見、三浦、風見氏等安達派少壯分子七名も之に旬じ絶對多數を誇つた民政黨内にも遂に分解作用を生ずるに至つた。

第四　外交問題

本年吾國にとつて最も重大であつた外交問題は滿洲事變と之を中心とする國際聯盟理事會の動きである。

本年六月萬寶山の朝鮮迫害事件之に續く中村大尉銃殺事件によつて滿洲に於ける日支關係は極度に緊張してゐたが、九月十八日夜奉天柳條溝における支那官憲の南滿鐵道線路爆破が導火線となつて我軍は軍事行動をとるに至り遂に滿洲事變の勃發となつたのである。翌十九日政府は「事件の擴大防止」の方針を決定したが、我關東軍（朝鮮師團よりも〇混成旅團派遣）に引續き攻擊を進め長春、吉林その他の各地に支那兵を擊破した。

本事變に關り國際聯盟支那代表が九月十九日當時開催中の聯盟總會に滿洲に於ける日支紛爭事件を提出せるため、同月二十二日同問

題を議する聯盟理事會緊急會議が開かれ、同月三十日に至る間四回に亘る委員會が開かれた。その席上に於ける日本代表芳澤全權の「日本は滿洲に於いて領土的野心を有せず」の聲明に基き、日本軍隊の鐵道地帶の撤退の「完全且迅速なる實現」を希望する決議が採擇された。

然るに十月八日の日本軍の錦洲爆擊より聯盟の空氣は惡化し、十三日より開會された理事會にては日本の意思に反しオブザーヴァとしてのアメリカ代表の出席が可決されたのを始め、理事會は日本に對し注意を喚起し、撤兵勸告案を上程するに至つた。該撤兵案は芳澤全權の自衛權の立場よりする反對あるに拘らず十月二十四日日本以外の各國によつて承認され、十三對一にて不成立に終つたとは云へ日本は全く孤立するに至つた。

日支紛爭事變に關する第三回理事會はジエネバよりパリーに移され十一月十六日より十二月十日迄開催された。同理事會に於いては日本の「全問題の日支直接交渉による解決」「聯盟より調査員を支那に派遣する事」の二提案がほゞ貫徹され十二月十日左の如き決議案が採擇された。かくて滿洲及支那調査委員會がリットン伯（委員長、英）、クローデル將軍（佛）、マクコイ將軍（米）、シュニー博士（獨）マレスコッチ伯（伊）の中立國委員によつて組織され、支那に派遣される事となつた。

理事會は

一、兩當事國が嚴肅に遵守する旨宣言し居れる、一九三一年九月三十日理事會全會一致可決の決議を再び確認す。依て理事會は右決議の定むる條件により、日本軍の鐵道附屬地內撤收が成るべく速に實行せられんが爲め、日支兩國政府に對し、右決議實施を確保するに必要なる一切の手段を講ぜんことを要請す。

二、十月二十四日の理事會以來、事態更に重大化したるに鑑み、理事は兩當事國が、此の上事態の惡化するを避くるに必要なる一切の措置を執り、又、この上戰鬪又は生命の喪失を惹起することあるべき一切の主動的行爲を差控ふべきを約することを了承す。

三、兩當事國に對し、情勢の進展に付引續き理事會に通報せんことを求む。

四、其の他の理事國に對し、其の關係地域に在る代表者より得たる情報を理事會に提供せんことを求む。

五、上記諸措置の實行とは關係なく、本件の特殊なる事情に顧み、日支兩國政府による兩國間紛爭問題の終局且根本的解決に寄與せんことを希望し、國際關係に影響を及ぼし、日支兩國間の平和又は平和の基礎たる良好なる諒解を攪亂せんとする虞ある一切の事情に關し、實地に就き調査を遂げ、理事會に報告せんがため、五名よりなる委員會を任命するに決す。

日支兩國政府は委員會を助くる爲、各一名の參與委員を指命する權利を有し、兩國政府は委員會が其必要とすべき一切の情報を實地につき入手せんが爲めの各般の便宜を委員會に供與す。

兩當事國が、何等かの交渉を開始する場合には、右交渉は本委員會所定任務の範圍內に屬せざるべく、又何れかの當事國の軍事的措置に苟も干渉することは、本委員會の權限に屬せざるものと諒解す

本委員會の任命及び審議は、日本軍鐵道附屬地内撤收に關し、九月二十日の決議に於て、日本政府の與へたる約束に何等の影響を及ぼすものに非ず。

六、現在より一九三二年一月二十五日に開かるべき次回通常理事會期迄の間に於て、本件は依然理事會に繫屬するものにして、議長に於て本件經過を注意し、若し必要あらば新に會合を招集せんことを求む。

第二章　財政一斑

昭和六年度歳入歳出總豫算案は第五十九議會を通過し、濱口内閣成立以來初めて豫算が成立した。

今年度成立一般會計總豫算額は歳入總額十四億八千九百二十七萬五千圓、歳出十四億八千八百九十萬三千圓、差引歳入超過三十七萬一千圓である。之を前年度實行豫算と比較すれば歳入は深刻なる財界不況のために前年度實行豫算に比し一億一千九百三十六萬餘圓激減してゐる。歳出に於てもこの著しき歳入減に相應し前年度實行豫算に比し一億一千九百七十三萬餘圓の切詰となつてゐる。

昭和六年度一般會計成立豫算總額並に各省別歳出豫算は次に掲ぐる通りである。然るに議會終了後五年度末歳入減收が約一億二千萬圓に達すべき見込確實となり、政府は公債を發行して之を補塡する方針をたてたが、深刻なる財界不況のため更に六年度歳入豫算にもまた不足を來す可き見込が確實となつた。

かくて政府は六月一日より官吏減俸を斷行して八百餘萬圓の節約を行ひ、更に七月三日の閣議において本年度實行豫算を決定し、約五千萬圓程度の節約（表「三」參照）を行つて歳入缺陷を補塡することゝなつた。

一　昭和六年度一般會計歳入歳出總豫算

歳入

	六年度成立豫算額	五年度實行豫算との比較增減（△）
經常部	一、三九六、九七〇千円	△一一七、五五四千円
臨時部	九二、三〇四	△　一、八一〇
合計	一、四八九、二七五	△一一九、三六四

歳出

經常部	一、一八二、三七七	△四一、六六〇
臨時部	三〇六、五二六	△七八、〇七六
合計	一、四八八、九〇三	△一二九、七三六

二　昭和六年度豫算各省別歳出

	經常部	臨時部	計	前年度實行豫算との比較增減（△）
	千円	千円	千円	千円
皇室費	四、五〇〇	―	四、五〇〇	―

外務省	一五、一七六	二、四三二	一七、六〇八	△一、四三九
內務省	四五、三三〇	九六、一八三	一四一、六一三	三八一
大藏省	三一一、二五一	一五、四三一	三二六、六八三	△一六、七一八
陸軍省	一七三、二七五	一六、三四四	一八八、六一九	△二二、一六七
海軍省	一四一、二一〇	六九、六六五	二一〇、八七五	△五二、〇六三
司法省	三二、二七〇	五〇四	三二、七七五	△二、〇九二
文部省	一三一、三一〇	六、八九一	一三八、二九二	△五、八四四
農林省	二九、二六七	二七、六六〇	五六、九二七	△二一五
商工省	四、九一三	六、〇〇八	一〇、九二一	△六四九
遞信省	二九二、四六七	四〇、七八八	三三三、二五五	△一四、六七〇
拓務省	二、四〇七	二四、四二九	二六、八三六	△二、三五九
計	一、一八二、三七七	三〇六、五二六	一、四八八、九〇三	△一一九、七三六

三六年度豫算節約額

	經常部	臨時部	合計
	千円		
外務省	五二七	八一	六〇九
內務省	五八五	八、四六六	九、〇五一
大藏省	五八五	一、四六七	二、〇五二
陸軍省	一三、九七九	二、六三九	一五、六一八
海軍省	八、五四八	四、五二三	一三、〇七一
司法省	一、二三四	六三	一、二九七
文部省	六一八	八六二	一、四八〇
農林省	一、三九一	二、五一五	三、七〇六
商工省	二三二	三〇〇	五三二
遞信省	三、〇〇一	一、三二七	四、三二八
拓務省	二七	二、五四二	二、五六九
計	二九、七二五	二四、六九二	五四、四二〇

第三章　經濟一斑

昭和六年の經濟狀態を現はす二三の事項を左に摘錄する。

第一　外國貿易

昭和六年の我國（內地）對外貿易は、益々深刻化せる世界恐慌と內地購買力の萎縮を反映して極度の收縮を示してゐる即ち今年度輸出總額は十一億四千六百九十八萬一千圓にて昨年度に比し三億二千二百八十七萬一千圓、二一・九％の激減である。

この非常なる輸出減は、世界恐慌の深刻化、恐慌の渦中に入つたアメリカ財界の依然たる不況、關稅競爭の激化による諸國の殊に印度の高度の稅率引上、イギリスの金本位停止―ポンド貨低落による英綿製品の進出、支那に於ける日貨排斥、日支關係の惡化等々……と主要輸出先の情勢惡化する一方にて、圓貨昂騰に基づく低物價も米其他一、二の商品

を除き他商品の輸出を刺戟するに至らなかつたためである。

また本年輸入總額は十二億三千五百六十七萬五千圓にて、之を昨年度に比すれば三億九百三十七萬五千圓、二〇・〇の減少である。これは沈滯の極にある內地產業の不振、一般購買力の極度の萎縮を反映せるものである。

貿易額は輸出入總額ともに三億圓臺の收縮を來した爲八千八百六十九萬四千圓の入超に止まり、昨年度の入超額七千六百萬圓餘に比し約一千萬圓の增加であるが、近年の狀態たる二億圓程度に比すれば好調と云ひ得るであらう。がこの貿易尻の好化も一つに國內產業の萎縮による輸入激減に基くものに過ぎない。

尙昭和六年度に於ける輸出入の狀態を品種別に見れば次の如くである。

一　輸出入對照表（日銀調査）

	輸出總額	輸入總額	差引入超額
內地（單位千圓）			
昭和五年	一、四六九、八五二	一、五四六、〇五〇	七六、一九八
昭和六年	一、一四六、九八一	一、二三五、六七五	八八、六九四
比較增減（△）	△ 三二三、八七一	△ 三〇九、三七五	一三、四九六

二　重要輸出入品前年對照表（日銀調査）

	輸出（單位千圓）		輸入（單位千圓）		昭和六年	昭和五年　前年と比較增減（△）	
食料品					一〇二、二九七	一三八、八二〇	△ 二六、五二三
米及籾	一五、八七九	六、五七一					九、三〇八
豆類	五、〇七九	七、二三五					△ 二、一四六
水產物	一〇、一七七	一八、〇八〇					△ 七、九〇三
小麥粉	九、五一七	一四、四八〇					△ 四、九六三
製茶	八、二三二	八、三八七					△ 一五五
精糖	一四、八六一	二六、七三五					△ 一二、八七四
麥酒	三、〇三四	三、四四〇					△ 四〇六
罐壜詰合物	一八、九四七	二一、七六三					△ 二、八一六
其他	一六、五七一	三三、一三九					△ 五、五六八
原料品	四四、八〇二	六四、四九七					△ 一九、六九五
屑絲及眞綿	二、三九三	六、五七八					△ 四、一八五
石炭	一五、〇〇九	二一、七八三					△ 六、七七四
木材	九、九五四	一四、六三二					△ 四、六六八
其他	一七、四四六	二一、五一四					△ 四、〇六八
原料用製品	四三、八四四	五四、〇九九					△ 一〇一、二五五
植物性脂肪油	五、二二七	一一、三三一					△ 六、一〇四
樟腦	二、九四四	三、一〇九					△ 一六五
生絲	三五五、三九五	四一六、六四七					△ 六一、二五二
綿織絲	八、五一〇	一五、〇三三					△ 六、五二三
鐵製帽用眞田	七、四一一	九、〇五九					△ 一、六四八
其他	一、八二一	三、四六七					△ 一、六四六
	四一、五三六	六五、四五三					△ 二三、九一七

全製品	五三一、九三〇	六九一、一九〇	一五八、二六〇
燐寸	一、四〇七	二、九六五	△ 一、五五八
絹織物	八二、七六六	一〇〇、七一〇	△ 一七、九四四
綿織物	一九八、七三〇	二七二、一一七	△ 七三、三八七
毛織物	一、三六九	二、七五八	△ 一、三六二
絹手巾	一、六三一	二、三五七	△ 七二六
綿メリヤスシャツ	一六、四七七	二三、八四六	△ 七、三六九
帽子	一〇、五三三	九、三六四	一、一六八
鈕釦	四、六七六	五、六一九	△ 九四三
紙類	二〇、九九六	二七、五六〇	△ 六、五六四
セメント	九、〇九〇	一〇、〇六七	△ 九七七
陶磁器	一九、三〇九	二七、一七一	△ 七、八六二
硝子及同製品	六、五三三	九、六〇九	△ 三、〇七七
鐵製品	一〇、二四六	一四、〇九五	△ 三、八四九
機械及同部分品	一三、六四一	一三、九五六	△ 三一五
瓦具	九、八二三	一一、六九九	△ 一、八七六
其他	一三五、六七八	一五七、二九七	△ 三一、六一九
其他雜品	一八、七〇七	二六、〇三八	△ 七、三三一
計	一、一三一、五八〇	一、四三四、六四四	△ 三三三、〇六四
再輸出品	二五、四〇一	三五、二〇八	△ 九、八〇七
總計	一、一四六、九八一	一、四六九、八五一	△ 三三三、八七一
食料品	一五八、六二二	二〇八、二九六	△ 四九、六八四

輸入（單位千圓）

米及粃	六、九七三	一九、五八三	△ 一三、六一〇
小麥	三二、九三六	四一、五〇九	△ 八、五七三
豆類	三七、三五〇	四九、七八四	△ 一二、四三四
鳥卵	二、九五九	二、八一七	一四二
砂糖	一五、六〇三	二五、九七三	△ 一〇、三七〇
牛肉（生）	八、七六二	八、三四〇	四二二
其他	五四、〇二九	六〇、二九〇	△ 六、二六一
原料品	六八四、三三八	八二八、五七二	△ 一四一四、二三四
採油原料	一四、五四九	一九、九六九	△ 五、四二〇
生ゴム	一三、一八二	一七、九三一	△ 四、七四九
智利硝石	二、六九一	三、〇八四	△ 三九三
硫酸アンモニウム（粗製）	一五、八六一	二九、六二四	△ 一三、七六三
燐礦石	七、二一四	一二、〇一二	△ 四、七九八
油糟	四四、三四九	六六、四一七	△ 二三、〇六八
實棉及繰絲	二九六、二七三	三六二、〇四七	△ 六五、七七四
其他の植物纖維	一三、六九八	一六、四四九	△ 二、七五一
羊毛	八六、一四五	七三、六一〇	一三、五三五
石炭	二八、二六八	三四、二〇四	△ 五、九三六
鐵鑛及其他の鑛	一四、五七〇	二三、九〇六	△ 九、三三六
木材	四三、三七九	五三、〇八四	△ 九、七〇五
獸	七、九二八	一〇、八九九	△ 二、九七一
其他	九六、二三一	一〇五、三三六	△ 九、一〇五
原料用製品	一八一、一三六	二六六、四二七	△ 五五、二八九

皮革類	一一、六〇七	一三、七〇四	△ 二、〇九七
苛性曹達及曹達灰	八、一四九	八、九八一	△ 八三二
人造藍及其他の合成染料	七、二八五	五、八〇九	一、四七六
毛織絲	一三、四三一	一四、一四九	△ 一、七一八
製紙用パルプ	一一、八四〇	一三、〇八四	△ 二四四
銑鐵	一一、二三九	一五、八四六	△ 四、六一七
レール及フイシユプレート	五三五	一、一五二	△ 六一七
其他の鐵	三六、二六三	七六、六一一	△ 四〇、三四八
アルミニユーム	三、三一四	九、八六五	△ 六、五五一
鉛（塊及錠）	八、一三九	一一、一一七	△ 二、九八八
錫（塊及錠）	三、五二八	四、八四六	△ 一、三一八
亞鉛（塊錠及粒）	三、〇九二	四、九九五	△ 一、九〇三
其他	六三、七三六	五七、二六八	△ 六、四六八
全製品	**一九七、五三四**	**二五五、〇〇九**	△ **五七、四七五**
石油及揮發油	三六、七八七	三八、八五三	△ 二、〇六六
綿織物	四、三七六	四、九九九	△ 六二三
毛織物	九、九九三	一一、四三四	△ 一、四四一
印刷料紙	五、三六二	四、五二四	八三八
自動車及同部分品	一六、三二九	二〇、七七四	△ 四、四四五
機械類及同部分品	四八、七四八	八一、八二一	△ 三三、〇七三
其他	七五、九三九	九二、六〇四	△ 一六、六六五
其他雜品	**一〇、一一五**	**一三、七九〇**	△ 三、六七五
計	**一、二三一、七二七**	**一、五四二、〇九四**	△ **三一〇、三五七**
再輸入品		三、九九八	△ 三九
總計		一、三三五、六三五	△ 三一〇、三九六

第二 企業

世界恐慌の深化に我國産業界は激しい苦惱を續けてゐる。各事業會社は何れも製品暴落と生産過剰とに惱みぬいた。そしてその切拔策は極度の操短、生産制限であつた。極度の操短より生じた生産設備の過剰はまた本年も企業計畫を極度に萎縮せしめてゐる。各企業を通じ新設は前年度に比し更に三百九十二萬圓の減少である。增資は前年度に比し九千三百二十餘萬圓の增加を示してゐるが、之は産業界全般の實質的好轉を示すものではない。産業部門別に見れば採算の比較的有利であつた紡織、化學工業を含む製造工業及鑛業、運輸業に於いて增加を示してゐるのみで他の産業に於いては一樣に激減しゐる。而も增加額の著しかつた製造工業に於いてすら、減配による株主損先塡補の一方法として增資を盛んに行つた瓦斯業のそれが過半を占めてゐるのであつて、本年度のこの增資額增加をのみをもつて事業界の好轉と看做し得ない事は云ふ迄もない。

一 銀行會社計畫資本五ケ年比較（日銀調査）

（單位千圓）

	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年
銀行業	七、三三〇	一、三三七	六三、三三〇	二三、三七八	三九、三七五
信託及金融業	一、八九〇	五、三七八	五〇〇	一六、二六〇	一三一、五九五
倉庫業	三、五〇〇	二、六五〇	七、九〇〇	三、八〇〇	二、三〇〇
保險業	—	二、五〇〇	一、四〇〇	六、〇〇〇	—
運輸業	五四、五九〇	四一、七八〇	一六二、〇六五	四六八、二〇八	三五三、七九四
鑛業	一八、〇〇〇	一一、七〇〇	九〇、七二〇	四〇、〇七〇	三三、一七五
電氣業	三一、二六〇	二七、八二五	八七、九五〇	二七二、一二五	二九〇、五五一
製造工業	二七〇、八五〇	一〇四、〇三三	三四二、九三六	三七六、三二九	三七六、七七二
水產業	三、二三五	四、二一一	三八、四〇〇	九、〇五〇	五一、九七三
農林業	一、三〇〇	七、一五八	三九、九〇〇	一五、二三〇	二〇、七七八
商業其他	一六五、八一〇	一五八、五〇六	二〇八、一一九	二三七、七一四	二三二、八一四
合計	五五七、六四五	四五六、九六九	一、〇四二、二三〇一、四五七、一六五	一、五二三、一二九	
各年同期比較增減（減△）		一〇〇、六七六	△四八四、五七五	△八九九、五二〇	△九六五、四八四

昭和六年銀行會社計畫資本（日銀調査）

（單位千圓）

	新設	增資	社債	合計
銀行業	一、〇〇〇	六、三三〇	—	七、三三〇
信託及金融業	一、八九〇	—	—	一、八九〇
倉庫業	三、五〇〇	—	—	三、五〇〇
保險業	—	—	—	—
運輸業	一三、九四〇	二〇、六五〇	二〇、〇〇〇	五四、五九〇
鑛業	七、九〇〇	一〇、一〇〇	—	一八、〇〇〇
電氣業	二八、二六〇	—	三、〇〇〇	三一、二六〇
製造工業	一二八、七三一	一三六、一三〇	一六、〇〇〇	二七〇、八五一
水產業	三、二三五	—	—	三、二三五
農林業	一、三〇〇	—	—	一、三〇〇
商業其他	一三九、一四〇	二八、二七〇	八、四〇〇	一六五、八一〇
合計	三〇八、八八六	二〇一、三六〇	四七、四〇〇	五五七、六四六
前年同期比較增減（△）	△三、二九三	九三、二三九	一〇、七三一	一〇〇、六七六

第三　金融

昭和五年秋以來の預金部並に特銀の放出による救濟インフレーションは、本年に入つて市中銀行殊に都市大銀行の許に舞ひ戻り、これら大銀行の手許遊資の膨脹として現はれ、六年上半期の金融界は空前の低金利時代を出現するに至つた。かかる金融大緩漫の狀態は、やがて外貨債への投資、正貨流出の機運を醸成し本年下半期の大問題を惹起する一契機となつたのであるが、この金融緩漫が抑も危機におののく我が脆弱產業、中小商工業、農村等を滿すべき筈だつた昨年末の救濟資金であつたこと、そしてその救濟資金が日本經濟の恐るべき消化不良症のためその身に吸收されずに排出されたものであることは特に注目さるべきであらう。かかる正貨流出の

傾向が下半期に入るに及んで急速度に進み、銀行の手元資金手薄に傾いた頃、恰もヨーロッパ財界は漸く多事に趨き、六月のフーヴア・モラトリアムは何らの實効を奏せず、それを反映してドイツよりの滔々たる資本流出は巨額に上り、遂に七月のダナート銀行の支拂停止を頂點として大金融恐慌は中歐に燃え上つた。その影響は直ちにイギリスに及び、八月イギリスの金利昂騰、金融硬化し、遂に九月二十一日イギリス金本位の停止といふ未曾有の事件に直面した。恰もこれに前後した滿洲事變の突發は、以上一連の事件の我が金融界への影響を倍加し、金融資本閥による謂ゆるドル買ひが猛烈に行はれ、我が資本並に金の流出は未曾有の額に達した。云ふまでもなくこれは我が金輸出再禁止が單なる時期の問題としてその必然性がわが金融資本家によつて正しく見透されたためであつたが、かかるドル買ひ自身、今度は反對に金輸出再禁止に向つて巨大の拍車となつた。ドル買ひが朝野を擧げての問題と化して喧囂の論議が鬪はされつつある一方、事態は急テンポに進展し、滿洲問題をはじめ內外の情勢の一層の險惡を因とし、所謂協力內閣問題を緣として若槻內閣倒壞し、犬養內閣成立するや、直ちに（十二月十三日）再禁止は斷行され續いて兌換は停止された。金輸出の再禁止とともに、さしものの通貨收縮過程は停止したものの、何分にも五億に近き金流出のあとを受けてをり、所謂再禁止＝インフレーションへの轉換は未だしであつた。却つて季節關係とからんで金融界は著しく梗塞し、金利は奔騰し、日本銀行の貸出は激增して遂に十億七千八百萬圓に達し實に昭和二年の金融恐慌以來のレコードを示した。從つて兌換券は大いに膨脹し、發行高十四億を突破し、制限外發行高は八億臺を突破するに至つた。かやうに、本年の金融界は所謂國際恐慌の弱き一環として連なつてをり、從つて世界恐慌につらなる日本經濟の一眞相呈露として深刻なる波瀾を見せたのである。

一　日本銀行兌換券發行高並に正貨準備高

	兌換券發行高（月平均）	正貨準備高（月末現在）	限外發行高（月末現在）
	千円	千円	千円
昭和六年一月	一、一七七、九九九	八三三、二〇四	二六一、二四〇
二月	一、一二九、五七一	八三六、二四二	二三三、一三一
三月	一、〇五二、二四六	八三三、三四七	二二五、七三〇
四月	一、〇五六、〇一五	八四〇、一二一	一八六、三九三
五月	一、〇〇四、三三三	八四七、四一九	一一〇、三三九
六月	一、〇一九、八八四	八五一、七二三	一八九、七一〇
七月	一、〇二三、九五七	八二六、四八五	一四〇、五五四
八月	九九四、四二九	八一四、七五四	一六二、三四四
九月	九六二、八五二	八一八、三三五	一一五、三七二
十月	一、〇〇一、五八八	六八六、〇七三	二八七、〇九六

十一月	九九三、六二四	五四二、七一六	四三九、四八七
十二月	一、一三五、三六二	四六九、五四九	七四一、〇二五
昭和六年平均	一、〇四四、一〇〇		
昭和五年平均	一、一三九、八六六		

一一　紙幣及銀行券流通高（日銀調査）

年月末	小額紙幣	日本銀行兌換券	朝鮮銀行券	臺灣銀行券	合計
昭和六年	千円	千円	千円	千円	千円
一月	二、六八〇	一、一九四、九五四	八二、三四二	三八、二四七	一、三二七、二三四
二月	二、六八〇	一、一六九、二一五	八一、一五八	三七、五一〇	一、二九九、五六五
三月	二、六八〇	一、一五二、〇一八	八一、八六七	三七、五一五	一、二八三、〇八一
四月	二、六八〇	一、一三一、四二〇	八〇、三四一	三九、四九三	一、二六二、八九六
五月	二、五八〇	一、〇六六、一〇九	七四、四七〇	三八、一八四	一、一九〇、三四四
六月	二、五八〇	一、一四九、三二七	七四、〇六五	三七、九九五	一、二七二、九六八
七月	二、五八〇	一、〇七六、六五〇	六九、五〇七	三九、〇八八	一、一九六、八二六
八月	二、五八〇	一、〇八五、九二二	六九、一四八	三八、二一八	一、二〇四、八七〇
九月	二、五八〇	一、〇四一、五四三	七三、二七五	三四、四六七	一、一六〇、八六六
十月	二、五八〇	一、〇七九、二三七	七六、四九四	三四、二三六	一、二〇一、五四八
十一月	二、四八〇	一、〇八五、〇一八	八九、九一四	三五、六〇五	一、二三三、〇一八
十二月	二、四八〇	一、三一三、〇五四	一〇〇、九〇九	四四、四一四	一、四六八、八五八

三　日本銀行預金及貸出金（日銀調査）

	政府預金（月末殘高）	一般預金（平均）	貸出金（平均）
昭和六年	千円	千円	千円
一月	四〇七、〇五一	二二四、三九三	六八七、六八七
二月	四二三、七七六	二五二、四四二	六七五、四四二
三月	五二二、〇四八	二八二、二三一	六六二、〇一六
四月	三五一、二一二	二六四、五八二	六六〇、〇五四
五月	三三九、九七六	三四三、七〇一	六五〇、一一九
六月	三七三、二四五	二九五、六五三	六三八、七二六
七月	四八二、三六八	一七九、四〇一	六三五、一二八
八月	四六二、四九〇	一〇二、九九七	六五九、七六九
九月	四五五、一九二	一七九、五五八	六四九、七二五
十月	三八八、四八五	一三〇、二〇五	六六三、七六三
十一月	四五五、八二五	九二、六一二	七五六、二六七
十二月	二六〇、二四一	一〇四、三七三	八六八、六〇七

四　全國手形交換所組合銀行及代理交換銀行預金貸出（日銀調査）

年月末	交換所數	預金	貸出金
昭和六年		千円	千円
一月	三三	五、八二三、三五四	五、三四四、六六二
二月	三三	五、八四七、四三一	五、三二四、五三五
三月	三三	五、九五五、五六六	五、四二三、九七八
四月	三三	五、九四三、八〇四	五、三八五、四四七
五月	三三	五、九四五、四八一	五、三二六、六九八
六月	三三	六、〇五四、五八二	五、三四〇、六五九

七月	三三	五、九四五、〇九五
八月	三三	五、八三三、一〇八
九月	三三	五、八三〇、八二九
十月	三三	五、七三三、七五一
十一月	三三	五、六八一、八一一
十二月	三一	五、七〇二、八四六

五　東京大阪市中金利（日銀調査）

	東京（單位錢）				大阪（紡績手形）		
年月中	割引手形（商業手形）		コールマネー（無條件）				
	最高	最低	最高	最低			
	普通	普通	最低	普通			
昭和六年一月	一・九〇	一・三〇	一・五〇—一・五五	一・一〇	〇・七五	〇・九〇	一・三〇
二月	〃	〃	一・五〇	〃	〇・六〇	〇・八五	〃
三月	〃	〃	一・四五—一・五〇	〃	〃	〃	一・三〇
四月	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・二〇
五月	〃	〃	〃	一・〇〇	〇・五〇	〇・六五	一・〇〇
六月	〃	〃	〃	〃	〇・四〇	〇・六五	一・〇五
七月	一・八〇	一・二五	一・三五—一・五〇	一・三〇	〇・五〇	〇・七五	一・一〇
八月	〃	〃	〃	〃	〇・八五	一・〇〇	一・〇五
九月	〃	〃	〃	一・一〇	〇・五五	〇・七五	一・〇〇
十月	〃	一・三五	一・三五—一・五五	〃	一・七〇	〇・九〇	一・〇五
十一月	一・九〇	一・五〇—一・八〇	二・一〇	一・四〇	一・五五	一・五五	一・八〇

附篇　政治・財政・經濟・人口一班

十二月	二・〇〇	一・四〇
一月	〃	〃
二月	〃	〃
三月	一・三〇	〇・八〇
四月	一・二〇	〇・八五
五月	一・三〇	〇・九〇
六月	〃	〇・六五
七月	一・二〇	〃
八月	〃	〇・八〇
九月	〃	〇・七五
十月	一・五〇	〇・九五
十一月	二・一〇	一・五〇
十二月	二・三〇	一・九〇

一月	一・三〇	〇・九五
二月	〃	〃
三月	一・三〇	〇・八〇
四月	一・二〇	〇・八五
五月	一・三〇	〇・九〇
六月	〃	〇・六五
七月	一・二〇	〃
八月	〃	〇・八〇
九月	〃	〇・七五
十月	一・五〇	一・二五
十一月	二・一〇	一・八五
十二月	二・三〇	二・〇〇

一月	一・〇五	〇・六五
二月	一・〇〇	〇・六〇
三月	一・〇五	〇・五〇
四月	一・〇〇	〇・六〇
五月	〃	〇・五〇
六月	一・〇五	〇・四〇
七月	一・一〇	〇・五〇
八月	一・三五	〇・九五
九月	一・一〇	〇・五〇
十月	一・五〇	〇・八〇
十一月	二・一〇	一・五〇
十二月	二・五〇	一・六〇

一月	一・〇〇	〇・八五
二月	〃	〃
三月	〇・八〇	〇・九五
四月	〇・八五	〃
五月	〇・九〇	一・一〇
六月	〇・六五	〇・八五
七月	〃	〃
八月	〇・八〇	一・〇〇
九月	〇・七五	〇・九五
十月	〇・九五	一・二五
十一月	二・一〇	一・八五
十二月	二・〇〇	一・九〇

第四　國富及國民所得

昭和三年內閣統計局の發表したる大正十三年に於ける本邦の國富推計及大正十四年に於ける國民所得推計は左の如くである。

一國富

國富總額	總額	官公有	私有
一 土地	萬圓 一〇、二三四、一六〇	萬圓 一、六〇一、五七二	萬圓 八、六三二、五八八
二 鑛山	三、三二四、七三四	—	三、三二四、七三四
三 海湖川及港灣	三五二、三二三	五一五、八六〇	三五二、三二三
四 樹木	五一五、八六〇	—	—
五 建物	一七四、七六七	五二、五六〇	一二二、二〇七
六 家具及家財	一、六三二、六一五	三八、九六二	一、五九三、六五三
七 製造工業機械	九六八、三三六	一九、四八一	九四八、八五五
八 家畜及家禽	一九八、七二〇	—	一九八、七二〇
九 鐵道及軌道	五二、六〇一	七九〇	五一、八一一
一〇 諸車	三五四、四二一	八三、五三七	二七〇、八八四
一一 船舶	四二、八五九	—	四二、八五九
一二 水道	三二、〇四九	—	三二、〇四九
一三 橋梁	二八、三三五	二七、四二九	九〇六
一四 農產品	三七、三八二	三七、三八二	—
一五 林產品	三三一、〇四二	二、九八四	三二八、〇五八
一六 工產品	九、四六四	二八三	九、一八一
一七 鑛產品	二三一、一一六	六、一四四	二二四、九七二
一八 水產品	七、三四七	—	七、三四七
一九 輸入品	四、六三一	九五八	三、六七三
	五〇、一八〇	—	五〇、一八〇

二〇 貨幣及金銀地金　一八二、三八二　四一、一〇〇　一四一、二八二

二一 各省財產　六四八、三八八　六四八、三八八　—

二二 其の他　一、〇二五、八二七　二五五、四五七　七七〇、三七〇

二三 債權超過　二八、七八一（債務）二九、七四三　一五八、五二四

人口一人に付　一、七三一圓

（和三年六月內閣統計局發行「大正十三年に於ける國富推計」參照）

二 國民所得

1 官公、私別所得

總額	一三、三八二、三二三、〇〇〇円
官公所得	四二五、三八五、〇〇〇
官業及官有財產收入	三五五、〇一四、〇〇〇
公共團體收入	七〇、三七一、〇〇〇
私人所得	一三、九五六、九二八、〇〇〇
課稅所得	五、一〇四、三二一、〇〇〇
非課稅所得	七、八五二、七一七、〇〇〇

2 一世帶及人口一人當り國民所得

	一世帶當	人口一人當
國民所得總額	一、一二四円	二二四円
私人所得	一、〇八九	二一七
第三種課稅所得（註）	二、一一九	四二四

（註）第三種課稅所得に付ては課稅の一世帶當り及其の人口一人

當り。

（昭和三年十二月內閣統計局發行「大正十四年に於ける國民所得」參照）

第四章　人口一斑

第一　人口靜態

昭和五年十月一日に於ける本邦現在人口は左の通りである。

（昭和五年十月國勢調査。＊印は速報人口、男女別總數は確定及速報人口の混計なり）

人口階級別市町村數及人口

總數	市町村數 大正十四年十月國勢調査	市町村數 大正九年十月國勢調査	人口 大正十四年十月上	人口 大正九年十月上	百分比 大正十四年十月上	百分比 大正九年十月上
五〇〇以下	三、〇一九	三、二四二	五、七三六、八三二	五、九六三、〇五三	一〇〇・〇	一〇〇・〇
五〇一—二、〇〇〇	八二	一二六	二六、一〇三	三五、九六三、〇五三	〇・〇四	〇・〇七
二、〇〇一—五、〇〇〇	二、五四五	二、六六二	三、八五四、四一〇	四、〇〇七、三一〇	六・四五	七・一六
五、〇〇一—一〇、〇〇〇	七、〇五〇	七、二五九	三三、五三二、八〇三	三三、〇六二、〇二七	三七・七二	四一・二一
一〇、〇〇一—二〇、〇〇〇	一、七三三	一、六三九	一一、四七〇、二〇〇	一〇、八二一、一七五	一九・二〇	一九・三三
二〇、〇〇一—五〇、〇〇〇	三九二	三七四	五、二三九、一六一	五、〇七四、四六〇	八・七五	九・〇七
五〇、〇〇一—一〇〇、〇〇〇	一四五	一三六	四、四三七、九九二	四、一〇二、七四六	七・四三	七・三三
附篇　政治・財政・經濟・人口一斑	五一	三一	三、四四四、九一六	二、一〇五、三一八	五・七七	三・七六

總數

	總數	男	女	一方粁ニ付人口	女百ニ付男
帝國	九〇、三九六、〇四五	四五、六七五、二〇一	四四、七二〇、四九七	一三四	一〇二・一
內地	六四、四五〇、〇〇五	三二、三九〇、一五五	三二、〇五九、八五〇	一六九	一〇一・〇
朝鮮	二一、〇五八、三〇五	＊一〇、七六三、二三〇	＊一〇、二九四、七三九	九五	一〇四・六
臺灣	四、五九二、五三七	二、三五三、二八八	二、二三九、二四九	一二八	一〇五・一
樺太	二九五、一九六	一六八、五二八	一二六、六五九	八	一三二・一
關東洲及鐵道附屬地	一、三八、〇二一	八〇九、〇四四	五一八、九六七	一五五	一五五・九
南洋委任統治區域	＊六九、六二七	＊三七、九二九	＊三一、六九八	三一	一一九、七

（第五十回「日本帝國統計年鑑」）

一〇〇、〇〇一—二〇〇、〇〇〇	一五—一〇	二、一三二、二四五	三・五七	二・二八
二〇〇、〇〇一—三〇〇、〇〇〇	——	——	——	——
三〇〇、〇〇一—四〇〇、〇〇〇	——	——	——	——
四〇〇、〇〇一—五〇〇、〇〇〇	一—二	四〇五、八八八	〇・六八	一・五二
五〇〇、〇〇一以上	五—四	六、二〇三、一〇四	一〇・三八	八・二七

（第四十五回「日本帝國統計摘要」）

第二　人口動態

婚姻は大正九年以來漸減の傾向を辿り、昭和三年は僅かに上昇したが、爾後再び低下し、本年は大正九年以來の低率である。婚姻の種類及季節の態様は例年と大差なく、婚姻者の年齢は數年前から男は二五—二九歳、女は二〇—二四歳級に益集中される傾向が見え、本年も亦此の傾向に一致してゐる。然して初婚者の平均年齢は大正八、九年の頃より大體男女共に僅少ながら漸次低下したが、大正十三、四年頃より幾分上昇の傾向を示し、最近に於ては殆んど大正八、九年當時の年齢に近づかんとして居る。

離婚は近時大體漸減の道程を辿つてゐる。夫婦關係繼續期間は從來と稍趣を異にし、最近は婚姻後短期間の割合が減少し、比較的長期の割合が增加する傾向に在る。離婚の種類及季節の態様は大體例年と同様である。

出生は大正九年の高率以後漸減の傾向に在り、本年は大正九年以來の低率である。公生の漸增、私生の漸減は十數年來引續いての現象で、本年も亦此の傾向に一致してゐる。出生の男女割合は例年常に男の割合が高いが、本年は更に其の割合を高め、最近十年間に於ては昭和元年に亞ぐ男超過である。出生の季節は大體例年と同様である。

死産は漸減の趨勢を持續して居るが、本年も亦此の傾向に從つてゐる。

死亡は大正八年以來大體漸減の傾向を辿つて居り、本年は更に下つて明治初年當時の低率を示した。死亡者の男女割合は例年男の割合が少しく高いが、本年は更に其の割合を高め、最近十年間に於ては昭和三年に亞ぐ男超過である。死亡の季節は大體例年と同様である。年齢別死亡割合は最近〇—四歳の所謂小兒の割合が漸減し、二〇乃至二九歳の青年者の割合が漸增の傾向に在る。尙乳兒死亡率卽ち出生百に對する一歳未滿死亡者の割合は時により多少の例外はあるが、大體漸減の傾向を辿り、本年は特に低率を示した。死亡原因を前年に較べると「肺炎及氣管支肺炎」及「麻疹」が稍著しい減少を示した外、他は何れも增減が僅少である。

人口の自然增加は昭和元年の九十四萬餘を最高とし、爾後八十萬臺であつたが、十年は再び九十萬臺となり、昭和元年に亞ぐ著しい增加である。尙人口の自然增加率に付て見れば昭和元年の人口千付一五・六を最高とし、爾後は大體減少の傾向を辿つて居たが、年は著しく增加した。而して本年の增加の原因は主として死亡の少に基いて居る。（內閣統計局編纂『昭和五年日本帝國人口動態統計記述編』第八章「總括」に據る）

昭和五年人口動態一覽（帝國內地）

	實數	前年に比し增減（△）	人口千に付		婚姻千に付	女兒百に付	自然增加
婚姻	五〇六、六七四	九、二六四	七・八六		一〇二・三	一〇五・三	五六六、八七一
離婚	五一、二五九	三七	〇・八〇				
出生	二、〇八五、一〇一	八、〇七五	三二・三五				九八、四六
男	一、〇六九、五五一						
女	一、〇一五、五四九						一七・六八
死產	一一七、七三〇	七五九	一・八三				
男	六三、九五五					女兒百に付 一二九・七	一四・一九
女	五三、二八二						
死亡	一、一七〇、八六七	△ 九〇、三六一	一八・一七	男千に付 一八・六五		女兒百に付 一〇六・五	
男	六〇三、九九五						

附錄一

昭和八年中に制定せられたる

社會問題關係法規

社會問題關係法規　目次

昭和六年中に制定せられたる

○勞働者災害扶助に關するもの……一
勞働者災害扶助法……一
勞働者災害扶助法施行令……二
勞働者災害扶助法施行規則……五
勞働者災害扶助責任保險法……七
勞働者災害扶助責任保險法施行令……八
勞働者災害扶助責任保險法施行規則……一〇
勞働者災害扶助責任保險特別會計法……一五
勞働者災害扶助責任保險特別會計規則……一五
勞働者災害扶助責任保險に於ける保險料率……一七
勞働者災害扶助責任保險特別會計事務取扱規定……一七
勞働者災害扶助責任保險審査會規定……一八
勞働者災害扶助責任保險審査會規程施行規則……一八
○入營者職業保障に關するもの……一九
入營者織業保障法……一九
入營者職業保障法施行令……二〇
入營者職業保障法施行規則……二一
○船舶に依り運送せらるゝ重包裝貨物の重量標示に關する條約……二三
○官業共濟組合規則中改正……二四
土木事業從事員共濟組合規則中改正……二四
專賣局共濟組合規則中改正……二四
林野現業員共濟組合規則中改正……二四
○米穀法に關するもの……二六
米穀法中改正……二六
米穀法施行令……二七
米穀法施行規則……三九
○家計調査施行規則……四三
○產業組合中央金庫法中改正……四五
○保險募集取締規則……四五
○職業紹介事務局官制中改正……四八
○刑事補償法……四九
○違警罪即決例中改正……五三
○小兒保險に關するもの……五三
簡易生命保險法中改正……五三
簡易生命保險令中改正……五三
簡易生命保險規則中改正……五五
○救護法に關するもの……五八
救護法施行令……五八
救護法施行規則……六一
救護法施行令規定……六二
○軍事救護法に關するもの……六二
軍事救護法中改正……六二
軍事救護法施行令……六三
○軍人遺族記章令……六四
○癩豫防法に關するもの……六五
癩豫防法中改正……六五
癩豫防法施行規則中改正……六六
癩患者の救護に要する費用の支辯等に關する件……六七
○寄生蟲病豫防法……六七

○勞働災害扶助法

（昭和六・四・一 法律第五四號）

第一條　本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ之ヲ適用ス

一　土石砂鑛ヲ採取スル事業ニシテ動力若ハ火藥類ヲ用ヒ若ハ地下ニ於テ作業ヲ爲スモノ又ハ常時十人以上ノ勞働者ヲ使用スルモノ

二　土木工事又ハ工作用ノ建設、保存、修理、變更若ハ破壞ノ工事ニシテ左ノ一ニ該當スルモノ

（イ）　國、道府縣、市町村又ハ勅令ヲ以テ指定スル公共團體ノ直營工事

（ロ）　鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ水道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ヲ營ム者カ其ノ事業ノ爲ニスル直營工事

（ハ）　其ノ他ノ工事ニシテ勅令ノ定ムル規模ノモノ

三　鐵道、軌道若ハ索道ノ運輸事業又ハ一定ノ路線ニ依ル自動車ノ運輸事業

四　船舶ヨリ若ハ船舶トノ貨物ノ積卸ノ事業、岸壁、波止場、停車場若ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業又ハ工場鑛山若ハ土石砂鑛ヲ採取スル場所ニ於ケル貨物積卸ノ事業ニシテ動力ニ依ル起重機、昇降機其ノ他ノ揚重機ヲ用フルモノ又ハ當時十人以上ノ勞働者ヲ使用スルモノ

五　前各號ニ揭クルモノノ外危險ナル事業又ハ衛生有害ノ虞アル事業ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

主務大臣ハ前項ノ規定ニ該當セサル土石砂鑛ヲ採取スル事業及岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物取扱ノ事業ニ付地域ヲ限リ本法ヲ適用スルコトヲ得

第二條　事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働者カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

第三條　前條ノ事業主トハ勞働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者ヲ謂フ但シ第一條第一項第二號（ハ）ノ工事ノ全部又ハ一部カ數次ノ請負ニ依リ爲サルル場合ニ於テハ元請負人ヲ其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス

前項但書ノ場合ニ於テ元請負人カ書面ニ依ル契約ヲ以テ下請負人ヲシテ扶助ヲ引受ケシメタルトキハ其ノ下請負人モ亦其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス此ノ場合ニ於テハ二以上ノ下請負人ヲシテ同一ノ工事ニ付重複シテ扶助ヲ引受ケシムルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ元請負人ガ扶助ノ請求ヲ受ケタルトキハ扶助ヲ引受ケタル下請負人ニ對シ先ツ催告スヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ下請負人カ破產ノ宣告ヲ受ケ又ハ其ノ行方カ知レサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條　第一條第一項第一號又ハ第四號ノ事業カ專ラ同一ノ注文者ノ注文ニ依リ爲サルルモノナルトキハ其ノ注文者モ亦其ノ事業ニ付事業主トス

前條第三項ノ規定ハ前項ノ注文者カ扶

助ノ請求ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第五條　行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル危害ノ防止又ハ衞生ニ關シ必要ナル事項ヲ事業主又ハ勞働者ニ命スルコトヲ得

第六條　行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ事業ノ行ハルル場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第七條　事業主扶助ヲ爲スヘキ場合ニ於テ其ノ資力アルニ拘ラス扶助ヲ爲ササルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條　正當ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條　事業主未成年者若ハ禁治產者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條　事業主ハ其ノ代理人、戶主、家族同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

第十一條　本法中事業主ニ關スル罰則ハ國、道府縣、市町村及勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ之ヲ適用セス

附　則

本法ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勞働者災害扶助法施行令

（昭和六・一一・二七　勅令第二七六號）

第一條　勞働者災害扶助法第一條第一項第二號（イ）ノ公共團體ハ左ニ掲クルモノトス

一　府縣組合、市町村組合、町村組合市町村內ノ區、學區並ニ町村制ヲ施行セサル地ニ於ケル町村ニ準スヘキモノ及其ノ組合

二　水利組合、水利組合聯合會及北海道土工組合

三　耕地整理組合及土地區劃整理組合並ニ其ノ聯合會

第二條　勞働者災害扶助法第一條第一項第二號（ハ）ノ工事ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル規模ノモノトス但シ軒高九米未滿ニシテ且建築面積三百三十平方米未滿ノ木造家屋ノ建築工事ヲ除ク

一　使用勞働者延人員千人以上ノモノ

二　請負ニ依ルモノニシテ請負金額一萬圓以上ノモノ

三　火藥類、動力（一馬力以下ノ電動力ヲ除ク）ニ依リ運轉スル機械又ハ運搬ノ用ニ供スル軌道ヲ用フルモノニシテ使用勞働者延人員三百人以上ノモノ

四　地上十米以上又ハ地下三米以上ニ於テ作業ヲ爲スモノニシテ使用勞働者延人員三百人以上ノモノ

工事著手前ニ於ケル豫定計畫ガ前項ノ規模ニ該當スルモノハ工事著手後之ニ該當セサルニ至リシ場合ト雖モ前項ノ規模ニ該當スルモノト看做ス

第三條　事業主ハ勞働者カ業務上負傷シ

疾病ニ罹リ又ハ之ニ因リ死亡シタルトキハ本令ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ但シ扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ事業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得

前項ノ疾病トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

一　負傷ニ因リ發シタル疾病

二　異物ニ因ル眼疾患、重量物體ノ取扱ニ因ル腱鞘炎其ノ他災害ニ因ル疾病

三　毒性、劇性又ハ刺戟性料品ニ因ル中毒症又ハ皮膚若クハ粘膜ノ障碍

四　氣壓ノ急激ナル變化ニ因ル疾病

五　有害ナル光線ニ因ル眼疾患

六　其ノ他內務大臣ノ指定スル疾病

第一項ノ扶助義務ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外勞働者ノ解雇ニ因リテ變更セラルヽコトナシ

工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル職工及鑛夫ニ付キテハ本令ニ依ル扶助ヲ爲スコトヲ要セス

第四條　勞働者負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ事業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ

第五條　勞働者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ事業主ハ勞働者ノ療養中一日ニ付標準賃金百分ノ六十ノ休業扶助料ヲ支給スヘシ但シ日々雇入レラルル者又ハ使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者ニシテ繼續使用セラルルコト十日未滿ノ者ニ付テハ事故發生ノ日ヨリ起算シ三日間ハ之ヲ支給スルコトヲ要セス

勞働者ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テ本人ノ收容ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキトキハ休業扶助料ハ標準賃金ノ百分ノ二十トス

第六條　勞働者ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ身體障害存スルトキハ事業主ハ別表ニ揭クル身體障害二以上存スルトキハ別表ニ揭クル身體障害ニ準シ障害扶助料ヲ支給スヘシ

別表ニ揭クル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ル等級ニ依リ障害扶助料ヲ支給スヘシ

一　第十三級以上ノ身體障害二以上存スルトキ　一級

二　第八級以上ノ身體障害二以上存スルトキ　二級

三　第五級以上ノ身體障害二以上存スルトキ　三級

別表ニ揭クルモノ以外ノ身體障害ヲ存スル者ニ付テハ障害ノ程度ニ應シ別表ニ揭クル身體障害ニ準シ障害扶助料ヲ支給スヘシ

既ニ身體障害ヲ存スル者負傷又ハ疾病ニ因リ同一部位ニ付障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ其ノ加重セラレタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヨリ既ニ存シタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヲ差引キタル金額ヲ支給スヘシ

第七條　勞働者重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ且事業主其ノ事實ニ付地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）ノ認定ヲ受ケタルト

キハ休業扶助料及障害扶助料ハ之ヲ支給スルコトヲ要セス

第八條　勞働者死亡シタルトキハ事業主ハ遺族又ハ勞働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ標準賃金三百六十日分ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ

第九條　勞働者死亡シタルトキハ事業主ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ勞働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ標準賃金三十日分（其ノ金額三十圓ニ滿チサルトキハ三十圓）ノ葬祭料ヲ支給スヘシ

第十條　第四條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スヘシ但シ本人ヨリ申出アリタルトキハ毎月二回以上之ヲ支給スヘシ

障害扶助料ハ勞働者ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滯ナク之ヲ支給スヘシ但シ事業主カ從來ノ賃金ヲ支給シテ引續キ雇傭スル場合ニ於テ本人ノ承諾アリタルトキハ雇傭期間內障害扶助料ノ支給ヲ延期スルコトヲ得

遺族扶助料及葬祭料ハ勞働者ノ死亡後遲滯ナク之ヲ支給スヘシ

事業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス障害扶助料及遺族扶助料ヲ數回ニ分割シテ支給スルコトヲ得

勞働者災害扶助責任保險法ニ依リ保險セラルル場合ニ於テハ第二項但書及前項ノ規定ハ之ヲ適用セス

第十一條　第四條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受クル勞働者療養開始後一年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ事業主ハ標準賃金五百四十日分（第七條ノ場合ニ於テハ二百七十日分）ノ打切扶助料ヲ支給シ以後前七條ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得

第十二條　別表第八級以上ノ障害扶助料又ハ打切扶助料ヲ受クル勞働者扶助ヲ受ケタル日ヨリ十五日以內ニ歸鄉スル場合ニ於テハ事業主ハ其ノ必要ナル旅費ヲ負擔スヘシ

第十三條　事業主豫メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ事業主及勞働者ノ出捐スル共濟組合ノ爲シタル給付ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セス

地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十四條　勞働者災害扶助責任保險法第四條第二項ノ規定ニ依リ政府カ扶助ヲ受クヘキ者ニ保險金ヲ支拂ヒタルトキハ事業主ハ其ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セス

第十五條　標準賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一　勞働者災害扶助法第一條第一項第二號（ハ）ノ工事ニ使用セラルル者ニ付テハ一日ニ付十六歲未滿ノ者ハ四十錢、十六歲以上ノ女子ハ六十錢其ノ他ノ者ハ一圓

二　勞働者災害扶助法第一條第一項第四號ノ事業ニ使用セラルル者ニ付テハ事故發生前（賃金締切日アル場合

ニ於テハ直前賃金締切日以前）一月間當該事業ニ繼續使用セラレタル同種勞働者ノ賃金總額ヲ其ノ勞働者ノ數ニ其ノ期間ノ日數ヲ乘シタル數（業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シ賃金ヲ受ケサル日數ヲ控除ス）ヲ以テ除シタル金額

三　前二號以外ノ事業ニ日々雇入レラルル者又ハ使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者ニ付テハ事故發生ノ日ニ於テ當該事業ニ使用セラレタル同種勞働者ノ平均賃金ノ三分ノ二

四　前三號ニ該當セサル者ニ付テハ事故發生前（賃金締切日アル場合ニ於テハ直前）賃金締切日以前三月間（雇入後三月ニ滿チサルトキハ其ノ期間）ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十ヲ下ルコトヲ得ス

五　健康保險法ノ被保險者ニ付テハ前四號ノ規定ニ拘ラス事故發生當時其ノ者ニ付定メラレタル標準報酬日數

六　前各號ノ規定ニ依リ標準賃金ヲ算出スルコト能ハサル者ニ付テハ地方長官ノ定ムル金額

內務大臣ハ業務ノ種類又ハ地域ヲ限リ前項第一號ノ金額ヲ增加又ハ減少スルコトヲ得

第一項第四號ニ規定スル期間中ニ業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間中ニ於ケル賃金ハ第一項第四號ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除ス

第一項第四號ノ賃金總額ニハ三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與及發明善行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル手當ヲ包含セス

第十六條　前條ノ規定ニ依リ標準賃金ヲ算出スルコト不適當ナル場合ニ於テハ事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ別段ノ標準賃金ヲ定ムルコトヲ得

第十七條　工場法施行令第十條乃至第十二條、第十三條ノ二、第十五條及第十八條ノ規定ハ本令ノ扶助ニ付之ヲ準用ス

第十八條　國ノ直營スル事業ニ於ケル勞働者ノ扶助ニ付テハ別ニ定ムル規定ニ依ル

第十九條　勞働者災害扶助法第十一條ノ公共團體ハ道府縣又ハ市町村ニ準スヘキモノトス

第二十條　本令中地方長官トアルハ砂鑛業ニ在リテハ鑛山監督局長トス

附　則

本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

（別表略）

○勞働者災害扶助法施行規則

（昭和六・一一・二八　內務省令第三二號）

第一條　勞働者災害扶助法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業主ハ扶助ニ關シ一切ノ權限ヲ有スル扶助代理人ヲ選任スルコトヲ得

事業主カ事業ノ行ハルル場所ニ居住セサルトキ又ハ事業主法人ナル場合ニ於

テ主タル事務所カ事業ノ行ハルル場所ニ在ラサルトキハ扶助代理人ヲ選任スヘシ

前二項ノ規定ニ依リ扶助代理人ヲ選任スヘシ

前二項ノ規定ニ依リ扶助代理人ヲ選任シタルトキハ事業主ハ遅滯ナク地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）ニ届出ツヘシ

地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ扶助代理人ノ改任ヲ命スルコトヲ得

扶助代理人ハ本則ノ適用ニ付テハ事業主ニ代ルモノトス

第二條　事業主ハ事業ノ行ハルル場所ニ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具及材料ヲ備置クヘシ但シ其ノ附近ニ適當ナル施設ノ利用シ得ヘキモノアル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條　事業主ハ其ノ住所氏名、扶助ニ關スル事項ノ要旨及扶助代理人アルトキハ其ノ住所氏名ヲ事業ノ行ハルル場所ノ見易キ箇所ニ掲示スヘシ

前項ノ掲示ニハ勞働者災害扶助法第三條第二項又ハ同法第四條第一項ノ事業主アルトキハ其ノ住所氏名ヲモ記載スヘシ

第四條　事業主ハ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル主タル事務所ニ勞働者ノ扶助ニ關スル書類ヲ備置クヘシ

前項ノ扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第五條　勞働者業務上ノ負傷又ハ勞働者災害扶助法施行令第三條第二項ノ疾病ニ由リ療養ノ爲三日以上ノ休業ヲ要スヘキトキ又ハ死亡シタルトキハ事業主ハ遅滯ナク様式第一號ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第六條　事業主扶助ヲ爲シタルトキハ様式第二號ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第七條　事業主ハ毎年十月一日現在ニ於ケル勞働者數ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

勞働者災害扶助法第一條第一項第二號（八）ノ工事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第八條　第一條乃至第三條第五條及第七條ノ規定ニ於テ事業主トアルハ勞働者災害扶助法第三條第二項ノ場合ニハ下請負人タル事業主同法第四條第一項ノ場合ニハ勞働者ヲ使用スル事業主トス

第九條　事業ノ行ハルル場所カ二以上ノ府縣ニ亙ル場合ニ於テハ本則ニ依ル届出ハ其ノ事業ノ行ハルル場所ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

第十條　第一條第二項若ハ第三項又ハ第二條乃至第七條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第一條第四項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十一條　事業主未成年者若ハ禁治產者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十二條　事業主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキ

キハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十三條　本則中扶助代理人ニ關スル規定及事業主ニ適用スヘキ罰則ハ國、道府縣、市町村及勞働者災害扶助施行令第一條ノ公共團體ニ之ヲ適用セス

國ノ適用スル事業ニ付テハ所轄官廳ハ地方長官ニ屬スル職務ヲ行フ

第十四條　本則中地方長官トアルハ砂鑛業ニ在リテハ鑛山監督局長トス

附　則

本則ハ昭和七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

（様式略）

○勞働者災害扶助責任保險法

（昭和六・四・一　法律第五五號）

第一條　政府ハ本法ニ依リ勞働者災害扶助責任保險ヲ管掌ス

第二條　勞働者災害扶助責任保險ニ於テハ勞働者災害扶助法、工場法又ハ鑛業法ニ基ク扶助責任ヲ保險スルモノトス

扶助責任ノ保險ヲ付スヘキ事業ノ種類保險スヘキ扶助責任ノ範圍、及保險料率、保險料納付期日其ノ保險料ニ關スル事項ニ付テハ勅令ヲ以テ定ム

第三條　勞働者災害扶助法第一條第一項第二號（ハ）ノ工事ノ事業主及勅令ノ定ムル事業主ハ政府ト保險契約ヲ締結スヘシ但シ同法第三條第二項ノ場合ニ於テハ元請負人ニ於テ保險契約ヲ締結スヘシ

第四條　保險契約者ヲ以テ保險金受取人トス但シ前條但書ノ規定ニ依リ元請負人カ保險契約ヲ締結シタル場合ニ於テハ扶助ヲ引受ケタル下請負人ヲ以テ保險金受取人トス

政府ハ前項ノ規定ニ拘ラス勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助ヲ受クヘキ者ニ保險金ヲ支拂フコトヲ得

第五條　保險契約者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ依リ保險料算定ノ基礎タル重ナル事實ヲ告知セス又ハ其ノ事實ニ付不實ノ告知ヲ爲シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ保險金ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハサルコトヲ得

第六條　保險契約者保險料ノ拂込ニ付遲滯シタルトキハ其ノ遲滯期間ニ於テ生シタル事故ニ對スル保險金ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハサルコトヲ得

第七條　保險契約者又ハ保險金カ受取人故意若ハ重大ナル過失ニ依リ又ハ勞働者災害扶助法、工場法若ハ鑛山法ニ基ク危害豫防若ハ衛生ニ關スル命令ニ違反シタルニ依リ扶助責任ノ原因タル事故ヲ生セシメタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險金ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハサルコトヲ得

第八條　保險金支拂ノ義務及保險料返還ノ義務ハ二年、保險料支拂ノ義務ハ一年ヲ經過シタルトキハ時效ニ依リテ消滅ス

第九條　保險契約者又ハ保險金受取人カ勞働者災害扶助責任保險ニ關スル事項ニ付政府ニ對シ民事訴訟ヲ提起スルニハ勞働者災害扶助責任保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

前項ノ審査ノ請求ハ時效ノ中斷ニ關シテハ判裁上ノ請求ト看做ス

第十條　勞働者災害扶助責任保險審査會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條　本法ニ依ル保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

第十二條　行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏員ヲシテ本法ニ依リ扶助責任ノ保險ヲ付シ又ハ付スヘキ事業ノ行ハルル場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第十三條　第三條ノ事業主保險契約ヲ締結セサルトキハ千圓以下ノ科料ニ處ス

前項ノ科料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第十四條　正當ノ事由ナクシテ當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

本法ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(八)ノ工事ニシテ本法施行前ニ著手(請負ニ依ルモノニ付テハ請負契約ノ締結)セラレタルモノニ付テハ第三條ノ規定ハ之ヲ適用セス

○勞働者災害扶助責任保險法施行令

(昭和六・一一・二七　勅令第二七七號)

第一條　勞働者災害扶助責任保險ニ附スカ事業ハ勞働者災害扶助法第一條第一項第二號(八)ノ工事トス

前項工事ノ工事主(勞働者災害扶助法第三條第二項ノ場合ニ於テハ元請負人タル事業主)ハ工事ノ開始前十四日迄ニ保險契約ノ申込ヲ爲スヘシ但シ已ムコトヲ得サル場合ニ於テハ其ノ後ニ於テ保險契約ノ申込ヲ爲スコトヲ妨ケス

第二條　保險スヘキ扶助責任ノ範圍左ノ如シ

一　療養費中十圓ヲ超ユル部分

二　休業扶助料中八日以後ノ休業ニ付支給スル部分

三　障害扶助料

四　遺族扶助料

五　打切扶助料

第三條　前條第一號ノ療養費ノ範圍ハ左ニ掲クル療養ノ費用トス

一　診察(扶助請求ニ必要ナル診斷書意見書等ノ作成ヲ含ム)

二　藥劑又ハ治療材料ノ支給

三　處置及手術(齒科補綴ヲ含ム)

四　物理的治療

五　病院收容

六　看護

七　移送

前項ノ療養ノ費用ハ政府ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定ス第一項第一號乃至第五號ノ療養ハ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外政府ノ指定スル醫師、齒科醫師又ハ病院ニ就キ受クルモノニ限ル

第一項第四號乃至第七號ノ療養ハ政府ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

第四條　第二條第五號ノ打切扶助料ハ政府ノ承認ヲ受ケ又ハ其ノ指示ニ依リ支給スルモノニ限ル

保險金受取人前項ノ指示ニ從ハサルトキハ政府ハ當該負傷又ハ疾病ニ付以後

ノ療養費及休業扶助料ニ對スル保險金ノ支拂ヲ爲サス

第五條　保險期間ハ工事ノ開始ヨリ終了迄トス但シ工事開始後保險料（第七條第一項但書ノ場合ニ於テハ第一回保險料）ノ拂込ヲ爲シタルモノニ付テハ拂込ノ翌日ヨリ工事終了迄トス

第六條　保險料ハ左ノ金額トス

一　請負金額ノ定アル工事（工作物ノ破壞工事ヲ除ク）ニ付テハ請負金額ニ保險料率ヲ乘シタル額

二　前號以外ノ工事ニ付テハ勞働者ノ賃金總額ニ保險料率ヲ乘シタル額

政府ハ請負金額ノ定アル工事ニ付テモ其ノ材料カ注文者ヨリ支給セラルルコト其ノ他ノ事由ニ因リ前項第一號ノ規定ニ依ルヲ適當ナラスト認ムルトキハ同項第二號ノ規定ニ依リ保險料ヲ定ムルコトヲ得

政府ハ工事開始後保險料（第七條第一項但書ノ場合ニ於テハ第一回保險料）ノ拂込ヲ爲シタルモノニ付工事開始後ノ拂込カ已ムコトヲ得サル事由ニ因ルモノト認メタルトキハ工事開始ノ日ヨリ保險料拂込ノ日迄ニ於ケル工事進捗ノ狀況又ハ使用勞働者延人員數ニ應シテ保險料ヲ減額スルコトヲ得

第七條　保險契約ノ申込ヲ爲シタル者ハ已ムコトヲ得サル場合ヲ除クノ他工事開始前ニ保險料ヲ政府ニ拂込ムヘシ但シ工事期間一年ヲ超ユルモノニ付テハ最初ノ一年分ノ保險料ヲ工事開始前ニ拂込ミ爾後各年（一年ニ滿チサルトキハ其ノ期間）分ノ保險料ヲ其ノ期間開始前ニ拂込ムコトヲ得

前項ノ保險料ハ前條第一項第一號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ保險契約申込ノ時ニ於テ定メラレタル請負金額ニ、同項第二號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ賃金總額ノ見込額ニ保險料率ヲ乘シタル金額トス

第一項但書ノ一年分ノ保險料ハ保險料總額ヲ豫定工事期間ノ日數ヲ以テ除シタルモノニ三百六十五（閏年ノ二月末日ヲ含ム場合ニハ三百六十六）ヲ乘シタル金額トス但シ政府ハ工事施行計畫ノ狀況ニ應シ異ル方法ニ依リ一年分ノ保險料ヲ定ムルコトヲ得

政府ハ第二項ノ請負金額又ハ賃金ノ總額ノ見込額ニ變更ヲ生シタルトキ其ノ他必要アル場合ニ於テハ保險料ノ追加拂込ヲ命スルコトヲ得

第八條　第六條第一項第二號及前條第二項第四號ノ賃金總額ハ勞働者災害扶助法施行令第十五條及第十六條ノ規定ニ依リ定ムル標準賃金額ニ使用勞働者延人員（工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル職工及鑛夫ヲ除ク）ノ數ヲ乘シタル金額トス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ十六歳未滿ノ者ハ十六歳以上ノ者ト看做ス

第九條　保險料率ハ內務大臣之ヲ定ム

第十條　第七條ノ規定ニ依リテ拂込ミタル保險料カ工事終了後第六項ノ規定ニ依リテ算定シタル保險料ニ比シ過不足アルトキハ政府ハ保險料ノ追加拂込ヲ命シ又ハ之ヲ返還ス

第十一條　左ノ各號ノ條件ヲ具備スル場合ニ於テハ政府ハ第一號ノ剩餘額ノ範

圍内ニ於テ且第三號ノ超過額ヲ限度トシテ第一號ノ工事ノ保險契約者ニ保險料ノ一部ヲ返還スルコトヲ得但シ勞働者災害扶助責任保險法第五條乃至第七條ノ規定ニ該當スル保險契約者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

一　毎會計年度末現在ニ於テ前年度中ニ作業ノ終了シタル工事ニ付其ノ保險料總額ノ八割ヨリ支拂保險金總額ヲ差引キ剩餘ヲ生スルコト

二　當該會計年度決算ニ於テ損失ヲ生セサルコト

三　當該會計年度決算ニ於ケル積立金カ本保險創始以來ノ收入保險料總額ノ一割ヲ超ユルコト

前項ノ規定ニ依ル返還ハ各個ノ工事ニ付保險料ノ八割ヨリ支拂保險金額ヲ控除シタル殘額ニ比例シテ之ヲ爲ス

第一項ノ會計年度九月末現在ニ於テ尙繼續シテ療養ヲ受クル者アルトキハ前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同年九月末ニ於テ打切扶助料ヲ支給シタルモノト看做シ支保拂險金額ヲ計算ス

第十二條　保險金受取人ノ行方不明、資力薄弱其ノ他ノ事由ニ因リ扶助ヲ受クルコト困難ナリト認ムル場合ニ於テハ政府ハ扶助ヲ受クヘキ者ニ保險金ヲ支拂フコトヲ得

第十三條　勞働者災害扶助責任保險法第五條ノ場合ニ於テハ政府ハ保險金ノ支拂ヲ爲サス但シ保險契約者告知セサリシ事實ヲ告知シ又ハ不實ノ告知ヲ訂正シタル場合ニ於テ其ノ後ニ生シタル事故ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十四條　保險契約者第七條第一項但書ノ規定ニ依ル第二回以後ノ保險料ノ拂込又ハ同條第四項ノ規定ニ依ル保險料ノ追加拂込ヲ遲滯シタルトキハ政府ハ遲滯期間中ニ生シタル事故ニ對スル保險金ノ支拂ヲ爲サス但シ已ムコトヲ得サル事由ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條　保險契約者又ハ保險金受取人故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ扶助責任ノ原因タル事故ヲ生セシメタルトキハ政府ハ保險料金ノ支拂ヲ爲サス

第十六條　政府ハ事業主カ扶助ヲ爲ス資力ナシト認ムル場合ニ於テハ前三條ノ規定ニ拘ラス保險金ヲ支拂フコトヲ得

第十七條　勞働者災害扶助責任保險ハ社會局長官ニ於テ之ヲ掌ル但シ第三條第四項又ハ第四條第一項ノ承認又ハ指示ハ工事ノ主タル事務所ヲ管轄スル地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）之ヲ爲ス

附　則

本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勞働者災害扶助責任保險法施行規則

（昭和六・一一・二八　内務省令第三三號）

第一條　保險契約ノ申込ヲ爲サントスル者ハ保險契約申込書ニ左記事項ヲ具シ記名捺印ノ上社會局長官ニ提出スヘシ但シ保險契約ノ申込當時第二號ノ工事ノ主タル事務所ノ設ケナキトキハ之ヲ設ケタル後遲滯ナク屆出ツヘシ

一　工事ノ場所、名稱及種類

二　工事ノ主タル事務所ノ所在地

三　工事ノ開始及終了ノ豫定年月日

四　保險契約者ノ住所氏名
五　請負ニ依ル工事ニ在リテハ注文者ノ住所氏名
六　使用勞働者（工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル職工及鑛夫ヲ除ク以下之ニ同シ）男女別豫定延人員ノ概數
七　工事ノ豫定費用概算額（請負ニ依ル工事ニシテ請負金額ノ定マレルモノニ在リテハ請負金額）
八　注文者ヨリ工事材料ノ支給ヲ受クル場合ニ在リテハ其ノ種類別豫定數量及價格ノ概要
九　勞働者災害扶助責任保險法施行令第六條第一項第二號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ賃金總額ノ見込額
十　保險料率
十一　勞働者災害扶助責任保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ拂込ムヘキ保險料（以下概算保險料ト稱ス）ノ總額及工事開始前ニ拂込ムヘキ概算保險料額
十二　工事設計ノ概要
前項各號ノ事項ニ變更アリタルトキハ遲滯ナク變更事項ヲ社會局長官ニ屆出ツヘシ但シ勞働者災害扶助責任保險法施行令第六條第二項又ハ同令第七條第四項ノ規定ニ依リ政府カ前項第十號及第十一號ノ事項ヲ變更シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第一項ノ規定ニ依リ社會局長官ニ保險契約申込書ヲ提出シタルトキハ其ノ寫本ヲ添ヘ其ノ旨地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）ニ屆出ツヘシ

第二條　社會局長官保險契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ保險證書ヲ作成シ保險契約者ニ交付ス保險證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ社會局長官記名捺印ス

一　保險證書作成ノ年月日及記號番號
二　保險契約者ノ住所氏名
三　工事ノ場所、名稱及種類
四　工事ノ開始及終了ノ豫定年月日
五　勞働者災害扶助責任保險法施行令第六條第一項第一號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ請負金額、同項第二號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ賃金總額ノ見込額
六　保險料率
七　概算保險料額
八　拂込ミタル概算保險料ノ額及拂込年月日、概算保險料未拂込ノ部分アルトキハ其ノ額及拂込時期

第三條　勞働者災害扶助責任保險法第四條但書ノ規定ニ依リ下請負人カ保險金受取人タル場合ニ於テハ保險契約者ハ其ノ下請負人カ扶助ヲ引受ケタルコトヲ證スル書面ヲ添ヘ左記事項ヲ社會局長官ニ屆出ツヘシ

一　保險證書ノ作成年月日及記號番號
（保險證書ノ受領前ニ在リテハ工事ノ場所及名稱）
二　保險契約者ノ住所氏名
三　保險金受取人ノ住所氏名及其ノ工事ニ於ケル主タル事務所ノ所在地
四　扶助ヲ引受ケシメタル工事ノ種類範圍及其ノ使用勞働者男女別豫定延人員ノ概數

前項各號ノ事項ニ變更アリタルトキハ遲滯ナク變更事項ヲ社會局長官ニ屆出

ツヘシ

第四條　社會局長官ハ前條第一項ノ届出アリタルトキハ保險金受取人ヲ作成シ保險金受取人ニ交付ス

保險金受取人證書ニハ前條第一項各號ノ事項竝ニ保險金受取人證書作成ノ年月日及記載番號ヲ記載シ社會局長官記名捺印ス

第五條　保險證書ハ保險金受取人證書ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ保險契約者又ハ保險金受取人ハ遲滯ナク保險證書又ハ保險金受取人證書ヲ添ヘ其ノ訂正ノ申請ヲ爲スヘシ

勞働者災害扶助保險法第四條但書ノ保險金受取人タル下請負人カ保險金受取人タラサルニ至リタルトキハ保險契約者ハ其ノ旨社會局長官ニ届出ツヘシ

第六條　保險證書又ハ保險金受取人證書ヲ亡失又ハ汚損シタルトキハ保險契約者又ハ保險金受取人ハ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

第七條　保險契約者、日日ノ使用勞働者男女別人員數ヲ記錄シ毎月十日迄ニ前月分ヲ地方長官ニ届出ツヘシ但シ請負金額ニ依リ保險料ヲ定メタル場合ニ於テハ日日ノ使用勞働者男女別人員數ヲ記錄スルヲ以テ足ル

第八條　保險契約者ハ工事終了後遲滯ナク左記事項ヲ社會局長官ニ届出ツヘシ

一　保險證書作成ノ年月日及記號番號
二　保險契約者ノ住所氏名
三　工事ノ場所、名稱及種類
四　工事ノ開始及終了年月日
五　使用勞働者男女別延人員
六　請負金額ノ定アル工事ニ付テハ請負金額

第九條　保險金受取人勞働者災害扶助責任保險法施行令第三條第三項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

一　保險證書ノ作成年月日及記號番號（保險金受取人保險契約者ナラサルトキハ保險金受取人證書ノ作成年月日及記號番號）但シ保險證書又ハ保險金受取人證書受領前ニ在リテハ保險契約者又ハ保險金受取人ノ住所氏名及工事ノ場所及名稱
二　勞働者災害扶助法施行規則第五條ノ勞働者死傷報告届出ノ年月日
三　扶助ヲ受クル者ノ住所氏名及年月日
四　療養ヲ擔任スル者ノ住所氏名、職業及學位又ハ稱號
五　傷病ノ部位及經過
六　療養ノ内容
七　療養ニ要スル費用ノ見込額
八　政府ノ指定スル醫師、齒科醫師又ハ病院ニ就キ療養ヲ受クルコト能ハサル事由

第十條　保險金受取人勞働者災害扶助責任保險法施行令第三條第四項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ前條第一號乃至第三號及第五號乃至第七號ニ掲クル事項ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

前項ノ申請ニハ醫師又ハ齒科醫師ノ意見書ヲ添附スヘシ

第十一條　前二條ノ規定ハ勞働者災害扶助責任保險法施行令第十二條ノ規定ニ依リ政府ヨリ保險金ノ支拂ヲ受クル者

カ勞働者災害扶助責任保險法施行令第三條第三項又ハ同條第四項ノ承認ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス但シ申請書ニ保險證書、保險金受取人證書又ハ勞働者死傷報告ニ關スル事項ヲ記載スルコト能ハサルトキハ保險金受取人ノ住所氏名、工事ノ場所及名稱、事故發生ノ年月日竝ニ事故ノ原因及發生狀況ヲ記載スヘシ

第十二條　勞働災害扶助責任保險法施行令第三條第三項又ハ同條第四項ノ承認ノ申請ハ療養ヲ擔當スル者ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第九條、第十條及前條但書ノ規定ヲ準用ス

第十三條　保險金受取人勞働者災害扶助責任保險法施行令第四條第一項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

一　第九條第一號乃至第三號ニ掲クル事項

二　扶助ニ關スル從來ノ經過及扶助ヲ打切ラントスル事由

前項ノ申請ニハ扶助ヲ受クル者ノ現在ノ症狀及將來ノ療養見込日數ニ關スル醫師ノ意見書ヲ添附スヘシ

第十四條　保險金受取人保險金ノ支拂ヲ受ケントスルトキハ勞働者毎ニ左記事項ヲ記載シタル請求書ヲ社會局長官ニ提出スヘシ

一　第九條第一號、第二號及第五號ニ掲クル事項

二　傷病者又ハ死亡者ノ住所氏名及生年月日

三　勞働者治癒シタルトキ又ハ死亡シタルトキハ其ノ年月日、未治癒ノトキハ其ノ旨

四　扶助種類別保險金額、療養ノ扶助ニ付テハ費用ノ詳細、休業扶助料ニ付テハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサリシ日數及年月日、障害扶助料ニ付テハ障害ノ概要及該當級、遺族扶助料ニ付テハ之ヲ受クル者ノ住所氏名生年月日、及本人トノ續柄

前項ノ請求書ニハ左記書類ヲ添附スヘシ

一　療養費ニ付テハ療養ヲ擔當スル者ノ受取書但シ療養ヲ擔當スル者保險金受取人ノ委任ヲ受ケテ保險金ノ支拂ヲ請求スル場合ニハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

二　休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料及打切扶助料ニ付テハ扶助料ヲ受ケタル者ノ受取書其ノ他扶助料ヲ支給シタルコトヲ證スル書類但シ扶助ヲ受クヘキ者保險金受取人ノ委任ヲ受ケ保險金ノ支拂ヲ請求スル場合ニハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

三　休業扶助料ニ付テハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサリシコトニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書

四　病院收容ノ場合ニ於テ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者アルトキハ之ヲ證スル書類

五　障害扶助料ニ付テハ該當等級ニ相當スルコトヲ證スル醫師又ハ齒科醫師ノ診斷書

六　遺族扶助料ニ付テハ醫師ノ死亡診斷書、警察官署ノ檢死證又ハ市町村長ノ埋火葬認可證寫其ノ他死亡ヲ證

スル書類及死亡者ノ戸籍謄本其ノ他遺族扶助料ヲ受クヘキ者ト本人トノ續柄ヲ證スル書類

第十五條　前條ノ保險金支拂ノ請求書ハ毎月二十日迄ニ前月分ニ付之ヲ提出スヘシ

第十六條　扶助ヲ受クヘキ者勞働者災害扶助責任保險法施行令第十二條ノ規定ニ依リ保險金ノ支拂ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ記載シタル請求書ヲ社會局長官ニ提出スヘシ

一　第十四條第一項各號ノ事項

二　事業主ヨリ扶助ヲ受クルコト困難ナル事由

三　既ニ受ケタル扶助ノ内容（療養ニ付テハ療養ヲ擔當スル者ノ住所氏名及療養費、休業扶助料ニ付テハ休業年月日及期間竝ニ金額、障害扶助料ニ付テハ其ノ該當等級及金額）

前項ノ請求書ニ付テハ第十一條但書及第十四條第二項（第二號ヲ除ク）ノ規定ヲ準用ス

社會局長官第一項ノ請求書ヲ受ケ扶助ヲ受クヘキ者ニ直接保險金ヲ支拂ヒタルトキハ保險金受取人ニ其ノ旨通知ス

第十七條　第九條乃至前條ノ適用ニ付勞働者災害扶助法施行規則第五條ノ規定ニ依ル勞働者死傷者報告ノ届出ヲ爲スコトヲ要セサル場合ニ於テハ勞働者死傷報告届出ノ年月日ニ代ヘ事故ノ原因及發生狀況ヲ記載スヘシ

第十八條　保險契約者及保險金受取人ハ工事ノ主タル事務所ニ保險ニ關スル書類ヲ備置クヘシ

保險ニ關スル書類ハ扶助ノ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第十九條　本則ニ依リ社會局長官ニ提出スヘキ書類ハ工事ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ

但シ第一條第一項ノ保險契約申込書ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十條　地方長官ハ勞働者災害扶助法第一條第一項第二號（ハ）ノ工事ノ注文者ニ對シ請負金額其ノ他必要ト認ムル事項ノ申告ヲ命スルコトヲ得

第二十一條　左ノ各號ノ一ニ該當シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　第一條第一項但書、同條第二項、同條第三項、第七條、第八條、又ハ第十八條ノ規定ニ違反シタル者

二　前項ノ申告ヲ爲サス又ハ虚僞ノ申告ヲ爲シタル者

三　本則ニ依リ社會局長官又ハ地方長官ニ提出スル書類ニ虚僞ノ事實ヲ記載シタル者

第二十二條　勞働者災害扶助法第一條第一項第二號（ハ）ノ工事ノ注文者、保險契約者保險金受取人又ハ扶助ヲ受クヘキ者未成年者若シクハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條　勞働者災害扶助法第一條第一項第二號（ハ）ノ工事ノ注文者、保險契約者又ハ保險金受取人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反

シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附　則

本則ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勞働者災害扶助責任保險特別會計法

（昭和六・四・一　法律第五六號）

第一條　勞働者災害扶助責任保險法ニ依ル勞働者災害扶助責任保險事業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

第二條　本會計ニ於テハ保險料、積立金ヨリ生スル收入、借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ保險金、保險料ノ返還金、保險施設費、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子、事業取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條　本會計ニ於テ決算上剩餘金ヲ生スルトキハ之ヲ積立ツヘシ

本會計ノ歲計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スヘシ

第四條　本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入ヲ爲スコトヲ得ル金額ニ純保險料ヲ以テ保險金及保險料ノ返還金ヲ支辨スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第五條　本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルコトヲ得

第六條　本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ハ當該年度內ニ之ヲ返還スヘシ

第七條　本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ得

第八條　政府ハ每年本會計ノ歲入歲出預算ヲ調製シ歲入歲出ノ總預算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第九條　本會計ノ每年度歲出預算ニ於ケル事業費ノ支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

第十條　本會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ昭和六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

一般會計ハ昭和六年度ニ限リ其ノ預算ノ定ムル金額ヲ本會計ニ繰入ルルコトヲ得

○勞働者災害扶助責任保險特別會計規則

（昭和六・八・二九　勅令第二三二號）

第一條　歲入歲出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調制シ前年度九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送附スヘシ

前項ノ豫定計算書ニハ其ノ年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ貸借對照表及損益計算表並ニ其ノ年三月三十一日現在ノ積立金明細目錄ヲ添附スヘシ

第二條　歲入歲出ノ豫算ハ決定ノ後豫備費ヲ除キ所管大臣社會局長官ニ命シテ之ヲ執行セシムヘシ但シ他ノ官吏ニ命シテ其ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第三條　本會計ニ於テハ當該年度ノ收入濟歲入額及勞働者災害扶助責任保險特別會計法第六條ニ規定スル一時借入金ヲ以テ支拂元受高トシ歲出ヲ支出スル

ハ此ノ支拂元受高ヲ超過スル事ヲ得ス

第四條　本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足ヲ生シタルトキハ所管大臣ハ大藏大臣ノ承認ヲ經テ勞働者災害扶助責任保險特別會計法第六條ニ規定スル一時借入金ニ代ヘ積立金ニ屬スル現金ヲ前條ノ支拂元受高ニ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰替使用シタル金額ハ當該年度內ニ之ヲ返還スヘシ

第五條　保險料收入ノ年度所屬ハ其ノ保險料ヲ納付スヘキ日ノ屬スル年度ニ依ル

第六條　每年度內ニ收入ヲ爲スヘキ權利ヲ得テ每年度出納ノ完結迄ニ收入濟ト爲ラサルモノハ收入未濟トシテ遞次翌年度ニ繰越シ現ニ收入ヲ爲シタル年度ノ歲入ニ組入ルヘシ

第七條　每年度內ニ支拂ヲ爲スヘキ義務ヲ生シ每年度出納ノ完結迄ニ支出濟ト爲ラサル歲出ニシテ時效完成ニ至ラサルモノハ支出未濟トシテ遞次翌年度ニ繰越スヘシ但シ支出濟額ト合シテ預算額ヲ超過スルコトヲ得ス

第八條　每年度ノ歲入ノ收入濟額ヨリ歲出ノ支出濟額、翌年度繰越額、未經過保險料及支拂、備金ニ相當スル金額ヲ控除シ殘餘アルトキハ之ヲ積立金ニ組入レ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補助スヘシ

前項ニ規定スル未經過保險料及支拂備金ノ計算ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第九條　歲入徵收官ハ每月徵收報告書ヲ調制シ參照書類ヲ添ヘ之ヲ社會局長官ニ送付スヘシ

第十條　社會局長官ハ徵收報告書ニ依リ每月徵收總報告書ヲ調制シ參照書類ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第十一條　支出官ハ每月支出濟額報告書ヲ調制シ之ヲ社會局長官ニ送付スヘシ

第十二條　社會局長官ハ支出濟額報告書ニ依リ每月支出總報告書ヲ調制支出濟額報告書ヲ添ヘ所管大臣ヲ經由シテ其ノ翌月中ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第十三條　歲入徵收官又ハ支出官一人ナル場合ニ於テハ徵收報告書又ハ支出濟額報告書ヲ以テ徵收總報告書又ハ支出報告書ニ充ツルコトヲ得

第十四條　歲入歲出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調制シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第十五條　社會局ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ勞働者災害扶助責任保險ニ關スル一切ノ計算ヲ登記スヘシ

第十六條　貸借對照表損益計算表ノ樣式ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第十七條　社會局ハ歲入簿ヲ備ヘ歲入ノ豫算額、調定濟額、收入濟額、不納缺損額及收入未濟額ヲ登記スヘシ

第十八條　支出官ハ支出簿ノ外支拂元受高、支出濟額及殘額ヲ登記スヘシ

第十九條　社會局ハ歳出簿及支拂元受高差引簿ヲ備ヘ歳出簿ニハ歳出ノ豫算額豫算決定後增加額、支出濟額、翌年度繰越額及殘額ヲ登記シ支拂元受高差引簿ニハ支拂元受高、支出濟額及殘額ヲ登記スヘシ

但シ支出官一人ナル場合ニ於テハ支拂元受高差引簿ヲ省略スルコトヲ得

第二十條　本令ニ規定セサルモノニ付テハ會計規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ勞働者扶助責任保險特別會計法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照略）

○勞働者災害扶助責任保險ニ於ケル保險料率

（昭和六・一一・二八　内務省令第二六六號）

勞働者災害扶助責任保險ニ於ケル保險料率ヲ左ノ通定ム勞働者災害扶助法第一條第一項第二號（ハ）ノ工事ニ於ケル保險料率ハ左表ノ通トス但シ一工事ニシテ二以上ノ種類ヲ包含スルトキハ高キ料率ニ據ル

勞働者災害扶助法第一條第一項第二號（ハ）ノ工事ノ保險料

工事ノ種類	請負金一萬圓當リノ保險料	賃金一圓當リノ保險料
	圓	厘
隧道工事	一四〇	四五
工作物ノ破壞工事	一	四五
建築工事	二八	三
橋梁工事	六七	三
其ノ他ノ工事	八五	三

○勞働者災害扶助責任保險特別會計事務取扱規定

（昭和六・一二・四　内務省訓令第一二號）

第一條　勞働者災害扶助責任保險特別會計ニ關スル事務ハ本規定ニ依リ之ヲ取扱フヘシ

第二條　歳入ノ徵收ニ關シテハ社會局長官、北海道廳長官及府縣知事（東京府ニ在リテハ警視總監以下同シ）ヲ歳入徵收官トス

第三條　毎年度ノ支拂豫算ハ社會局長官、北海道廳長官、及府縣知事ニ之ヲ令達ス

第四條　支出官（社會局長官タル支出官ヲ除ク）當該年度最終ノ小切手ヲ振出シタルトキハ直ニ其ノ支拂元受高ノ殘額ヲ社會局長官タル支出官ノ支拂元受高ニ轉換シ其ノ金額及當該年度ノ支出濟總額ヲ社會局長官ニ通知スヘシ

第五條　北海道廳長官及府縣知事ハ別記様式ニ依リ歳入歳出決定計算報告書ヲ調制シ翌年度七月十五日迄ニ之ヲ社會局長官ニ送付スヘシ

社會局長官ハ前項ノ報告書及自己ノ取扱ニ係ル分（前項別記様式ニ依ル）ヲ取纏メ歳入歳出決定計算總報告書ヲ調制シ翌年度六月三十日迄ニ之ヲ内務大臣ニ送付スヘシ

第六條　本令ニ規定セサルモノニ付テハ大正十一年四月内務省訓令第二號會計事務取扱規定ニ依ル但シ同令第十二條及第十七條ニ内務省又ハ内務大臣トアルハ社會局長官トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（様式略）

備考　本令ハ東京區ヲ除ク、社會局廳府縣ニ之ヲ適用ス

○勞働者災害扶助責任保險審査會規定

（昭和六・一二・二六　勅令第二九五號）

第一條　勞働者災害扶助責任保險審査會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ勞働者災害扶助責任保險法第九條ノ規定ニ依リ勞働者災害扶助責任保險ニ關スル事項ヲ審査ス

第二條　審査會ハ會長一人及委員十人ヲ以テ之ヲ組織ス委員ハ左ニ掲ケルモノヲ以テ之ニ充ツ

一　司法省民事局長　一人
二　勞働部長タル社會局部長　一人
三　保險部長タル社會局部長　一人
四　法制局高等官　一人
五　商工省高等官　一人
六　學識經驗アル者　一人
七　事業主ノ利益ヲ代表スル者　二人
八　勞働者ノ利益ヲ代表スル者　二人

第四條　前條第二項第四號乃至第八號ノ規定ニ依ル委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五條　第三條第二項第六號乃至第八號ノ規定ニ依ル委員ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第六條　會長ハ會務ヲ總理ス會長事故アルトキハ内務大臣ノ指定スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第七條　審査會ノ會議ハ委員過半數出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

審査會ノ議決ハ出席委員ノ過半數ニ依ル可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第八條　審査會ノ審査ノ決定ハ理由ヲ附シタル文書ヲ以テ之ヲ請求人ニ交付ス

第九條　審査會ニ幹事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内務部内ノ高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十條　審査會ニ書記ヲ置ク内務部内ノ判任官ノ中ヨリ内務大臣之ヲ命ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十一條　本令ニ規定スルモノノ外審査會ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○勞働者災害扶助責任保險審査會規定施行規則

（昭和六・一二・二八　内務省令第三六號）

第一條　勞働者災害扶助責任保險法第九條ノ規定ニ依リ勞働者災害責任保險審査會ノ審査ヲ受ケムトスル者ハ左記事項ヲ記載シタル審査請求書ニ記名調印シ證據書類アル時ハ之ヲ添附シ勞働者災害扶助責任保險審査會ニ提出スヘシ

一　請求人ノ住所氏名及保險契約者又

ハ勞働者災害扶助責任保險法第四條
但書ノ保險金受取人ノ別
二　保險證書又ハ保險金受取人證書ノ
記號番號
三　請求ノ趣旨
四　請求ノ理由
五　證據方法
六　年月日
代理人ニ於テ審査請求ヲ爲ス場合ハ委
任狀ヲ添附シ代理人ニ於テ審査請求書
ニ記名調印スヘシ
前二項ノ規定ハ審査請求ノ取下ニ之ヲ
準用ス但シ第一項第四號及第五號ノ事
項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セス
第二條　審査會ニ於テ審査請求書ヲ受ケ
タルトキハ其ノ謄本ヲ作成シ社會局ニ
之ヲ送附スヘシ
第三條　社會局ニ於テ前條ノ謄本ヲ受ケ
タルトキハ辨明書ヲ審査會ニ提出スヘ
シ
第四條　審査ハ文書ニ就キ之ヲ爲ス但シ
必要アリト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲
スコトヲ妨ケス

附錄一　社會問題關係法規

第五條　審査ノ決定書ニハ左記事項ヲ記
載スヘシ
一　請求人ノ住所氏名
二　代理人ニ依ル審査請求ノ場合ニ在
リテハ其ノ代理人ノ住所氏名
三　保險證書又ハ保險金受取人證書ノ
記號番號
四　事實及爭點ノ趣旨
五　決定ノ趣旨
六　決定ノ理由
七　年月日
前項ノ決定書ノ原本ニハ會長署名捺印
スヘシ
第六條　審査會ハ前條ノ決定書ノ原本ニ
基キ正本副本各一通ヲ作成シ審査會ノ
印ヲ押捺シテ遲滯ナク正本ハ之ヲ審査
請求人ニ交付シ副本ハ社會局ニ交附ス
ヘシ
第七條　審査請求カ勞働者災害扶助保險
法ニ依リ其ノ審査請求ヲ爲スヘカラサ
ルモノナルトキ又ハ適法ノ手續ニ違反
スルモノナルトキハ決定ヲ以テ之ヲ却
下スヘシ但シ手續ノ缺點ハ之ヲ補正セ
シムルコトヲ妨ケス
第八條　審査會ノ決定ヲ經タル事件ニ付
テハ前條ノ規定ニ依リ却下セラレタル
場合ヲ除クノ外審査會ノ再審査ヲ請求
スルコトヲ得ス
第九條　請求人審査ノ決定前ニ死亡シタ
ルトキハ其ノ繼承人ニ於テ審査請求ヲ
受繼クモノトス

附　則

本則ハ勞働者災害扶助責任保險法施行ノ
日ヨリ之ヲ施行ス

○入營者職業保障法

（昭和六・四・一　法律第五七號）

第一條　何人ト雖モ被傭者ヲ求メ又ハ求
職若ノ採否ヲ決スル場合ニ於テ入營
（應召ノ場合ヲ含ム以下之ニ同シ）ヲ命
セラレタル者又ハ入營ヲ命セラルルコ
トアルヘキ者ニ對シ其ノ故ヲ以テ不利
益ナル取扱ヲ爲スヘカラス
第二條　雇傭若ハ入營ヲ命セラレタル被
傭者ヲ解雇シタルトキ又ハ被傭者ノ入

營中雇傭期間ノ滿了シタルトキハ其ノ者カ退營（入營ノ際行フ身體檢査ノ結果歸鄉ヲ命セラレタル場合ヲ含ム）シタル日ヨリ三月以內ニ更ニ之ヲ雇傭スルコトヲ要ス但シ左ノ各號ニ揭クル事由ノ一ニ該當シタルニ因リ解雇シ又ハ現ニ左ノ各號ニ揭クル事由ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　被傭者カ入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ

二　被傭者カ第二項ニ規定スル通知ヲ爲サス又ハ雇傭者ヨリ同項ニ規定スル通知ニ於テ勞務ニ就クヘキ旨ヲ指定セラレタル日ヨリ故ナク二十日以內ニ勞務ニ就カサルトキ

三　被傭者カ疾病又ハ傷痍ニ因リ勞務ニ堪ヘサルトキ

四　被傭者カ著シク其ノ職務ヲ怠リタルトキ

五　被傭者ニ著シキ不良行爲アリタルトキ

六　雇傭ノ目的タル事業ノ廢止、終了又ハ著シキ整理縮少其ノ他之ニ準スル事由アルトキ

雇傭者及被雇傭者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル雇傭ニ關シ必要ナル事項ヲ相互ニ通知スルコトヲ要ス

雇傭者ハ第一項各號ニ揭クル場合ヲ除クノ外同項ノ規定ニ依リ雇傭シタル被傭者ヲ其ノ雇傭ノ日ヨリ三月以內ニ於テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十八條ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得ス

第三條　前條第一項ノ規定ニ依リ退營者ヲ雇傭スル場合ニ於テ之ヲ與フヘキ勞務及給與ハ其ノ者ノ入營直前ノ勞務及給與ト同等ノモノナルコトヲ要ス但シ被傭者カ疾病又ハ傷痍ニ因リ入營直前ノ勞勤ニ堪ヘサルトキ其ノ他己ムヲ得サル事由アルトキハ之ト異ル勞務及給與ヲ與フルコトヲ妨ケス

第四條　前二條ノ規定ハ入營ヲ命セラレタル被傭者カ解雇セラレサル場合ニ於ケル退營後ノ復職及取扱ニ付之ヲ準用ス

第五條　前三條ノ規定ハ雇傭者カ常時五十人以上ノ被傭者ヲ使用スル場合ニ之ヲ適用ス

第六條　當該官吏又ハ公吏ハ前四條ノ規定ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ當事者ニ對シ勸解ヲ爲スコトヲ得

前項ノ當該官吏又ハ公吏ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條　本法ノ適用ニ付テハ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準スルモノノ被傭者ニシテ官吏又は公吏ニ準シ取扱フコトヲ要スル者ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附　則

本法ノ施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○入營者職業保障法施行令

（昭和六・一〇・三〇　勅令第二六一號）

第一條　入營者職業保障法第六條第二項ニ規定スル官吏又ハ公吏左ノ如シ

一　國ノ被傭者ニ關スル勸解ニ付テハ當該被傭者ヲ雇傭シタル者ノ直接上

級ノ監督官廳又ハ直接上級ノ部局ノ長但シ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官ノ雇傭シタル者ニ關スル勸解ニ付テハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官ノ定ムル官吏

二　道府縣又ハ市町村ノ被傭者ニ關スル勸解ニ付テハ當該被傭者ヲ雇傭シタル者ノ直接上級ノ監督官廳、直接上級ノ部局ノ長又ハ職業紹介事務局長

三　前二號ノ適用アル場合ヲ除キ船員法ノ適用アル船員ニ關スル勸解ニ付テハ遞信局長（朝鮮船員令ノ適用アル船員ニ關スル勸解ニ付テハ朝鮮總督府遞信局長）又ハ船員法第七十九條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長、鑛業法ノ適用アル鑛夫又ハ砂鑛業ニ從事スル鑛夫ニ關スル勸解ニ付テハ鑛山監督局長又ハ第四號ニ掲クル官吏若ハ公吏

四　前三號ニ掲クル者以外ノ被傭者ニ關スル勸解ニ付テハ地方長官、職業紹介事務局長、市町村長又ハ職業紹介所長

第二條　本令中道府縣、市町村又ハ地方長官、市町村長ニ關スル規定ハ道府縣、市町村又ハ地方長官、市町村長ニ準スルモノニ之ヲ適用ス

附　則

本令ハ入營者職業保障法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（參照略）

○入營者職業保障法施行令

（昭和六・一〇・三〇　勅令第二六二號）

入營者職業保障法ハ之ヲ朝鮮、臺灣、樺太ニ施行ス

附　則

本令ハ昭和六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○入營者職業保障法施行規則

（昭和六・一〇・三一　內務・陸軍・海軍・遞信省令）

第一條　被傭者（入營者職業保障法ノ適用アル被傭者ヲ謂フ以下之ニ同シ）ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ遲滯ナク其ノ旨ヲ書面ヲ以テ雇傭者ニ通知スヘシ

一　入營スヘキ期日及部隊定マリタルトキ

二　入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ二年海軍ニ在リテハ三年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ

三　傷痍疾病其ノ他ノ事由ニ因ル退營後再ヒ雇傭セラルルコト又ハ復職ス

ルコトヲ希望セサルトキ

第二條　被傭者ハ退營豫定期日前三月ヨリ退營後二十日以内（入營又ハ應召ノ際行フ身體檢査ノ結果歸鄕ヲ命セラレタル者並ニ臨時ニ退營ヲ命セラレタル者ニ在リテハ退營後二十日以内）ニ左ノ事項ヲ書面ヲ以テ雇傭者ニ通知スヘシ

一　退營豫定期日又ハ退營シタル日

二　退營後再ヒ勞務ニ就キ得ヘキ豫定期日

三　退營後ノ受信場所

被傭者前項ノ通知ヲ爲シタル後退營豫定期日ニ變更アリタルトキ又ハ前項第二號及第三號ノ事項ヲ變更スル必要ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ雇傭者ニ通知スヘシ

第三條　被傭者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ雇傭者ヨル勞務ニ就クヘキ旨ヲ指定セラレタル日ヨリ二十日以内ニ勞務ニ就クコト能ハサルトキハ速ニ其ノ事由ノ要旨ヲ書面ヲ以テ雇傭者ニ通知スヘシ

一　疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケタルトキ

二　直系尊屬、妻又ハ直系卑屬カ死亡シタルトキ又ハ重態ナルトキ

三　本人ト同一戸籍又ハ同一世帶内ニ在ル者死亡シ他ニ後始末ヲ爲ス者ナキトキ

四　本人ト同一戸籍又ハ同一世帶内ニ在ル者重態ニシテ他ニ看護ヲ爲ス者ナキトキ

五　本人ノ住家ノ火災、流失又ハ倒壞其ノ他重大ナル災害ヲ蒙リ他ニ後始末ヲ爲ス者ナキトキ

六　其ノ他前各號ニ掲クル事由ニ準スル已ムヲ得サル事由アルトキ

第四條　雇傭者ハ第二條第一項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク左ノ事項ヲ書面ヲ以テ被傭者ニ通知スヘシ

一　再ヒ勞務ニ就カシメ得ヘキ期日

二　入營直前ノ勞務又ハ給與ト異ナル勞務又ハ給與ヲ與フル場合ニ於テハ當該事項

三　其ノ他必要ト認ムル事項

第五條　雇傭者ハ入營者職業保障法第二條第一項第二號乃至第六號ノ一ニ該當スル事由ニ依リ被傭者ヲ解雇シタルトキ又ハ被傭者ヲ再雇傭シ若ハ復職セシメ得サルトキハ遲滯ナク其ノ事由ノ要旨ヲ書面ヲ以テ被傭者ニ通知スヘシ

第六條　雇傭者ハ所轄地方職業紹介事務局長（船員法ノ適用アル船員ニ付テハ所轄遞信局長）ニ對シ遲滯ナク左ノ事項ヲ書面ヲ以テ届出ツヘシ

一　被傭者ニシテ入營ヲ命セラレタル者アルトキハ其ノ氏名、住所、勞務及給料

二　第四條又ハ第五條ノ規定ニ依リ通知シタル事項

前項第一號ノ届出ニハ事業ノ種類及被傭者ノ總數ヲ附記スヘシ

第七條　雇傭者又ハ被傭者ニシテ入營者職業保障法第六條ノ規定ニ依リ勸解ヲ求メントスル者ハ入營者職業保障法施行令ノ定ムル所ノ當該官吏又ハ公吏ニ書面又ハ口頭ヲ以テ申出ツヘシ

附　則

本令ハ入營者職業保障法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○入營者職業保障法施行期日

（昭和六・一〇・三〇 勅令第二六〇號）

入營者職業保障法ハ昭和六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○船舶ニ依リ運送セラルヽ重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約

（昭和六・三・二五 條約第二號）

國際聯盟ノ國際勞働機關ノ總會ハ國際勞働事務局ノ理事會ニ依リ「ジュネーヴ」ニ招集セラレ千九百二十九年五月三十日ヲ以テ其ノ第十二回會議ヲ開催シ

右ノ會議ノ會議事項ノ第一項目ノ一部タル船舶ニ依リ運送セラルヽ重包裝貨物ノ重量標示ニ關セル提案ノ採擇ヲ決議シ且 該提案ハ國際條約案ノ形式ニ依ルヘキモノナルコトヲ決定シ

國際勞働機關ノ聯盟國ニ依リ批准セラルルカ爲「ヴェルサイユ」條約ノ第十三條及他ノ平和諸條約ノ對當論ノ規定ニ從ヒ千九百二十九年六月二十一日左ノ條約案ヲ採擇ス

第一條

千キログラム（一メートル式トン）以上ノ總重量ヲ有スル包裝貨物又ハ物品ニシテ海又ハ內地水路ニ依リ運送セラルヽ爲本條約ヲ批准スル聯盟國ノ領域內ニ於テ發送セラルヽモノハ船舶ニ積込マルヽニ先チ其ノ總重量ヲ其ノ外部ニ明瞭ニ且耐久的ニ標示スヘシ

精確ナル重量ヲ決定スルコト困難ナル例外ノ揚外ニ於テハ各國ノ法令又ハ規則ハ近似的重量カ標示セラルヽコトヲ許容スルコトヲ得

右ノ要件カ遵守セラルヽコトヲ監視スルノ義務ハ包裝貨物又ハ物品發送セラルヽ日ノ政府ニノミ存シ右カ其ノ目的地ヘノ途中ニ於テ通過スル日政府ニハ存セサルヘシ

前記重量標示ノ義務カ發送者又其ノ他ノ個人若クハ團體ノ何レニ屬スヘキヤハ各國ノ法令又ハ規則ニ於テ之ヲ決定スルコトヲ得

第二條

「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登錄ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スヘシ

第三條

本條約ハ國際聯盟事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル聯盟國ノミヲ拘束スヘシ

本條約ハ事務總長カ國際勞働機關ノ締盟國中二國ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ十二日後ニ於テ効力ヲ發生スヘシ爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ其ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ十二月後ニ於テ效力ヲ發生スヘシ

第四條

國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國カ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登錄ヲナシタルトキハ事務總長ハ國際勞働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スヘシ事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登錄ヲ一切ノ締盟國ニ同樣ニ通告

スヘシ

第五條

本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ效力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登錄ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登錄アリタル日ノ後一年間ハ其ノ效力ヲ生セス

本條約ヲ批准シタル各締盟國ニコレラ前項ニ揭クル十年ノ期間滿了後一年以內ニ本條ニ定ムル廢棄ノ權利ヲ行使セサルモノニハ十年束拘ヲ受クヘク又爾後各十年ノ期間滿了每ニ本條ニ定ムル條件ニ依リ本條約ヲ廢棄スルコトヲ得

第六條

國際勞働事務局ノ理事會ハ本條約ノ效力發生ヨリ各十年ノ期間滿了後ニ本條約ノ權利ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スヘク且其ノ全部又ハ一部ノ改正ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ揭クヘキヤ否ヤヲ審議スヘシ

第七條

總會カ本條約ノ全部又ハ一部ヲ改正スル新條約ヲ採擇スル場合ニハ締盟國ニ依ル新改正條約ノ批准ハ新條約カ效力ヲ發生シタルトキ前記第五條ノ規定ニ拘ラス猶豫ノ要件ヲ要セスシテ當然ニ本條約ノ廢棄ヲ生セシムヘシ

新改正條約ノ效力發生ノ日ヨリ本條約ハ締盟國ニ依リ批准セラレ得サルニ至ルヘシ

尤モ本條約ハ之ヲ批准シタルモ改正條約ヲ批准セサル締盟國ニ對シテハ其現在ノ形式及內容ニ於テ引續キ效力ヲ有スヘシ

第八條

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス

○土木事業從業員共濟組合規則中改正

（昭和六・七・二四　內務省令第一七號）

土木事業從業員共濟組合規則中左ノ通改正ス

第三十四條ノ七　健康保險法施行令第八十二條ニ該當スル者分娩ノ豫定日前二百八十日日ヨリ分娩ノ日以後四十二日迄ノ期間ニ於テ健康保險法ニ依ル被保險者ニ對シ給付ヲ爲スヘキ者ニ變更アリタサルトキハ分娩ニ關スル給付ニ付テハ前三條ノ規定ヲ適用セス健康保險法施行令第八十二條乃至第八十四條ノ規定ニ依ル

○專賣局共濟組合規則中改正

（昭和六・一二・二二　大藏省令第三九號）

專賣局共濟組合員ニシテ昭和六年度勅令百號判任官俸給令中改正ノ件ニ準シ減給セラレ因テ掛金額ノ低下シタル者ハ增給ニ依リ該掛金カ改正前ノ掛金額ニ達スル迄ハ從前ノ掛金ヲ爲シ從前ノ標準日額ニ依ル給付ヲ受クルコトヲ得

前項ニ依リ掛金ヲ爲サントスル者ハ其ノ意思ヲ表示シ本令施行ノ日ヨリ一月以內ニ掛金ノ不足額ヲ追納スルコトヲ要ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○專賣局共濟組合規則中改正

（昭和六・一二・二二　大藏省令第四〇號）

專賣局共濟組合規則中左ノ通改正ス

第九條第一項中「十四日以内」ヲ「三月以内」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

昭和元年十二月三十日大藏省令第四號

專賣局共濟組合規則抄錄

第九條第一項　組合人ニシテ陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタル爲退職シ因テ組合ヲ脫退シタル者徵集又ハ召集ヲ解除セラレタル日ヨリ十四日以内ニ再ヒ組合員トナリタルトキハ其ノ前後ノ加入期間ハ之ヲ通算スルコトヲ得

○林野現業員共濟組合規則中改正

（昭和六・八・三　農林省令第二三號）

林野現業員共濟組合規則中左ノ通改正ス

第二十三條ノ二第一項中「百圓ニ付日歩二錢ノ利率ヲ以テ」ヲ削リ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ貸付金ノ利息ハ元金一圓ニ付月五厘ノ割合トシ歷月ヲ以テ計算シ月ノ中途ニ於テ貸付又ハ償還シタル金額ニ對シテハ其ノ月分ノ利息ヲ徵收ス

第一項ノ貸付金ハ分割辨濟ニ依リ償還セシムルコトヲ得

第二十四條ノ三第三項中「第五十三條」及「第八十三條」ヲ削ル

第二十四條ノ四ニ左ノ二項ヲ加フ

前項ノ附屬事業ヲ行ハントスルトキハ附屬事業資金ヲ置キ其ノ收入支出ハ一般ノ會社ト區分シ特別會計トス

前項ノ附屬事業資金ヲ造成ノ爲必要アルトキハ一般會計ヨリ組合剩餘金ノ限度ニ於テ特別會計ニ對シ資金ノ繰入又ハ貸付ヲ爲スコトヲ得

附　則

本令ハ昭和六年九日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行以前ノ貸付金ノ利息ニシテ本令施行ノ日ヨリ償還完了ノ日ニ至ル迄ノ分ニ付テハ從前ノ規定ニ依リ計算シタル額カ第二十四條ノ二第二項ノ改正規定ニ依リ計算シタル額ヨリ小ナルトキハ從前ノ規定ニ依リ之ヲ徵收ス

（參照略）

○陸軍職工規則改正

（昭和六・七・三　陸軍省令第一一號）

陸軍職工規則

第一章　總　則

第一條　本令ニ於テ職工ト稱スルハ附表第一ニ揭クル工名ヲ有スル者ヲ謂フ

第二條　本令ニ於テ部隊ト稱スルハ所管長官ニ直屬スル部隊ヲ謂フ

本令ニ規定スル所管長官中ニハ陸軍大臣直轄ノ部隊長ヲ含ム

第三條　職工ヲ分チテ普通工、見習工及試工トス

普通工トハ見習工又ハ試工ニ非サル者ヲ謂フ

見習工トハ特別ナル技倆ヲ有スル普通工タラシムル爲雇入ルル者ヲ謂フ

試工トハ二十一日以内試ニ雇入ルル者ヲ謂フ

第四條　部隊長ハ職工ノ指導及取締ノ爲

適任ト認ムヘキ者ヲ普通工中ヨリ拔擢シテ之ニ職工又ハ職工副長ヲ命スルコトヲ得

第五條　所管長官ハ勤續十五年以上ニ達シタル職工中人物、技倆共ニ優秀ナル者ヲ銓衡シ工員ト爲スコトヲ得工員ハ給料ヲ月俸トシ其ノ勤務時間其ノ他待遇上ノ事項ニ付テハ本令中別段ノ定アル場合ヲ除クノ他雇員ノ例ニ依リ又ハ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ部內限リ判任官ノ例ニ依ルモノトス

第六條　部隊長ハ軍機ノ保護其ノ他必要アリト認ムルトキハ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ職工ヲ陸軍軍屬ト爲スコトヲ得

第七條　普通工及見習工ニハ職工手帳（第一樣式）ヲ支給シ之ニ所要事項ヲ記載スルモノトス

職工手帳ハ之ヲ辭令ニ代用スルモノトス

第八條　部隊ニハ職工名薄（第二樣式）ヲ備ヘ所要事項ヲ記載シ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ少クトモ五年間之ヲ保存スヘシ

第九條　職工ノ雇入又ハ解雇ニ關スル書類ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ、扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終リタル日ヨリ少クトモ三年間之ヲ保存スヘシ

第十條　部隊長ハ職工ニ關スル諸規則、危害豫防ニ關スル注意事項其ノ他心得ヘキ事項ヲ見易キ場所ニ掲示シ其ノ他適宜ノ方法ヲ以テ一般ニ周知セシムヘシ

第十一條　部隊長ハ必要ニ應シ職工ノ作業用被服及職務ニ關スル身分標識等ノ制式ヲ定ムルコトヲ得

作業用被服ハ特種ノ業務ニ從事スル者ニ之ヲ貸與ス

第十二條　部隊長ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ部下ノ官吏ニ委任スルコトヲ得

第十三條　所管長官ハ本令ノ施行ニ關シ管下部隊ノ業務ニ付統制スル爲必要ナル規定ヲ爲スコトヲ得

第十四條　部隊長ハ本令ノ施行ニ關シ細則ヲ定メ之ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ

第十五條　部隊長ハ附表第一ニ掲クル工名ヲ有スル者以外ノ者ニ對シ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ本令ヲ適用スルコノヲ得

第二章　雇入及解雇

第十六條　職工ハ左ノ資格ヲ具フル者ノ中ヨリ部隊ニ於テ之ヲ雇入ルルモノトス

一　普通工　年齡十四年以上ニシテナルヘク尋常小學校ノ敎科ヲ終了シ身元確實且身體檢査竝ニ必要ニ應シ行フ技倆試驗ニ合格シタルモノ

二　見習工　年齡十四年以上二十年未滿ノ者ノ中高等小學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有シ身元確實且身體檢査竝ニ學力試驗ニ合格シタル者

三　試工　第一號ノ規定ニ準スル者

普通工ヲ見習工又ハ試工中ヨリ雇入ルル場合ニ於テハ前項第一號ニ規定スル資格檢査ノ一部又ハ全部ヲ省略スルコトヲ得

第十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ職工ニ雇入ルルコトヲ得ス

一　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ改悛ノ狀顯著ナル者ハ此ノ限ニ在ラス

二　陸軍ノ部隊其ノ他ニ於テ懲戒ニ依リ解雇セラレタル者但シ解雇後一年ヲ經過シ改悛ノ狀顯著ナル者ハ此ノ限ニ在ラス

三　思想不健全又ハ性行不良ト認ムル者

四　前各號ニ掲クル者ノ外部隊長ニ於テ不適當ト認ムル者

第十八條　職工タラントスル者ニハ左ノ各號ニ掲クル書類ヲ提出セシムヘシ但シ臨時ノ必要ニ依リ六月以内雇入ルル者ニ付テハ特ニ必要ト認ムルモノノミヲ提出セシムルコトヲ得

一　本人自署ノ志願書但シ本人カ未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ於テ同意ノ旨、妻ナルトキハ其ノ夫ニ於テ許可ノ旨ヲ附記スルコトヲ要ス

二　履歴書

三　戸籍謄本及市區長村長ノ身元證明書其ノ他必要ナル書類

第十九條　職工ノ雇入ニ際シテハ給與及必要ナル諸規定ヲ承知セシメ普通工又ハ見習工ニ付テハ附錄第一ノ誓約書ヲ提出セシメ附錄第二ノ誓約書ニ署名ヲ爲サシメ之ニ普通工又ハ見習工ヲ命シ試工ニ付テハ試ニ入ルル旨通知スヘシ

第二十條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ雇入ニ當リ概ネ當該記載ノ順序ニ依リ其ノ他ノ者ニ優先セシメ之カ雇入ニ努ムヘキモノトス

一　戰死戰傷病死者ノ遺族

二　軍務ニ基因スル傷病ノ爲增加恩給ヲ受ケ居ル者若ハ傷病賜金ヲ受ケタルモノニシテ尙勞務ニ堪ウル者又ハ之ト同一ノ家ニ屬シ且世帶ヲ同シクスル者

三　陸軍ノ部隊ニ於テ勞務ノ爲死亡シタル者ノ遺族

四　陸軍ノ部隊ニ於テ勞務ノ爲不具廢疾ト爲リタリモノニシテ尙勞務ニ堪フル者又ハ之ト同一ノ家ニ屬シ且世帶ヲ同シクスル者

五　現役ヲ終リタル軍人（歸休兵ヲ含ム）

前項第一及第三號ノ遺族ハ戰死戰傷病死者又ハ勞務ノ爲死亡シタル者ノ配偶者並ニ本人死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル父母及子ニ限ルモノトス

第二十一條　職工左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ部隊長ニ於テ之ヲ解雇ス

一　第十七條各號ノ一ニ該當シタルトキ

二　正當ノ理由ナクシテ引續キ十四日以上就業セサルトキ

三　怠慢ニシテ勤勞ニ熱心ナラス又ハ勤勞ニ就カサルトキ

四　勞務ニ基因セサル傷病疾病ニ因リ引續キ三日就業セサリシトキ但シ特別ノ事由アル者ハ若干時日猶豫スルコトヲ得

五　傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ軍醫（已ムヲ得サル場合ニハ其ノ他ノ醫師）ノ診斷ニ依リ業務ニ堪ヘスト認メタルトキ

六　公衆衞生上必要ト認メタルトキ

七　技能發達ノ見込ナキトキ

八　解雇ノ申入レアリタルトキ

九　部隊ノ改廢、作業ノ整理縮少又ハ作業ノ方法ノ變更其ノ他官ノ都合ニ

依リ必要アルトキ

十　雇傭期間滿了シタルトキ

十一　男子ニシテ年齡五十五年、女子ニシテ年齡五十年ニ達シタルトキ但シ身體强健ニシテ特別ノ技能アル者ハ銓衡ノ上期間ヲ限リ引續キ雇入ルコトヲ得

第二十二條　前條第五號乃至第七號、第九號乃至第十一號ノ事由ニ因リ普通工又ハ見習工ヲ解雇セントスルトキハ少クトモ十四日前ニ本人ニ其ノ旨ヲ豫告スルカ又ハ日給十四日分以上ニ相當スル手當金ヲ給ス

前條第四號ニ揭クル事由ニ因リ解雇セントスルトキハ事情ニ依リ前項ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ解雇ノ豫告ヲ爲シタルトキハ其ノ期間中十四日以內ノ日數ヲ限リ部隊長ニ於テ休業セシムルコトヲ得

第二十三條　前條ノ規定ニ依ル豫告期間ノ計算ニ付テハ左ニ揭クル期間ハ之ヲ算入セス

一　公務ニ基因スル傷病又ハ疾病ニ依リ療養ノ爲休業スル期間但シ其ノ期間引續キ二月ヲ超ユルトキハ其ノ後ノ期間ハ此ノ限ニ在ラス

二　女子產前二十八日（出產當日ヲ含ム）及產後四十二日以內ニ服務セサリシ期間

三　官ノ都合ニ依リ休業スル期間但シ休業中日給ヲ給スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條　職工ヲ解雇スルニ當リ本人ヨリ雇傭期間、業務ノ種類及賃銀ニ付證明書ノ下附ヲ申出タルトキハ部隊長ハ遲滯ナク之ヲ交付スヘシ

第三章　就業及休業

第二十五條　職工一日ノ就業定時間ハ十時間トス但シ年齡十六歲未滿ノ者ニ在リテハ九時間トス

部隊長ハ土地季節ノ關係、業務ノ性質若シクハ繁閑又ハ臨時必要ニ應シ己ムヲ得サルトキハ實際ノ就業時間ヲ伸縮スルコトヲ得

第二十六條　部隊長ハ前條第二項ノ規定ニ拘ラス年齡十六年未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超ヘテ就業セシムルコトヲ得ス

第二十七條　部隊長ハ年齡十六年未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシメルコトヲ得ス

第二十八條　部隊長ハ一日ノ就業時間六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

第二十九條　部隊長ハ毎月二日以上職工ノ休日ヲ設クヘシ

第三十條　部隊長ハ左ノ場合ニ於テハ通常必要ナル期間ヲ定メ職工ニ休務ヲ命スルモノトス

一　陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ但シ在營期間三月ヲ超エサルトキハ此ノ限ニ在ラス

二　戰時事變ニ際シ動員又ハ編成シタル部隊ニ配屬セラレタルトキ

三　官ノ都合其ノ他己ムヲ得サル事由

ニ因リ必要ト認ムルトキ

第三十一條　左ノ日數ハ之ヲ缺勤日數ト看做サス但シ給料ノ支給ニ關シテハ第四十四條ノ規定ニ依ル

一　徵兵檢査ヲ受ケ又ハ在營三月未滿ノ徵集、召集若ハ簡閲點呼ニ應スル爲ニ要シタル日數

二　業務上ノ事件ニ付キ證人又ハ鑑定人トシテ裁判所等ヨリ召喚セラレタル爲ニ要シタル日數

三　帝國議會、府縣會、市町村會其ノ他之ニ準スルモノノ議員ト爲リ其ノ職務執行ノ爲休業シタル日數

四　前號ニ揭クル議員ノ選擧ノ爲休業シタル日數

五　部隊長ニ於テ現ニ休業ヲ命シタル日數

六　附表第二ニ揭グル不就業日數

七　父母及配偶者ノ祭日ニ當リ休業シタル日數

八　祖父母、父母及配偶者其ノ他同一ノ家ニ在ル戶主及家族ノ病氣看護、死亡其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ部隊長ノ許可ヲ得テ休業シタル日數但シ一年ヲ通シ十日以內トス

第三十二條　避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ部隊長ハ陸軍大臣ノ認可ヲ得テ第二十六條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第二十七條ノ規定ニ拘ラス年齡十六年以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ第二十九條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得

第三十三條　職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ晝夜作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ十日ヲ超エサル期間每ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

第三十四條　年齡十六年未滿ノ者ヲシテ工場法施行規則第五條及同第六條ニ揭クル業務ニ、年齡十六年以上ノ女子ヲシテ工場法施行規則第五條及同第六條第六號、第七號ニ揭クル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第四章　給與

第三十五條　職工ノ給料ハ日給トシ業務ノ種類、年功及技倆等ヲ銓衡ノ上定時間ノ就業ニ應スル金額ヲ以テ之ヲ定ム部隊長ハ業務ノ性質又ハ地方季節ノ關係等ニ因リ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ特ニ定時間ヲ短縮スルコトヲ得

第三十六條　給料ノ支給額ハ就業時間ニ應シ一時間ニ付日給額ノ定時間ニテ除シタル割合ヲ以テ算定スルモノトス業務ノ性質、作業上ノ都合ニ依リ單價及成工數(量)ニ應シ給額ヲ算定シ又ハ成工數(量)若ハ節約時間ニ應シ割增ヲ爲スコトヲ得

第四十七條第一號及第三號ニ該當スルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス日額ヲ以テ算定スルコトヲ得

部隊ノ狀況、業務ノ性質ニ依リ前三項ノ規定ニ依リ難キトキハ部隊長ハ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

第三十七條　給料算定ニ當リ一時間未滿ノ時間ニ付テハ特ニ定アル場合ヲ除クノ外三十分ヲ超ユル場合ニ限リ一時間トシテ計算スルモノトス

第三十八條　定時間未滿ノ就業者ニ對スル給料ノ計算ハ左ノ各號ノ區分ニ依ル

附錄一　社會問題關係法規

モノトス

一　作業ノ都合ニ依リ退業セシメラルル者ニ對シテハ定時間ノ半ニ滿タサルトキハ日給十分ノ五、同時間ノ半ヲ超ユルトキハ日給全額ヲ給ス

二　業務ニ基因スル傷病者ニシテ軍醫又ハ囑託醫ノ診斷ニ依リ其ノ當日再ヒ就業スルコトヲ得サル者ニ對シテハ當日ノ就業時間ノ長短ニ拘ラス日給全額ヲ給ス

三　已ムヲ得サル事由ナクシテ始業時刻ニ遲レタルトキハ遲刻三十分又ハ三十分未滿ニ付一時間ノ割合ヲ以テ之ニ相當スル給額ヲ除算ス

四　就業後病氣其ノ他ノ事故ニ因リ早退又ハ外出シタルトキハ一時間又ハ一時間未滿ニ付一時間ノ割合ヲ以テ之ニ相當スル給額ヲ除算ス

第三十九條　定時間以上ノ就業ニ對シテハ左ノ各號ノ一ニ該當スル加給ヲ爲スコトヲ得

一　始業時刻前作業ヲ命シタルトキハ午前七時以前ナルトキハ一時間ニ付日給百分ノ三以内

二　終業時刻後作業ヲ命シ當日ノ就業十二時間ヲ超ユルトキハ其ノ超過時間ニ付テハ午前零時迄ハ一時間ニ付日給百分ノ六以内、午前零時後ハ日給百分ノ八以内

第四十條　夜間又ハ晝夜ニ跨リ作業時間ヲ定メタル爲午後十時乃至午前六時ノ間ニ於テ就業セシメタルトキハ一時間ニ付日給百分ノ六以内ノ加給ヲ爲スコトヲ得

第四十一條　雜役ノ爲午後十時乃至午前六時ノ間ニ於テ就業セシメタルトキハ前二條ノ規定ニ拘ラス一時間ニ付日給百分ノ五以内ヲ加給スルコトヲ得

第四十二條　危險又ハ衛生上有害ナル作業ニ從事セシメタルトキハ一時間ニ付日給ノ十分ノ一以内ノ加給ヲ爲スコトヲ得

第四十三條　職工長及職工副長ニハ就業シタル日ニ限リ日給十分ノ二以内ノ手當ヲ給スルコトヲ得

第四十四條　附表第二ニ掲クル不就業日ニハ各其ノ區分ニ從ヒ日給ノ全部又ハ一部ニ相當スル金額ヲ給ス作業ノ都合ニ依リ附表第二ニ掲クル不就業日中特ニ出勤ヲ命シタル場合ニ於テハ同表ニ掲クル支給金額ノ外所定ノ給料ヲ給ス

第四十五條　給料ハ通貨ヲ以テ毎月一回以上之ヲ給スルモノトス

死亡、解雇若ハ轉勤ノトキ又ハ一月以上ニ亙リ歸鄕スルトキ若ハ冠婚葬祭其ノ他事情已ムヲ得スト認メタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ都度給料ヲ給スルコトヲ得

第四十六條　昇給ハ毎年二回以内（通常六月及十二月）之ヲ行フコトヲ得

生命危篤ニ陷リタル時ハ前項ノ規定ニ拘ラス公務基因ノ傷病者ニ對シ日給十分ノ一以内、其ノ他ノ者ニ對シ日給二十分ノ一以内臨時昇給セシムルコトヲ得

轉業、轉勤等ニ因リ必要アルトキ又ハ見習工成業ノトキ若ハ採用後三月以内ニ在リテハ其ノ技倆ニ應シ前二項ノ規定ニ拘ラス臨時日給ヲ改訂スルコト

ヲ得

給料額ノ變更ハ發令ノ日ヨリ之ヲ計算ス

第四十七條　職工左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ陸軍旅費規則及外國旅費規則ニ依リ旅費ヲ給ス其ノ定額ハ傭人ノ例ニ依ル但シ第四號ニ該當スル場合ニ於テハ工場法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ工業主ニ於テ旅費ヲ負擔スル場合ニ限ルモノトシ父母、後見人、戸主、配偶者、子其ノ他ノ親族等ノ保護ヲ受クルモノニ在リテハ解雇地ヨリ保護者居住地迄、其ノ他ノ者ニ在リテハ本人ノ本籍地迄ノ旅費ヲ給ス

一　公務出張ノトキ

二　就業地以外ニ於テ雇入ノトキ

三　就業地ヲ轉スルトキ

四　解雇セラレ歸鄉ノトキ

五　內地（樺太ヲ含ム以下之ニ同シ）ニ於テ雇入レラレ外地（朝鮮、臺灣、關東洲及滿洲ヲ謂フ以下之ニ同シ）ニ在ル部隊ニ赴任シタル者解雇セラレテ歸鄉ノトキ

附錄一　社會問題關係法規

第五章　教育

第四十八條　部隊長ハ職工ノ德性ヲ涵養シ智能ヲ增進スル目的ヲ以テ所要ノ教育ヲ行フモノトス

第四十九條　部隊長ハ職工中勤務勉勵ニシテ將來有望ト認ムル者アルトキハ之ヲ他部隊又ハ部外ノ學校、工場等ニ派遣シ業務ニ必要ナル學術ヲ修習セシムルコトヲ得

第五十條　部隊長ハ職工中修學ヲ希望スル者アルトキハ業務ニ妨ケナキ限リ早退セシムルコトヲ得

第五十一條　部隊長ハ見習工ノ教育ヲ爲シ且其ノ教育ノ爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

第六章　衞生及危害豫防

第五十二條　部隊長ハ每年通常二回定期ニ職工ノ健康診斷ヲ行フヘシ但シ必要ト認ムルトキハ隨時之ヲ行フコトヲ得

定期健康診斷ハ榮養ノ良否、呼吸器病、眼病及皮膚病等ニ付キ之ヲ行フモノトス

第五十三條　職工雇入時ノ身體檢査ハ陸軍身體檢査規則第六十九條ノ規定ニ準シ之ヲ行ヒ同規則附錄第二ノ丁種ニ該當スル者ハ之ヲ不合格トス

部隊長ハ前項ノ外不合格ト爲スヘキ標準ヲ定ムルコトヲ得

第二十條第一項第二號又ハ第四號ノ規定ニ該當スル者ノ中軍務又ハ公務ノ爲不具廢疾ト爲リタル者ニ對シテハ前項ノ規定ニ拘ラス部隊長ハ不具廢疾ノ程度及作業ノ關係ヲ顧慮シ別ニ雇入標準ヲ定ムルコトヲ得

第五十四條　疾病ニ罹リタル者又ハ妊婦若ハ產婦ノ就業制限又ハ禁止ニ關シテハ工場法施行規則第八條及第九條ノ規定ニ依ル

生後滿一年ニ達セサル生兒ヲ哺育スル女子ノ就業ニ關シテハ工場法施行規則第九條ノ二ノ規定ニ依ル

前二項ノ規定ノ適用ニ於テ工場法施行規則第八條、第九條及第九條ノ二ノ規定中工業主トアルハ部隊長、醫師トアルハ軍醫（已ムル得サル場合ニハ其ノ他ノ醫師）トス

第五十五條　所管長官ハ前條ニ規定スル場合ノ他必要ニ應シ病者又ハ姙婦若ハ產婦ノ就業ニ關シ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第五十六條　部隊長ハ安全委員又ハ安全係ヲ設ケ安全運動ノ計畫指導ニ任セシムヘシ

第五十七條　部隊長ハ職工ノ健康ヲ增進セシムル爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

第五十八條　作業又ハ工作機械ハ之ヲ使用スル職工ヲシテ成ルヘク自然ナル姿勢ヲ以テ作業セシメ得ル如ク設備スルモノトス

第五十九條　作業場內外其ノ他必要ナル箇所ニハ液體ヲ入レタル痰壺ヲ配置シ通常每日一回更新スルモノトス

第六十條　工場ニハ食事ノ場所、洗面裝置、湯呑場(飲料水ノ供給設備)更衣所、便所、浴場、及休憩場等ヲ附屬シ食事ノ場所及便所ノ入口ニハ手洗裝置ヲ設クルモノトス

前項ノ浴場ハ毒劇藥、毒劇物其ノ他有害料品ノ取扱ヲ爲ス工場、多量ノ粉塵ヲ發散スル工場其ノ他作業ノ爲身體ヲ汚染スル工場又ハ高熱物體ヲ取扱フ工場以外ノ工場ニハ之ヲ設ケサル事ヲ得

第六十一條　部隊ニ於テ販賣スル食物ハ其ノ原料、材料及獻立ニ就キ檢査シ食中毒豫防ニ關シ注意シ其ノ一食分ヲ檢食トシ二十四時間保存スルモノトス

第六十二條　炊事場、食事ノ場所又ハ飲食物販賣所ニ勤務スル從業員並ニ出入商人ニ對シテハ概ネ每月一回健康診斷ヲ行ヒ特ニ保菌者ノ有無ニ注意スルモノトス

第六十三條　職工其ノ他從業員肺結核、同疑似症又ハ之ニ類似ノ慢性傳染性疾患發生シタル場合ニ於テハ所要ノ消毒ヲ行フモノトス

第六十四條　職工業務ニ基因シテ負傷シ若ハ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ部隊長ハ現認者ヨリ現認證明書ヲ徵シ之ヲ査覈スルモノトス但シ現認證明書ヲ徵シ得サル場合ニ在リテハ事實ヲ調査シ之ヲ證スルニ足ル公文又ハ口供書ニ依リ事實證明書ヲ作製シ置クヘシ

第六十五條　職工ノ業務ニ基因スル傷病ノ診療ハ部隊ニ於テ之ヲ行フモノトス但シ診療設備ナキ部隊ニ在リテハ地方病院又ハ地方醫師ニ之ヲ委託スルコトヲ得

前項ノ診療ニ要スル經費中陸軍共濟組合員ニ係ハルモノハ同組合ノ負擔トス

第六十六條　部隊長ハ職工及之ト同一ノ家ニ屬シ且世帶ヲ同シクスル者ノ診療ノ爲診療所ヲ設クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ診療所規程其ノ他必要ナル事項ヲ具シ陸軍大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ診療所ニ於テハ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ最寄部隊ノ職工及之ト同一ノ家ニ屬シ且世帶ヲ同シクスル者ノ診療ヲ行フコトヲ得

前二項ニ規定スル同一ノ家ニ屬シ且世帶ヲ同シクスル者ノ中ニハ現ニ同棲シ配偶者ト認ムヘキ者ヲ含ム

第六十七條　本章ニ定ムルモノヽ外衞生及危害豫防ニ關シテハ左ニ揭クル規定ニ依ル但シ當該規定ニ依ル地方長官ノ

行フ職務ハ所管長官之ヲ行フモノトス

工場危害豫防及衛生規則第二條乃至第三十五條

工場附屬寄宿舍規則第二條乃至第二十條

銃砲火藥類取締法施行規則第二十八條

銃砲火藥類取締施行細則二十六條（第三十七號ヲ除ク）乃至第二十六條ノ十一、第二十七條、第二十八條、第三十二條乃至第三十五條、第四十一條乃至第四十五條（第四號ヲ除ク）及第四十九條

壓縮瓦斯液化瓦斯取締施行令第十二條乃至第十四條、第十七條乃至第十九條、第二十二條及第二十四條

第七章　賞及懲戒

第六十八條　職工ニ對シ之ヲ賞シ又ハ懲戒スルハ特ニ規定アルモノヲ除クノ外部隊長ニ於テ之ヲ行フ

第六十九條　職工ニ對スル賞ハ左ノ八種トス

一　慰勞休暇　特別ノ勤務ニ服シ其ノ勞多キ者ニ之ヲ與フ但シ一回ニ付二日以上ヲ付與スル場合ニハ陸軍大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

二　普通賞與　勤務ニ勉勵シ成績良好ナル者ニ賞與金ヲ給ス

普通賞與ハ毎年六月及十二月ニ於テ支給スルヲ例トシ賞與標準額ニ付テハ其ノ都度之ヲ定ム

三　精勤賞與　一年間缺勤ナク勤務勉勵品行方正ニシテ且衆ノ模範ト爲リ之ヲ表彰スルノ價値アル者ニ賞與金ヲ給ス

精勤賞與ハ毎年十一月末日ノ現在員ニ付銓衡スルモノトス

四　勤續賞與　勤續十二年以上ノ者ニシテ勤務ニ勉勵シ成績良好ナル者ニ賞與金ヲ給ス

勤續賞與ハ毎年十一月末日調ヲ以テ給スルヲ例トシ賞與金額ニ付テハ附表第三ニ依ル

五　解雇賞與　勤續一年以上ニシテ在職中生命危篤ニ陷リタル者又ハ第二十一條第五號、第六號、第九號乃至第十一號ノ規定ニ依リ解雇セラレタル者ニ賞與金ヲ給ス但シ勤續五年以上（女子ニ在リテハ三年以上）ノ者ニシテ第二十一條第四號又ハ第八號ノ規定ニ依リ解雇セラレタル者ニモ賞與金ヲ給スルコトヲ得

解雇賞與ノ金額ニ付テハ附表第四ニ依ル

六　特別賞與　特別ノ任務ニ服シ成績優良ナル者又ハ特別ノ勤勞アル者ニ賞與金ヲ給ス

七　善行章　特ニ表彰ヲ爲スヘキ價値アル善行ヲ爲シタル者ニ之ヲ付與ス

善行章ヲ付與スルトキハ之ニ賞狀及賞金ヲ併與ス

八　有功章　有益ナル發明考案ヲ爲シタル者ニ之ヲ付與ス

有功章ヲ付與スルトキハ賞狀及賞金ヲ併與ス

部隊長特別賞與、善行章又ハ有功章ヲ付與セントスルトキハ豫メ所管長官ノ認可ヲ受クヘシ

部隊長善行章又ハ有功章ヲ付與シタ

ルトキハ受賞者ノ氏名、善行又ハ發明考案ノ要旨及賞金額ヲ其ノ都度陸軍大臣ニ報告スヘシ

第七十條　部隊長ニ於テ善行章又ハ有功章ヲ付與シタル者ノ中其ノ價値特ニ大ナル者ニ對シテハ更ニ所管長官又ハ陸軍大臣ニ於テ表彰方ニ付詮議スルコトアルヘシ

第七十一條　善行章及有功章ノ制式ハ部隊長之ヲ定ム

第七十二條　職工ニ對スル懲戒ハ左ノ四種トス

一　譴責　諸規則ヲ遵守セス又ハ不都合ノ所爲アリテ其ノ情狀輕キ者ニ對シ犯行ヲ糺シ將來ヲ戒飾スルモノトス

二　減給　譴責ニ依リ改悛ノ實ナキ者又ハ犯行ノ情狀稍重キ者ニ之ヲ科ス減給ノ程度ハ部隊長之ヲ定メ給料支給ノ際其ノ額ヲ控除スルモノトス但シ一回ノ減給ハ日給五日分ヲ超ユルコトヲ得ス

三　停勤　犯行ノ請狀カ出業ヲ禁示スルヲ要スル者ニ之ヲ科ス一回ノ停勤ハ十日以内トシ其ノ間給料ヲ支給セサルモノトス

四　罷免　減給又ハ停勤ノ處分ヲ受クルモ尙改悛ノ實ナキ者又ハ犯行ノ情狀重キ者ニ之ヲ科ス

第七十三條　善行章ヲ有スル者刑罰若ハ懲罰ニ處セラレ又ハ品行、勤務ノ狀態不良ニシテ之ヲ有セシムルニ適セスト認メタルトキハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第八章　特殊施設

第七十四條　部隊長ハ隨時職工ノ希望又ハ意見ヲ徵スルノ方法ヲ講スルノ外職員ト職工トノ意思疏通ヲ圖ル爲懇談會等ヲ設クルコトヲ得

第七十五條　部隊長ハ毎年二回以内適當ノ方法ニ依リ職工ノ慰安會ヲ催スコトヲ得

第七十六條　部隊長ハ職工ノ乳兒又ハ幼兒ノ保育ノ爲陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ保育所ヲ設クルコトヲ得

第七十七條　部隊長ハ職工ノ子弟ニシテ尋常小學校ノ教科ヲ終了シタル年齡十四年未滿ノ希望者ニ對シ輔導ノ爲教育ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ輔導ノ爲教育スル職工ノ子弟ニ作業ヲ爲サシメタル時ハ其ノ程度ニ依リ手當金ヲ給スルコトヲ得

第七十八條　本章ニ規定スルモノヽ外部隊長ハ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ職工ノ爲必要ナル福利施設ヲ爲スコトヲ得

附則

第七十九條　本令ハ昭和六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八十條　勤續賞與及解雇賞與ノ支給ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル常傭職工トシテノ勤續年月數ハ之ニ引續キタル其ノ者ノ本令施行後ノ勤續年月數ニ之ヲ通算ス

第八十一條　左ニ揭クル者ノ解雇賞與ノ支給ニ付テハ本令施行前ノ勤續年月數ハ其ノ三分ノ二ヲ之ニ引續キタル其ノ者ノ本令施行後ノ勤續年月數ニ之ヲ通算ス但シ本令ノ適用ヲ受クルニ至リタル以前ノ身分ニ對シ退職賞與又ハ之ニ相當スル手當金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ク

ヘキ者ニ在リテハ之ヲ通算セス

一　從前ノ規定ニ依ル常傭職工以外ノ職工

二　傭人又ハ雇員ニシテ本令ノ適用ヲ受クルニ至リタル者

前項ノ規定ニ依リ勤續年月數通算ノ結果一年ニ滿タサルモノト雖モ實際ノ勤續年月數一年以上二年未滿ノ者ニ對シテハ特ニ解雇賞與トシテ日給十日分ヲ支給スルコトヲ得

第八十二條　從前ノ規定ニ依リ付與セラレタル精勤章ハ當分之ヲ附スルコトヲ得

第八十三條　本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依ル常傭職工トシテノ勤續年數十三年以上ニ達シ居ル者ニ對シテハ第六十九條第四號ノ勤續賞與ノ外本人解雇ノ年ニ於テ左表ノ金額ヲ特ニ勤續賞與トシテ給スルモノトス但シ解雇賞與ヲ支給スヘカラサル者ニ付テハ此ノ限リニアラス

勤續年數	支給金額
三年以上一四年未滿	日給十日分
一四年以上一五年未滿	日給一五日分
一五年以上一六年未滿	日給二〇日分
一六年以上一七年未滿	日給二五日分
一七年以上一八年未滿	日給三〇日分
一八年以上一九年未滿	日給三五日分
一九年以上二〇年未滿	日給四〇日分
二〇年以上二一年未滿	日給五〇日分
二一年以上二二年未滿	日給六〇日分
二二年以上二三年未滿	日給七〇日分
二三年以上二四年未滿	日給八〇日分
二四年以上二五年未滿	日給九〇日分
二五年以上二六年未滿	日給一〇五日分
二六年以上二七年未滿	日給一二〇日分
二七年以上二八年未滿	日給一三五日分
二八年以上二九年未滿	日給一五〇日分
二九年以上三〇年未滿	日給一六五日分
三〇年以上三一年未滿	日給一八五日分
三一年以上三二年未滿	日給二〇五日分
三二年以上三三年未滿	日給二三五日分
三三年以上三四年未滿	日給二四五日分
三四年以上三五年未滿	日給二六五日分
三五年以上三六年未滿	日給二九五日分
三六年以上三七年未滿	日給三二五日分
三七年以上三八年未滿	日給三五五日分
三八年以上三九年未滿	日給三八五日分
三九年以上四〇年未滿	日給四一五日分
四〇年以上四一年未滿	日給四四五日分

備考

第六十九條第一項第五號但書ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ本表ノ額ノ三分ノ一トス

第八十四條　本令施行ノ際現ニ雇傭中ノ普通職工及臨時職工ノ中本令ニ依ル見習工ハ試工ニ相當スル者ハ之ニ部隊長ニ於テ見習工又ハ試工ヲ命シ其ノ他ノ者ハ之ヲ普通工トス

大正十一年六月一日以前ニ雇入レラレタル陸軍造兵廠ノ定期職工ニシテ本令施行ノ際現ニ雇傭中ノ者ノ誓約期間滿了シタルトキハ一年以上ノ期間ヲ定メ逐次其ノ誓約ヲ繼續セシムルコトヲ得

前項ニ規定スル者ハ引續キ之ヲ定期職工トシ其ノ取扱ニ關シテハ第八十五條ノ規定ヲ除クノ外普通工ノ例ニ依ル

第八十五條　陸軍造兵廠職工扶助令第三條第一項第一號又ハ第四條第一項第一

號ノ規定ニ依リ扶助金ヲ受クル者ニ對シテハ同令ニ依リ受クル金額（年金ハ之ヲ一時賜金ニ換算ス）カ附表第四ニ掲クル解雇賞與金額ヨリ少ナキ場合ニ在リテハ其ノ差額ニ相當スル金額ヲ解雇賞與トシテ給シ然ラサル場合ニ在リテハ解雇賞與金ハ之ヲ給セス

（附表略）

○米穀法中改正

（昭和六・三・三〇）
（法律三一一號）

米穀法中左ノ通改正ス

第二條中「米穀ノ輸入稅ヲ增減若ハ免除シ又ハ其ノ輸入若ハ輸出ヲ制限スルコトヲ得」ヲ「米穀ノ輸入稅ヲ增減又ハ免除スルコトヲ得」ニ改ム

第三條　米穀ノ輸入又ハ輸出ハ勅令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外政府ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四條ヲ第六條トシ第五條中「前條」ヲ「第六條」ニ改メ同條ヲ第八條トス

第四條　政府カ帝國內ニ於テ第一條ノ規定ニ依リ米穀ノ買入又ハ賣渡ヲ爲スハ米價カ政府ノ告示シタル最低價格又ハ最高價格ヲ超エ低落又ハ騰貴シタル場合ニ限ル但シ米穀ノ買換、貯藏米穀整理ノ爲ニスル賣渡、輸入ヲ目的トスル米穀ノ買入及輸出ヲ目的トスル米穀ノ賣渡ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ米價ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ指定スル市場ノ相場ニ依リ之ヲ定ム

第一項ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定メ同項但書ノ場合ヲ除クノ外之ヲ告示ス

第五條　前條ノ最低價格又ハ最高價格ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲クル事項ヲ基礎トシ之ヲ定ム

米穀生產費

家計費

米價指數ノ物價指數ニ對スル割合ノ趨勢ニ依リ算出シタル價格

第七條　第三條ノ規定ニ違反シテ米穀ヲ輸入又ハ輸出シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ米穀ヲ沒收ス若シソノ米穀ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

營業者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ前項ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者カ其ノ業務ニ關シ第三條ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

法人ノ代表者其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ第三條ノ規定ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ內第四條ノ最低價格又ハ最高價格ハ第五條ノ規定ニ拘ラス米價指數ノ物價指數ニ對スル割合ノ趨勢ニ依リ算出シタル價格ヲ基礎トシ之ヲ定ム

（參照）

大正十年四月四日公布法律第三十六號米穀法抄錄

第二條　政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米穀ノ輸入稅ヲ增減若ハ免除シ又ハ其ノ輸入若ハ輸出ヲ制限スルコトヲ得

第三條　政府ハ帝國內ニ於テ第一條ノ規定ニ依リ米穀ノ買入又ハ賣渡ヲ爲サムトスルトキハ其ノ價格ヲ告示スヘシ但シ米穀ノ買換、貯藏米穀整理ノ爲ニスル賣渡其ノ他必要ト認ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ムヘシ

○米穀法ノ一部ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スル件

（昭和六・六・三〇　勅令第一六九號）

米穀法第三條及第七條ハ之ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ス

附則

本令ハ昭和六年法律第三十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○米穀法中改正法律施行期日

（昭和六・六・三〇　勅令第一六八號）

昭和六年法律第三十一號ハ昭和六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

○米穀法施行令

（昭和六・六・三〇　勅令第一七〇號）

第一條　米穀法第三條ノ規定ニ依ル米穀ノ輸入又ハ輸出ノ許可ハ內地ニ於テハ農林大臣、朝鮮ニ於テハ朝鮮總督、臺灣ニ於テハ臺灣總督、樺太ニ於テハ樺太廳長官之ヲ行フ

朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ハ豫メ農林大臣ト議シ每年許可ニ依リ輸入セラルヘキ米穀ノ數量ヲ定ム其ノ數量ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ米穀法第三條ノ規定ニ依ル許可ハ之ヲ受クルコトヲ要セス

一　通商航海條約ニ別段ノ定アルトキ

二　政府カ米穀法ニ依リ米穀ノ買入又ハ賣渡ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ委託ヲ受ケ米穀ヲ輸入又ハ輸出スルトキ

三　船用品タル米穀、標本米其ノ他之ニ準スヘキ米穀ヲ輸入又ハ輸出スルトキ

前項第三號ニ規定スル米穀ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　米穀法第四條ノ最低價格ハ米穀生產費ト米價指數ノ物價指數ニ對スル割合ノ趨勢ニ依リ算出シタル價格（率勢米價）ノ下値二割ニ相當スル價格トノ範圍內ニ於テ適當ト認ムル價格ニ依リ之ヲ定ム

第四條　米穀法第四條ノ最高價格ハ家計費ヲ基礎トシテ算出シタル價格（家計米價）ト率勢米價ノ上値二割ニ相當スル價格トノ範圍內ニ於テ適當ト認ムル價格ニ依リ之ヲ定ム

第五條　米穀法第五條ノ米穀生產費ハ命

令ノ定ムル所ニ依リ毎年調査シタル各農家ノ玄米一石當生産費（例外ト認ムルモノヲ除ク）ヲ平均シテ之ヲ算出ス前項ノ玄米一石當生産費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲クル費用ノ合計額ヨリ副收入ノ全額ヲ控除シタルモノヲ米穀收量ヲ以テ除シテ之ヲ算出ス

一　種籾代
二　肥料代
三　勞賃
四　畜力費
五　諸材料費
六　農舍費
七　農具費
八　租稅其ノ他ノ公課
九　土地資本利子
十　小作料

前項各號ニ掲クル事項、副收入及米穀收量ノ調査方法ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　第四條ノ家計米價ハ命令ノ定ムル所ニ依リ白米一石當價格ヲ玄米一石當價格ニ換算シテ之ヲ定ム

前項ノ白米一石當價格ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ毎年調査シタル各世帯ノ家計費（例外ト認ムルモノヲ除ク）ニ依リ算定スル平均家計費中ノ米代ト平均家計費中ノ副食物費、嗜好品費、交際費修養娯樂費、旅行費及貯金額ノ合計額ニ別ニ告示スル割合ヲ乘シタル額トノ合計額ヲ平均一世帯當白米消費量ヲ以テ除シテ之ヲ算出ス

第七條　率勢米價ノ算出ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條　米穀法第四條ノ最低價格及最高價格ハ毎年十二月ニ之ヲ決定ス

第九條　經濟狀況ノ異常ナル變動ニ因リ物價ノ變動著シキ場合ニ於テハ最低價格及最高價格ハ第三條及第四條ノ規定ニ準シテ之ヲ改定スルコトヲ得

九月一日以後米穀ノ需給狀況ニ著シキ變動ヲ生シタル場合又ハ生スルノ虞アル場合ニ於テハ最低價格ハ率勢米價ノ下値二割ニ相當スル價格ヲ以テ之ヲ改定スルコトヲ得

第十條　最低價格又ハ最高價格ヲ決定又ハ改定シタル場合ニ於テハ之ヲ告示スヘシ

第十一條　主務大臣ハ米穀法第五條ノ米穀生産費及家計費ヲ調査スル爲道府縣市町村及市町村ニ對シ調査上必要ナル事務ヲ行フヘキコトヲ命シ並ニ適當ト認ムル者ニ對シ記帳及報告ヲ命スルコトヲ得

第十二條　米穀法第四條第二項ノ市場ハ農林大臣之ヲ指定ス

米穀法第四條第一項ノ米價ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ農林大臣ノ指定スル銘柄及等級ニ該當スル內地米ニシテ前項ノ市場ニ於テ毎日取引セラレタルモノノ相場ニ限リ之ヲ定ム

第十三條　前條第一項ノ規定ニ依リ指定シタル市場ノ開設者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ市場ニ於テ取引セラレタル米穀ノ相場及數量ヲ農林大臣ニ報告スヘシ

第十四條　日本銀行ハ卸賣物價ニ關スル調査ノ結果ヲ毎月農林大臣ニ報告スヘシ

第十五條　米穀ノ買換ヲ行フ場合ニ於ケ

ル賣渡及買入ハ同時期ニ於テ之ヲ行フヘシ八月ヨリ十月迄ノ間ニ於テ賣渡ヲ行ヒ新米ノ出廻期ニ於テ買入ヲ行フ場合ハ此限ニ在ラス

附　則

本令ハ昭和六年法律第三十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年勅令第二十二號ハ之ヲ廢止ス

本令施行前昭和三年勅令第二十二號ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ米穀法第三條ノ規定ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

當分ノ内第三條及第四條ノ規定ニ拘ラス米穀法第四條ノ最低價格ハ率勢米價ノ下値二割ニ相當スル價格ニ依リ之ヲ定ム

米穀法第四條ノ最低價格及最高價格ハ昭和六年ニ限リ七月及十二月ニ之ヲ決定ス

（參照略）

米穀法施行規則

（昭和六・七・一　農林省令第一三號）

第一條　米穀法第三條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣ニ提出スヘシ

一　生産地

二　種類別數量

三　用途

四　輸入ノ場合ニ在リテハ積出港及輸入港、輸出ノ場合ニ在リテハ輸出港及陸揚港

五　輸入又ハ輸出ノ時期

前項第二號ノ種類別數量ハ銘柄別、年産別、粳又ハ糯ノ別、籾、玄米又ハ白米ノ別及丸粒又ハ碎米ノ別毎ニ重量ヲ記載スヘシ

第二條　農林大臣必要アリト認ムルトキハ米穀輸入許可申請書ノ提出時期ヲ指スルコトヲ得

前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

自家用其ノ特別ノ事由ニ依リ米穀ヲ輸入セントスル者ハ第一項ノ指定ニ拘ラス隨時米穀輸入許可申請書ヲ提出スルコトヲ得

第三條　米穀ノ輸入又ハ輸出ノ許可ヲ受ケタル者第一條第一項各號ニ掲クル事項ヲ變更セントスルトキハ農林大臣ニ許可ヲ受クヘシ

第四條　米穀法施行令第二條第一項第一號ノ場合ニ於テ米穀ヲ輸入又ハ輸出スル者ハ左ニ掲ケル事項ヲ記載シタル書面ヲ其ノ輸入又ハ輸出ノ手續ヲ爲スヘキ稅關ニ提出スヘシ

一　輸入ノ場合ニ在リテハ生産地、輸出ノ場合ニ在リテハ陸揚港

二　種類別數量

米穀ヲ輸入スル者ノ提出スル前項ノ書面ニハ生産地又ハ輸出地ノ帝國領事館帝國領事館ナキトキハ其ノ他ノ官廳公署又ハ商工會議所ノ證明アルコトヲ要ス

米穀ヲ輸出スル者ハ契約書其ノ他ノ書類ニ依リ第一項ニ各號掲クル事項ノ眞實ナルコトヲ證明スヘシ

第一項第二號ノ種類別數量ハ第一條第二項ノ規定ニ準シ之ヲ記載スヘシ

米穀法施行令第二條第一項第二號ノ場

合ニ於テ米穀ノ輸入又ハ輸出スル者ハ其ノ輸入又ハ輸出ノ手續ヲ爲スヘキ稅關ニ契約ノ書其ノ他ノ書類ヲ示シ其ノ米穀カ政府ノ委託ニ依リ輸入又ハ輸出セラルルモノナルコトヲ證明スヘシ

第五條　米穀法施行令第二條第一項第三號ニ規定スル米穀ノ範圍左ノ如シ

一　外國貿易船カ沿海通航ト爲リ又ハ沿海通航船カ外國貿易船ト爲リタル場合ニ於テ輸入又ハ輸出セラルル船用品タル米穀

二　帝國內ニ於テ外國貿易船ニ積込マルル船用品タル米穀

三　標本米又ハ見本米ニシテ郵便物タルモノ

四　旅客ノ携帶品タル米穀ニシテ百斤ヲ超エサルモノ

第六條　米穀生產費ノ調査ハ水稻ニ付之ヲ行フ

第七條　米穀生產費ノ調査ハ各府縣（沖繩縣ヲ除ク）ニ於ケル左ニ揭ケル要件ヲ具備スル自作農又ハ小作農ニシテ每年府縣知事ノ推薦ニ基キ農林大臣ニ於テ選定シタルモノニ付之ヲ行フ

一　主要米產地ニ於テ其ノ地方ニ普及セル品種ノ水稻作ヲ主業トスルコト

二　段當收量中位ナルコト

三　經營ノ規模中位ナルコト

四　中庸ナル生產費ヲ得ルニ不適當ナル事情ナキコト

第八條　米穀施行令第五條第二項第一號種籾代ハ選種當時ニ於ケル種籾原料ノ農家ノ庭先相場ニ依リ之ヲ算定ス

第九條　米穀施行令第五條第二項第二號ノ肥料代ハ購入シタル肥料ニ付テハ其ノ購入代金其ノ他購入ニ要シタル費用ニ依リ、アルモノハ施肥當時ニ於ケル市價ニ依リ、購入セサル肥料ニ付テハ市價ニ依リ之ヲ算定ス

第十條　米穀施行令第五條第二項第三號ノ勞賃ハ日雇勞働及季節雇勞働ニ付テハ賃銀及實物給與ノ評價額ノ合計金額ニ依リ、自家勞働及之ニ要スル勞働並ニ年雇勞働ニ付テハ作業當時ニ於ケル當該地方ノ通常ノ日雇勞賃ニ依リ之ヲ算定ス

第十一條　米穀法施行令第五條第二項第四號ノ畜力費ハ使役當時ニ於ケル當該地方ノ同種類ノ家畜ノ通常ノ賃借料ニ依リ之ヲ算定スヘシ賃借シタル家畜ニ付テハ其ノ超借料（實物給與ノ評價額ヲ含ム）ニ依ル

第十二條　米穀法施行令第五條第二項第五號ノ諸材料費ハ左ニ揭クル材料ニ付購入シタルモノニ在リテハ其ノ購入代金其ノ他購入ニ要シタル費用ニ依リ、購入セサルモノニ在リテハ市價アルモノハ市價ニ依リ、市價ナキモノハ其ノ評價額（原料費、勞賃等ニ依リ評價ス）ニ依リ之ヲ算定ス

一　選種用材料

二　病蟲害驅除豫防材料

三　器具機械用材料

四　包裝用材料

五　前各號ニ準スル用途ニ使用セラレタル材料

第十三條　米穀法施行令第五條第二項第

六號ノ農舍費ハ農舍（住宅、納屋、作業場、肥料舍、倉庫其ノ他ノ工作物ヲ謂フ以下同シ）ニ付テハ其ノ地代（類地ノ賃借料ニ依リ評價ス）ニ未作負擔割合ヲ乘シタル農舍又ハ農舍敷地ニ付但シ賃借シタルモノニ依リ之ヲ算定ステハ其ノ賃借料ニ米作負擔割合ヲ乘シタルモノニ依ル

前項ノ減價額ハ各農舍ニ付當該年ニ於テ行ヒタル評價額ヲ維持見込年數ヲ以テ除シタルモノトシ前項ノ修繕費ハ通常ノ年當修繕費トス

第一項ノ未作負擔割合ハ各農舍又ハ農舍敷地カ米ノ生產ニ供セラレタル割合ニ依リ之ヲ定ム

第十四條　米穀法施行令第五條第二項第七號ノ農具費ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ算定ス

一　農林大臣ノ指定スル農具ニ付テハ其ノ減價額及修繕費ノ合計金額ニ未作負擔割合ヲ乘シタルモノニ依ル但シ賃借シタルモノニ付テハ其ノ賃借料ニ未作負擔割合ヲ乘シタルモノトス

二　前號以外ノ農具ニ付テハ當該年ニ於テ新調シタルモノニ在リテハ其ノ新調ニ要スル費用及當該年ニ於ケル修繕費ノ合計金額ニ未作負擔割合ヲ乘シタルモノニ依リ當該年前ニ於テ新調シタルモノニ在リテハ當該年ニ於ケル修繕費ニ米作負擔割合ヲ乘シタルモノニ依ル

前項第一號ノ減價額ハ當該年ニ於テ新調シタル農具ニ在リテハ其ノ新調ニ要スル費用ヲ其ノ農具ノ維持見込年數ヲ以テ當該年前ニ於テ新調シタルモノニ在リテハ當該年ニ於テ其ノ新調ニ要スル費用見込金額ヲ新調農具ノ維持見込年數ヲ以テ除シタルモノトシ同項同號ノ修繕費ハ通常ノ年當修繕費トス

第一項ノ米作負擔割合ハ各農具ノ米ノ生產ニ供セラレタル割合ニ依リ之ヲ定ム

第十五條　米穀法施行令第五條第二項第八號ノ租稅其ノ他ノ公課ハ當該年ニ於テ徵收セラルル左ニ揭クル租稅其ノ他ノ公課ノ金額ニ米作負擔割合ヲ乘シテ之ヲ算定ス

一　田租及其ノ附加稅並ニ田ニ對スル段別割、特別地稅及其ノ附加稅

二　家屋稅及其ノ附加稅

三　雜種稅

四　水利組合費

五　農會費

前項ノ米作負擔割合ハ前項第一號ノ租稅及第五號ノ農會費中地租割又ハ段別割ニ依リ賦課セラルルモノニ在リテハ米作租收入ノ米作及裏作租收入ニ對スル割合ニ依リ、同項第二號乃至第四號ノ租稅其ノ他ノ公課ニ在リテハ家屋其ノ他ノ課稅物件（水利組合費ニ在リテハ組合費賦課ノ標準ト爲リタル物件）カ米ノ生產ニ供セラレタル割合ニ依リ同項第五號ノ農會費中會員割ニ依リ賦課セラルルモノニ在リテハ米作租稅收入ノ農業經營ニ基ク租收入ニ對スル割合ニ依リ之ヲ定ム

第十六條　米穀法施行令第五條第二項第九號ノ土地資本利子ハ類地ノ通常小作

料ノ評價額ニ米作負擔割合ヲ乘シタルモノヨリ前條ノ規定ニ依リ算定セラルル租稅其ノ他ノ公課（同條第一項第二號及第三號ノ租稅並ニ第五號ノ農會費中會員割ニ依リ賦課セラルルモノヲ除ク）ノ金額ヲ控除シテ之ヲ算定ス

前項ノ米作負擔割合ハ米作租稅收入ノ米作及裏作租收入ニ對スル割合ニ依リ之ヲ定ム

第一項ノ通常小作料ノ評價ハ當該地方ニ於ケル米穀ノ收穫終了當時ノ農家ノ庭先相場ニ依リ之ヲ行フ

第十七條　米穀法施行令第五條第二項第十號ノ小作料ハ實納小作料ノ評價額（納入費用ヲ含ム）ヨリ奬勵金額又ハ奬勵米ノ評價額ヲ控除シタルモノニ米作負擔割合ヲ乘シテ之ヲ算定ス

前項ノ實納小作料及奬勵米ノ評價ハ收穫終了當時ノ農家ノ庭先相場ニ依リ之ヲ行フ

第一項ノ米作負擔割合ハ米作租收入ノ米作及裏作租收入ニ對スル割合ニ依リ之ヲ定ム

第十八條　米穀法施行令第五條第二項ノ副收入ハ收穫終了當時ノ農家ノ庭先相場ニ依リ之ヲ算定ス

第十九條　米穀法施行令第五條第二項ノ米穀收量ハ包裝シタル玄米ノ容量ニ依リ之ヲ算定ス

第二十條　第七條ノ規定ニ依リ選定セラレタル者ハ別ニ配布スル帳簿又ハ用紙ニ依リ米穀法施行令第五條第二項各號ニ掲ケル事項並ニ副收入及米穀收量ニ關シ記帳ヲ爲シ府縣知事ヲ經由シ農林大臣ニ之ヲ提出スヘシ

第二十一條　府縣知事ハ農林大臣ノ命ヲ承ケ府縣內ノ米穀生產費調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第二十二條　米穀生產費調査ノ爲實地指導監督ノ事務ニ從事スル者ニハ別ニ定ムル徽章ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ佩用セシム

第二十三條　米穀生產費調査ノ事務ニ從事シタル者ハ其ノ職務執行中知得シタル個人ニ關スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スルヘカラス

第二十四條　米穀法施行令第六條第一項ノ規定ニ依リ白米一石當價格ヲ玄米一石當價格ニ換算スル場合ニ於テハ其ノ換算ハ家計調査施行令第一條ヲ家計費ノ調査期間內ニ於ケル玄米價格ノ白米價格ニ對スル割合ヲ白米一石當價格ニ乘シテ之ヲ行フ

第二十五條　率勢米價ハ明治三十三年十一月一日以後各米穀年度ニ於ケル米價指數ノ物價指數ニ對スル割合（米價率）ヨリ附錄ニ定ムル算式ニ依リ算出シタル當該米穀年度ニ於ケル米價率ノ趨勢値ヲ當該年ノ十一月ノ物價指數ニ乘シタルモノヲ十一圓八十一錢ニ乘シテ之ヲ算出ス但シ米穀法施行令第九條ノ規定ニ依リ最低價格又ハ最高價格ヲ改定スル場合ニ於テ其ノ基礎ト爲ルヘキ率勢米價ニ付テハ米價率ノ趨勢値ヲ乘スヘキ物價指數ハ改定ノ月ノ前月ノ物價指數トス

前項ノ米價指數ハ日本銀行ノ行ヒタル卸賣物價ニ關スル調査ニ依リ之ヲ算定ス

第一項ノ米穀年度ハ前年ノ十一月一日ヨリ其ノ年ノ十月三十一日迄トス

第二十六條　米穀法第四條第一項ノ米價ハ農林大臣ノ指定シタル各銘柄及等級ニ該當スル內地米ニシテ農林大臣ノ指定シタル各市場ニ於テ每日取引セラレタルモノノ一石當平均取引價格ノ總和ヲ平均シテ之ヲ定ム

前項ノ一石當平均取引價格ハ各銘柄及等級別ニ其ノ取引總金額ヲ取引總數量ヲ以テ除シテ之ヲ算出ス

第二十七條　農林大臣ノ指定シタル市場ノ開設者ハ每日其ノ市場ニ於テ取引セラレタル內地米ニシテ農林大臣ノ指定スル各銘柄及等級ニ該當スルモノノ各銘柄及等級別ノ取引總金額及取引總數量ヲ農林大臣ニ報告スヘシ

第二十八條　第二十三條ノ規定ニ違反シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十九條　第二十條ノ規定ニ依リ記帳及報告ヲ爲スヘキ者故意ニ記帳若ハ報告ヲ爲サス又ハ不實ノ記帳若ハ報告ヲ爲シタルトキハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十條　虛僞ノ風說ヲ流布シ又ハ僞計若ハ威力ヲ用ヒテ米穀生產費ノ調査ヲ妨ケタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條　第二十七條ノ規定ニ依リ爲スヘキ者故意ニ報告ヲ爲サス又ハ不實ノ記帳ヲ爲シタルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ者ヲシテ報告ヲ爲スコトヲ得サラシメ又ハ不實ノ報告ヲ爲サシメタル者ノ罰亦同シ

第三十二條　本則中府縣又ハ府縣知事トアルハ北海道又ハ北海道廳長官ヲ包含スルモノトス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年農林省令第一號ハ之ヲ廢止ス

附錄

$$Y=\frac{\Sigma x^2\Sigma y-\Sigma x\Sigma xy}{(n\Sigma x^2-\Sigma x\Sigma x)}+\frac{n\Sigma(xy)-\Sigma x\Sigma y}{n\Sigma x^2-(\Sigma x\Sigma x)}X$$

Y　ハ率勢米價ノ算定セラルル年度（年度トハ米穀年度トス以下同シ）ニ於ケル米價率ノ趨勢値

x　ハ明治三十四年度ヲ第一年次トシ率勢米價ノ算定セラルル年度ノ前年度ニ至ル各年度ノ年次ヲ表ス數

y　ハ明治三十四年度ヨリ率勢米價ノ算定セラルル年度ノ前年度ニ至ル各年度ニ於ケル米價率

n　ハ明治三十四年度ヨリ率勢米價ノ算定セラルル年度ノ前年度ニ至ル年度ノ數

X　ハ明治三十四年度ヨリ率勢米價ノ算定セラルル年度ニ至ル年度ノ數

（參照）

昭和三年三月七日農林省令第一號ハ昭和三年勅令第二十二號ノ施行ニ關スル件ナリ

○家計調査施行規則

第一條　家計調査ハ毎年九月一日ヨリ翌年八月三十一日ニ至ル一箇年ニ付之ヲ行フ

（昭和六・七・一　閣令第一號）

第二條　家計調査ハ左ノ地域ニ之ヲ行フ

一　札幌市
二　仙臺市
三　東京市
四　金澤市
五　名古屋市
六　大阪市
七　廣島市
八　徳島市
九　八幡市
十　長崎市

前項各地域ノ外必要アルトキハ其ノ隣接町村ヲ指定シテ調査ヲ行フ

第三條　家計調査ハ前條ノ各地ニ在ル給料生活者又ハ勞働者ヲ世帶主トスル世帶ニシテ毎年府縣知事ノ推薦ニ基キ内閣ニ於テ選定シタルモノニ付之ヲ行フ

第四條　第二條ノ各地域ニ於テ調査スヘキ世帶數ハ別表第一號ノ定ムル所ニ依ル

第五條　家計調査ハ第三條ニ掲クル各世帶ニ付左ノ事項ヲ調査ス

一　收入
二　支出

前項ニ掲クル事項ノ外各世帶員ノ世帶ニ於ケル地位、男女ノ別、出生ノ年月日配偶者ノ有無及職業ヲ併セ調査ス

第六條　第四條ノ掲クル各世帶主ハ別表第二號所定ノ家計簿用紙ニ前條ニ掲クル事項ヲ記入スヘシ但シ第一項ニ掲クル事項ハ毎日之ヲ記入スヘキモノトシ第二項ニ掲クル事項ハ毎月一日現在ニ依リ之ヲ記入スヘキモノトス

第七條　家計簿用紙ハ毎月之ヲ各調査世帶ニ配布ス

第八條　府縣知事ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ府縣内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第九條　市町村長ハ府縣知事ノ指揮監督ヲ承ケ市町村内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第十條　家計調査ノ事務ノ執行ヲ指導セシムル爲必要アルトキハ府縣ニ家計調査指導員ヲ置クコトヲ得

第十一條　家計調査ノ事務ヲ執行セシムル爲市町村ニ家計調査員ヲ置ク

第十二條　家計調査指導員及家計調査員ハ府縣知事ノ推薦ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

家計調査指導員及家計調査員ハ名譽職トス

第十三條　家計調査指導員ハ府縣知事ノ指揮監督ヲ承ケ調査事務ノ執行ヲ指導ス

第十四條　家計調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ擔當世帶ニ就キ家計簿用紙ノ配付、家計簿ノ蒐集其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十五條　家計調査員ニハ別ニ定ムル所ノ徽章ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ佩用セシム

第十六條　市町村長ハ前月ノ家計簿ヲ毎月十日迄ニ府縣知事ニ提出シ府縣知事ハ毎月二十日迄ニ之ヲ内閣總理大臣ニ

提出スヘシ

第十七條　家計簿ハ統計上ノ目的ニノミ使用シ如何ナル場合ト雖モ之ヲ公表スルコトヲ得ス

第十八條　家計調査ノ事務ニ從事シタル者ハ其ノ職務施行中知リ得タル個人ニ關スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スヘカラス

第十九條　家計調査ニ際シ故意ニ家計簿ニ記入ヲ爲サス又ハ不實ノ記入ヲ爲シタル家計簿記入者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス家計簿記入者ヲシテ家計簿ニ記入ヲ爲スコトヲ得サラシメ又ハ不實ノ記入ヲ爲サシメタル者亦同シ

第二十條　虛僞ノ風說ヲ流布シ又ハ僞計若ハ威力ヲ用ヒテ家計調査ヲ妨ケタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條　第十八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十二條　本規則中府縣又ハ府縣知事トアルハ北海道廳又ハ北海道廳長官ヲ包含スルモノトス

附錄一　社會問題關係法規

（圖表略）

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○昭和五年國勢調査ノ結果表章ニ用フヘキ産業分類及職業分類中改正

（昭和六・一二・二二　内閣訓令二）

職業分類（小分類）三二五「陸軍現役下士、兵卒」ヲ「陸軍現役下士官、兵」ニ改ム

○産業組合中央金庫法中改正

（昭和六・五・二三　法律第六三號）

第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第二號ヲ第三號ニ改メ以下順次繰下ク

二　所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ニ對シ擔保ヲ徵セスシテ三十箇年以内ノ年賦償還貸付ヲ爲スコト但シ其ノ金額ハ拂込出資金及産業債券發行額ノ二分ノ一ヲ超エサルモノトス

第十三條　第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ

同條ニ左ノ二號ヲ加フ

六　所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ノ爲ニ有價證券ノ保護預リヲ爲スコト

七　所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ノ爲メニ有價證券ノ委托賣買ヲ爲スコト

第十四條中「第一號及第二號」ヲ「第一號乃至第三號」ニ改ム

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○保險募集取締規則

（昭和六・七・三一　商工省令第七號）

第一條　本則ニ於テ保險會社トハ生命保險事業又ハ徵兵保險事業ヲ營ム保險會社ヲ謂フ

本則ニ於テ保險外務員トハ保險會社ノ保險契約者ノ募集勸誘ニ從事スル者ヲ謂フ

第二條　本則ノ規定ニ依リ商工大臣ニ差出スヘキ書面ハ所屬保險會社ヲ經テ之ヲ差出スヘシ

保險外務員又ハ保險外務員タリシ者ニ送付スヘキ書面ハ所屬保險會社ヲ經テ之ヲ送付ス

第三條　保險會社カ保險契約者ノ募集勸誘ノ爲使用スル文書圖書ニハ會社名ヲ記載スヘシ

前項ノ文書圖書ハ使用前其ノ二部ヲ商工大臣ニ差出スヘシ

第四條　保險會社ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ記載シタル文書圖書ヲ保險契約者ノ募集勸誘ノ爲使用スルコトヲ得ス

一　將來ニ於ケル利益又ハ剩餘金ノ分配ニ關スル豫想

二　他ノ保險會社トノ比較

保險會社ハ前項第一號及第二號ニ掲クル事項ヲ新聞紙雜誌其ノ刊行物ニ廣告スルコトヲ得ス

第五條　商工大臣ハ保險會社カ保險契約者ノ募集勸誘ノ爲使用スル文書圖書ヲ不當ナリト認メタルトキハ其ノ使用ヲ禁止ス

前項ノ規定ニ依リ文書圖書ノ使用ヲ禁止セラレタルトキハ保險會社ハ遲滯ナク破棄、回收其ノ他使用ヲ止ムルニ必要ナル處置ヲ爲シ其ノ結果ヲ商工大臣ニ屆出ツヘシ

第六條　保險會社ノ保險外務員タラントスル者ハ保險外務員原簿ヲ受クヘシ

第七條　商工省ニ保險外務員原簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載ス

一　氏名

二　生年月日

三　住所

四　所屬保險會社

五　所屬保險會社トノ關係

六　主トシテ募集勸誘ニ從事スル區域

七　登錄ノ年月日

第八條　保險外務員ノ登錄ヲ受ケントスル者ハ登錄申請書（樣式第一號）ニ履歷書（樣式第三號）ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ差出スヘシ

二以上ノ保險會社ノ保險外務員ノ登錄ヲ受ケントスルトキハ前項ノ書類ノ外各所屬保險會社ノ同意書（樣式第四號）ヲ添附スヘシ

第九條　登錄ノ有効期間ハ登錄ノ日ヨリ三年トス但シ同一人ニ付二以上ノ登錄アル場合ニ於テハ後ノ登錄ノ有效期間ハ最先ノ登錄ノ殘存期間トス

第十條　登錄ノ有效期間滿了ノ日前一月乃至三月內ニ保險外務員ノ登錄ヲ申請スル場合ニ於テハ第八條ノ規定ニ依リ添附スヘキ書類ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第十一條　第七條第一號、第三號、第五號又ハ第六號ノ事項ニ變更アリタルトキハ二十日內ニ保險外務員原簿訂正ノ申請書（樣式第五號）ヲ商工大臣ニ差出スヘシ

前項ノ申請書ニハ其ノ變更アリタル事實ヲ証スル書面ヲ添附スヘシ

第十二條　第十四條第二項ノ規定ニ依リ登錄ヲ抹消セラレタル日ヨリ一年ヲ經過セサル者ニ付テハ商工大臣ハ保險外務員ノ登錄ヲ拒否ス保險外務員トシテ著シク不當ノ所爲アリタリト認メタル者ニ付テハ商工大臣ハ保險外務員ノ登錄ヲ拒否スルコトアルヘシ

第十三　商工大臣保險外務員ノ登錄を爲シタルトキハ保險外務員証（様式第六號）ヲ交付ス保險外務員原簿ヲ訂正シタルトキ亦同シ

第十四條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ商工大臣ハ保險外務員ノ登錄ヲ抹消ス

一　登錄ノ有效期間滿了シタルトキ

二　登錄抹消ノ申請アリタルトキ

三　保險外務員死亡シタルトキ

保險外務員著シク不當ノ所爲アリタルトキハ商工大臣ハ保險外務員ノ登錄ヲ抹消ス

商工大臣前項ノ規定ニ依リ登錄ヲ抹消シタルトキハ登錄ヲ抹消セラレタル者ニ之ヲ通知ス

第十五條　保險外務員死亡シタルトキハ其ノ相續人若ハ親族又ハ所屬保險會社ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ商工大臣ニ届出ツヘシ

第十六條　保險外務員保險外務員證ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ事由ヲ具シ其ノ再交付ヲ商工大臣ニ申請スヘシ

第十七條　保險外務員保險契約者ノ募集勸誘ヲ爲ストキハ保險外務員証ヲ携帶スヘシ

第十八條　保險外務員ハ保險契約者ノ募集勸誘ニ付左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一　所屬保險會社ヨリ交付ヲ受ケタルモノニ非サル文書圖書ヲ使用スルコト

二　保險契約者若ハ被保險者カ重要ナル事實ヲ告クルヲ妨ケ又ハ保險契約者若ハ被保險者ヲシテ重要ナル事項ニ付不實ノコトヲ告ケシムルコト

三　他ノ保險會社トノ保險契約ノ解除效力ヲ失ハシムル行爲又ハ約款ニ依ル借入ヲ慫慂スルコト

四　保險料ノ割引、割戻其ノ他特別ノ利益ノ提供ヲ約スルコト

第十九條　保險會社又ハ保險外務員ハ他ノ保險會社ノ信用ヲ毀損シ若ハ其ノ業務ヲ妨害スル事項ヲ公ニセシムルコトヲ得ス

第二十條　保險會社ハ本店又ハ主タル事務所（外國保險會社ニ在リテハ其ノ日本ニ於ケル事業ノ本據）ニ保險外務員名簿（様式第七號）ヲ備置クヘシ

第二十一條　保險會社ハ毎年一回保險外務員年報（様式第八號）ヲ商工大臣ニ差出スヘシ

第二十二條　當該官吏ハ保險外務員ニ對シ保險外務員証及保險契約者ノ募集勸誘ノ爲使用スル文書圖畫ノ提示ヲ命スルコトヲ得

第二十三條　保險外務員ノ登錄、保險外務員証ノ再交付又ハ保險外務員原簿訂正ノ申請ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手數料ヲ納付スヘシ

一　保險外務員ノ登錄ノ申請　毎一件一圓五十錢

二　保險外務員証ノ再交付ノ申請　毎一件　五十錢

三　保險外務員原簿訂正ノ申請　毎一件　十錢

前條ノ手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第二十四條　保險外務員ノ登錄ヲ受ケス

シテ保險會社ノ保險契約ノ募集勸誘ニ從事シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十五條　左ノ場合ニ於テハ保險會社ノ取締役又ハ監査役ヲ拘留又ハ科料ニ處ス

一　第四條又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタルトキ

二　第五條第二項ノ規定ニ違反シ必要ナル處置ヲ爲サス又ハ届出ヲ怠リ若ハ虚僞ノ届出ヲ爲シタルトキ

第二十六條　保險外務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

一　所屬セサル保險會社ノ保險契約者ノ募集勸誘ヲ爲シタルトキ

二　保險外務員証ヲ他人ニ使用セシメタルトキ

三　第十七條乃至第十九條ノ規定ニ違反シタルトキ

四　第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサルトキ

第二十七條　第三條、第二十條又ハ第二十一條ノ規定ニ違反シタルトキハ保險會社ノ取締役又ハ監査役ヲ科料ニ處ス

第二十八條　保險外務員第十一條ノ規定ニ違反シタルトキハ科料ニ處ス

第二十九條　保險會社ノ取締役、監査役代理人、雇人其ノ他ノ從業者又ハ保險外務員ニシテ本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ依ル命令ニ違反スル所爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ處罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

第三十條　保險會社ノ取締役又ハ監査役ハ其ノ保險會社ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者カ保險會社ニ關スル本則ノ規定ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ本則ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十一條　保險會社ノ取締役又ハ監査役ニ適用スヘキ本則ノ罰則ハ外國保險會社ニ在リテハ其ノ日本ニ於ケル代表者ニ之ヲ適用ス

附　則

本則ハ昭和六年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ保險契約者ノ募集勸誘ニ從事スル者ハ昭和六年十一月三十日迄保險外務員ノ登錄ヲ受クルコトナクシテ保險契約者ノ募集勸誘ニ從事スルコトヲ得

本則施行ノ際現ニ保險契約者ノ募集勸誘ニ從事スル者ニシテ前項ノ期間内ニ保險外務員ノ登錄ノ申請ヲ爲シタルモノハ前項ノ期間經過後ト雖登錄ヲ受ケ又ハ登錄ヲ拒否セラルル迄仍保險契約者ノ募集勸誘ニ從事スルコトヲ得保險會社ハ本則施行ノ際現ニ其ノ保險會社ノ保險契約者ノ募集勸誘ニ從事スル者ニ付第七條第一號、第三號及第六號ニ掲クル事項ヲ昭和六年九月三十日迄ニ商工大臣ニ届出ツヘシ

（様式略）

○職業紹介事務局官制中改正

（昭和六・六・一九　勅令第一三五號）

職業紹介事務局官制中左ノ通改正ス

第三條中「及青森」ヲ「青森、長野及岡山」

ニ改ム

第五條中「事務官　專任六人」ヲ「事務官　專任四十六人」ニ改ム

專任八人」ニ、「屬　專任三十九人」ヲ「屬　別表ヲ左ノ如ク改ム

地方職業紹介事務局名稱及管轄區域表

名稱	管轄區域
東京地方職業紹介事務局	東京府　千葉縣　茨城縣　栃木縣　埼玉縣　神奈川縣
大阪地方職業紹介事務局	大阪府　奈良縣　和歌山縣　兵庫縣
名古屋地方職業紹介事務局	愛知縣　岐阜縣　三重縣
福岡地方職業紹介事務局	福岡縣　佐賀縣　長崎縣　熊本縣　大分縣　宮崎縣
青森地方職業紹介事務局	北海道　岩手縣　宮城縣　秋田縣　青森縣　山形縣　福島縣
長野地方職業紹介事務局	長野縣　群馬縣　山梨縣　新潟縣　富山縣
岡山地方職業紹介事務局	岡山縣　廣島縣　鳥取縣　島根縣　山口縣　香川縣　愛媛縣

○刑事補償法

（昭和六・四・一　法律第六〇號）

第一條　刑事訴訟法ニ依ル通常手續又ハ再審若ハ非常上告ノ手續ニ於テ無罪ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ同法第三百十三條ノ規定ニ依リ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者未決拘留ヲ受ケタル場合ニ於テハ國ハ其ノ者ニ對シ拘留ニ因ル補償ヲ爲ス再審又ハ非常上告ノ手續ニ於テ無罪ノ言渡ヲ受ケタル者原判決ニ因リ既ニ刑ノ執行ヲ又ハ刑法第十一條第二項ノ規定ニ依ル拘置ヲ受ケタル場合ニ於テハ國ハ其ノ者ニ對シ刑ノ執行又ハ拘置ニ依ル補償ヲ爲ス

第二條　前條ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者死亡シタル場合ニ於テハ本人ノ遺族ニ對シ前條ノ補償ヲ爲ス死亡シタル者ニ付再審又ハ非常上告ノ手續ニ於テ無罪ノ言渡アリタル場合亦同シ

補償ヲ受クヘキ遺族死亡シタルトキハ

次順位ノ遺族ニ對シ其ノ補償ヲ爲ス

第三條　本法ニ於テ遺族ト稱スルハ本人ノ配偶者、子、孫、父、母、祖父母及祖母ニシテ本人死亡ノ當時之ト戸籍ヲ同シウシ引續キ其ノ戸籍内ニアル者ヲ謂フ補償ヲ受クヘキ遺族ノ順位ハ前項ニ記載スル順序ニ依ル父母祖父母ニ付テハ養方ヲ先ニシ實方ヲ後ニス

子及孫數人アルトキハ其ノ順位ハ本人ヲ被相續人トシタル家督相續ノ順位ニ準シ事ヲ定ム

第四條　無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付左ノ事由アルトキハ補償ヲ爲サス

一　刑法第三十九條乃至第四十一條ニ規定スル事由ニ因リ無罪又ハ免訴ノ言渡アリタルトキ

二　起訴セラレタル行爲カ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反シ著シク非難スヘキモノナルトキ

本人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル行爲カ起訴、拘留、公判ニ付スル處分又ハ再審請求ノ原由ト爲リタルトキハ第一條第一項ノ補償ヲ爲サス

本人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル行爲カ原有罪判決ノ憑據トナリタルトキハ第一條第二項ノ補償ヲ爲サス一個ノ裁判ニ依リ併合罪ノ一部ニ付無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ受クルモ他ノ部分ニ付有罪ノ言渡ヲ受クル者ニ對シテハ補償ヲ爲ササルコトヲ得

第五條　拘留ニ因ル補償ニ於テハ拘引狀又ハ拘留狀執行後ノ拘禁日數ニ對シテ一日五圓以内ノ補償金ヲ交付ス

懲役、禁錮又ハ拘留ノ執行ニ依ル補償ニ於テハ其ノ日數ニ對シテ一日五圓以内ノ補償金ヲ交付ス拘置ニ因ル補償ニ付亦同シ

死刑ノ執行ヲ受ケタル者ノ遺族ニ對スル補償ニ於テハ拘置ニ因ル補償ノ外裁判所ノ相當ト認タル補償金ヲ交付ス

罰金又ハ科料ノ執行ニ因ル補償ニ於テハ既ニ懲收シタル罰金又ハ科料ニ等シキ金額ヲ還付ス勞役場留置ノ執行ヲ爲シタルトキハ第二項ノ規定ニ準シ補償金ヲ交付ス

沒收ノ執行ニ因ル補償ニ於テハ破壞若ハ廢棄ニ係ラサル沒收物又ハ沒收物ノ處分ニ因リテ得タル代價若ハ懲收シタル追徵金ニ等シキ金額ヲ還付ス

第六條　補償ヲ受ケントスル者ハ無罪ノ言渡ヲ爲シタル裁判所又ハ免訴ノ言渡ヲ爲シタル豫審判事ノ屬スル裁判所ニ對シ補償ノ請求ヲ爲スヘシ

前項ノ請求ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ請求書ニハ戸籍謄本ヲ添附スヘシ

補償ヲ受クヘキ者請求ヲ爲シタル後死亡シタルトキハ其ノ請求ハ順次次順位ニ於テ補償ヲ受クヘキ者ヨリ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第七條　補償ヲ受クヘキ者ハ先順位者ノ明示シタル意思ニ反シ補償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

補償ヲ受クヘキ者請求ヲ取消シタルトキハ其ノ取消ヲ爲シタル者及後順位者ニ於テ更ニ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第八條　補償ノ請求ハ代理人ニ依リテモ之ヲ爲スコトヲ得

第九條　補償ノ請求ハ無罪又ハ免訴ノ裁

判確定ノ日ヨリ六十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十條　補償ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ請求ニ付決定ヲ爲スヘシ決定ノ謄本ハ檢事及請求人ニ送達スヘシ

請求理由アルトキハ補償ノ決定ヲ爲スヘシ請求理由ナキトキ又ハ期間經過後ニ係ハルトキハ之ヲ棄却スヘシ

刑ノ執行又ハ拘置ニ因ル補償請求アリタルトキハ主文ヲ區別シテ決定ヲ爲スヘシ

第十一條　補償ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

補償ノ請求ヲ棄却スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第十二條　補償ノ決定アリタル後之ニ依リテ補償ヲ受クヘキ者其ノ拂渡ヲ受ケスシテ死亡シタルトキハ其ノ決定ハ順次順位ニ於テ補償ヲ受クヘキ者ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス補償ヲ受クヘキ遺族其ノ拂渡ヲ受ケスシテ其ノ家ヲ去リタルトキ亦同シ

第十三條　補償ノ拂渡ヲ受ケントスル者ハ其ノ決定ヲ爲シタル裁判所ニ請求書ヲ差出スヘシ請求書ニハ戸籍謄本ヲ添附スヘシ

補償ノ決定ノ送達アリタル後一年内ニ補償拂渡ノ請求ヲ爲ササルトキハ權利ヲ失フ

第十四條　補償拂渡ノ請求權ハ之ヲ讓渡スコトヲ得ス

第十五條　補償ノ請求ニ關スル事件繫屬中再審ノ請求又ハ刑事訴訟法第三百十七條ノ規定ニ依ル公訴ノ提起アリタルトキハ其ノ裁判確定ニ至ル迄決定ノ手續ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ被告人ニ對シテ有罪ノ判決アリタルトキハ補償ノ請求ハ其ノ效力ヲ失フ

第十六條　補償ノ決定アリタル後再審ノ請求又ハ刑事訴訟法第三百十七條ノ規定ニ依ル公訴ノ提起アリタルトキハ其ノ裁判確定ニ至ル迄補償拂渡手續ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ被告人ニ對シテ有罪ノ判決アリタルトキハ補償ノ決定ハ其ノ效力ヲ失フ

第十七條　前條第二項ノ場合ニ於テ既ニ補償ノ拂渡アリタルトキハ有罪ノ判決ヲ爲シタル裁判所ハ檢事ノ請求ニ依リ決定ヲ以テ補償ノ返還ヲ命スヘシ此ノ決定ノ執行ニ付テハ刑事訴訟法第五百五十三條乃至第五百五十五條ノ規定ヲ準用ス

第十八條　本法ノ決定及之ニ對スル即時抗告ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外刑事訴訟法ヲ準用ス期間ニ付亦同シ

第十九條　裁判所補償ノ決定ヲ爲シタルトキハ其ノ決定ヲ受ケタル者ノ申立ニ依リ速ニ無罪又ハ免訴ノ主文及要旨並ニ補償ヲ爲シタル旨ヲ官報ニ掲載スヘシ

第二十條　本法ハ軍法會議ニ於テ無罪ノ言渡アリタル場合ニ之ヲ準用ス但シ補償ノ請求ヲ棄却スル決定ニ對シテハ既ニ時抗告ヲ爲スコトヲ得ス

軍法會議ニ於テ補償ノ返還ヲ命スル決

定ノ執行ニ付テハ陸軍軍法會議法第五百十八條乃至第五百二十條又ハ海軍軍法會議法第五百二十條乃至第五百二十二條ノ規定ヲ準用ス

軍法會議ニ於テ補償ニ關スル決定ヲ爲ス場合ノ判士ノ區別ニ付テハ陸軍軍法會議法第五十九條第一項又ハ海軍軍法會議法第五十九條第一項ノ規定ヲ準用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○刑事補償法施行期日（昭和六・一〇・二九　勅令第二五八號）

刑事補償法ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○違警罪即決例中改正（昭和六・八・三一　法律第六六號）

違警罪即決例中左ノ通改正ス

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

被告人ノ法定代理人、保佐人又ハ配偶者ハ被告人ノ爲獨立シテ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第十條ノ二　前二條ノ規定ニ依リ留置シタル場合ニ於テハ速ニ被告人ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬、配偶者及ヒ被告人ノ屬セル家ノ戸主中被告人ノ指定セル者ニ其旨ヲ通知スヘシ

第十四條　第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ留置セラレタル者ノ接見又ハ書類其他ノ物ノ授受ニ付テハ刑事訴訟法第百十一條及ヒ第百十二條第一項ノ規定ヲ準用ス但接見ハ之ヲ禁止スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

明治十八年太政官布告第三十一號違警罪即決例抄錄

第三條　即決ノ言渡ニ對シテハ違警罪裁判所ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得但正式ノ裁判ヲ經スシテ直チニ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

第九條　科料ノ言渡ヲ爲シタル時ハ其金額ヲ假納セシムヘシ若シ納メサル者ハ一圓ヲ一日ニ折算シテ之ヲ留置ス其一圓ニ滿サル者ト雖モ仍ホ一日ニ計算ス

第十條　拘留ノ言渡ヲ爲シタル時ハ一日ヲ一圓ニ折算シ其刑期ニ相當ノ金額ヲ保證トシテ差出サシムヘシ若シ差出ササル者ハ第五條ニ定メタル期限内之ヲ留置ス但刑期五日内ナル時ハ其日數ニ過クルコトヲ得ス

○監獄法施行規則中改正（昭和六・四・三〇　司法省令第九號）

第百二十三條中「禁錮囚ニ付テハ一月毎ニ一回、懲役囚ニ付テハ二月毎ニ一回」ヲ「禁錮囚ニ付テハ十五日毎ニ一回、懲囚ニ付テハ一月毎ニ一回」ニ改ム

第百二十條　典獄ニ於テ處偶上其他必要アリト認ムルトキハ前四條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

○簡易生命保險法中改正（昭和六・三・三一　法律第四三號）

簡易生命保險法中左ノ通リ改正ス

第四條ノ二　被保險者十二歲ニ達スル迄ハ被保險者ノ死亡ニ依リ支拂フヘキ保險金額ハ被保險者一人ニ付勅令ノ定ムル金額以下トス

第四條ノ三　被保險者十二歲ニ達スル迄ハ保險契約者ハ被保險者ノ二等親內ノ親族ニシテ勅令ノ定ムル者タルコトヲ要ス

第四條ノ四　被保險者十二歲ニ達スル迄ハ保險契約者ニ付相續開始ノ事由發生シ其ノ相續人カ前條ニ該當セサル者ナルトキハ被保險者ヲ以テ保險契約者トス保險契約者カ前條ニ該當セサルニ至リタルトキ亦同シ

第四條ノ五　被保險者十二歲ニ達スル迄ハ保險契約者ヲ以テ保險金額ヲ受取ルヘキモノトス

第八條中「二年」ヲ「一年六月」ニ改ム

第二十二條中「及商法第四百二十九條」ヲ「、第三十四條第三項、商法第三百九十九條及第四百二十九條」ニ改ム

第二十三條第二項中「二年」ヲ「一年六月」ニ改ム

第二十七條　保險金額又ハ第二十五條ノ規定ニ依ル還付金額ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其ノ保險契約又ハ之ニ基キテ爲シタル貸付ニ付政府カ辯濟ヲ受クヘキ金額アルトキハ支拂金額ヨリ之ヲ控除ス

第二十三條中「郵便物ハ」ノ下ニ「命令ノ定ムル所ニ依リ」ヲ加フ

第三十四條ニ左ノ二項ヲ加フ

被保險者十二歲未滿ナルトキハ第十四條第一項及商法第四百二十八條ノ規定ニ依ル被保險者ノ同意ヲ要セス商法第四百二十九條ノ規定ハ被保險者十二歲未滿ナルトキハ之ヲ切上ケ六月以下ナルトキハニモ準用ス

附　則

本法ハ昭和六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

○簡易生命保險令中改正

（昭和六・六・一九　勅令第一三八號）

第一條中「及養老保險」ヲ「、養老保險及小兒保險」ニ改ム

第三條中「養老保險」ノ下ニ「及小兒保險」ヲ加フ

第四條ノ二　小兒保險ハ左ノ二種トス

一　十五年滿期小兒保險

二　二十年滿期小兒保險

第五條　新ニ被保險者タルコトヲ得ル者ノ年齡ハ終身保險及養老保險ニ在リテハ十二歲以上六十歲以下、小兒保險ニ在リテハ三歲以上十二歲未滿トス

保險料ノ算定ニ關シテハ被保險者ノ年齡ハ出生ノ時日ヨリ保險契約申込ノ月迄月ヲ以テ計算シ一年未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ端數カ七月以上ナルトキハ之ヲ切上ケ六月以下ナルトキハ之ヲ切捨ツ

第五條ノ二　簡易生命保險法第四條ノ三ノ規定ニ依リ保險契約者タルコトヲ得ル者ハ左ニ掲ケタル者トス

一　實父母

二　養父母

三　實祖父母

四　實兄姉

第六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

保險證書作成ノ後被保險者ノ年齢ニ付錯誤アルコトヲ發見シタル場合ニ於テハ左ノ區別ニ依リ保險金額ヲ更正ス

一　終身保險、養老保險又ハ小兒保險ノ被保險者ニシテ保險證書作成ノ日ノ年齢カ第五條第一項ノ範圍内ナルモノニ付テハ當初ヨリ其ノ年齢ニ基キテ保險契約ヲ爲シタルモノト看做シ保險金額ヲ更正ス

二　終身保險又ハ養老保險ノ被保險者ニシテ保險證書作成ノ日ノ年齢カ十二歳未滿ナルモノニ付テハ十二歳ニ達シタル日ニ於テ保險證書ヲ作成シタルモノト看做シ保險金額ヲ更正ス

三　小兒保險ノ被保險者ニシテ保險證書作成ノ日ノ年齢カ三歳未滿ナルモノニ付テハ三歳ニ達シタル日ニ於テ保險證書ヲ作成シタルモノト看做シ保險金額ヲ更正ス

第七條ノ二　簡易生命保險法第四條ノ二ノ規定ニ依ル金額ハ被保險者死亡時ノ年齢ニ從ヒ左ノ區別ニ依ル

四齢未滿	六十圓
五齢未滿	八十圓
六齢未滿	百圓
七齢未滿	百二十圓
八齢未滿	百四十圓
九齢未滿	百六十圓
十齢未滿	百八十圓
十二齢未滿	二百圓

第八條　簡易生命保險法第八條ノ規定ニ依リ支拂フヘキ保險金額ハ左ノ區別ニ依ル

保險契約ノ效力發生後一年内ナルトキ

死亡迄ニ拂込ムヘキ保險料ニ相當スル金額

保險契約ノ效力發生後一年六月内ナルトキ

保險金額（小兒保險ニ在リテハ被保險者十三歳ニ達シタル場合ニ於ケル保險金額）ノ二分ノ一

被保險者十二歳ニ達セスシテ死亡シタル場合ニ於テハ前項ノ金額ハ被保險者死亡當時ノ年齢ニ從ヒ支拂フヘキ保險金額ヲ超ユルコトヲ得ス

前二項ノ規定ニ依リ支拂フヘキ金額カ被保險者ノ爲ニ積立テタル金額ニ滿タサルトキハ其ノ積立テタル金額ニ依ル

第九條　簡易生命保險法第二十三條第一項ノ規定ニ依リ支拂フヘキ保險金額ハ左ノ區別ニ依リ保險契約復活ノ效力發生ノ日ニ於テ被保險者ノ爲ニ積立テタル金額ニ左ノ金額ヲ加ヘタルモノトス

復活ノ效力發生後六月内ナルトキ

復活ノ效力發生後死亡迄ニ拂込ムヘキ保險料ニ相當スル金額

復活ノ效力發生後一年内ナルトキ

保險金額（小兒保險ニ在リテハ被保險者十二歳ニ達シタル場合ニ於ケル保險金額）ト復活シ效力發生ノ日ニ於テ被保險者ノ爲ニ積立テタル金額トノ差額ノ二分ノ一

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條　簡易生命保險法第八條及第二十三條第二項ノ規定ニ依リ支拂フヘキ保險金額ハ左ノ區別ニ依ル

保險契約效力發生後一年六月內ニシテ復活ノ效力發生後ナルトキ

復活ノ效力發生ノ日ニ於テ被保險者ノ爲ニ積立テタル金額ニ復活ノ效力發生後死亡迄ニ拂込ムヘキ保險料ニ相當セル金額ヲ加ヘタル金額

保險契約ノ效力發生後一年六月內ニシテ復活ノ效力發生後一年以上ナルトキ

保險金額（小兒保險ニ在リテハ被保險者十二歲ニ達シタル場合ニ於ケル保險金額）ノ二分ノ一

第八條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條第一項中「百分ノ八十」ヲ「百分ノ九十」ニ改ム

附　則

本令ハ昭和六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

○簡易生命保險規則中改正

（昭和六・八・一八　遞信省令第三九號）

附錄一　社會問題關係法規

簡易生命保險規則中左ノ通改正ス

第五條ノ第一項中「再度貸付證書」ヲ「再度貸付通知書」ニ、第二項中「第二十八條若ハ第二十九條」ヲ「第二十八條乃至第二十九條」ニ改ム

第十二條　保險契約ノ申込ヲ爲サムトスル者ハ保險申込書用紙ニ左ノ事項ヲ記載シ記名調印ノ上第一回保險料ヲ添ヘ之ヲ郵便局又ハ其ノ派出局員ニ差出シ第一回保險料領收書ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ申込ヲ爲サムトスル保險契約カ終身保險又ハ養老保險ニシテ被保險者、小兒保險ニ在リテハ被保險者ノ法定代理人ニ非サルトキハ被保險者ノ法定代理人ノ記名調印ヲ要ス

一　保險ノ種類

二　保險料額、其ノ拂込期間、拂込方法（集金人拂込、何郵便局窓口拂込又ハ振替貯金振替拂込）及拂込場所（集金人拂込ノ場合ニ限ル）

三　保險金額

四　保險契約者ノ氏名又ハ名稱及住所

五　小兒保險ニ在リテハ被保險者ト保險契約者トノ續柄

六　保險契約者數人アルトキハ其ノ代表者ノ氏名

七　被保險者ノ氏名及生年月日

八　保險金受取人ノ氏名又ハ名稱

九　簡易生命保險法第十一條但書ニ依ラムトスルモノハ其ノ旨

十　被保險者ノ現在及既往ノ重ナル疾患ノ有無、病名及經過

十一　保險料ノ振替貯金振替拂込ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ郵便振替貯金口座番號

十二　被保險者ニ付既ニ簡易生命保險契約アルトキハ其ノ保險金額（小兒保險ニ在リテハ被保險者十二歲ニ達シタル場合ニ於ケル保險金額）及保險證書ノ記號番號又現ニ簡易生命保險契約ノ申込中ニ係ルトキハ其ノ旨並保險金額（小兒保險ニ在リテハ被保險者十二歲ニ達シタル場合ニ於ケル保險金額）

十三　第二十條ノ二第二項但書ニ依ラ

ントスルモノハ其ノ旨

第十五條　保險證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ簡易保險ニ長記名調印ス

一　保險ノ種類
二　保險金額
三　保險料額及其ノ拂込期間ノ終期
四　保險契約者及保險金受取人ノ氏名又ハ名稱竝被保險者ノ氏名生年月日
五　被保險者十二歳未滿ナルトキハ被保險者ト保險契約者トノ續柄
六　保險契約者數人アルトキハ其ノ代表者ノ氏名
七　保險證書作成ノ年月日及記號番號
八　簡易生命保險法第十一條但書ノ意思表示
九　養老保險又ハ小兒保險ニ在リテハ保險期間ノ終期

第十七條第一項中「一月分ヲ毎月保險證書作成ノ日ニ應當スル日ヨリ一月間ニ」ヲ「第二回以後ノ保險料ハ保險證書ヲ作成シタル月ノ翌月ヨリ毎月末月迄ニ一月分ヲ」ニ改メ第三項中「六月以上」ノ下ニ「十二月未滿」ヲ加ヘ第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ第一項ニ依リ保險證書作成日ニ應當スル日ノ前日迄ニ保險料ヲ拂込ミタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十條ノ二ニ左ノ一項ヲ加フ

保險契約者同時ニ一箇以上ノ保險契約ヲ爲シタルトキハ保險料ヲ併合シテ拂込ムモノトス但シ保險契約者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十條ノ三　削除

第二十條ノ四　保險契約者第二十條ノ二第一項ノ請求ヲ爲サントスルトキハ保險料拂込ヲ取扱フ郵便局ニ其ノ旨ヲ申出テ保險料領收帳ヲ差出シ其ノ受領證ヲ受取ルヘシ

第二十條ノ六　削除

第二十一條ノ二　削除

第二十二條　保險料ノ拂込猶豫期間ハ第十七條第一項ノ期間經過後第三月中ニ於ケル保險證書作成日ニ應當スル日ノ前日迄トス

一月以上保險料ノ拂込ヲ猶豫シタル場合ニ於テハ一月ヲ超ユル期間保險料額（保險料ヲ併合シテ拂込シタル場合ニ於テハ其ノ拂込額）一圓又ハ其ノ端數毎ニ一月又ハ其ノ端數ニ付一錢ノ延滯料ヲ徵收ス但シ郵便官署ニ於テ已ムヲ得サル事由アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ノ通知書ハ無料普通通常郵便物トシテ差出スコトヲ得

第二十五條第二項中「二年」ヲ「一年六月」ニ改ム

保險契約者保險併合拂込ノ全部又ハ一部ヲ廢止セムトスルトキハ保險料拂込ヲ取扱フ郵便局ニ其ノ旨ヲ申出テ保險料領收帳ヲ差出シ其ノ受領證ヲ受取ルヘシ

第二十六條ノ六　削除

第二十一條ノ二　削除

第二十二條　保險料ノ拂込猶豫期間ハ第十七條第一項ノ期間經過後第三月中ニ於ケル保險證書作成日ニ應當スル日ノ前日迄トス

一月以上保險料ノ拂込ヲ猶豫シタル場合ニ於テハ一月ヲ超ユル期間保險料額（保險料ヲ併合シテ拂込シタル場合ニ於テハ其ノ拂込額）一圓又ハ其ノ端數毎ニ一月又ハ其ノ端數ニ付一錢ノ延滯料ヲ徵收ス但シ郵便官署ニ於テ已ムヲ得サル事由アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ノ通知書ハ無料普通通常郵便物トシテ差出スコトヲ得

第二十五條第二項中「二年」ヲ「一年六月」ニ改ム

第二十六條ノ六ニ左ノ但書ヲ加ヘ第二號中「二年」ヲ「一年六月」ニ改ム

但シ被保險者十二歳ニ達セスシテ死亡シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十八條第一項ヲ左ノ如ク改ム

終身保險又ハ養老保險ノ保險契約者ハ左ノ場合ニ於テ保險契約ノ變更ヲ請求スルコトヲ得但シ第二十二條ノ二ノ規定ニ依リ保險料ノ拂込ヲ要セサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　保險金額及保險料ヲ增加セス並保險料拂込期間ヲ延長セスシテ終身保險ヲ養老保險ニ變更セムトスルトキ

二　保險金額及保險料ヲ增加セス並保險料拂込期間ヲ延長セスシテ養老保險ノ保險期間ヲ短縮セムトスルトキ

五　保險金額及保險料ヲ增加セス、養老保險ヲ終身保險ニ變更セス並保險期間ヲ延長セスシテ保險料拂込期間ヲ短縮セムトスルトキ

四　養老保險ヲ終身保險ニ變更セス並保險期間及保險料拂込期間ヲ延長セスシテ保險料ヲ減額セムトスルトキ

第二十八條ノ二　小兒保險ノ保險契約者ハ左ノ場合ニ於テ保險契約ノ變更ヲ請求スルコトヲ得但シ第二十二條ノ二ノ規定ニ依リ保險料ノ拂込ヲ要セサル場合ハ此ノ限ニ非ス

一　保險金額及保險料ヲ增加セスシテ保險期間ヲ短縮セムトスルトキ

二　保險期間ヲ延長セスシテ保險料ヲ減額セムトスルトキ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ請求ニ之ヲ準用ス

第三十一條第一項中「第二十八條第一項」ノ下ニ「及第二十八條ノ二第一項」ヲ、第二項中「加算ス」ノ次ニ「第二十八條ノ二第一項第二號ノ請求アリタル場合ニ於テ被保險者十二歳以上ナルトキ亦同シ」ヲ加フ

第三十二條第一項中「第二十八條及第二十九條」ヲ「第二十八條乃至第二十九條」ニ改ム

第三十三條第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改メ第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ被保險者カ十二歳未滿ナルトキハ保險證書訂正請求書ニ被保險者ト保險契約承繼者トノ續柄ヲ記載スヘシ此ノ場合ニ於テハ被保險者ノ記名調印ヲ要セス

第三十七條第二項中「前項」ヲ「前二項」ニ改メ第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ届書ハ無料普通通常郵便物トシテ差出スコトヲ得

第三十八條　第三十三條及第三十五條ノ規定ハ保險契約者若ハ保險契約上ノ權利義務ヲ承繼シタル場合又ハ簡易生命保險法第四ノ規定ニ依リ被保險者カ保險契約者ト爲リタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十九條第一項中「十二歳ニ達シタル日ニ於テ保險證書ヲ作成シタルモノト看做ス場合」ヲ「簡易生命保險令第六條第一項第二號及第三號ノ場合」ニ改ム

第四十條第一項中「十二歳ニ達シタル日迄ニ拂込タル保險料又ハ保險金額ノ超過額ニ對シ既ニ拂込タル保險料」ヲ「既

ニ拂込ミタル保險料ノ一部」ニ改ム

第四十九條第一項ヲ次ノ如ク改ム

保險契約者保險契約復活ノ申込ヲ爲サムトスルトキハ復活申込書用紙ニ第十二條第十號乃至第十二號ノ事項ヲ記載シ被保險者カ第三者ナルトキハ被保險者（被保險者十二歳未滿ナル場合ニ在リテハ其ノ法定代理人）ト共ニ記名調印ノ上保險證書及保險料ノ拂込ヲ爲ササリシ期間ノ保險料ヲ添ヘ郵便局又ハ其ノ派出局員ニ差出シ其ノ領收證ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ保險料領收帳アルモノハ之ヲ添附スヘシ

附　則

本令ハ昭和六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（別表、備考、參照略）

○救護法施行令

（昭和六・八・一〇　勅令第二一一號）

第一章　被救護者

第一條　救護法第一條第一項第三號ノ妊産婦ヲ救護スヘキ期間ハ分娩ノ日前七日以内、分娩ノ日以後二十一日以内トス

分娩ノ日カ其ノ豫定日ヨリ遲レタルトキハ前項ノ分娩ノ日前ノ期間ヲ七日以内延長スルコトヲ得

第二條　救護法第一條第一項第四號ニ掲クル事由ノ範圍及程度左ノ如シ

一　不具癈疾ニシテ常ニ介護ヲ要スルモノ又ハ自由ヲ辨スルニ過キサルモノ

二　疾病又ハ傷痍ニシテ就床ヲ要シ又ハ長キニ亘リ安靜ヲ要スルモノ

三　精神耗弱又ハ身體虛弱ノ著シキモノ

第二章　委員

第三條　救護法第四條ノ委員ヲ設置スル市町村及委員ノ定數ハ地方長官市町村長ノ意見ヲ徵シ之ヲ定ム

第四條　委員ハ地方長官之ヲ選任又ハ解任ス

委員ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第五條　委員ハ救護ニ關シ必要ナル調査ヲ爲スヘシ

委員ハ救護ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニ付市町村長ニ其ノ狀況ヲ通知シ且必要ナル救護ノ種類、程度若ハ方法又ハ救護ノ廢止、停止若ハ變更ニ關シ意見ヲ具申スヘシ

第六條　內務大臣ノ指定スル市ニ在リテハ第三條及第四條第四項ノ規定ニ依リ地方長官ノ職權ニ屬スル事項ハ市長之ヲ行フ

第三章　救護ノ範圍、程度及方法

第七條　生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ

第八條　生活扶助ノ爲給與スル金錢又ハ物品ノ一月分以內ヲ限リ之ヲ前渡スルコトヲ得

救護ノ廢止、停止又ハ變更ノ場合ニ於テ救護者已ムヲ得サル事由ニ因リ前渡シタル金錢又ハ物品ヲ費消シ又ハ喪失シ返還ノ資力ナキトキハ之ヲ返還セシメサルコトヲ得

救護ノ廢止、停止又ハ變更ノ場合ニ於テ前渡シタル金錢又ハ物品中返還セシムヘキモノニ付テハ之ニ相當スル額ヲ後ニ給與スヘキモノヨリ減スルコトヲ得

第九條　醫療ハ救護施設又ハ市町村長ノ指定シタル醫師ニ就キ之ヲ受ケシム醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ市町村長ノ指定シタル藥劑師ニ就キ藥劑ヲ受ケシム

第十條　助産ハ救護施設又ハ市町村長ノ指定シタル醫師若ハ産婆ニ就キ之ヲ受ケシム

第十一條　救護ヲ受ケ又ハ受クヘキ者急迫ノ事情アルトキハ市町村長ノ指定セサル醫師齒科醫師又ハ産婆ニ就キ醫療又ハ助産ヲ受クルコトヲ得

第十二條　生業ニ必要ナル資金、器具又ハ資料ノ給與又ハ貸與ニ依リ之ヲ行フ

第十三條　救護法第十一條ノ規定ニ依ル居宅救護ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ一人一日二十五錢以内、一世帶一日一圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム

第十四條　居宅救護ノ場合ニ於テ醫療ノ爲支出スル費用ノ限度ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

第十五條　居宅救護ノ場合ニ於テ助産ノ爲支出スル費用ノ限度ハ十圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム

第十六條　救護法第十三條ノ規定ニ依ル收容救護ノ場合ニ於テ生活扶助、醫療又ハ助産ノ爲支出スル費用ノ限度ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

第十七條　第十一條ノ場合ニ於テハ前三條ノ規定ニ拘ラス其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

第十八條　生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ一人ニ付三十圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム

第十九條　救護ノ爲被救護者ノ移送ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

第二十條　埋葬ノ爲支出スル費用ノ限度ハ十圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム

第二十一條　特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ第十三條、第十五條、第十九條又ハ前條ニ規定スル制限ヲ超過シ生活扶助、助産、生業扶助又ハ埋葬ノ爲支出スル費用ノ限度ヲ定ムルコトヲ得

第二十二條　救護法第十二條ノ規定ニ依リ母ノ救護ヲ爲スハ其ノ子一歲以下ナル場合ニ限ル

第二十三條　救護法第十六條ノ規定ニ依リ市町村長又ハ其ノ指定シタル者後見人ノ職務ヲ行フ場合ニ於テハ後見監督人及親族會ニ屬スル職務權限ハ其ノ市町村長ニ屬ス

第四章　救護費

第二十四條　救護法第十八條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ市町村又ハ道府縣ノ負擔シタル費用ニ對スル國庫補助ハ各年度ニ於テ市町村又ハ道府縣ノ救護及埋葬ニ要シタル費用並ニ委員ニ關シ支出シタル費用ヨリ其ノ年度ニ於テ救護法第二十六條乃至第二十八條ノ規定ニ依リ徵收シ、償還セシメ又ハ充當シタ

ル金額及其ノ費用ニ充ツヘキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ補助ス

前項ノ規定ニ依リ控除スヘキ金額カ其ノ年度ニ於ケル救護及埋葬ニ要シタル費用如ニ委員ニ關シ支出シタル費用ノ額ヲ超過シタル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ後年度ニ於ケル支出額ヨリ之ヲ控除ス

第二十五條　道府縣ノ設置シタル救護施設及救護法第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用ニ對スル國庫補助ハ左ニ掲クル費用ヨリ其ノ費用ニ充ツヘキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ補助ス

一　救護施設ノ創設費、擴張費及之ニ伴フ初度調辨費

二　事務費

救護施設ニシテ他ノ目的ニ利用シ得ヘキ場合ニ於テハ前項ノ精算額ハ救護ノ爲利用セラルヘキ程度ヲ標準トシテ之ヲ定ム

第二十六條　救護法第七條第二項ノ規定ニ依リ私人ノ設置シタル救護施設ノ設備ニ要スル費用ニ對スル國庫補助ハ前條第一項第一號ニ掲クル費用ヨリ其ノ費用ニ充ツヘキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ補助ス

前項ノ精算額ニ付テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第二十七條　第二十四條乃至前條ノ規定ハ道府縣ノ補助ニ付之ヲ準用ス

第二十八條　救護法第二十五條ノ規定ニ依ル國庫及道府縣ノ補助金ハ第二十四條乃至前條ノ場合ニ於ケル控除額ニ之ヲ算入セス

第二十九條　第二十四條乃至前條ノ規定ニ依リ交附シタル國庫及道府縣ノ補助金ハ左ニ掲クル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

一　救護施設カ救護法若ハ救護法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

二　救護施設ノ事業ノ全部若ハ一部ヲ廢止シ又ハ當初豫定シタル目的以外ノ用途ニ利用スルニ至リタルトキ

三　補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

四　詐僞ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第三十條　被救護者收容救護ヲ受クルニ至リタルトキハ救護法第十八條及第十九條ノ期間計算ニ付テハ收容ノ期間ハ收容ノ際ノ居住地ニ於ケル居住ノ期間トス

第五章　雜則

第三十一條　本令中町村ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村ニ準スヘキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキ者ニ之ヲ適用ス

第三十二條　救護無施行ノ際、國、道府縣又ハ市町村ノ費用ニ依リ收容救護ヲ受クル者ニシテ救護法ニ依リ救護スヘキモノニ關スル救護法第十八條及第十九條ノ期間計算ニ付テハ收容ノ期間ハ收容ノ際ノ居住地ニ於ケル居住ノ期間トス

附則

本令ハ救護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（参照略）

○救護法施行規則

（昭和六・八・一一 内務省令第二〇號）

第一條　救護法第七條ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一　名稱、種類及位置
二　建物其ノ他設備ノ規模、構造
三　事業經營ノ方法及收支豫算
四　事業經營ノ豫定日
五　設備ニ要スル經費

救護法第七條第二項ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スヘシ

一　設置者ノ履歷書及資產狀態
二　法人又ハ團體ニ在リテハ定款、寄附ノ行爲其ノ他ノ約款

第二條　救護施設ヲ設置シタル者ハ其ノ事業開始ノ後直ニ其ノ旨地方長官ニ届出ツヘシ

第三條　救護施設ヲ設置シタル者其ノ管理規則ヲ設ケタルトキハ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

四條　救護施設ヲ設置シタル者之ヲ廢止セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

一　廢止ノ事由
二　被救護者ノ處置
三　財產ノ處分

第五條　地方長官ハ救護施設ニ付必要ナル報告ヲ徵シ又ハ設備、事業若ハ會計ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得

第六條　救護法第十五條ノ規定ニ依リ救護施設ノ長カ作業ヲ課セントスルトキハ豫メ作業ノ計畫ヲ定メ地方長官ニ届出ツヘシ

第七條　救護ノ申請ハ左ノ事項ヲ具シ本人又ハ親族其ノ他ノ緣故者ヨリ之ヲ爲スヘシ

一　救護ヲ受クヘキ者ノ氏名、生年月日
二　居住地及居住期間又ハ現在地
三　救護ヲ受クヘキ事由

市町村長必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依ル申請ナキ場合ト雖モ救護ヲ行フヘシ

第八條　左ノ場合ニ於テハ居宅救護ヲ受クル被救護者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ツヘシ

一　居住地又ハ現在地ニ異同アリタルトキ
二　世帶ノ構成ニ異動アリタルトキ又ハ資產若ハ收支ノ狀況ニ著シク異動アリタルトキ
三　救護ヲ受クヘキ事由消滅シタルトキ

被救護者死亡シタルトキハ同一世帶ニ在ル者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ツヘシ

第九條　市町村長ハ被救護者ノ收容ノ委託ヲ受ケタル者ニ就キ必要ナル報告ヲ徵シ說明ヲ求メ又ハ狀況ヲ視察スルコトヲ得

第十條　左ノ場合ニ於テハ被救護者ノ收容ノ委託ヲ受ケタル者ハ直ニ其ノ市町村長ニ届出ツヘシ

一　被救護者死亡シタルトキ

二　被救護救護法第二十九條各號ノ一ニ該當スト認メタルトキ

三　前二號ニ掲クル場合ノ外救護ノ廢止停止又ハ變更ヲ要スト認メタルトキ

第十一條　市町村長ハ其ノ指定シタル醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ産婆ニ就キ醫療又ハ助産ニ關シ、帳簿書類ヲ調査シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第十二條　救護法第十七條第一項ノ規定ニ依リ埋葬費支給ノ申請書ニハ左記事項ヲ記載シ且埋葬費ノ額ヲ證スルニ定ル書類ヲ添附スヘシ

一　死亡者ノ氏名

二　死亡及埋葬ノ年月日

三　埋葬費ノ額

四　死亡者ト申請者トノ續柄

第十三條　府縣又ハ市町村救護ノ費用ヲ徴收シ又ハ其ノ償還ヲ命スル場合ニ於テハ其ノ費用ノ計算書ヲ添ヘ納付スヘキ金額及其ノ期限ヲ指定スヘシ

第十四條　救護法第二十八條ノ規定ニ依リ市町村長遺留物品ヲ賣却スル場合ニ於テハ之ヲ競爭入札ニ付スヘシ有價證券及見積價格十圓未滿ノ物品ハ競爭入札ニ付セスシテ賣却スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ競爭入札ニ付スルモ落札者ナカリシトキ亦同シ

第十五條　本令中町村ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村ニ準スヘキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキ者ニ之ヲ適用ス

附　則

本令ハ救護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○救護法施行令規定

（昭和六・一二・一二　内務省令第三五號）

救護法施行令第六條ノ規定ニ依リ市ヲ指定スルコト左ノ如シ

東京市　横濱市

附　則

附令ハ救護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照略）

○救護法施行期日

（昭和六・八・一〇　勅令第二一〇號）

救護法ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○軍事救護法中改正

（昭和六・三・三〇　法律第二七號）

軍事救護法中左ノ通リ改正ス

第二條第一號及第二號中「兵役ヲ免セラレタル者」ヲ「一種以上ノ兵役ヲ免セラレタル者」ニ改ム

第六條中「生業扶助、醫療、現品給與及現金給與」ヲ「生活扶助、醫療、助産及生業扶助」ニ改ム

第七條ノ二　救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行ヒ又ハ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得

第十一條中「陸軍懲治隊」ヲ「陸軍教化隊」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（參照略）

○軍事救護法施行令

（昭和六・一二・七 勅令第二八四號）

第一條　救護ハ救護ヲ受ケントスル者ノ住所地地方長官之ヲ行フ

救護ヲ受ケントスル者ハ地方長官ニ出願スヘシ但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ其ノ出願ナキ場合ト雖モ救護ヲ行フコトヲ得

救護ノ程度及方法ハ地方長官之ヲ決定ス

第二條　生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ生活扶助ノ爲支出スル費用ハ一人一日三十錢以内トス一家ニ於テ救護ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ依リ費用ハ之ヲ減額スルコトヲ得

第三條　醫療及生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ地方長官内務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第四條　助産ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス

第五條　埋葬ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス

救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フ者ナキトキハ救護ヲ行ヒタル地方長官ニ方テ埋葬ヲ行フヘシ

第六條　災害ニ因リ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ一家總額三十圓ニ限リ生活扶助ノ爲金錢若ハ物品ヲ臨時給與ノ又ハ之ヲ併セ給與スルコトヲ得

第七條　生活扶助ノ爲給與スル金錢又ハ物品ハ三月分以内ヲ限リ之ヲ前渡スルコトヲ得

救護ノ廢止、停止又ハ變更ノ場合ニ於テ被救護者己ムヲ得サル事由ニ因リ前渡シタル金錢又ハ物品ヲ費消シ又ハ喪失シ且返還ノ資力ナキトキハ之ヲ返還セシメサルコトヲ得

救護ノ廢止停止又ハ變更ノ場合ニ於テ前渡シタル金錢又ハ物品中返還セシムヘキモノニ付テハ之ニ相當スル額ヲ後ニ給與スヘキモノヨリ減ルスコトヲ得

第八條　特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ公共團體、公益法人其ノ他適當ト認ムル者ニ委囑シテ救護ヲ行ハシムコトヲ得

第九條　救護廢止若ハ停止又ハ救護ノ程度若ハ方法ノ變更ハ地方長官之ヲ行フ

第十條　特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ第二條第二項、第四條、第五條第一項及第六條ノ規定ニ依ル金額ヲ增加スルコトヲ得

第十一條　救護ヲ拒マレタル者又ハ救護ヲ廢止若ハ停止セラレタル者ハ六十日以内ニ内務大臣ニ對シ更ニ審査ヲ出願スルコトヲ得

内務大臣ハ審査ノ上必要ト認ムルトキハ地方長官ヲシテ救護ヲ爲サシメ又ハ救護ノ廢止若ハ停止ノ處分ヲ取消サシムルコトヲ得

第十二條　朝鮮、臺灣、樺太又ハ關東州ニ在リテハ本令中内務大臣ノ職務ハ朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ關東長官、地方長官ノ職務ハ朝鮮總督府道知事、臺灣總督府州知事若ハ廳長、樺太廳支廳長又ハ關東廳民政署長之ヲ

行フ

附則

本令ハ昭和六年法律第二十七條施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス從前ノ規定ニ依リ爲シタル救護又ハ救護若ハ審査ノ出願ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

○軍事救護法中改正法御施行期日

（昭和六・一二・七 勅令二八三）

昭和六年法律第二十七號ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○軍人遺族記章令

（昭和六・八・四 勅令二〇四號）

第一條　左ニ掲クル軍人ノ遺族タル表章トシテ軍人遺族記章ヲ設ク

一　戰地（之ニ準スル事變地ヲ含ム以下之ニ同シ）ニ於テ戰死シタル軍人

二　戰地ニ於テ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル軍人ニシテ之カ爲三年以內ニ死亡シタル者

三　陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ於テ前二號ニ相當スル者ト認ムル軍人

第二條　軍人遺族記章ノ制式及形狀附圖ノ如シ

第三條　軍人遺族記章ハ第六條ニ規定スル遺族ノ願出ニ依リ陸軍大臣又ハ海軍大臣之ヲ授與ス

第四條　陸軍大臣又ハ海軍大臣軍人遺族記章ヲ授與スル場合ニハ併セテ軍人遺族記章授與證書ヲ授與ス

第五條　軍人遺族記章ハ之ヲ右肋ニ佩用シ其ノ佩用中ハ軍人遺族記章授與證書ヲ携帶スヘシ

第六條　軍人遺族記章ハ第一條ニ規定スル軍人ノ屬シタル家ト同一ノ家ニ在ル寡婦、子、父、母、祖父、祖母、孫ノ範圍及順位ニ從ヒ其ノ一人ニ之ヲ授與ス

前項ニ規定スル遺族ナキトキハ第一條ニ規定スル軍人ノ屬シタル家ト同一ノ家ニ在ル兄、弟、姉、妹ノ中一人ニ其ノ年長ノ順序ニ從ヒ之ヲ授與ス

軍人遺族記章授與ノ順位ハ第一項ニ規定スル子又ハ孫二人以上アル場合ニ在リテハ年長ノ順位ニ從ヒ、父、母、祖父及祖母ニ在リテハ恩給法第七十三條第三項ニ規定スル順位ニ從ヒ之ヲ定ム

第七條　軍人遺族記章ヲ授與セラレタル者死亡シ又ハ佩用スル資格ナキニ至リタルトキハ前條ニ規定スル授與ノ範圍及順位ニ從ヒ之ヲ繼承セシメ當該遺族ナキニ至リタルトキハ他ノ遺族ニ之ヲ保管セシム

第八條　第六條ノ規定ニ依リ軍人遺族記章ヲ授與セラレタル者之ヲ佩用セサルトキハ同條ニ規定スル遺族間ニ限リ之ヲ佩用スルコトヲ得

第九條　遺族禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ナルトキハ軍人遺族記章ヲ授與セラルヘキ資格、之ヲ繼承スヘキ資格及佩用スヘキ資格ヲ有セス第一條ニ規定スル軍人ノ屬シタル家ヲ去リタルトキハ其ノ間亦同シ

第十條　第七條ノ規定ニ依リ軍人遺族記章ヲ繼承セシムル場合ニ於テハ軍人遺

族記章授與證書ヲ併セ繼承セシム

第十一條　前各條ニ規定スルモノノ外軍人遺族記章及軍人遺族記章授與證書ノ授與、佩用及繼承ニ關シ必要ナル事項ハ陸軍大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（附圖及參照略）

○癩豫防法中改正

（昭和六・四・一　法律第五八條）

明治四十年法律第十一號中左ノ通改正ス

癩豫防法

第二條ノ二　行政官廳ハ癩豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

一　癩患者ニ對シ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ從事スルヲ禁止スルコト

二　古著、古薄圖、古本、紙屑、襤褸、飲食物其ノ他ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノノ賣買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲サシメ又ハ其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲スコト

第三條　行政官廳ハ癩豫防上必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノヲ國立癩療養所又ハ第四條ノ規定ニ依リ設置スル療養所ニ入所セシムヘシ

必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ノ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救護ヲ爲スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居人ヲ一時救護セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ニ於テ一時救護ヲ爲ス場合ニ要スル費用ハ必要アルトキハ市町村又ハ之ニ準スヘキモノニ於テ繰替支辨スヘシ

第四條　第三項ヲ削ル

第四條ノ二中「被救護者」ヲ「入所患者」ニ改ム

第五條　私立ノ癩療養所ノ設置及管理ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

第六條　北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ第二條ノ二第一號ノ規定ニ依リ從業禁止又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ入所ニ因リ生活スルコト能ハサル者ニ對シ其ノ生活費ヲ補給スヘシ

第七條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第三項ヲ削ル

左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

一　第二條ノ二第二號ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ物件ノ消毒又ハ廢棄ヲ爲ス場合ニ要スル諸費

二　入所患者（國立癩療養所入所患者ヲ除ク）及一時救護ニ關スル諸費

三　檢診ニ關スル諸費

四　其ノ他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スル事項ニ關スル諸費

第七條ノ二　本法ニ依リ北海道地方費又ハ府縣ニ於テ負擔スヘキ費用ハ東京府伊豆七島及小笠原島ニ於テハ國庫ノ負

增トス

第八條中「前條」ヲ「第六條及第七條ノ規定ニ依ル」ニ改ム

第九條中「扶養義務者」ヲ「親族」ニ改ム

第十條　第一條ノ規定ニ違反シ又ハ第二條ノ二ノ規定ニ依ル行政官廳ノ處分ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十條ノ二　第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十一條　醫師若ハ醫師タリシ者又ハ癩豫防事務ニ關係アル公務員タリシ者故ナク業務上取扱ヒタル癩患者又ハ其ノ死者ニ關シ氏名、住所、本籍、血統、關係又ハ病名其ノ他癩タルコトヲ推知シ得ヘキ事項ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條中「行政官廳ニ於テ救護中」ヲ「療養所ニ入所中又ハ第三條第二項及第三項ノ規定ニ依ル一時救護中」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（參照略）

○癩豫防法施行規則中改正

（昭和六・七・一五　內務省令第一六號）

明治四十年內務省令第十九號中左ノ通改正ス

本令ノ題名ヲ左ノ如ク改ム

癩豫防法施行規則

第一條第一項中「明治四十年法律第十一號」ヲ「癩豫防法」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第二條　癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノアルトキハ警察官署ハ患者ノ所在環境及病狀等ヲ具シ地方長官ニ報告スヘシ

地方長官ニ於テ前項ノ報告ヲ受ケタル場合癩豫防上必要ト認ルムトキハ所定ノ療養所ニ照會ヲ經タル上送致ノ手續ヲ爲スヘシ

警察官署ハ必要ト認ムルトキハ第一項ノ癩患者又ハ其ノ同伴者若ハ同居者ニ對シ一時相當ノ救護ヲ爲シ又ハ市町村長若ハ之ニ準スヘキ者ヲシテ之ヲ爲サシムヘシ

第二條ノ二中「療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ」ヲ「病毒傳播ノ虞アル」ニ改メ「又ハ代用療養所々在地々方長官」ヲ削ル

第三條中「救護地」ヲ「患者所在地」ニ改ム

第四條中「明治四十年法律第十一號」ヲ「癩豫防法」ニ改ム

第五條　癩豫防法第六條ニ依リ生活費ノ補給ヲ受クヘキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル

一　從業ヲ禁止セラレタル者

二　從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル當時本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

生活費ノ補給ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超エルコトヲ得ス

生活費補給ノ程度、方法及期間ニ關スル事項ハ地方長官ニ於テ之ヲ定ム

第五條ノ二中「被救護者」ヲ「入所患者」

ニ改メ「又ハ代用療養所々在地々方長官」ヲ削ル

第五條ノ三中「又ハ代用療養所々在地々方長官」ヲ削ル

第六條　「明治四十年法律第十一號」ヲ「癩豫防方法」ニ「扶助義務者」ヲ「親族」ニ改ム

第八條　行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除クノ外療養所ニ入所中又ハ癩豫防法第三條第二項及第三項ノ規定ニ依ル一時救護中死亡シタル癩患者ニシテ引取者ナキモノノ死體及遺留物件ノ取扱ニ關シテハ行旅病人及行旅死亡人取扱法ノ規定ヲ準用ス但シ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ニ於テ一時救護中死亡シタル場合ヲ除クノ外同法中市町村長ノ職務ハ當該行政官廳之ヲ行フ

療養所入所中死亡シタル癩患者ノ死體ハ之ヲ火葬スルコトヲ得

第八條ノ二　癩豫防法第二條ノ二行政官廳ノ職權ハ內務大臣又ハ地方長官之ヲ行フ

第九條中「第二條及第六條」ヲ「第二條、第六條及前條」ニ改ム

附　則

本令ハ昭和六年法律第五十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照略）

○癩患者ノ救護ニ要スル費用ノ支辯等ニ關スル勅令ノ廢止

（昭和六・七・一四　勅令第一八〇號）

明治四十年勅令第二百六十二號ハ之ヲ廢止ス

附　則

本令ハ昭和六年法律第五十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前癩患者及其ノ同件者又ハ同居者ノ一時救護並ニ療養所ニ於ケル救護ニ要シタル費用ノ支辯、追徵及負擔ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

○癩豫防ニ關スル改正法律施行期日

（昭和六・四・一　法律第五九號）

昭和六年法律第五十八號ハ昭和六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

○寄生蟲病豫防法

第一條　本法ニ於テ寄生蟲病ト稱スルハ蛔蟲病、十二指腸蟲病、住血吸蟲病、肝臓「ヂストマ」病及主務大臣ノ指定スル寄生蟲病ヲ謂フ

第二條　地方長官ハ寄生蟲病ノ豫防上必要ト認ムルトキハ健康診斷ヲ行ヒ又ハ糞便檢査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ健康診斷又ハ糞便檢査ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第三條　地方長官ハ糞便其ノ他寄生蟲病傳播ノ媒介ト爲ルヘキ物件ノ處置ニ付寄生蟲病ノ豫防上必要ナル命令ヲ發令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四條　市町村（町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス以下之ニ同シ）ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ寄

生蟲病ノ豫防及治療ニ關スル施設ヲ爲スヘシ

第五條　北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ寄生蟲病ノ豫防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其ノ費用ノ補助ヲ爲スヘシ

第六條　北海道地方費又ハ府縣ハ第三條ノ規定ニ依リ地方長官ノ命令又ハ處分ニ依リ糞便其ノ他ノ物件ノ處置ヲ爲ス者ニ對シ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ補助スルコトヲ得

第七條　國庫ハ前二條ノ補助ノ爲其ノ他寄生蟲病ノ豫防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其ノ支出額ノ六分ノ一ヲ補助ス

第八條　第三條ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附錄二

文獻（昭和六年）

(A) 雜誌掲載社會問題關係記事索引

(B) 社會問題關係主要圖書目錄

(A) 雜誌揭載社會問題關係記事分類

一 勞働問題一般……七〇
二 勞働組合及勞働爭議……七四
三 無產政黨……七八
四 農村問題……七九
五 社會法制及國際勞働會議……八五
六 婦人問題及少年勞働……八九
七 社會事業……九一
八 雜……九五

(B) 社會問題關係主要書分類

一 社會問題……一〇〇
二 政治及社會主義……一〇一
三 農村問題及婦人問題……一〇四
四 社會法制……一〇八
五 調查及統計……一〇九
六 雜……一三四

(A) 雜誌掲載 社會問題關係記事索引（昭和六年）

雜誌名略符解（アルファベット順）

（括弧中ノ月ハ月刊、週ハ週刊、月二ハ月二回、數字ハ年發行回數ヲ示ス）

文戰—文藝戰線（月）　紡績聯月報（月）　同志—同志社論叢（三）　エコー—エコノミスト（月二）　福利—産業福利（月）　婦運—婦人運動（月）　婦戰—婦人戰線（月）　外鐵—外國鐵道調査資料（月）　外交—外交時報（月二）　學藝—學藝解放（　）　學徒—社會學徒（月）　月報—調査月報（月）　現業—現業調査資料（月）　法研—法律學研究（月）　法協—法學協會雜誌（月）　法律—法律時報（月）　法政—法政研究（三月）　法戰—法律戰線（月）　法大論—法政大學論集（　）　法論—法學論叢（月）　反宗—反宗教闘爭（月）　保護—保護時報（月）　批判—旗の下に—マルクス主義の旗の下に（月）　インター—インターナショナル（月）　工世—工場世界（月）　工業（月）　工研—工場研究（月）　解放（月）　解戰—解放戰線（月）　改造（月）　健保—健康保險時報（月）　經資—經濟資料（月）　經史—經濟史研究（月）　經時—經濟時報（月）　經營—經營經濟研究（月）　國家—國家學會雜誌（月）　企業—企業經營（月）　國際—國際知識（月）　國民—國民經濟雜誌（月）　黒戰—黒色戰線（月）　黒旗（月）　教育—無産者教育（月）　無産法—無産者法律（月）　研究—社會問題研究（月）　海—海員協會々報（月）　海員（月）　マル研—マルクス主義研究（月）　三田—三田學會雜誌（月）　滿蒙—滿蒙事情（月）　長崎—長崎高商研究館彙報（月）　內研—內外研究（四）　內外—內外社會問題調査資料（週）　農會—帝國農會報（月）　農經—農業經濟研究（四）　農時—農政時報（月）　農政—農政研究（月）　乳兒—乳幼兒研究（月）　ナップ（月）　日本（月）　大原—大原社會問題研究所雜誌（四）　往來—經濟往來（月）　大阪—大大阪（月）　プロ科學—プロレタリア科學（月）　プロキノ—プロレタリア映畫（月）　プロ演劇—プロレタリア演劇（月）　理想（月）　勞研—勞働科學研究（四）　プロ美—プロレタリア美術（月）　プロ文化—プロレタリア文化（月）　ポリコン—ポリコン研究（二）　勞農（月）　勞教—勞働者教育（月）　勞時—勞働時報（月）　勞經—勞働經濟（月）　聯邦事情—ソヴエート聯邦事情（月）　論集—經濟學論集（月）　論叢—經濟論叢（月）　産業—産業組合（月）　産勞—産業勞働時報（月）　世界—世界の勞働（月）　戰旗（月）　史學—史學雜誌（月）　斯民（月）　新教—新興教育（月）　志林—法學志林（月）　思想（月）　早大商—早大商學（不）　早大政—早稻田政治經濟雜誌（四）　社科—社會科學（二）　社事—社會事業（月）　社學—社會學雜誌（月）　商學（月）　商評—商學評論（二）　商集—商學論集（二）　商討—商學討究（二）　失業—失業問題研究（　）　集誌—統計集誌（月）　社事研—社會事業研究（月）　社運—社會運動往來（月）　筑豐—筑豐石炭鑛業組合月報（月）　東亞（月）　東亞經—東亞經濟研究（四）　東工—東京工場懇話會々報（五）　都市—都市問題（月）　東洋經濟—東洋經濟新報（週）　通商（月）　中公—中央公論（月）　太平洋—太平洋勞働者（月）　山商—山口商學雜誌（二）　山調—山口高商調査課時報（三）　融研—融和事業研究（月）　優生—優生學（月）　融和—融和時報（月）　財界—財界研究（月）　財政—財政經濟時報（月）　女藝—女人藝術（月）

一　勞働問題一般

(記事及雜誌名)	(執筆者名)
日本階級運動の批判的總觀(中公・四六・四)	片山　潛
國際勞働者運動(インター・五・六)	兒玉兼道
中小工業と勞働問題(社政・六月)	長谷川公一
世界恐慌と勞働者階級の狀態(社事研・八月)	木田徹郎
明治二十年代に於ける勞働者問題觀(三田・二五・一一)	加田哲二
世界金融恐慌と日本の勞働者農民(產勞・十一月)	
勞働問題の基礎觀念(遺稿)(工世・一二・一三)	藤澤　穆
〃　・一二・一四)	エドフインメン
高級船員と一般勞働者運動(海・十一月號)	栗本勇之助
歐米の勞働問題(東工・五四・五五・五六)	酒井利男
ソ聯の勞働事情(聯邦事情・二・七)	金　重政
朝鮮人勞働者問題(社事研・五、六、七月)	園　乾治
在日本朝鮮勞働者の現狀(中公・四六・七)	松井七郎
朝鮮に於ける勞働者農民の鬪爭(產勞・十一月)	河野　密
第十九世紀末葉に於けるアメリカ勞働運動の概觀(三田・二五・八)	上田芳子
米國勞働運動の特質(四・完)(同志・三五)	鈴木隆治
女工血涙記(中公・四六・九)	社會局監督課
臺灣の經濟及び勞働者農民狀態に關する資料(產勞・八月)	有澤廣巳
朝鮮の經濟及び勞働者農民狀態(產勞・五月)	
本邦セメント工業勞働事情概況(社政・四、五月)	鈴木隆治
印度紡績工場に於ける勞働事情(福利・六・六)	山田保治
北平勞働者の消費生活と北平生活費指數(集誌・六〇二)	
人造肥料工場の勞働者狀態(產勞・十二月)	
我國勞働運動の現狀と將來(一、二、三)(工世十二・十七・十八・十九)	平野　學
支那勞働者の勞働狀態に關する調査(世勞・八・一一)	
工場法下の工場と職工(東洋經濟・一四四九―一四五一)	寺山　朝
北海道に於ける土工部屋(商討第五冊下卷)	
鑛夫五十人以上使用鑛山に於ける坑內女子鑛夫移動調(昭和五年、昭和六年上半期)(勞時・八・三、八)	
極左の觀點よりする日本織維工業(工世・一二・八)	
社會主義建設の發展とサヴエート勞働者階級(產勞・十一月)	
日本の勞働者とソヴエート同盟の勞働者とどつちが幸福か(解說)(プロ科學・三・一二)	片沼正一
米國綿業に於ける深夜業禁止問題(福利・六・七)	鈴木隆治
深夜業廢止後に於ける紡績婦人勞働者の狀態(社事研・十一・十二月)	
日本に於ける金屬勞働者狀態に關する資料(產勞・十二月)	
米國に於ける深夜業禁止問題(福利・六・四)	
深夜業禁止の影響調査(上)(下)(福利・六・五六)	
北滿企業の勞働條件(聯邦事情・二・七)	
階級鬪爭、賃銀引下、失業問題(往來・六・二)	

就業時間短縮に依る餘暇利用及之に對する職工の感想（福利・六・一）　落合節子
船内八時間制獲得鬪爭の史的回顧（海員・一〇・一〇）西卷生
海上八時間勞働制を中心にして（海・九月號）　伊山蕃作
昭和五年工場賃銀調（調査・二・七）　朝鮮總督府
サヴエート聯邦に於ける賃銀の變動（上・下）（世勞・八・九・〃・八・一〇）　益田熊雄
店舗の營業時間制限に關する問題（社政・四月）　櫻井安右衞門
高率賃銀と奬勵賃銀（企業・五・四）　碓氷厚次
賃銀支給制度研究！集團的奬勵賃銀支給制に就て！（三田・二五・七）　小島榮次
最低賃銀切下無用論の現實的根據（海員・一〇・一）　西卷敏雄
船員給料低下の要求を承認せる理由（海員・一〇・二）米窪滿亮
最低賃銀低下に就て（海員・一〇・三）　エムケイ生
佛國リオン地方絹織工業最低賃銀制（社制・十二月）石崎政一郎
都市賃銀概況（東工・五四）
退職手當制度の現狀（社政・二月）　長谷孝三
鑛夫の歸鄕旅費に關する件（福利・六・六）　社會局
組合職員、從業員の賃銀問題（産業・十月）
歐洲石炭産出國に於ける金貨勞銀や實際勞銀の比較（筑豐・二七・三）
二二）　ワイオー生
物價指數と勞働賃銀（工業・五四）
近世初期の失業對策と就業權論（三田・二五・一）　高橋誠一郎
世界各國に於ける失業者現在數（世勞・八・一〃八・二）

附獻二　文獻

社會民主黨の賃銀論（旗の下に・二・三）　エム・クリヴイツキー
解雇手當に就いて（經時・三・七）　山口正太郎
一九三〇年英國に於ける利潤分配制と企業參加制（勞時・八・八）
失業統計の方法について（論叢・三二・一）　益田熊雄
勞働市場の改革（聯邦事情・二・一）
職工鑛夫の解雇手當について（社事研・九、十月）　土富六好
失業防止策としての勞働時間短縮問題（社政・一月）北岡壽逸
所謂「失業者概數三十二萬」に就て（批判・二・一）　佐久間二郎
サヴエート・ロシアの就業安定政策（世勞・八・三）
なぜソヴエート同盟には失業はないか（戰旗・四・三）中條百合子
都市問題と失業問題（都市・一二・一）　永井亨
我國現下の失業對策（社政・二月）　川西實三
土木、營繕行政と失業問題（一、二、三）（國家・四五・一、二、三）
日本の失業問題と世界の失業問題（工世・一二・一・三）　蠟山政道
不景氣は勞働者の頭上に落ちかゝる（戰旗・四・三）　永井亨
失業の增加とその對策（エコ・九・二）　中野清吉
經濟組織と失業問題に就て（工世・一二・二）　大野綠一郎
獨逸に於ける失業者の增加の實情（社事・一五・二）　永井亨
「第二」インターナショナルの失業對策（世勞・八・四）　岡崎喜平太
一九三〇年に於ける世界的失業（プロ科學・三・三）ロバート・ナウマン
最近米國に於ける失業問題と其對策（早大商・七・三）北澤新次郎
英國の産業合理化と勞働者（社事研・四月）　植田正雄
サヴエート同盟に於ける失業の一掃と失業手當の廢止（インタ！・五

四）

現在の世界危機に於ける失業問題（プロ科學・三・五）　ウエ・モチレフ　ウエーバー
一九三〇年の世界失業（インターナショナル・五・四　特輯號）　ローベルト・ナウマン
失業者組織化の諸形態（インターナショナル・五・五）　ロート
日本に於ける失業（インター・五・五）　エム・ルキヤノヴア
フランスの失業狀況とその對策（世勞・八・五）
ソヴエート同盟に於ける失業の一掃（プロ科學・三・五）　エム・ウエーバー
老齢失業者とその對策（社事・一五・五）　安積得也
最近に諸外國が取つた失業對策（社事研・五月）　大林宗嗣
サヴエート・ロシアと失業問題（批判・二・五）　細井登
米國に於ける失業問題（月報・二〇・五）　ルカス
中小失業を繞る失業問題（社政・六月）　磯村英一
獨逸の失業問題（改造・一三・六）（獨）　カール・ゼフエリンク
景氣變動の型より見たるドイツの失業（論叢・三三・六）　松岡孝兒
失業問題の解決へ（都市・一三・六）　池田宏
失業問題解決の鍵（朝鮮の農業政策に求む）（東洋經濟・一四五九）　木田徹郎
世界失業の現狀（社事研・七月）
失業と公共事業　世勞・八・六）
ドイツに於ける失業對策の一つ（社事研・六月）　清家唯一
失業問題の由來　解放・一一・七）　渡邊鐵藏
獨逸の失業對策（世勞・八・七）
獨逸の失業對策に關する諸問題（世勞・八・九）　玉井猛
勞働市場の觀念及本質に就て（社事研・八月）　蒔田耕三
アメリカに於ける失業狀態（社事研・八、九月）　蒔田耕三
アメリカに於ける失業問題の展望（社事研・十・十一月）
ドイツ勞働市場の氾濫と其の解決策（社事研・九月）　木田徹郎
失業反對鬪爭の爲めに（海員・一〇・一二）　松浦清一
失業問題と精神衞生（社事・一四・一一）　齋藤玉男
失業反對鬪爭の爲めに（海員・一〇・一一）　松浦清一
米國の失業と其の對策（世勞・八・一一）
世界恐慌と獨逸の失業問題（社事研・十二月）　蒔田耕三
産業合理化と不景氣特に失業問題（其一）（早大商・七・一〇七・三）　宇都宮鼎
日本に於ける失業問題（ポリコン第一輯）　出井盛之
プロレタリアートの失業に對する鬪爭と社會フアシストの政策（産勞・府縣選特輯）
都市失業者歸農問題（農時・六一）　根岸勉治
ゾンバルトに於ける産業合理化（商評・一〇・一）　池田信行
産業合理化に對する一觀察（東工・五二）　兒玉謙次
資本主義の合理化運動（旗の下に・二・二）　ルビンシユタイン
英國鐵道事業に於ける合理化の進展と鐵道勞働階級の地位（社事研・四月）　土富六好
合理化運動の一考察（社事研・四月）　板東遼次
何が勞働能率を決定するか（福利・六・七）　大内經雄

獨逸産業合理化の發展（社政・七月）　磯崎俊次
獨逸産業合理化の發展（社政・十月）　磯崎俊次
合理化と産業組合（産業・十月）　W・ミルンベーリイ
我經濟發達に於ける産業革命と合理化（商討・第五卷上冊）　越崎宗一
日本産業の合理化と産業精神の作興（東工・五五）　神田孝一
合理化を妨ぐる産業統制法（東工・五五）　上田貞次郎
産業合理化と産業統制案（東工・五七）　北崎進
炭鑛業の合理化（筑豐・二七・三二一）　横倉英次郎
産業合理化と勞働市場（ポリコン・第一輯）　大島三郎
勞働事故の心理的研究に就いて（1、2）（國民・五一・一）　金子弘
染織工場の機械的災害に就て（福利・六・一）　鈴木隆治
化學的危害の實例（福利六・四、五、七、一〇）　色川三男
昭和五年工場重大傷害者調（勞時・八・七）
昭和五年工場重傷者及死亡者原因別責任別調査要旨（福利・六・一一）　上野民治
石炭山災害の統計的考察（筑豐・二七・三二八）　西牟田豐民
朝鮮に於ける鑛山變災及鑛夫死傷者調（筑豐・二七・三三〇）
工業災害豫防に關する種々相（福利・六・八）　蒲生俊文
産業に於ける災害防止に就て（福利・六・八）　松本學
船荷作業の災害豫防規則の範例（福利・六・一二）　數江雄二
昭和五年警視廳管下工場安全週間に就て（福利・六・二）　山中正枝
安全週間と單一安全運動に就て（福利・六・三）　山井明澄
安全と生産能率との相關々係（福利・六・三）　蒲生俊文
三井田川鑛業所に於ける安全運動（其一、二）（筑豐二七・三一九）　加藤要一郎
昭和六年警視廳管下に於ける工場安全運動と團體に就て（福利・六・一二）　山中正枝
昭和五年度鑛夫扶助概況（勞時・八・五）
鑛夫扶助に關する陳情調査（勞時・八・六）
職工災害扶助につき官憲の關與（福利・六・八）　矢野兼三
昭和五年度鑛夫扶助概況（筑豐・二七・三二四）
障害扶助料と解雇に就て（福利・六・七）　矢野兼三
工場生活者と慰樂（福利・六・一〇）　富田愛次郎
米國ヂー・エフ會社　福利施設規定及失業者對策（工研・二月號、三月號、四月號）　吉田眞三
工場食の標準（福利・六・三）　大西清治
工場食改善の理論と實際（福利・六・六）　星合甚之助
プロレタリア榮養學（女藝・四・八〃四・九）　土屋堅太郎
工場作業に於ける習熟過程　附工場に於ける工人養成の實際上への若干の忠言（勞研・八・一）　坂本稻子
送信好適作業面高及び送信姿勢に關する研究（勞研・八・一）　桐原葆見
産業疲勞の研究方法に關する批判的考察（勞研・八・二）　柳沼三吉
　　暉峻義等

勞働の生理（福利・六・七）　大西清治
勞働衛生に於ける精神衛生の問題（社事・一四・一一）　暉峻義等
坑内稼働者尿窒素代謝に關する研究（福利・六・一二）　西島龍
炭礦鑛夫勞働契約序論（法政・一・一）　菊池勇夫
ソ聯の勞力不足と季節勞働問題（聯邦事情・二・九）
サヴエート・ロシアの勞働者募集制度（世勞・八・四）
昭和五年勞働者募集年報概要（勞時・八・八）
所謂勞働者工場管理問題（社政・一月）　君島清吉
工場管理の訓練（福利・六・二）　蒲生俊文
從業員「星協力組合」の工場管理に於ける失敗（工世・一二・九）　土岐亦平
合衆國に於ける工業以外の最低年齢（世勞・八・一一）　水田淳亮
英國の炭業統制（山商・八）　嘉治隆一
伊國に於ける勞働不況の打開運動（一、二）（集誌・五九六・五九七）　牧内正男
ソ聯産業勞働政策の轉換（聯那事情・二・八）　池田實一
サヴエート聯邦の連續操業週間（上、下）（世勞八・四、五）　朱其華
諸國雇傭主團體と世界經濟恐慌（世勞・八・七）
諸國雇傭主團體と世界經濟恐慌（東工・五・八）
國民政府の勞資協調政策（東亞・四・六）　濱田峯太郎
現下我國勞資關係諸問題に就て（工研・四、五、六月號）　河田嗣郎
現代社會と智識階級（海・十月號）　森戸辰男
都市の中産階級問題（大阪・七・七）　河田嗣郎
現代知識階級の地位及將來（工世・一二・四）　森戸辰男
フランス革命以前の知識階級―フランス革命と知識階級への序説―（三田・二五・六）　小泉順三
俸給被傭者と勞働者との階級的提携（社政・九月）　小池四郎
減俸問題と官吏の團結（社政・七月）　田邊忠男
官吏減俸問題（産業・七月）
勞働統計（聯邦事情・二・三〃二・四）
國際勞資統計（論叢・三二・一）　フリードリヒ、ヴアーン
炭礦社會化に於ける賠償問題（内外研・四・三）　岩城忠一
映畫俳優の雇傭契約について（世勞・八・一〇）
關税の勞資に及ぼす影響に就いて（通商・四・四）　中西良一
獨墺經濟協定の經過とフランス無産階級（批判・二・六）
勞働問題より觀たる歐洲聯合案（社政・二月）
中國に於けるプルジョア・イデオロギイの史的發展（支那・八・八〃八・九〃八・一〇〃八・一一〃八・一二）

二　勞働組合及勞働爭議

昭和五年十二月中勞働團體設立解散等調（勞時・八・一）
昭和六年自一月至十一月勞働組合設立解散等調（勞時・八・二―一二）
本邦に於ける俸給生活者組合の概況（勞時・八・一）　赤松克麿
日本勞働組合運動發達史（工世・一二・二一）
勞働組合の起原と發達（工世・一二・一）　田邊義人
最近に於ける勞働組合の組織狀況（勞時・八・四）

勞働組合運動の現勢（中公・四六・五）　河野密
東京製鋼株式會社の勞働組合公認に就て（社政・九月）　東京製鋼株式會社川崎工場
一九二九年英國に於ける登錄勞働組合（勞時・八・三）　勞働調査所
我國勞働組合の現勢力（工世・一二・二一）　石濱知行
米國勞働聯合の第五十回大會（世勞・八・一）
ドイツに於ける賃銀引下げの攻勢と勞働組合革命的反對派の任務
（インター・五・二）　エフ・エムメリツヒ
ファシズムに對して闘ふイタリー勞働組合運動（インター・五・二）　マリオ・ニコレツチ
第五回大會後に於けるポーランドの革命的勞働組合運動（インター・五・一一）　ヴイ・ヤンコフスカヤ
サヴエート聯邦勞働組合總評議會の全員會議（世勞・八・五〃八・六）
各國の勞働組合と勤勞青少年に就て（社事研・八月）　荒尾敦次郎
英國勞働組合會議の第六十三回大會（世勞・八・一一）
英國の政變と勞働運動（社政・十月）　水上鐵治郎
海員及び港灣勞働者インターナショナルの暫定規約（インター・五・一）
一九三〇年に於ける獨逸の勞働組合（勞時・八・一一）
一九三〇年に於ける英國の勞働組合（勞時・八・一一）
國際赤色勞働組合第五回大會煽動宣傳協議會の成果（インター・五・一）　アール・ハーエツツク
各國勞働運動の左右兩翼の勢力關係（改造・一三・一）　田中九一
國際赤色勞働組合第五回大會（インター・五・一）　エー・ロゾフスキー
國際運輸勞働組合聯盟の本質（海員・一〇・一一）
第一回國際婦人勞働者勞働組合會議（インター・五・一）　ジー・ヂエルマネツト
婦人インターナショナルの現狀（中公・四六・九）　テイー・ゲツツ
ヨーロツパ戰爭以前のアメリカ勞働組合運動　―一八九八年より一九一四年に至る―（三田・二五・一二）　アイ・テイー・エフ……總主事エド・フインメン
昭和五年に於ける勞働運動の種々相（社政・二月）　園乾治
昭和五年中に於ける勞働組合運動概要（勞時・八・二）　内藤義弘
勞働者農民運動情報（產勞・二、四、五、七）
最近に於ける經濟闘爭の發展（產勞・十一月）
日本製陶勞働組合同盟の創立（勞時・八・八）
革命的勞働組合運動による青年勞働者の政治的啓蒙及、教育
合同問題を中心に無產政黨と勞働組合（工世・一二・一〇）　土岐亦平
勞農大衆黨の分裂と總聯合（工世・一二・二〇）
日本勞働組合總評議會の創立（勞時・八・四）
日本勞働倶樂部結成の意義（海・七月號）　米窪滿亮
東洋紡、合同紡の合併に對する大阪紡織組合の肉薄戰（工世・一二・四）
日本海員組合と商船同志會との合同（勞時・八・五）
勞働戰線の統一について（海員・一〇・五）　米窪滿亮

再び勞働戰線統一問題について（海員・一〇・七）　米窪滿亮
日本勞働クラブの成立（文戰・八・八）　本田重美
勞働倶樂部の問題（その提唱と經過を見る）（海員・一〇・七）　長田滋利
日本勞働倶樂部加盟を論じ海員協會の本質に及ぶ（海・八月號）　狩野何似生　荒畑寒村
情けない反對―日本勞働倶樂部に對する―（海員・一〇・八）　米窪滿亮
日本勞働クラブ成立經緯（勞時・八・七）
日本勞働クラブ成立後の狀況（勞時・八・九）
日本勞働倶樂部成立に就て（工世・一二・一五）　松岡駒吉
日本勞働倶樂部について（改造・一三・九）　米窪滿亮
日本勞働クラブの成立と戰線統一の問題（社政・十月）　中川賢一
日本勞働クラブと中間派諸組合（產勞・十一月）
日本勞働倶樂部の實踐的價値に就て（海員・一〇・一二）　米窪滿亮
日本勞働總同盟關東勞働同盟會第九回大會（勞時・八・一〇）
官業勞働總同盟第十三回大會（勞時・八・二）
日本海員組合昭和六　度總會及大會（勞時・八・五）
全國勞働と總同盟の大阪金屬勞働組合大會の瞥見（工世・一二・九）　郡半三
東京交通勞働組合昭和六年度大會（勞時・八・一〇）
日本交通勞働總聯盟擴大中央委員會（勞時・八・一二）
日本勞働組合總聯合昭和六年度全國大會（勞時・八・一〇）
全國勞働組合同盟第二回大會（勞時・八・一一）
日本勞働總同盟第二十回全國大會（勞時・八・一一）
海運勞働組合聯盟第十回大會（勞時・八・一二）
非資本の勞働組合撲滅策（改造・一三・八）
全國紡績勞働組合本年度大會記（工世・一二・二一）
守勢より攻勢的鬪爭の準備へ（日本海員組合革命的反對派に與ふ）（インター・五・二）
船内組織論―全て理實に即して―（海員・一〇・八）　松浦清一
大衆獲得の爲の鬪爭と反動的勞働組合（インター・五・一一）　エー・ロゾフスキー
同盟罷業權論（商評・一〇・二、三）　清水金二郎
犯罪王カポネと勞働運動（改造・一三・九、一〇）　荒畑寒村
「ナイツ・オブ・レーバー」の構成と其勢力の消長（三田・二五・三）　國乾治
昭和五年に於ける勞働爭議概況（勞時・八・一、五）　井上良二
勞働爭議調査（產勞・二月）
勞働爭議の理論と戰術（工世・一二・一二）
勞働爭議情報（產勞・七月）
昭和六年上半期に於ける勞働爭議概況（勞時・八・八）　佐々木孝丸
勞働爭議　草分け異聞（中公・四六・一一）　村山重忠
現下の恐慌と勞働爭議（社政・十二月）　小林五郎
東京市電爭議觀戰記（往來・六・一）
無產政黨、勞働組合、爭議の新傾向（工世・一二・一三）　西尾末廣

勞働組合と爭議戰術の話（工世・一二・一八）　ワイ、ゼット生
勞働組合の運動と爭議に就いて（工世・一二・一九）　八木信一
ストライキ戰術と組織（一、完）（工世一二・一九、二〇）　加藤勘十
鐵道爭議實戰報告（中公・四六・七）　松延繁次
東京市電氣局勞働爭議（勞時・八・一）
日本エナメル株式會社勞働爭議に於ける調停委員會の狀況（勞時八・二）　小林五郎
東京市電爭議秘錄（中公・四六・二）
日本染絨株式會社勞働爭議（勞時・八・五）
臺北の印刷工ストライキ（產勞・十月號）
住友製鋼所勞働爭議概況（勞時・八・七）
住友製鋼所ストライキ（產勞・八月）
洋モス爭議（女藝・四・九）　田村とめ子
日本ゼネラルモータース株式會社の勞働爭議（勞時・八・九）
株式會社住友製鋼所爭議顚末（工業・六一）
金屬勞働側愈々罷業決行（工世・一二・一〇）
住友製鋼所の紛議發端眞相と經過（工世・一二・一〇）　日本勞働總同盟大阪製鋼勞働組合の發表
住友製鋼所爭議の實情に就て（工世・一二・一七）　津田秀榮
倉敷紡績萬壽工場のストライキ（戰旗・四・二一）　山本花子
一九二九年に於ける獨國勞働爭議（勞時・八・五）
自己批判の見地より見たベルリン金屬工ストライキ（インター・五・一）　ベルリン金屬勞働者の鬪爭の諸教訓（インター・五・一）　ワルター・キルシエー
ベルリン金屬勞働者のストライキ（インター・五・一）　エルンスト・ラインハルト
一九三〇年に於ける英國の勞働爭議（勞時・八・二）
ランカシヤの紡績勞働者のストライキの教訓（インター・五・七）
ルール、ストライキの教訓（インター・五・五）
サウス、ウエールスとルールの鑛山勞働者の鬪爭（インター・五・五）
革命的勞働組合新聞と二つのストライキ（インター・五・五）
一九三〇年英國に於ける同盟罷業及工場閉鎖（勞時・八・六）
昭和五年（自十月至十二月）勞働爭議調停調（勞時・八・一）
レムシヤイド金屬勞働者の鬪爭の教訓（インター・五・七）
鑛山勞働者の鬪爭の經驗と教訓（インター・五・七）　ジー・ソボトカ
米國に於ける同盟罷業及工場閉鎖（自一九一六年至一九三〇年）（勞時・八・八）
フランス纖維勞働者のストライキ（インター・五・八）
勞働協約に就て（工業・五四、五五、五六）　鳥本鬼世藏
勞働爭議調停事務打合會議（勞時・八・六）
一九三〇年獨逸に於ける勞働爭議の調停に關する統計（勞時・八・九）
昭和六年（自一月至九月）勞働爭議調停調（勞時・八・四、七、一〇）
歪められたる勞働協約を排す（社政・九月）　三輪壽壯
勞働協約の問題に關聯して私見を陳ぶ（社政・九月）　栗本勇之助
サヴエート聯邦の團體協約（上、下）（世勞・八、六、七）
各國に於ける勞働協約（社政・九月）　諸家

我國に於ける勞働協約について（社政・九月）　内藤義弘
一九三一年のメーデー總決算（產勞・五月）　門屋博
日本に於けるメーデーの歷史（戰旗・四・六）　野呂榮太郎
我國協約の成績（社政・九月）　三木治郎　大山郁夫
團體協約機關として見たる海事協同會（同右）　米窪滿亮　細迫兼光
團體交涉と團體協約（同右）　坂本孝三郎　河上肇
團體交涉權の認容と經過に就て　菊池銈二　細迫兼光
產業關係の窮迫と勞働協約の平和的任務（社政・九月）　長岡保太郎　松戸輝夫
產業平和と團體協約（社政・九月）　松岡駒吉　諸家
資本主義救濟のための「左翼的」駈引き（インター・五・七）　ア・ロゾフスキー

三　無產政黨

昭和五年度無產政黨運動概觀（社政・一月）　中川賢一
昭和五年中に於ける無產政黨運動概況（勞時・八・一）
階級戰線における二つの動向（プロ科學・三・一）　村井賢一郎
左翼無產階級陣營の展望（改造・一三・一）　小林五郎
實踐を通じての理論の發展（プロ科學・三・七）　寺島一夫
社會民主々義の經濟的基礎と日本に於けるその特質（中公・四六・二）　寺島一夫
日本社會民主主義の政治的方法論（プロ科學・三・四）　唯物辨證法研究會
左翼社會民主々義者の行方（プロ科學・三・五）　千阪洸
所謂「解黨派」の主張（中公・四六・八）　千阪洸
社會ファシスト「勞働者派」批判（改造・一三・九）　水木棟平
自已を語る（改造・一三・九）　大山郁夫
時局に對する態度に表現せられたる社會民主々義の本質（批判・二・一一）　細迫兼光
日常鬪爭と統一戰線（改造・一三・二〃一三・三）　河上肇
土船を漕ぐ人々（批判・二・七）　細迫兼光
更生日本共產黨の實相（中公・四六・七）　松戸輝夫
共產黨公開裁判是非（中公・四六・九）　諸家
新段階に於ける合同運動の基準と左翼の任務（文戰・八・二）　鈴木茂三郎
無產階級戰線の一步前進と二步退却（改造・一三・八）　山川均
合同問題は何處へ行く（批判・二・一）　河野密
無產黨合同に對するわが勞農黨の態度（批判・二・一）　大山郁夫
無產黨合同問題の本質と將來（中公・四六・二）　細迫兼光
無產黨合同問題（社政・二月）　吉岡繁喜
三黨合同は何を意味するか（批判・二・二）　細迫兼光
合同問題に關する二三の點に就いて（批判・二・二）　稻村隆一
合同運動阻止の最後の狂舞（批判・二・七）　水谷長三郎
合同政黨の任務方向の展望（文戰・八・七）　鈴木茂三郎
全國勞農大衆黨結成批判（中公・四六・八）　細迫兼光　赤松克麿
全國勞農大衆黨の成立とわれ等の任務（文戰・八・八）　水木棟平
共同戰線黨論の階級的本質（プロ科學・三・五）　千阪洸

大右翼の結成に協力する者は誰だ(プロ科學・三・六)高　山　次　郎
全國大衆黨、勞農黨、社會民衆黨合同實現
同盟の合同大會―全國勞農大衆黨の創立―(勞時・八・六)　山　川　均
「大右翼結成」勝つか?(改造・一三・一二)　赤　松　克　麿
科學的日本主義から出發して(改造・一三・一二)　山　川　均
大衆政黨と「解消」論(改造・一三・一)　長谷川　萬次郎
政黨問題における無條件主義と無原則主義(改造・一三・二)　山　川　均
政黨に於ける非階級性(批判・二・五)　淺沼稻次郎
無產政黨議會鬪爭五ヶ年史(工世・一二・二二)　諸　家
第五十九議會と無產政黨の態度(社政・五月)　ビー・ミツケヴイチ・カプスカス
府縣會選擧を前にしての勞働者狀態(產勞・府縣選特輯)
府縣會議員總選擧と無產政黨(勞時・八・一二)　稻　村　隆　一
日本無產運動指導者論(中公・四六・三)　長谷川　如是閑
黨　首　論(改造・一三・二)　レ　ー　ニ　ン
中國共產黨內部分化の史的考察(批判・二・六〃二・七)　葉　堅　美
支那共產黨の現勢(改造・一三・七)　大　塚　令　三
ボルシエヴイキ化のための鬪爭に於ける中國共產黨(インター・五・五)　ピー・クチユモフ
ドイツの情勢とドイツ共產黨の任務(インター・五・一二)(抄譯)
ドイツ共產黨の組織活動の狀態と當面の任務(インター・五・八)　アウグスト・クロイツブルグ
獨逸社會民主黨の分裂(批判・二・一〇〃二・一一)　新　明　正　道
ドイツ社會民主黨の大會(インター・五・一一)　蠟　山　政　道
金融資本と英國勞働黨の對立(往來・六・一〇)　嘉　治　隆　一
株屋に倒された勞働內閣(批判・二・九)　後　藤　信　夫
自殺せる勞働黨內閣(中公・四六・一〇)　有　澤　廣　巳
勞働黨の大敗と英國の危機(改造・一三・一二)　後　藤　信　夫
勞働黨內閣を葬ふ(エコ・九・一八)
勞働黨內閣崩壞の意味
沒落する「世界の工場」ファシスト內閣の展望(エコ・九・一八)
注目すべき英國勞働黨の宣言(東洋經濟・一四七一)
フインランド共產黨のファシズムに對する鬪爭無能力の原因(インター・五・八)　ビー・ミツケヴイチ・カプスカス
印度共產黨の行動綱領草案(インター・五・二)
ロシア社會民主勞働黨の歷史(「イスクラ時代」)(八)(マル研・三・一)　レ　ー　ニ　ン
革命的裁判の前に立つ「產業黨」(インター・五・三)
全聯邦共產黨史敎程プログラム(旗の下に・二・四)
農業恐慌と農村に於ける共產黨の任務(インター・五・六)　エ　フ・ヴアルガ
聯邦共產黨中央委員會六月總會の重要決議(聯邦事情・二・八)
レーニンと國際共產黨(インター・五・九)

四　農村問題

農業恐慌と第五十九議會(農會・二一・五)　東　鄕　實
デイツエ敎授の農業恐慌論(社政・十一月)

世界農業恐慌素描（エコ・九・六）　伊藤俊夫
農業恐慌展望（エコ・九・六）
世界農業に於ける恐慌（農會・二一・七、八）　渡邊庸一郎
現下の農業恐慌の實相（農政・一〇・九）
農村生活の檢討（農會・二一・一）　永井彰一
農村恐慌は更に深化せん（東洋經濟・一四七三）
農業及農民經濟（產勞・二月）
農村經濟改造の一考察（社事研・五月）　打尾忠治
農家經濟調査（農政・一〇・九）　農林省、農務局
日本農業恐慌に關する考察（產業・十月）　內ヶ崎虔二郎
昭和五年度に於ける我邦農業恐慌の深度と波紋（財界・一〇・一）　猪俣津南雄
農業恐慌と日本資本主義（改造・一三・一）　河西太一郎
農業恐慌の展望（エコ・九・一）
日本農業恐慌の特質（新敎・二・一〇・二）　平田良衛
現時の農業恐慌と農民獲得のための闘爭（インター・五・二）　エス・ドブロフスキー
農業恐慌と農村復興（社事・一五・二）　渡邊庸一郎
世界的農業恐慌（往來・六・二）　河西太一郎
農業恐慌（論叢・三二・四）　八木芳之助
生產方法の發展と農業恐慌（農會・二一・四）　東畑精一
現下の農業恐慌と其の對應策（農會・二一・一）　矢作榮藏
農村苦悶の象徵とその對策（社事・一五・二）　杉山元治郎
農村の慘狀（農時・七一）　高落松男
昭和五年度に於ける農村事情の回顧（社政・一月）　下河部良佐
養蠶地の窮狀踏査（農政・一〇・一）　大阪每日新聞社
農村の沒落（改造・一三・一）　稻村隆一
恐慌農村の動きを觀る（改造・一三・一〇）　河西太一郎
農業の貧困（日本・七九）　田口康信
農業恐慌と日本農業（農會・二一、一一、一二）　東和彥
農村窮乏の實情（社政・十一月）　片山哲
現下農村恐慌を展望す（同右）　永井彰一
群馬縣下の暗澹たる農村を歩く（文戰・八・三）　里村欣三
最近の農村經濟（產勞・七月）　松村勝治郎
農村窮乏に關する多少の考察（社政・七月）　河西太一郎
恐慌農村の動きを觀る（改造・一三・九）
農家負債整理に關する帝國農會の陳情（農會・二一・二）
農業金融並に農家負債整理に關する諸問題（社政・十一月）　勝間田清一
農村統計生活の研究（集誌・六〇四）　永井彰一
農村は搾取される（婦運・九・二）　福永久壽衛
暗黑の我が農村狀態（農政・一〇・一）　小川青藏
我が國農業金融上の缺陷と佛蘭西の相互的農業信用制度に就て（同志・三五）　黑川芳藏
農村疲弊の種々相（農時・七〇・七一）
我國に於ける農業金融機關の歷史的使命（農經・七・一）　東浦庄治
農家負債の整理と新年度の農業經營計劃（農會・二一・一）　渡邊庸一郎

小作料全廃闘爭について（プロ科學・三・一）　野村耕作
農村に於ける勞働青年の狀態（産勞・一月）　諸家
農村の不況と世界經濟（農政・十一月）　半澤耕貫
憂みの豐作（農政・一〇・二）　那須皓
現行關稅と農村の利害（法時・三・二）　笠信太郎
福島縣に於ける農村負債調査の成績（集誌・六〇六）　吉田吉郎右衛門
負擔輕減問題の考察（農會二・一六）　水口正一
農家負債調査（農會・二一・七）　帝國農會調査部
小作科減免の闘爭について（法時・三・五）　青木惠一
農村不況とその對策（社政・十一月）　橋本傳左衛門
農村不況に就いて（同右）　松村勝治郎
農村不況原因の研究（同右）　岡田溫
農村疲弊の根本原因（同右）　岡本利吉
負擔輕減問題の考察（農會・二一・四）　水口正一
長野縣下に於ける農村不況の實相と其對策（社政・十一月）　高野史一
島根縣下の農村不況（同右）　安部憲吉
農村不況の實情及其對策（同右）　各府縣農會
朝鮮の小作問題とその對策（農經・七・二）　朝倉昇
租稅と農民の闘爭（法時・三・二）　稲岡暹
農家の租稅負擔過重の原因經路（法時・三・二）　岡田溫
農民大衆と消費稅問題（法、時三・二）　鈴木茂三郎
立禁判例集（無産法・五月號）　山崎今朝彌
農村に於ける借金問題（農時・六三）　高落松男
農家負債整理問題（農政・一〇一二）　東浦庄治
負債整理と産業組合（産業・五月）　三輪壽壯
小作運動と刑事々件（無産法十月號）　淡谷悠藏
尾北の小作爭議（農時・六二）　土屋喬雄
開墾地掠奪と闘ふ（婦運・九二）　澁谷定輔
明治五年の豐後四郡一揆（改造一三・三）
全農主義とは何か（プロ科學・三・一）
福島縣に於ける農村負債調査の成績（農會・二一・一二）　吉田吉郎右衛門
收穫按分式小作料算定法と耕地國有への近づき（農經・七・一）　小池四郎
農村と租稅―特に所得稅並に地租について―（法時・三・二）　星野直樹
立入禁止對策の史的發展（無産法・五月號）　杉山元治郎
小作米不納同盟研究（無産法十月號）　高島泰二
農村不況と小作爭議（社政・十一月）　山本嚴
小作爭議の最近傾向特徴（エコ・九・二一）　村岡毅
「全農」論（中公・四六・二）　田所輝明
小作料の變遷と小作人の小作地に對する負擔決定の動因（農經・七・一）　坂田英一
長野縣下の農村不況と小作料問題（農會・二一・八）　松田生
昭和五年（自四月至九月）小作爭議の概況（調査・二・一）　朝鮮總督府
全農第四回大會傍聽記（プロ科學・三・四）　川内唯彦

立禁解說（無產法・五月號）　細野三千雄
差押禁制物と農民（無產法・十月號）　油田關太郎　澁谷定輔
立毛差押對策の解剖（無產法・十月號）　細田綱吉　山口敏夫
農民階級と民權運動（思想・一〇八）　加田哲二
小作爭議の齎した農營の新機構『請負制度』を評す（社政六月）　田中博隆　佐藤準藏
立禁の土地を耕作するも公務執行妨害罪とならず（無產法・五月號）　上村進　松村勝治郎　山崎延吉
小作問題と小作協約（社政・九月）
世界農業恐慌と農民運動（インター・五・八）　ダブリュ・コラーロフ　深見はるの　三上孝基
全農第四回大會傍聽記（戰旗・四・六）　土岐亮平　山本巖
全農第四回大會を對立抗爭の渦の中に見る（工世・一二・七）　下河部良佐　東武
農民組合の農村窮乏打破運動の實際（社政・十一月）　山口正吾　稻村隆一
朝鮮の農業問題（東亞・四・一二）　細迫兼光　諸家
立入禁止豫防の方法（無產法・五月號）
全國農民組合第四回全國大會の狀況（勞時・八・三）
地方別的に觀た立禁鬪爭（無產法・五月號）　細田綱吉
日本の農村プロレタリアートに關する一考察（プロ科學・三・一一、〃）　圓山重次
三・一二）
國際反戰デーと農民（プロ科學・三・九）　農業問題研究會
農村狀勢に後れたる鬪爭、組織（批判・二・九）　白井宏三
明治初年農民騷擾の種々相（中公・四六・三）　土屋喬雄
貧農の小團體としての農家小組合と產業組合（產業十二月）
「全農主義」再批判とその清算（プロ科學・三・三）　澁谷定輔
昭和五年中に於ける農民運動の概況（勞時・八・三、四）
中部農民組合並中央農民組合と全國農民組合との合同の經緯及合同大會の狀況（勞時・八・三）
福岡縣最近の農村事情と產業組合（產業・二月）　佐藤準藏
第五十九議會と農政問題（農政・一〇・五、〃一〇・六）諸家
府縣會選擧を前にする農村に於ける諸問題（產勞・府縣選特輯）
農民更生の道（社事一五・二）　山崎延吉
農村社會事業と都市社會事業と差別點と共通點（社事・一五・二）　三上孝基
全國農民組合の內訌（農時・六八）　山本巖
農村問題（農時・六五、六六、六七）　東武
十字路に立てる日本農民運動（改造・一三・五）　稻村隆一
農業團體の政黨化と階級化の一考察（農政・一〇・九）諸家
同業組合地域內に於ける農事組合の白米即賣（農會・二一・四）　城島春治郎
農村產業組合論（批判・二・六）　稻村隆一
農村に於ける協同組合運動（農政・一〇・九）　八木澤善次
村落の共同貯粃（農經・七・一）　田口正也
農業問題と非マルクス主義的理論（2）（マル研・三・一）　永井直
農村振興運動としての協同組合運動（社事・一五・二）八木澤善次
小農の商品生產化と資本の小農支配（農會・二一・七、八、九、一一、一

二）

農村不況と教育問題（社政・十一月）　東浦庄治
農家小組合について（産勞十二月）　高橋雅介
農業保險の經營形式（農會・二一・一、二）　山本敏夫
農業保險の可否（社政・十一月）　太田利一
米穀政策は如何に改むべきか（農政・一〇・二）　橋本傳左衛門
農村疲弊と産業組合に關する調査（農政・一〇・一）　産業組合中央會
農村經濟の窮迫と産業組合（社政十一月）　千石與太郎
農村不況の産業組合に及ぼせる影響（同右）　齋藤榮一
農村組合の合同問題（農時・六三）　下河部良佐
米價問題に關する資料（通商・四・三、四、五、六、十一、十二）　西尾恒敬
農村の醫療制度の改革について（産業十一月）　笠信太郎
米價問題の社會的含蓄（改造・一三・一）　八木芳之助
米穀の需要に就いて（論叢・三二・一）　古瀬傳藏
農産物價格の下落と農家經濟（農政・一〇・一）　森正男
北海道の凶作と産業組合（産業十二月）
農村に於ける救護問題と方面委員の活動（社事・一五・二）　大石三良
農村に於ける無産者診療所の問題（婦運・九・七）　淡谷悠藏
米穀の配給と農業倉庫（經時・三・四）　西澤基一
農村破産を脅かす米政策の破綻（往來・六・六）　高橋龜吉
米穀專賣問題（農政・一〇・一一）　諸家
農産物價の低落が農村經濟に及ぼせる影響（農政・一〇・一）　西田佐右衛門
農産物價格の下落と農業に於ける技術革命（農政・一〇四、一〇・七）　上田健二
農村文化の搖籃としての農村セツツルメント（社事・一五・二）　三好豐太郎
混沌たる米穀政策の展望（農政・一〇・二）　古瀬傳藏
朝鮮の米恐慌（エコ・九・一六）　金崇洞
幕末に於ける農村人口及農村狀態に關する一推算（論叢・三二・一）　本庄榮治郎
莊内藩の與内制度に就いて（三田・二五・一〇）　國分剛二
德川時代の農業恐慌（社政十一月）　小野武夫
德川時代に於ける農村社會の樣相（學徒・五・一一〃五・一二）　豊福保次
德川時代の棉作及綿業の發達（經史・一七、一八、二〇、二二、二三、二四）　高橋龜吉
率勢米價の説明（農政・一〇・二）　農林省農務局
農業の統制問題（改造・一三・二）　小平權一
農業生産統制問題（農政・一〇・一〇）　諸家
出雲母里藩に於ける歸農（經史・二五）　原傳
製絲業の農民支配 ―蠶種製造業の沒落を中心として― （農經・七・一）　近藤康男
農業經營に於ける合目的性の指標としての生産性、收益性及び所得性 ―山野氏「農業經營の生産性と收益性」を讀みて―（農經・七・二）　大槻正男
農業生産費低下と地代節約（農經・七・三）　大槻正男

領境地帶に於ける隷農的制度（農經・七・四）　伊藤兆司
丹後の地割制度（經史・一六）　上田藤十郎
德川時代農家經濟の一例（經史・二一）　原傳
丹後上佐濃村に於ける山割制度（經史・二五）　上田藤十郎
昭和五年農業者戸口調（調査・二・七）　朝鮮總督府
最近に於ける農業委員會の趨勢（社政・十月）　下河部良佐
耕地政策批判（農經・七・一）　鵜澤多一
差額地代と價値法則（批判・二・一）　櫛田民藏
わが國小作料の特質について（大原・八・一）　櫛田民藏
地主滅落の急轉（往來・六・四）　小野武夫
農村尊重の傾向を助長せよ（農會・二一・五）　西村丹治郎
第一回ヨーロッパ農民大會後の一年（インター・五・七）　ワイ・バルゼヴイーツ
農業に於ける獨占資本の收奪（批判・二・五）　稲村隆一
差額地代と平均利潤（批判・二・五）　櫛田民藏
地代理論の展開のために（改造・一三・五）　向坂逸郎
近代地主的土地所有の辯護について（改造・一三・六）　櫛田民藏
マルクス地代論をめぐりて（改造・一三・六）　高田保馬
マルクス批判者のマルクス地代論（中公・四六・二）　櫛田民藏
マルクスの地代論と價値論（改造・一三・四）　高田保馬
マルクス地代論の解釋（論叢・三二・四）　高田保馬
猪俣津南雄並に日本經濟研究會の地代論（プロ科學・三・九）　平田良衛
地代論に關する諸家の論爭（中公・四六・九）　河上肇
解黨派の農業理論批判（プロ科學・　・九）　野呂榮太郎
現物地代としての小作料の性質（批判・二・一〇）　稲村隆一
櫛田氏地代論の反動性（中公・四六・一〇）　野呂榮太郎
ブルジョア民主々義革命の一圖表としての「差額地代表」（批判・二・八）　櫛田民藏
地代と身分的從屬（批判・二九）　津田藏之丞
マルクス批判の必然性（中公・四六・九）　櫛田民藏
地代論爭の決算（改造・一三・一二）　高田保馬
地代論について河上氏に答へる（往來・六・一二）　林要
アメリカに於ける農村生活の一般的傾向（社事研・五、六月）　荒尾敦次郎
北米合衆國の農業恐慌（東洋經濟・一四七〇）　川名正孝
支那の農業經濟（商評・一〇・一）　向坂逸郎
地代の「戰鬪的解消」（中公・四六・一〇）　河上肇
地代論に關する共同戰線黨の暴露（改造・一三・一一）　櫛田民藏
河上博士に答ふ（中公・四六・一一）　水田淳亮
支那農村と信用組合（東亞一五・三）
中國の土地所有形式（一）（支那・八・三〃、八・四）　陳非藝
中華民國に於ける農民の經濟狀態（農經・七・四）　鞍田純
國民政府の農村政策（東亞・四・四）　宮脇賢之助
支那の農村經濟事情（農政・一〇・四、〃一〇・七）　下山一二
中國農民問題に關する國際共產黨の決議（インター・五・二）　陳翰笙
封建社會の農村生產關係（支那・八・二）　山名正孝
中國農業經濟（南評・一〇・二・三）

支那の烟禍と農村社會（山商・八）　宮脇賢之介
中國游民と農村社會（山商・九）　宮脇賢之介
中國農村問題研究の發動（社政十月）　宮脇賢之介
東方諸國に於ける農業恐慌と饑饉（支那・八・一〇）　エル・マジャール
今夏の水災による農業の被害（支那・八・一二）　張心一
支那の農家經濟と負債（農會・二一・七）　田中忠夫
支那の農業經濟（東亞・四・七）　ジョン・ロンシング・パック
支那農業の電氣化と其將來（東亞・四・七）　田中忠夫
ロシアに於ける農業の社會化と宗教（反宗・一・一）
ソヴエト集團農業運動の經濟的根據（社政・一月）　大竹博吉
農業の機械化とマシン・トラクター・ステーション（聯邦事情・二・一）　南滿鐵株式會社調査課
ソヴエト集團農業の成否問題（東亞・四・二）　大竹博吉
ソ聯社會化農業の生産實績（聯邦事情・二・二）
獨逸土地金融組合（農政・一〇・四、〃一〇・七）　金子數雄
新小作法案を生める獨逸小作制度の實狀（農會・二一・七）　伊藤兆司
獨逸農政の危機（社政・十一月）　リッター
共營農業化計畫の進行と今春の播種成績（聯邦事情・二・七）
ソ聯農業の癌、單獨農の不良なる播種成績（聯邦事情・二・八）
ソ聯農業の第二次五年計畫案（聯邦事情二・一〇）　木村清司
サヴエート・ロシア農業政策の進展（世勞・八・一〇）　五來欣造
我が農業の主役としてのコルホーズ農民（旗の下に・改巻二・十一月號）　浦田關太郎

ロシア農業過剰人口と農民階級の運動（社政・四月）　根岸勉治
ロシア農業の發展傾向（同右）　栗原藤七郎
ソ聯農業五箇年計畫と二箇年間の成績（聯邦事情・二・五）
一九二五年以後のロシア農業問題（農會二一・四、六）　栗原藤七郎

五　社會法制及國際勞働

最近日本に於ける立法の特質（プロ科學・三・一）　大村哲三
一九三一年度に於ける社會法學界の回顧（法時・三・一二）　菊池勇夫
昭和五年度に於ける社會法制概觀（社政・二月）　山上辨藏
社會立法の任務と其限界（工世・一二・三）　菊池勇夫
輓近世界勞働立法　―オーストリア、サヴエート・ロシアの部―（內外・研・四・四）　後藤清
昭和五年中に於ける工場法令違反調（勞時・八・五）
第五十九議會を通過せる社會及勞働立法（世勞・八・五）
第五十九議會にて審議未了の社會及勞働關係法案（上、下）（世勞・八・五、六）
第五十九議會通過の經濟關係新法律解說（産業六月）　椿寺龍二
最近公布の本邦社會及勞働關係法令（世勞・八・九）
勞働法判例研究（社政・十月）
勞働立法の根本問題（早大政・二〇）
賃銀と勞働法規（無産法・十二月號）
勞働法違反の資本家の罰則（無産法・十二月）

勞働法適用範圍（無産法・十二月號）　近藤榮藏
勞働法規エピソード（無産法・十二月號）
勞働組合法制定について（論集・新卷一）　河津　暹
勞働組合法案（勞時・八・一）
所謂勞働組合法案を中心とするブルジョア階級政策の發展（プロ科學・三・二）　仲田市藏
勞働組合法案の受難（社政・二月）　前田多門
勞働組合法案問答（同　右）　森田良雄
勞働組合法問題の本質（批判・二・三）　竹屋七郎
骨を拔かれたる勞働組合法と我等（海員・一〇・三）　米窪滿亮
勞働組合法無産黨共同提案の批判（社政・四月）　山中篤太郎
勞働組合法案討論批判（法時・三・五）　山中篤太郎
受難の勞働組合法案（工世・一二・六）
勞働組合法に就て（經時・二・一一）　河田嗣郎
勞働組合法議會提出（筑豐・二七・三二一）
帝國議會に於ける勞働組合法案の討議（東工・五四）
勞働者災害扶助法案要綱及勞働者（福利・六・一）
災害扶助責任保險法案要綱（同　右）
勞働者災害扶助法要綱諮問に對する答申（同右）
勞働者災害扶助法案並關係二法案（勞時・八・二）
勞働災害に於ける法律上の性質（一、二、三）（法研・二八・四、五、六）　內山慶之進
工場法扶助規定（無産法・五月號）　三輪壽壯
工場法扶助規定解說（無産法・六月號）　三輪壽壯
勞働者災害扶助法及同責任保險法並同特別會計法（福利・六・五）　木村清司
勞働災害扶助法解說（東工・五・五）
勞働者災害扶助法上の扶助責任者（社政・五月）
勞働者災害扶助法及勞働者災害扶助責任保險法について（法時・三・六）　富田愛次郎
勞働者災害扶助法と同責任保險法に就いて（大阪・七・七）　中岡豊馬
勞働者災害扶助法施行命令要綱に就て（社政・七月）　北岡壽逸
勞働者災害扶助の打切期間（同　右）　矢野兼三
災害扶助法命令案要綱に就て（社政・九月）　鈴木俯藏
勞働者災害扶助法の打切扶助（社政・十二月）　水島密之亮
勞働者災害扶助法の責任者に就て（同　右）　鈴木俯藏
勞働災害と保護法規（無産法・十二月號）　細田綱吉
勞働者災害扶助法施行命令案（東工・五七）　內務省　社會局
勞働爭議調停法中改正法律案（勞時・八・一）
自大正十五年至昭和五年勞働爭議調停法の實績（勞時・八・三）　細野三千雄
勞働爭議法律問題（無産法・七月號）　中村高一
調停法の曝露と逆用（無産法・六月號）
各國に於ける勞働協約法制の概要（勞時・八・四）
本邦に於ける勞働協約立法問題（社政・九月）　木村清司
勞働協約立法に關する多少の考察（社政・九月）　末弘嚴太郎
法律上より觀たる勞働協約の本質及職分（社政・九月）　孫田秀春
勞働協約の終了に關する二三の法律問題（社政・九月）　吉川大次郎

小作料免引請求は法律上可能なりや（法時・三・一）　細迫兼光
立入禁止の刑法的効力（法時・三・四）　上村進
小作法案修正意見（農時・六五）　帝國農會
小作法提案理由（農時・六四）　町田忠治
小作法修正運動（農時・六四）　（農政團體聯合會）
小作法案修正意見（農時・六五）　（昭和六年二月九日政府提出）
小作法（農時・六五）　關谷重直
借地、借家法及調停法について（法時・三・一）　三潴信三
借家法借地法の諸問題（法時・三・一）　岩田新
地代及家賃値下げの問題（法時・三・一）　我妻榮
判例に現れたる敷金問題（法時・三・一）　山崎今朝彌
借家事件の大審院指定判例集（無産法・六月號）　細田綱吉
借家臨時處理法の階級性（無産法・六月號）　堀内長榮
船員法改正に就いて（海員・一〇・一）　山口正太郎
海員の雇傭と船員法改正問題（經時・三・四）　郡賀源三郎
改惡船員保險法案批判（海員・一〇・四）
政府上提の船員保險法に反對する理由（海員・一〇・四）　米窪滿亮
第五十九議會に上程せられたる船員保險法案反對の理由（海・四月號）　鈴木倉吉
健康保險法（無産法・十二月號）　三輪壽壯
工場法及び健康保險法に於ける外傷性神經症の取扱に關する疑義（勞研・八・一）　高折茂
勞働爭議に基く解雇手當請求に關する判決例（勞時・二・六）
我國に於ける雇傭制限約款問題（社政・一月）　秋山斧助
雇傭關係か請負關係か―個數賃銀款附雇傭契約に關する判例批評―（內外研・四・二）　後藤清
戰爭と雇傭契約―雇傭契約關係の解約告知に關する獨逸の判例の研究の一節―（內外研・四・二）　後藤清
勞働契約法概況（無産法・十二月號）　細野三千雄
勞働時間と年齢の法規（無産法・十二月號）　中村高一
職業紹介法十年を回顧して（法時・三・七）　遊佐敏彦
選擧判例（無産法・九月號）　細野三千雄
文書戰（無産法・九月號）　細田綱吉
屆出前の運動（無産法・九月號）　菊地養之輔
資本主義法律原理と農業法律原理（農經・七・一）　橋川渡
今議會に出される産業法規に就て（プロ科學・三・二）　大村哲三
産業統制法の「産業統制」（往來・六・五）　山中篤太郎
合理化を妨ぐる産業統制法（通商・四三・四）　上田貞次郎
官製合理化運動の結論として重要産業統制法案（往來・六・五）
産業組合關係法規中改正法律私案に就いて（産業・九月）　倉橋藤治郎
地租法の沿革（法時・三・二）　濱田道之助
地租法案其他所謂減稅法案について（法時・三・三）　土屋喬雄
農業水利法立法の諸問題（法時・三・七）　星野直樹
店員の勞働時間より見たる商店法（大阪・七・九）　鵜崎多一
商店法要綱を評して其の反對論批判に及ぶ（社事研・十月）　酒井利男

社會立法としての商店法（社事研・十月）　佐武太助
母子扶助法の展望（東工・五五、五六）　荒尾敦次郎
一九三一年度單一農業稅法（聯邦事情・二・六）　長沼弘毅
實施期近き社會事業關係立法概觀（社政・六月）　山崎巖
救護法と吾邦賑恤法規の歷史的考察（社政・六月）　谷山惠林
救護法の實施とその運用（社事研・六、七、八月）　富山智海
救護法の實施に就いて（社事研・七月）　山崎巖
救護法の實施を前にして（社事研・七月）　相田良雄
救護法と失業者（社事研・七月）　大林宗嗣
救護法實施に伴ふ他の救護關係に就いて（社事研・十月）　井上作郎
救護法と救療事業（社事研・十月）　紀本參次郎
救護法に直面して（保護・一五・一二）　竹谷源太郎
『兒童監護』法制定問題（社事研・八月）　三浦かつみ
兒童監護法と孤兒行商の正體（社事研・九月）　葛野敎聞
常平倉制度の沿革と米穀法（農經・七・一）　野田清武
彈壓法規の解剖（無產法・七月號）　細田綱吉
差別言動取締法令問題に就て（融和・一七）　姫井勞堂
中國ソヴエート共和國々家根本法大綱草案（プロ科學・三・三）　後藤清
中華民國工場法（內外研・四・三）　後藤清
中華民國に於ける工廠法の解說（福利・六・五）　秋村潔
獨逸に於ける調停爭議に關する命令（勞時・八・三）
雇傭關係の解約告知に關するドイツ法制（社政・四月）
小作法の大勢と獨逸の小作法草案（1、2）（國家・四五・七、八）　後藤清
獨乙に於ける救護法の改正（上）（經時・三・六）　澤村康
獨逸に於ける罷業損害保險の發達（社政・十月）　平田隆夫
英國に於ける最近の勞働組合法改正案の要旨（勞時・八・二）　山口正太郎
一九三〇年に於ける英國失業保險法の改正（社事・一四・一〇）
佛蘭西社會保險法解說（一、二、三）（福利六・一、二、三）　石井通則
勞働者解雇に關する佛國法制（勞時・八・七）　木戸喜佐登
印度勞働立法の沿革及び現狀（上、下）（世勞・八・二、三）　木村清司
墺太利「勞働自由保護法」に就て（社政・一月）　福田喜東
瑞西ジュネーブ州徒弟法（福利・六・一二）　高山洋吉
サヴエート憲法改正の要點（法時・三・七）
第十五回國際勞働總會參列員（勞時・八・三）
第十五回國際勞働總會概況（勞時・八・七）
第十六回總會に派遣すべき民間代表委員及顧問選任方法（勞時・八・一二）
炭礦勞働時間に關する質問書（世勞・八・一）
工業以外の職業に於ける兒童の最低年齡（世勞・八・一）
第十五回國際勞働總會勞働代表委員及同顧問選出狀況（勞時・八・二）
婦人夜業條約の部分的改訂案の正文（世勞・八・五）
炭礦勞働時間を制限する條約案（草案）（世勞・八・五）

國際勞働總會（世勞・八・八）
第十五回國際勞働總會の概況（國際・一一・九）　淺利順四郎
第十五回國際勞働總會と日本（社政・九月）　國際勞働局
海事問題に關する條約案及勸告の草案（上下）（世勞・八・九〃八・一〇）
工業以外の最低年齢に關する質問書（世勞・八・一〇）
第五十九議會に提出されたる産業に關する重要諸法案（工業・五七）　中村直大
翼業組合法の要旨（農政・一〇・七）

六　婦人問題及少年勞働

婦人勞働に關する生物學的見解（勞研・八・二）　暉峻義等
婦人勞働者の狀態（産勞・三月特輯）
細胞婦人オルガナイザーは工場で如何に活動せねばならぬか（インターー・五・五）
婦人勞働に關する生物學的見解（女藝・四・一〇〃四・一一〃四・一二）　暉峻義等
ソヴエート同盟に於ける婦人勞働者の狀態（産勞・三月特輯）
ソヴエート建設に於ける婦人勞働者（女藝・四・八）　關田時子
ソヴエートロシアの女性活動について（新敎・二・三）　秋田雨雀
プロレタリアの國は婦人に何をするか（ナップ・臨增）　丘上すみ子
自治に對する婦人の協力（都市・一・二・二）　沈田宏
正月とソヴエート勤勞婦人（戰旗四・二一）　中條百合子
ソヴエート同盟では婦人と子供が如何に解放されてゐるか（新敎・二九）　新崎繁
婦人勞働者並びに勞働者の妻の代表者會議組織化のための指導原理（インターー・五・五）　織本貞代
英國産業に於ける女子勞働者（東工・五七）　稲村隆一
婦人の勞働と勞働婦人問題（工世・一二・一九）　前田多門
農村婦人哀史（改造・一三・一二）　磯村英一
地方議會と婦人（都市・一二・二）　片山哲
職業戰線に於ける兩性鬪爭の意義（婦運・九・三）　赤松常子
欺瞞的人氣取り婦人公民權（改造・一三・三）　野呂榮太郎
婦人公民權案の壓殺（中公・四六・五）　高野八重子
十月××と婦人解放（女藝・四・一〇）　奥むめお
婦人運動の展望（社事研十二月）　廣岡延夫
兒童愛護と無産婦人戰線の自主化（婦運・九・四）　古瀬長榮
職業婦人のルンペン觀（社事研・十一月）　長谷川公一
生々としてゐる獨逸農村婦人の生活（婦運・九・七）　宮島新三郎
本邦に於ける婦人勞働運動の趨勢と其の檢討（社政・十二月）　葛野敎聞
社會思潮より見たる婦人運動（工世・一二・一八）　山本和子
社會事業に立ち働く看護婦（社事研・十一月）　相良利滿
職業婦人の左翼化傾向（改造・一三・五）　東京市統計課
職業婦人の哲學（改造・一三・九）　余田忠吾
職業婦人の調査（東工・九七）
歐洲に於ける姙産婦並に乳幼兒保護事業（社事研・七月）
國際婦人デーの歴史（インターー・五・二）

一般使用人婦人（新教・二・五）　大谷彬亮
我國に於ける看護婦の立場（社事・一五・四）　松本正枝
母性保護に對する社會的任務に就て（社事研・十一月）　岩崎盈子　陶希望
母性主義思想の展開（婦線・二・三）　伊福部敬子　天野元之助譯補
國家の兒童福利增進計畫に於ける母親扶助の地位（社事研・四月）　蒔田耕三　諸家
母性の教育（社事研・五月）　三田谷啓
現代「女性」問題（社事研・十一月）　高野八重子
女給生活の調査研究（大原・八・一〃八・二）　大林宗嗣
都市と母性及乳兒保護の問題（大阪・七・八〃七・九）　余田忠吾
出產前後の休養は何故必要か（女藝・四・九）　石川すみ子
プロレタリア婦人作家の問題（女藝・四・一二）　中條百合子
ソヴエートの母性幼兒保護事業（社事研・十二月）　土富六好
日本婦人の基礎新陳代謝の年齡的變化について（勞研・八・三）　川上六馬
女學生と思想問題（改造・一三・九）　河崎なつ
婦人兒童賣買と關係諸國際條約國際聯盟に於ける奴隸問題（法時・三・九）　國際聯盟事務局東京支局
婦人勞働者の母性本能を守れの主張（工世・一二・七）　暉峻義等
消費組合と婦人（解放・一一・八）　村山重忠
プロレタリア婦人作家と文化活動の問題（女藝四・一〇〃四・一一）　中條百合子
世界革命婦人列傳（解放・一一・五）　守田有秋
結婚の經濟的意義（婦線・二・三）　高野六郎
支那に於ける婚姻と家族の發達（支那・八・三〃八・四〃八・五〃八・六）　萩原興久
公私娼並に性病に關する諸問題（社事・一五・三）　尾佐竹猛
社會衞生の立場より見たる產兒調節問題（社事・一四・一二）　中山太郎
近代婦人の傾向とその將來（社事研・十一・十二月）　大塚金之助
遊女解放令の前後（法時・三・九）　安田德太郎
我國人身賣買禁止の法制史的考察（法時・三・九）　伊福部敬子
マルクスの妻、五十年忌（女藝・四・一二）
產兒制限運動（中公・四六・一）
產兒制限運動と闘ふべし（婦線・二・四）
第七回國際產兒調節會議より見たる各國產兒調節運動の現況（社事・一四・一二）　馬崎淵
再び徒弟制度崩壞期に於ける少年勞働に就て（社事研・十・十二月）　遊佐敏彥
判例を通して見た人身賣買（法時・三・九）　末弘嚴太郎
ガンデイの運動とインド婦人（婦線・二・四）　M. Acharya
產業合理化とプロレタリア兒童（新教・二・七）　田部久
日本に於ける少年運動の發展（新教・二・七）　田部久
少年勞働問題とその若干事例について（福利・六・七）　楠原祖一郎
就勞少年調査（社事・一五・七）　中央社會事業協會
商店法を前にして徒弟制度の一考察（社事研・八月）　松村義太郎
徒弟問題の一考察（東工・五六）　井上貞藏

修道院と不良少女保護（保護一・五一〃一五・二）　藤岡正隆
英國兒童勞働研究上の一寄與 ―ロブスンの新著を讀みて―（三田・二五・一一）　高村象平
米國に於ける少年街頭業者（東工・六一）

七　社會事業

社會事業の技術性に就いて（社事・一五・二）　大林宗嗣
社會事業交換所に關する研究會（社事・一五・三）　諸家
私營社會事業の協同組合經營の限界（社事・一五・四）　木立義道
獨乙都市に於ける公的社會事業の革新（社事研・五月）　平田隆夫
米國の博愛事業大觀（社事研・六月）　藤田進一郎
米國社會事業資金募集運動と我が社會事業の實狀に就いて（社事・一五・六）　宮坂喜宗
社會事業の恒久性の季節社會事業（社事研・七月）　井上吉次郎
盛なフィラデルフィヤ市の社會事業（社事研・七月）　高橋清一郎
社會事業の職業化問題（社事・一五・七）　古坂明詮
社會事業の連絡統制機關についての一考察（社事研・九月）　吉田源治郎
國際聯盟に於ける社會事業（社事研・九、十、十一月）　清家唯一
法律と社會事業（社事研・九、十、十一、十二月）　田邊哲崖
社會事業の統制に關する一考察（社事・一四・一〇）　生江孝之
社會事業の現代的樣相と其解釋（社事・一四・一〇）　大林宗嗣
一九三一年の社會事業の展望（社事・一四・一〇）　松澤兼人
社會事業の政治的進出（社事・一四・一〇）　大石三良
社會事業の統制に就て（社事研・十月）　奥田とき子
社會事業統計の一考察（社事研・十月）　甲崎八洲
社會事業の對象に就て（社事研・十月）　植田正雄
寺院と社會事業（社事研・十月）　野村泰岳
アメリカに於ける社會事業從業道德の史的考察（社事研・十月）　笹川泰廣
獨逸社會事業の體系（二）（完）（社事・一四・一〇〃・一二）　山口正
私設社會事業振興の急務を論ず（社事研・十一月）　植田正雄
農村社會事業の急務（社事研・十一月）　印具昭夫
社會事業の「技術」性に就いて（社事・一四・一二）　牧賢一
社會事業の一九三一年を送る（社事研・十二月）　印具昭夫
社會運動に於ける後衛としてのセッツルメント（婦運・九・一）　牧賢一
無產市民の生活とセッツルメント事業（大阪・七・五）　荒尾敦次郎
セッツルメントの役割に就いて（社事研・九月）　岩崎盈子
セッツルメントの對象に就て（社事研・十一月）　高橋清一郎
再びセッツルメントの對象及機能に就て（社事研・十二月）　高橋清一郎
セッツルメント論再吟味（社事研・十二月）　牧賢一
英國の救貧施設に就て（保護・一五・一）　エス、エフ生
貧困と疾病との因果關係（社事研・六月）　田結宗誠
窮民救濟事業調（調査・二・七）　朝鮮總督府

貧困の研究（社事研・八月）　土富六好
英國の社會調査に現はれたる貧乏の原因（社事研・八月）　小島幸治
英國に於ける貧乏の減少と其の原因（社事研・九、十月）　小島幸治
日本救貧制度の發達に就て（社事研・十一、十二月）　井上作郎
救護法實施に對する救護事業當事者の準備如何（社事・一五・三）　小澤一
救護法實施に際し社會事業家方面委員の要望（社事・一五・四）　諸家
社會現相と救護の方法（社事研・五月）　葛野敎聞
全國救護事業協議會に於ける救護法實施準備に關する決議に就いて（社事・一五・六）　中村孝太郎
救護兒の院と里預問題（社事研・七月）　葛野敎聞
救護委員の任務に就て（社事研・九月）　小橋寅之助
創設時代の方面委員制度三、四に就て（經時・三・二）　平田隆夫
工場鑛山醫局の組織と機能（勞研・八・一）　南俊治
大衆保健制度の確立へ（婦運・九・二）　田所輝明
救療事業の經營（4）（社會事業講話）（社事・一五・三）　海野幸福
醫療の機會均等と醫療問題の歸趨（社事・一五・五）　紀本參次郎
大衆診療の展望（中公・四六ノ五）　安田德太郎
診療事業の將來（婦運・九・七）　間島僩
醫療の社會化と醫療組合運動（婦運・九・七）　木立義道
無產者診療所について（大阪・七・八）　大林宗嗣
大衆醫療問題の將來（社事研・九月）　井上作郎
現代に於ける社會衛生狀態の一瞥（社事研・九月）　印具昭夫
救療事業の經營（1）社會事業講話（社事一四・一〇〃一四・一二〃一五・一）　海野幸德
榮養週間運動に就いて（社事研・一二月）　岩崎えい子
我國失業狀況と其の對策就中失業救濟事業に就て（都市・一三・六）　松本學
地方廳回報に依る各府縣市の失業救濟事業概要（都市・一三・六）　緒方庸雄
國營失業救濟事業實施に當りて（社事研・七月）　小笠平太
獨逸に於ける失業救濟事業（社事・一五・七）　中村孝太郎
失業救濟方策の展開と弱者の負擔（社事研・八月）　本莊茂
歐洲に於ける失業救濟（社事研・十二月）　末高信
社會保險による經濟的負擔の研究方法に關して（其一）（早大商・七・一〃七・二）　藤田進一郎
世界各國の失業保險制度の發達（世勞・八・三〃八・四）　奥田とき子
最近の失業保險（社事研・四月）　熊谷憲一
フランス新社會保險制度（社事研・四、五、六月）　植田正雄
各國に於ける養老保險制度（社事・一五・五）　藤本幸太郎
ドイツ失業保險の財政組織（社事研・五、六、七、八、九月）　清水玄
失業保險に就きて（國民・五〇・六）
健康保險業績の一瞥（社政・六月）
ソヴエート露西亞の社會保險制度に就いて（社事・一五・七）

英國失業保險と失業保險論（社政・十月）　川越維弘
失業保險是非（社政・十月）　安積得也
健康保險と社會事業（二）（社事・一四・一〇）（完）（社事・一四・一二）　前田多門
英國の新豫算と失業保險（社事研・十月）　兒玉政介
終身保險と養老保險（商討・第五卷・上冊）　藤田進一郎
佛國に於ける家族手當金制度に就いて（社事研・五月）　西尾清一
亞米利加合衆國に於ける工場養老年金制度（福利・六・五）　清家唯一
船員保險制度に就て（法時・三・一一）　木戸喜佐登
本邦健康保險の狀況とその改善（法時・三・一一）　熊谷憲一
社會保險體系に就て（法時・三・一一）　清水玄
資本主義合理化とプロレタリア的社會保險施設の要求（法時・三・一一）　灘尾弘吉
田中康夫
英國失業保險の沿革と問題（法時・三・一一）　安積得也
失業保險制度の要否（法時・三・一一）　永井亨
英國に於ける養老年金制度（社政・十二月）　一野喜一郎
サヴェート・ロシアの職業紹介事業（下・完）（世勞・八・一）
一九二九年の獨逸職業紹介及失業保險事業（世勞・八・二）　間部與平次
職業紹介と身元保證（法時・三・五）　吉田三千雄
求人開拓と職業紹介（保護・一五・一〇）　大野綠一郎
歐洲職業紹介所見聞（法時・三・一一）
勞働紹介の意義及び職能（ポリコン・第二輯）　大島三郎
一九二九年の獨逸職業紹介及び失業保險事業（工業・五六）
ウイーン勞働者銀行の七年間（産業・一月）
公益質屋制度に關する一考察（法時・三・八）　藤野惠
庶民金融の法律問題（法時・三・八）　末弘嚴太郎
下層社會と金融の裏面（法時・三・八）　草間八十雄
無盡の現狀に就て（法時・三・八）　淺野信一
社會的施設としての庶民金融機關概說（社事・一四・一〇）　藤野惠
社會事業に於ける財務的協同運動（社事研・四月）　平田隆夫
消費組合指導原理の對立と社會事業（社事・研四月）　山口正太郎
社會事業に於ける協同組合運動に就いて（社事研・四月）　大石三良
協同組合發展の理想と現實との矛盾（社事研・四月）　中村孝太郎
隣保事業と消費組合（社事研・六月）　志賀志那人
乳幼兒保育の精神に就いて（社事・一五・一）　倉橋惣三
我國に於ける乳幼兒愛護運動（社事・一五・一）　生江孝之
乳幼兒愛護施設とその效用（社事・一五・一）　諸家
第十回報告、日本氣候風土と乳兒死亡率（勞研・八・四）　岩崎辻男
乳幼兒保護週間運動の社會的意義（社事研・六）　福岡文平
大阪に於ける乳兒保護の體系に就て（社事研・八月）　野村泰岳
乳幼兒保護事業の將來（社事研・十一月）　奥田登喜
細民階級の乳幼兒多死に就ての一研究（都市・一二・四）

歐洲に於ける兒童保護施設瞥見（社事・一五・一）　三浦かつみ
本邦に於ける兒童保護事業の狀況（世勞・八・二）　南崎雄七
兒童保護の立場より觀たる養老院收容者の幼少年期に於ける環境並に生活狀況（社事・一五・四）　蘆澤威夫
ロシアの兒童保護施設（婦運・九・四）　ゼシカ、スミス
伯林市トレプトゥ區の少年救護と少年保護（社事研・五月）　山口正
伊太利に於ける兒童保護事業（社事研・五月）　草葉隆圓
社會事業と兒童教養（社事研・七月）　三田谷啓
社會的兒童保護の必要に就て（社事研・七月）　福岡文平
勞働兒童就職後の問題（社事研・七月）　增田抱村
第一回全國兒童榮養週間の實施と東京府下給食事業の現狀に就いて（社事・一五・八）　岡弘毅
學校給食論（社事・一五・八）　原徹一
獨逸に於ける公定幼少者扶護の行政的管理（完）（社事・一四・一〇）　安藤專哲
少年不良化に就いての一考察（社事研・五月）　小川恂藏
私生兒の保護問題（一）（社事・一四・一〇）（完）（社事・一四・一二）　楠原祖一郎
浮浪釋放者保護機關の特設（保護・一五・一）　富井隆信
モヒ中毒者の保護に就て（保護・一五・五）　金櫟根
ルンペンプロレタリヤに就て（社事研・九月）　大林宗嗣
浮浪者の原因探求（社事研・八月）　高木武三郎
無宿者保護所の增設（大阪市の新施設）（大阪・七・七）　高木貞治
司法保護制度に就て（保護・一五・一）　岩村通世
司法保護事業國營論（保護・一五・一）　宮城長五郎
司法保護制度の考察（保護・一五・一）　南谷知悌
對議會司法保護問題協議會（保護・一五・二）　寺島久松
保護事業の國費經營を唱ふ（保護・一五・三）　富井隆信
保護制度問題の一考察（保護・一五・三）　紀武良
少年釋放者の再犯期間（保護・一五・四）　小山松吉
少年保護事業を要求す（保護・一五・五）　紀武良
釋放直後の保護狀態（保護・一五・五〃一五・六）　岩村通世
思想犯釋放者の保護對策（保護・一五・七）　ケイ生
思想犯釋放者の保護問題（保護・一五・八）　石清水一雄
司法保護と救護法に關して（保護・一五・八）　岡實
社會連帶と保護事業（保護・一五・八）　佐藤郡八郎
司法保護事業と一般社會事業（保護・一五・一一）　石清水一雄
思想犯釋放者の保護問題（保護・一五・一一）　寺島久松
司法保護事業經營論（保護・一五・一一）　石清水一雄
司法保護事業の回顧と展望（保護・一五・一二）　中村孝太郎
全日本私設社會事業聯盟の創立に就いて（社事研・五月）　北村孝義
地方に於て社會事業聯盟組織の急務を思ふ（社事研・七月）　有馬純彥
共同募金の實施促進に就いて（社事研・五月）
融和運動に於ける「內部自覺」の意義について（社事・一五・三）

融和運動に於ける内部同胞の政治的進出（社事・一五・四）　下村春之助
部落解放運動に於ける融和運動の地位（社事・一五・五）　中西陽一
産業問題としての融和問題（融和・一四）　楠本寛
融和運動指導原理の確立と宗教的融和運動の衰退（融和・一五）　楠原祖一郎
融和事業に於ける職業指導の使命（融和・一五）　三澤房太郎
部落經濟對策論（上・下）（融和・一六〃一七）　伊藤藤次郎
融和の社會學的研究（融和・一七）　三好豐太郎
融和運動新指導方針の批判（融和・一五）　中村孝太郎
部落經濟問題の一考察（融和・一四、一五）　伊藤藤次郎
封建的差別事象に關する若干の考察（融和・一八）　成瀨英雄
階級組織と賤視觀念（上、中）（融和・一八〃・一九）　伊藤藤次郎
融和問題の基礎理論としての社會結合の研究（上、下）（融和・一八〃一九）　三好豐太郎
融和の「或」る社會學的研究（融和・一九）　金子念阿
社會事業の立場より觀たる人身賣買問題（法時・三・九）　山崎巖
盲人の職業問題と高等教育（社事研・七月）　宮島茂次郎

八　雜

第一回國際青年會議の成果（インター・五・一）　エフ、グロッセ
日本に於ける青年運動の現勢（プロ科學・三・一〇）　泉川武夫
社會主義青年インタナショナルの情勢とそれに對する國際共産青年同盟の闘爭（インター・五・一一）　國際共産青年同盟常任執行委員會の決議
第十一回プレナムと青年問題（プロ科學・三・一一）　若林信久
サヴエート同盟に於ける勤勞青年の狀態（産勞・青年特輯）
國際共産青年同盟の十年（インター・第十六回國際青年デー）
資本主義支配下の青年と共産青年同盟（インター・第十六回國際青年デー）
國際勞働者救援會について（産勞・十二月）　泉野利喜藏
水平社運動の社會的基礎（社事研・七月）
日本勤勞青年の狀態（産勞・青年特輯號）
「反宗教運動」について（プロ科學・三・五）　山本彦一
行動綱領規約（反宗・一・一）
運動方針大綱（反宗・一・一）
「反宗同盟」準備會當面の諸任務（反宗・一・二）　山本彦一
「反宗教運動」について（新教・二・五）
反宗教鬪爭の現段階的意義（中公・四六・六）　川内唯彦
反宗教運動の階級的意義（批判・二・六）　長谷川萬次郎
プロレタリア教育の基礎問題（新教・二・二）　淺野研眞
英國の勞働教育運動（商評・一〇・二、三）　吉坂修治
反宗教運動の進展（改造・一三・六）　本莊可宗
ロシヤの學校の特徴（社事研・四月）　田邊哲崖
社會不安と勞働者教育（工研・五月號）　惣田太郎吉

レーニンと教育（新教・二五）　クルプスカヤ
ブルジョア教育とソヴエート教育（新教・二・五）　ブハーリン
勞働者教育とカドペリー氏の主張（福利・六・四）　蒲生俊文
「大學の顚落」と「大學の自由」（批判・二四〆二・六）　森戸辰男
五ヶ年計畫と教育（新教・二・九）　ソヴエート教育研究會
ソヴエート同盟の單一勞働學校（新教・二・九）　學齡兒童教育研究會
勞働者教育者とカドペリー氏主張（工世・一二・一〇）　蒲生俊文
我が教育制度の缺陷と勞働者教育（社政・五月）　大内經雄
勞働組合關係消費組合の概況（勞時・八・二）
昭和五年に於ける勞働者消費組合運動概觀（社政・二月）　村山重忠
英國消費組合と加奈陀小麥共同生産組合（産業・二月）
ドイツ消費組合の經濟的中心（産業・二月）
ベルギーにおける勞働者教育（世勞・八・一一）
關東消費組合聯盟第十一回大會（勞時・八・三）
ネップ採用以後のソヴエート消費組合（内外研・四・三）　岩城忠一
消費組合概觀（農政・一〇・四）　澤村康
關東消費組合聯盟大會傍聽記と資料（プロ科學・三・四）　平田良衛
我國消費組合運動の情勢と消費組合協會の設立に就て（論集・新卷・三）　本位田祥男
消費組合の組織及其業務の改革（聯邦事情・二・七）
勞働階級と消費組合（解放・一一・八）　林生夫
ロッチデールかモスクワか（解放・一一・八）　井田孝平
消費組合の理想（解放・一一・八）　本位田祥男
ソヴエート同盟に於ける消費組合の資金動員の現狀について（産業六月）　エム・ブーリ
消費組合運動に於ける幹部の對立と大衆（産業・九月）　山崎勉治
日本に於ける消費組合運動（産勞・十月）
恐慌獨逸に於て消費組合に課せられたる任務（産業・十月）　クレメンス・ヴエルマン
墺太利消費組合運動（産業・十、十一月）　山崎勉治
勞働組合の一事業としての消費組合（解放・二・八）　福岡金次郎
全國消費組合協會第一回研究會（産業・十二月）
消費組合に於ける婦人團體（産業・一、二、三、九月）
支那政局の諸要因と列强の政策（プロ科學・三・一）　中山耕太郎
朝鮮に於ける民族改良主義の反動的跳梁を粉碎せよ（インター・五・六）　車右東
ソヴエート・ロシアに於ける協同組合の理論と實際（産業・十一・十二月）　澤村康
民族的對立と滿鮮事件（批判・二・七）　長谷川萬次郎
臺灣文化協會に就いて（産勞・七月）
日支關係の「惡化」と帝國主義戰爭の停頓（改造・一三・九）　長谷川如是閑
日本帝國主義と朝鮮（プロ科學・三・一〇）　二宮精三
植民地半植民地運動（インター・五・六）

滿蒙問題と日本無產階級（東亞・四・一一）　赤松克麿
滿蒙問題私議（東亞・四・一一）　河野密
民族問題と反帝國主義革命（支那・八・一二）　サフアロフ
日本帝國主義の進出―滿洲に於ける日本帝國主義―（インター・五・一二）　エル・マヂヤール
日支關係の「惡化」と帝國主義戰爭の停頓（改造・一三・一〇）　長谷川如是閑
滿洲に於ける戰爭（インター・五・一三）　エル・マヂヤール
ファッシズムの本質と實相（法政・二・一）　菊池勇夫
ファッシズムに關する諸決議（プロ科學・三・一）　コミンテルン　プロフインテルン
ファッシズムの社會的條件と日本の特殊事情（批判・二・三）　長谷川萬次郎
滿洲の占領と日本プロレタリアートの反帝國主義鬪爭（インター・五・一三）　片山潛、時田
日本に於けるファッシズムの可能と不可能（批判・二・四）　長谷川萬次郎
日本ファッシズムへの展望（中公・四六・六）　諸家
社會ファシスト的青年組織の解剖（プロ科學・三・一〇）　相川春喜
ファッシズムの組織構成と大衆への浸透方法（インター・五・一一）　エル・アルフレッド
現代歐洲に於ける反動的獨裁政治發生の一般的原因（二、完）（國家四五・三）　今中次麿

附錄二　文獻

文化聯盟の組織問題について（プロ文化・一・一）　小川信一
各國プロレタリア文化運動の現狀（プロ文化・一・一）諸家
プロレタリアートと文化の問題（プロ文化・一・一）　野崎雄三
日本プロレタリア文化聯盟の任務綱領（プロ文化・一・一）
ファッシズム論（改造・一三・一二）　佐々弘雄
日本プロレタリア文化聯盟の成立（改造・一三・一一）中野重治
勞農藝術家聯盟鬪爭方針（文戰・八・五）
戰線統一運動は如何なる藝術を要求するか（文戰・八・七）　青木壯一郎
農民文學の問題（改造・一三・七）　中野重治
ソヴエート同盟に於ける文化五ヶ年計劃に就て（新敎・二・九）　シュルギン
プロレタリア藝術家とプロレタリア陣營内の對立（批判・二・一）　長谷川如是閑
創作方法に於ける唯物辨證法のための鬪爭（ナップ・六月）プロ研
創作方法に於ける唯物辨證法のための鬪爭（ナップ・八月）プロ研　ソヴエート文學研究會譯編
プロレタリア藝術運動の組織問題（ナップ・六月）　藝術研究會譯編
藝術運動の組織問題再論（ナップ・八月）　古川莊一郎
創作方法に於ける唯物辨證法のための鬪爭（ナップ・九月）プロ研　古川莊一郎
藝術的方法についての感想（ナップ・九月）　藝術研究會譯編
スターリンの演說とラップの任務（ナップ・十月）　谷本清
　　上田進譯

創作方法に於ける唯物辨證法的方法についての覺書（ナップ・十月）　藤森成吉
日本に於けるプロレタリヤ文學運動の同志松山の報告に對する決議（ナップ・二月）
プロレタリア××作家國際大會に於ける日本プロレタリア文學運動について の報告（ナップ・七月）　松山敏
プロレタリヤ××作家第二回國際大會の諸成果（ナップ・二月）　池田壽夫
農民とプロレタリヤ文學（ナップ・二月）　柴田和雄
農民文學の正しき理解のために（ナップ・七月）　池田壽夫
農民文學の新しき轉向（ナップ・三月）　久保榮
資本主義諸國に於ける勞働者演劇の昂揚（ナップ・五月）
プロットの新しい任務と新しい組織方針（ナップ・九月）　村山知義
プロレタリヤ演劇運動の國家的提携（ナップ・三月）　久保榮
資本主義諸國に於ける勞働者演劇の昂揚（ナップ・七月）　久保榮
ソヴエート五ヶ年計畫と藝術（ナップ・十月）　中條百合子
戰旗横取り陰謀の眞相（戰旗・四・二一）
藝術學に於けるマルクス主義のための闘爭（思想・一一〇）　イー・マーツア
P・Pの新しい任務と組織方針（プロ美・創刊號）　杉村一郎譯
戰旗分裂の陰謀に關する各團體各支局の聲明書（戰旗・四・二一）「一九三一年一月號」　大平章
プロレタリア映畫運動の新段階（プロキノ・一月號）　佐々元十
本邦內地人口の男女構成に就いて（勞研・八・一）　勝本新次
本邦に於ける兩性死亡率―特に產業發達が靑壯年の死亡率に及ぼせる影響について―（勞研・八・三）　勝本新次
社會階級と出產率（社事研・六月）　田邊哲崖
プロレタリア美術の方法の問題に就いて（プロ美・創刊號）　岡本唐貴
人口問題と金本位制（社事研・十月）　增田抱村
英國の住宅問題（社事研・四月）　靑木壽美子
世界經濟恐慌の深化と世界革命運動の發展（インター・五・一）　ヴエ・クノーリン
現下の「恐慌」と日本資本主義段階の變革（改造・一三・一）　高橋龜吉
人口の自律（社事研・七、八月）　田邊哲崖
經濟恐慌資本の攻勢と部分的要求（インター・五・二）　アール・エム
日本に於ける「第三期」恐慌の特質（中公四・六・二）　猪俣津南雄
金融財閥資本の「獨占」と「恐慌」（中公・四六・三）　鈴木茂三郎
經濟恐慌は國民的危機迄に進展せり（プロ科學・三・二）　ヴアルガ
我國恐慌の進展と金融資本（改造・一三・一）　有澤廣巳
日本資本主義發達の矛盾と經濟恐慌（改造・一三・二）　野呂榮太郎
恐慌の理論（往來六・三）　ヨゼフ・シユムペーター
一九三一年一月に於ける日本の恐慌狀態（プロ科學・三・三）

第三期世界恐慌とその日本における特質（プロ科學・三・三）　佐々木敏郎
帝國主義財政の危機、改造・一三・三）　寺島一夫
沒落日本資本主義猪俣イズムの檢討（中公・四六・五）諸家
恐慌深化の新局（改造・一三・五）　猪俣津南雄
金融資本の恐慌對策（改造・一三・六）　渚俣津南雄
獨占の發展（改造・一三・七）　猪俣津南雄
世界資本主義の一般的危機（改造・一三・七）　大森義太郎
金融資本と國家資本主義（改造・一三・九）　猪俣津南雄
日本金融支配網の解剖（改造・一三・九）　高橋龍吉
嵐の中のイギリス金本位（批判・二・九）　笠信太郎
金融資本と國家資本主義（改造・一三・一〇）　猪俣津南雄
日本金融支配網の解剖（改造・一三・一〇）　高橋龜吉
獨占資本主義と滿蒙の危機（中公・四六・一一）　猪俣津南雄
金輸出再禁止「論」と金輸出再禁止（中公・四六・一一）　笠信太郎
資本逃亡の質と量（往來・六・一一）　笠信太郎
世界金融恐慌の展望（中公・四六・一二）　阿部勇
不景氣の原因と金輸出再禁止論（早大政・二〇）　服部文四郎
ソヴエート制度論（法時・三・三）　山之内一郎
日本原始共產部落の研究（法研・二八・四）　田村浩
マルクス主義の前進の爲めに（改造・一三・四）　猪俣津南雄
ジヤコビニズムとボルシエヴイズム（改造・一三・四）　淡徳三郎
プロレタリア革命と獨裁に關するマルクス、エンゲルスの學說の史的發展（プロ科學・三・七臨時增刊）　ペトロパウロフスキー著　ソヴエート科學研究會譯
一九〇五年革命の研究（プロ科學・三・七臨時增刊）　レーニン研究所編　ソヴエート科學研究會譯
英國初期基督教的社會主義運動の政治的意義（法研・二八・四）　安齋保
日本社會運動の國際的關涉（工世・一二・二一）　赤松克麿
佛蘭西社會運動史（解放・一一・一）　石川三四郎
ロシヤ社會運動史（解放・一一・三）　和田軌一郎
獨逸社會運動史（解放・一一・二）　守田有秋
伊太利・西班牙・葡萄牙社會運動史（解放・一一・四）　延島英一
ソヴエート露國の經濟政策の對外的意義（一、二、三）（國家・四五・八、十、十一）　齋藤良衛
產業組合青年聯盟（農政・一〇・八）　諸家
方法論上の社會民主々義（中公・四六・一二）　土居三郎
國際勞働者救援會とは何か（ナップ・臨增）　吉田忠次

(B) 昭和六年中出版

社會問題關係主要圖書目錄

一　社會問題

(著書名)	(著譯編者氏名)
社會問題	永井亨
社會問題と地方行政	長岡隆一郎
社會改良と社會革命(社會思想パンフレット27)	三好重夫
社會改良史論	田川太吉郎
社會組織・社會階級	永井亨
日本社會運動の現勢	勞働事情調査所編
社會運動辭典	田所輝明編
續日本社會主義運動史講話	横溝光暉
世界社會運動史	石川三四郎編
フランス社會運動史	石川三四郎編
獨逸社會運動史	守田有秋編
南歐社會運動史	延島英一編
英國社會運動史	遠藤一郎編
ロシヤ社會運動史	和田軋一郎編
アメリカ社會運動史	關口熊吉編
社會運動年鑑 日本社會運動通信社調査部編	本莊可宗
社會運動辭典	山川亮
コンサイス社會運動人名辭典	
世界プロレタリヤ年表	野々宮三夫
日本プロレタリヤ編年史	小宮義孝編
政治、經濟、勞働者運動地圖	ラード著 産業勞働調査所譯
プロレタリヤ地圖	ラード著 小林良正譯
勞働問題講話	關口泰
勞働問題教程	君島清吉
勞働運動と理論鬪爭(無産者パンフレット14)	荒畑寒村
組織問題教程	コムミンテルン編 鳥羽犂七譯
階級鬪爭の研究	海野幸德
前衛の具體化	戸塚松子
大衆は何處へ	森清人
日本プロレタリアートの問題	高橋貞樹
勞働運動二十年	鈴木文治
無産運動總鬪士傳	野口義明
一勞働運動者の告白	田中小二郎
歐米の勞働運動	淺野研眞
教程國際勞働者運動史	北島武平譯
勞働組合組織論	菊川忠雄
勞働組合論	レーニン著
左翼勞働組合の組織と政策	岩村四郎譯
日本の革命的勞働組合に關する決議集	渡邊政之輔
再建後の左翼勞働組合運動	プロレタリヤ書房編
左翼勞働組合と右翼との鬪爭 第一輯	富呂波巖太
日本勞働組合運動發達史 前編	鍋山貞親
左翼勞働組合の意義と諸任務	松岡稔
評議會鬪爭史	ロゾフスキー著 希望閣編輯部譯
プロフインテルンの成立と發展(ロゾフスキー論文集と)	野田律太
國際赤色勞働組合十年史	ロゾフスキー 希望閣編輯部譯
ストライキ戰術	ロゾフスキー 産勞關西支所譯
	加藤勘十

ストライキ戰術　ロゾフスキー著　波多野　俊夫譯
ストライキ　ヴォース　津島　曉譯
G・M・ストライキ實戰記（ストライキと××的反對派の活動）　産勞關西支所編
メーデー（La Unua de Majo）　プロレタリア・エスペランテイスト同盟教育部
通信教育式　國際勞働組合學校（第二、三講義錄）　産業勞働調査所譯
マルクス主義勞働者教程　經濟學第一―四分冊　ドウンカー・ゴールドシュミット　研究　近藤　榮藏
失業と如何に鬪ふか　國際勞働局　東京支局編
一九三一年の失業問題　キトソン著　村松　正俊譯
失業問題　産勞・プロ科學譯　ロゾフスキー
失業及び失業反對鬪爭　トルコンスキー著　山本　征夫譯
第三期と失業問題
英國に於ける失業及其對策　協調會編
合理化と失業問題　ホブソン　竹内　謙三譯

附錄二　文獻

無産少年運動　田部　久
國際共産黨執行委員會第十一回總會テーゼ・決議集（勞働者文庫5）三部三册　産業勞働調査所譯
サヴエートロシヤのピオニール運動　ゾーリン著　海野　利夫譯
ピオニーロの生活（世界ピオニーロ叢書1）　ホビンスカヤ　猪野・大森　譯
第三期とプロレタリア青年　マヌノルスキー・ヒタロフ等　吉田　松夫　譯
青年ストライキの教訓　アルトゥール　産勞　譯
サヴエートロシアのピオニール運動　ゾーリン　海野　利男譯
コミンテルンに於ける右翼的キームの諸任務　ヒタロフ著　藤川　稔譯
危險性と右翼的危險の增大と青年コミンテルンの諸任務　ヒタロフ著　藤川　稔譯
勞農青年に訴ふ　田所　輝明　淺沼　稻次郎
學生社會運動史　菊川　忠雄
最近學生左翼運動祕錄　能勢　岩吉
日本學生思想運動史　杉山　謙治
日本思想鬪爭史料第一―一〇卷　鷲尾　順敬編
全國工場・鑛業總覽（昭和六年版）　中外産業調査會編
賃銀制度の諸問題　ドッブ（モーリス）　正田　淑子譯
從業員待遇法大鑑　井上　信明編
工場災害扶助論（工場扶助法令解說）　矢野　兼三
産業の合理化　向井　鹿松
英國産業の合理化問題　協調會調査課
新勞働政策（ダグラス派經濟學全集5）　カズンス　久野　豐彥譯
社會經濟勞働者評論（第一―第五輯）　社會經濟研究會譯編
貴族・資本家・勞働者　龜井　貫一郎
英國勞働者狀態　エンゲルス著　竹内　謙二譯
資本主義の蓄積と崩壞　ヴアルガ著　入江　武二譯
世界經濟論　ナヒムソン　太田　徹夫譯
世界經濟年報（14）一九三一　ヴアルガ　經濟批判會譯
世界經濟年報（13）一九三〇　1　ヴアルガ　經濟批判會譯
世界經濟年報一一（一九三〇）　ヴアルガ　經濟批判會譯
資本主義沒落前史　ヴアルガ　高山　洋吉譯

世界經濟年報（12）一九三〇4　ヴァルガ　經濟批判會譯
世界經濟年表　ロルタースハウゼン　塚本三吉譯
日本の獨占資本主義　猪俣津南雄
資本主義の最高段階としてのレーニン　入江武一譯
帝國主義
殺人的不景氣の正體暴露とその切拔策　布施辰治編
世界經濟恐慌の發展と展望（世界政治經濟叢書1）　産勞譯編
資本主義日本の研究　高橋龜吉
日本獨占資本主義の展望　鈴木茂三郎
支那勞農階級の生活（クロモシーリズ）　後藤朝太郎
資本主義の一般的危機と世界恐慌　プロ研　世界情勢研究會譯編
海外勞働年鑑（昭和六年版）　協調會調査課編
勞働組合教程　チエーキン　高橋實譯
評議會闘爭史　野田律太

二　政治及社會主義

無產政黨の話　山川均
日本無產政黨史　河野密、赤松克麿、勞農黨書記局
無產黨合同―勞農パンフレット五―　堺利彦
日本金融資本政治の解剖　森喜一
政治演說辭典　田所編
日本政黨暗闘史　同
プロレタリア政治教程　青年コミンテルン編　田畑三四郎譯
勞働黨内紛と英國政變　葛岡常治
現代政治學全集4（今中次麿、政治學說史）　日本評論社編
世界政局の動き（國際時事問題叢書四）　高山淨吉譯
現代の政治　五來欣造
共產黨の正體と撲滅策　日本新聞社編輯部編
日本共產黨小史　白楊社編輯部編
佐野學一味を法廷に送るまで　鈴木猛　安江仙弘
革命運動を曝く
朝鮮前衛黨（ボルシエヴイキー化のために）　無產者社編
支那共產黨　日刊大衆新聞國際情報部編
ロシヤ共產黨史第二卷　ヤロスラウスキー著　田畑三四郎譯
ロシヤ共產黨發展小史　プゲノフ著　村田亨譯
大戰前夜のボルシエヴイキ　バダーエフ　石井秀平譯
ソヴエート同盟共產黨の現勢　佐野英
赤露の皇帝スターリン　ペヂヤノフ　姫田嘉男譯
ロシア共產黨史　ヤロスラウスキー　田畑三四郎譯
共產黨の正體　與吳鋼二
コミンテルンの指導原理規約（第二回大會の決議による）　コミンテルン編　松本信夫譯
戰略戰術決議錄第一回より第六回まで　コミンテルン編　大田黑研究所譯
コミンテルン　プロトコール全集（第一冊第二冊）　プロトコール全集刊行會譯
インタアナショナル史　延島英一編
インターナショナル發達史　ポストゲート著　遠藤一郎譯
インタナショナル　安部磯雄　小池四郎譯

社會主義文化論　ラードブルッフ　大窪畠譯
社會主義否定論　ハアンショウ著　中西仁三譯
社會主義批判　武井秀吉
資本主義の終末？　ウエーバー著　竹原八郎譯
社會問題及社會主義　オッペンハイマー著　谷川弘實譯
社會主義は經濟的に可能なりや　ハルム著　西原重吾譯
社會主義の科學的基礎に關する檢察　カートライン著　小田垣光之輔編
國民主義と社會主義　赤松克麿
共產主義の歷史（大衆叢書2）　大田黑年男
共產主義理想の破綻　吉岡唯一
共產主義とは何ぞや　マルクス、エンゲルス著　堺利彦譯
マルクス學教科書　第一卷—第四卷　セムコフスキー編　マルクス書房譯
マルクス主義批判　思想問題研究會編
マルクス學解說　高畠紫之
マルクス學說註解　リヤザノフ　大田黑研究所譯
マルクス主義の根本問題　プレハーノフ著　木村春海譯
マルクス主義勞働者教程（經濟學第一—五分冊）　プロレタリヤ科學研究所譯
マルクス主義經濟學初步教程　ミハレフスキー著　筑井朋夫譯
マルクス主義と歷史　クラーク著　遠藤一郎譯
資本論（對譯註解）第一分冊　マルクス「マルクス主義の旗の下に」編輯部譯註
資本論入門（第一卷・中冊）　河上肇
註解マルクス資本論（第一卷の一）　〃　の二）　ローゼンベルグ著　直井武夫譯
マルクス資本論（第一卷上冊）　河上肇　宮川實譯
資本論入門　マルクス著　大田黑研究所譯
政治經濟學批判　河上肇譯
マルクス價値論の批判　宮川實譯
勞働價値說の吟味　スコット著　小川茂富譯
マルクス・エンゲルスの遺稿考證　高田保馬
マルクス主義地代論入門　土居三郎譯
マルクス地代論について　オストロヴィテイアノフ著　平館利雄譯
マルクス恐慌理論　ウイリヤーノフ　蒔田耕二譯
マルクス主義研究　ルクセンブルグ・カウツキー著　松井隆一譯編
マルクス資本論嚴正批判　岡本利吉
マルクス主義討伐論（社會理想パンフレット1）　須藤詩登美
マルクス經濟學新批判　高田保馬
マルクス學說體系の終焉　バウエルク著　竹原八郎譯
社會主義の發展　エンゲルス著　堺利彦譯
空想より科學へ　社會主義の發展　エンゲルス著　竹沼隼人譯
フランスの內亂　マルクス著　山田鐵治譯
巴里コミューン　木下半治譯
反デューリング論　エンゲルス著　長谷部文雄譯
レーニン主義教程　オリホーヴイ著　本間七郎譯
レーニン主義の基礎　ミロノフ著　小柳司郎譯
レーニン主義の戰略戰術　ロゾフスキー　本多鱗太郎譯
レーニンの哲學的遺產　プロレタリヤ科學研究所譯
國家學說　レーニン著　大田黑研究所譯編

貨幣及信用理論　河野　重弘譯
經濟學教程　レーニン著　河野　重弘譯
浪曼派經濟學批判　レーニン著　河野　重弘譯
市場の理論　レーニン著　河野　重弘譯
ナロードニキの經濟的內容　レーニン著　落合　文雄譯
社會民主主義の任務・抗議　レーニン
一歩前進二歩退却　レーニン　入江　武一譯
民主主義革命に於ける二つの戰術　レーニン著　山內　封介譯
プロレタリア革命と背教者カウツキー（レーニン重要著作集）　レーニン　山川　菊榮譯
「急進主義」共產主義の小兒病（同　右22）　レーニン　入江　武一譯
レーニン選集　第一卷の一　レーニン　產勞・プロ研譯
何を爲すべきか　レーニン著　田畑三四郎譯
人民の友とは何ぞや（レーニン重要著作集1）　レーニン　川內　唯彥譯
共產主義「左翼」小兒病　レーニン著　太田黑社會科學研究所譯
マルクス主義哲學の現段階　共產主義アカデミー編　永田　廣志譯
唯物史觀批判　シュタムラー著　國松　久彌譯
唯物史觀　カウツキー著　藤井悌、佐多忠隆譯
唯物史觀と歷史の經濟的說明　セイ著　花澤　武夫譯
資本論の辨證法　三枝　博音
辨證法の批判的研究　大江　精志郎
辨證法を解り易く把える　ヘーゲル研究會編
唯物辨證法とは何か　石川　湧
「デボーリン派」批判のために　唯物論者協會譯編
第二貧乏物語　河上　肇
マルクス・レーニンに於ける辨證法　ワインシュタイン著　井上　武夫譯
辨證法と辨證的方法　ゴーレフ　藏原　惟人譯
現代自然科學の辨證法による反省　伊豆　公夫
ヘーゲル哲學の批判（フォイエルバッハ著作集4）　デボーリン著　笹川　正孝譯
辨證法と自然科學　フォイエルバッハ　牧野　英三譯
ヘーゲル辨證法批判　ワインシュタイン　直井　武夫譯
ヘーゲルの觀念論的辨證法新研究　三枝　博音　今田竹千代編
マルクスの唯物論的辨證法　カウツキー著　藤井悌、佐多忠隆譯
近代唯物的社會觀の發展　加田　哲二
フォイエルバッハ論其の他　瀨木　健譯
唯心論と唯物論　フォイエルバッハ著　關根　悅郎譯
史的唯物論教程　プロレタリヤ科學研究會　ソヴエート科學研究會譯
史的唯物論大系（第二輯—イデオロギー論及宗教論之部）「マルクス主義の旗の下に」編輯部譯
史的一元論　プレハーノフ著　川內　唯彥譯
唯物論史　デボーリン著　永田　廣志譯
辨證法的唯物論前史　タールハイマー著　佐藤　榮譯
唯物論と經驗批判論（下卷）　デボーリン　佐野　文夫譯
唯物論と經驗批判論（上・下二卷）　レーニン著　山川均、大森義太郎譯

プロレタリア經濟學　下
「マルクス主義の旗の下に」文庫六
オストロビチヤーノフ、ラピタス　入江　譯
プロレタリヤ科學研究（第一、二、三輯）　プロレタリヤ科學研究所編
プロレタリヤ科學辭典　山洞　書院編
社會科學小辭典　鵜沼　直
社會科學辭典　田所　輝明　川俣　清音編
ロシヤ版　マルクス主義の旗の下に（第三及第五輯）　ソヴエート科學研究會編
世界政治經濟年鑑　東京政治經濟研究所編
英・獨・佛・和　社會科學用語新辭典　伊藤　欽二
カール・マルクス　ベーア著　西雅雄譯
反動期に於けるマルクス・エンゲルス　メーリング編　清水三郎譯
陪審法廷に於けるマルクスとラッサール（法及國家理論叢書6）　ドプロ研法及國家理論研究會編譯
マルクスとの私的交渉　バクーニン著　社會理想研究會譯
カール・マルクス　レーニン著　石田清行譯
カール・マルクス　レーニン著　中外書房譯
思想家・人間　カール・マルクス　エンゲルス著　秋田篤譯
革命家としての　トロツキー著　小池四郎譯
レニンの横顔　クルプスカヤ　大竹博吉譯
レニン　ヤロスラフスキー・夫人　アリーン著　石川湧譯
レーニンの亡命生活
サヴエート現勢資料　ロシヤ通信社編
世界現狀大觀（ソヴエートロシア篇）　新潮社編
驀進途上のサヴエート・ロシア　高橋利雄
社會主義は成功しつゝある　モロトフ著　高田洋吉譯
ソヴエート同盟の經濟建設　アイヘンバリット著　村井賢一郎譯
サヴエート經濟及經濟政策　産業勞働調査所譯編
ソ・ロシヤの經濟的建設　大竹博吉編著
ロシヤに於ける資本主義の發達（上卷）　レーニン著　大山岩雄譯
ロシヤに於ける資本主義の發達（下卷）　レーニン著　大山岩雄譯
五ヶ年計畫は成功しつつある　モロトフ著　高山洋吉譯
プロレタリア講座五三版　ソヴエート同盟の建設　プロ研編
ソヴエート文化建設五ヶ年計畫　バイロフ　時國理一、竹森進譯
ロシヤの五ヶ年計畫　尾瀨敬止
五ヶ年計畫の話　イーリン著　安田德太郎譯
五ヶ年計畫の實績と展望　富士辰馬
五年計畫概論　グリンコ著　高山洋吉譯
世界市場を脅かすロシヤ五ヶ年計畫　半野憲三
五ヶ年計畫の二ヶ年間の實績　高山洋吉譯
ソヴエート經濟建設五年計畫の實績　廣岡光治編
五ヶ年計畫立往生　カウツキー著　小池四郎譯
五ヶ年計畫と文化建設　クレエルゲルス著　野村儀平譯
衝擊隊　ソヴエート事情研究會譯

ソヴエート聯邦年鑑　露西亞事情調査會編　右　20（ボルハルト・通俗資本論）
サヴエート國家の階級的性質に就いて　ボドヴオロツキー著　同　右　同
プロレタリヤ科學研究所法及び國家理論研究會譯　同　右　26（ブルードン・財産とは何か）
ロシヤ文化史概論　ポクロフスキー著　深見尚行譯　同　右　27（ブルードン・十九世紀における反革命の一般思想　外一篇）
赤露の皇帝スタリン　バジヤノフ著　姫田嘉里譯　同　右　同
反サヴエート陰謀「産業黨」事件　産業勞働調査所譯編　ロシヤ革命の秘密　ベルクマレ著　塚本小太郎譯　右　3（ラスプーチン）
サヴエート・ロシヤの展望　産業勞働調査所譯　ジリヤル・ブイコフ著　ソヴエート研究會編　ロシヤ革命史　2（クルロフ・帝制ロシヤ沒落の眞因）　平凡社編
サヴエート同盟に於ける文化革命　ソヴエート教育研究會譯編　ニコライ二世最後の日　同　右　同
サヴエート同盟の內外狀勢　高山洋吉譯　モロトフ著　ロシヤ革命の發展過程　ソロコフ著　荒川實藏譯　同　右　同
サヴエート同盟の新段階について　加藤哲夫譯　モロトフ著　廢帝前後　近藤榮藏著　同　右　同
露西亞をスパイする　早坂二郎譯　ヴイダー著　日本を震撼させた七日間　波多野俊夫譯　ヴアクソフ著　同　右　6（二月革命）
新しきシベリアを横切る　中條百合子　中平亮　露國革命前後　同　右　同
赤色ロシヤの噓　大竹博吉譯　リヒチル著　ロシヤ革命の發展過程　荒川實藏譯　同　右　7（ミリユコフ・勞農革命の眞相）
これがモスクワだ　中島久萬吉　ボルシエヴイキの手記　ピアトニツキー著　三矢剛譯　同　右　26（ブルードン・財産とは何か）
ロシヤの他の半面　同　右　同
ロシヤ革命の英雄時代　クリツツコン著　田畑三四郎譯　繪入版ロシヤ大革命史　第三卷　ロシヤ國立圖書出版所編　南樹書房譯　同　右　27（ブルードン・十九世紀における反革命の一般思想　外一篇）
ニコライ二世最後の日　ジリヤル・ブイコフ著　ソヴエート研究會編　同　右　同
ロシヤ革命の秘密　ベルクマレ著　塚本小太郎譯　ロシア大革命史　2（クルロフ・帝制ロシヤ沒落の眞因）　平凡社編
廢帝前後　黑田禮二　同　右　3（ラスプーチン）
日本を震撼させた七日間　ヴアクソフ著　波多野俊夫譯　同　右　同
露國革命前後　近藤榮藏著　同　右　6（二月革命）
ロシヤ革命の發展過程　ソロコフ著　荒川實藏譯　同　右　同
社會思想全集　5（マルクス・エンゲルス）　平凡社編　同　右　7（ミリユコフ・勞農革命の眞相）
革命及反革命その他）　改造社編　經濟學全集　11（宇野弘藏・山田盛太郎・資本論體系中）
同　右　8（エンゲルス・家族私有財産及國家の起源　外二篇）同　右　同　右　12（向坂逸郎・資本論體系下）
同　右　10（レーニン・プロレタリア革命と背敎者カウツキー外二篇）　同　右　同　右　13（部門經濟學）同　右
同　右　19（トロツキー・文學と革命　外一篇）　同　右　同　右　15（經濟政策　上）同　右
同　右　同　右　27（マルクス經濟學說の發展　下）
同　右　33（猪俣津南雄、恐慌下の日

本資本主義）　同　右
同　右　46（山室宗文、我國經濟及金融）　同　右
同　右　47（有澤廣巳、カルテル、トラスト、コンツエルン　上）　同　右
同　右　47（美濃部亮吉、カルテル、トラスト、コンツエルン下）　同　右
同　右　54（田中耕太郎、經濟法令集）　同　右
同　右　別卷（有澤廣巳、阿部勇、世界恐慌と國際政治の危機）　同　右
マルクス・エンゲルス全集　10　二　部　改造社編
農村學　山本宣治
農村問題　同　右　8（政治論文集）
都市と農村　同　右
農村社會研究（第一輯・第二輯）　農村社會研究會編
農村問題總解決　岡本利吉
日本農村問題の基礎　角田藤一郎
日本の農村を語る　稲村隆一
日本農業農村問題批判　高松梧一
日本に於ける農業問題　プレトネル譯　農民闘爭社著
カウツキー農業問題（上・中卷）　プロレタリヤ科學研究所譯
農業問題研究會譯
農村經濟講話　中澤辨次郎
農村問題と社會思想　那須皓
現代農村の解剖　原祐三
農村の行方　小野武男
農村行詰の原因現狀對策　高橋龜吉
現代農村と小學校經營　千葉敬止　倉澤初次
農村社會經濟史　木村靖二
農漁村共産體の研究　田村皓
農村社會研究1（農村經濟篇）　春秋社編
同　右　2（農村教育篇）　同　右
理想農村の建設　谷本龜太郎
現實農村調査と青年指導　大西悟一
農村恐慌論　木村靖二
日本に於け農業恐慌　稲村隆一　稲村順三著
世界農業（恐慌國際聯盟經濟叢書2）　國際聯盟事務局東京支局
農業恐慌の理論　リヤシチエンコ著　直井武夫譯
貧農に訴ふ　レーニン著　入江武一譯
社會主義と農業　ダヴィッド述　森力譯

農業革命の理論と實際　茂森唯士
農業戰線上の鬪爭　ミリユーチン・スターリン著　農民鬪爭社譯
左翼農民運動組織論　前川正一
最近の農民運動　協調會農村課編
近代日本農民運動發達史　木村靖二
日本農民史　柳田國男
農民の叫び　矢橋三子雄
明治初年農民騷擾錄　土屋喬雄　小野道雄編著
日本農民組合運動史　青木憲一
現代經濟學全集22（河田嗣郎、土地經濟論他篇）　日本評論社
農業經濟の諸問題（矢作教授還曆祝賀記念）　矢作榮藏
現代經濟學全集15（那須皓、農業政策）　日本評論社
我國に於ける農本政策と其の批判（實際經濟問題講座9）　內ヶ崎慶二郎
米價基準の理論と實際　河田嗣郎
中國農村經濟研究（上卷）　マデアール著　プロ研中國問題研究會譯
ソヴエート聯邦の集團農業附土地法　廣岡光治譯編
ソヴエート・ロシヤにおける農業政策　ミリユーチン著　田中勝太郎譯
婦人問題教程　小野正次譯編
婦人問題の話　鈴木文史郎
婦人問題に關する一考察　福士繁吉
當來社會と婦人の覺醒　富岡瑠璃子
現代の兩性問題　山本宣治
母性の社會　コロンタイ女史著　尾瀨敬止譯
國際婦人運動の現勢　產業勞働調査所譯編
日本における女子の職業的活動（大原研究所雜誌七卷三號別刷）三部　森戸辰男
婦人生活戰線（新女性叢書）同　高群逸枝
現代女子職業總覽　豫防時代社職業調査部編
女學校から職業へ　新川正一
紅燈下の彼女の生活　伊藤秀吉
婦人と政治　婦人講座一　蠟山政道
婦人參政權の理論と實際　バルテルシイ著　星野辰雄譯
婦人と公民生活（民衆文庫53）　唐仁原景盛
日本女性讀話（婦人講座16）中田信子
女性錯覺　ヌクートゼン著　松本悟朗譯
女子教育の理念　吉田熊次
性愛の進化・方向　赤井米吉
結婚改造　正木不如丘
共產主義の戀愛・結婚・家族論　淡徳三郎譯、ケイ（エレン）
戀愛と結婚　下卷　岩波文庫608 609　原田實譯
多產亡國論　名古屋長藏
生活問題から見た產兒調節　安部磯雄
產兒調節論　山本宣治
生活問題から見た產兒調節（現代生活叢書）　安部磯雄
日本廢娼運動史　伊藤秀吉
國際聯盟に於ける婦女賣買問題　廢娼聯盟編
現代女市場　五版　高橋桂二

四　社會法制

資本主義の法律的基礎　デイール著　櫻井誠之譯
法律と階級鬪爭　プロレタリヤ科學研究所編
入會權論　奈良正路
法律學の基礎觀念（法律學の根本問題2）　奈良正路

法律史觀　パウンド著　高柳賢三譯
法の哲學（綱要）　ヘーゲル著　速水敬二、岡田隆平譯
法學的國家論　淺井清
工場法と勞働問題（論叢1）　社會政策學會編
勞働法論　孫田秀春
勞働組合法講話　柴田義彦
日本勞働組合法研究　山中篤太郎
第五十九議會提出の勞働組合法案研究　柴田義彦
工場災害扶助論　矢野兼三
工業危害豫防規則の施行解說　鈴木隆治
救貧法制要議　山崎巖
救護法の大意（社會教育パンフレット　一三二）　同　右
日本農業法制　樋口豐太郎
小作立法に關する重要問題　協調會農村課編
小作爭議に對する法律戰術　布施辰治
無產者法律必携　二部二冊　同人社編纂部編
無產者運動取締法規須知　色川幸太郎
演說の中止・解散・檢束　沼田照義
產業組合法の新研究　奈良正路
誰に解る借地借家法の實際智識　瀨木辰夫
家賃解雇手當借金損害賠償支拂命令等と如何に戰ふか　布施辰治
借家法の新解釋と借地借家調停法三十一ケ條　大日本判例研究會編纂部
借地法と借家法　水本信夫
家賃・地代に對する法律戰術　布施辰治
家主と如何に戰ふべきか　武藤運十郎
借金　對する法律戰術　布施辰治
無產保險月賦其他の掛金に對する法律戰術　同　右
サヴエート憲法入門　ストウチユカ著　プロレタリヤ學研究所法及び國家理論研究會譯
ソヴエート法論（財政法）　第一卷（國法、行政法、經濟法）　マゲロウスキー編　山之內一郎譯
ソヴエート法論　第二卷（婚姻及親族法）　マゲロウスキー編　山之內一郎、北村純雄共譯
同　右　第三卷（勞働法、土地法）　マゲロウスキー編　山之內一郎譯
露西亞社會主義聯邦正ソヴエート共和國憲法　田和一夫譯
道德及び階級規範について（法及び國家理論叢書）　プレオブラヅエンスキー　プロ研法及國家理論研究會譯
サヴエート同盟の監獄　シルウインド著　プロレタリヤ科學研究所法及び國家理論研究會譯

五　調査及統計

1　調　査

東京市に於ける勞働調査の結果速報（東京市の狀況第百三十號）　東京市
第三回勞働統計實地調査概要　東京市近郊町村　東京市役所
第三回勞働統計實地調査の概要　大阪府內務部
第三回勞働統計實地調査概要（社會部報告一二九）　大阪市社會部
第三回勞働統計實地調査概報　兵庫縣內務部統計課
第三回勞働統計實地調査概要　名古屋市社會課
勞働統計實地調査報告（昭和五年）　新潟縣

勞働統計（昭和四年度）　佐世保海軍工廠
勞働統計（昭和五年度）　佐世保海軍工廠
常時失業者とその率　大阪市社會部調査課
失業者の實狀に關する調査　東京府社會課
失業統計調査概要（昭和五年）　北海道廳長官官房統計課
門司市若松市屋外勞働事情調査（暫定稿）　福岡地方職業紹介事務局
東京市職業紹介所求職事情調査　東京市役所
職業の解說及適性　第四輯　東京地方職業紹介事務局
工場、鑛山勞働者異動調　昭和五年中　社會局社會部
雇傭制限約款並に長職重役の不正競業に關する調査（調査報告第二三輯）　日本工業クラブ調査課
深夜業禁止の影響調査（勞働保險資料第三十六號）　社會局勞働部
我國に於ける勞働時間の概況　勞働保險資料第三十六號　社會局勞働部
協働生産式賃銀制度（英國のプリーストマン兄弟工場の經驗）　日本工業倶樂部經濟研究會
鑛夫宿舍の娯樂に關する調査報告（資料第十七輯）　日本鑛山協會
全國工場通覽　日刊工業新聞社商工省編纂
瓦斯炭塵の爆發　日本鑛山協會
炭坑夫の公傷に關する統計的觀察　日本鑛山協會
鑛山用鋼の燒入に就て　日本鑛山協會
落磐防止に就て　日本鑛山協會
發破災害について二三の考察　日本鑛山協會
坑內通氣概說とカタ寒暖計　日本鑛山協會
竪坑捲揚に因る災害調査報告（日本鑛山協會資料一五）　日本鑛山協會
鑛山用綱帶の性質及使用法（日本鑛山協會資料一六）　日本鑛山協會
坑內空氣の冷却力と採炭夫働時間及び體重減少量との關係　日本鑛山協會資料第一九號　日本鑛山協會
鑛業主要災害原因別責任別統計（昭和二一—四年）　日本鑛山協會
各鑛山安全委員會の狀況　日本鑛山協會
令屬鑛山に於ける罹岩機使用狀況調査報告　日本鑛山協會
斜坑に於ける災害事故　日本鑛山協會
炭礦變災實例の二三　日本鑛山協會
炭鑛の災害防止と安全標語　日本鑛山協會
災害防止方法の實際　日本鑛山協會
就職船員の失業期間に關する調査（昭和五・八—五・二）　海事協同會調査部
就職船員の失業期間に關する調査（第四回）（自昭和六年一月至同年六月）　海事協同會調査部
求職船員の失業期間に關する調査　第十三回　海事協同會調査部
求職船員の失業期間に關する調査　第十四回　昭和六年八月末現在　海事協同會調査部
求職船員の失業期間に關する調査　第十五回　昭和六年十月末現在　海事協同會調査部
昭和五年中の紹介統計に就て　其四　海事協同會調査部
大學專門學校及甲種實業學校卒業生就職狀況調査　昭和六年　中央職業紹介事務局
會社銀行定期採用狀況調査　昭和六年五月一日現在　中央職業紹介事務局
學校卒業者初任給調査（社會部報告一三七）

職業の解説及適性　第五輯（百貨店員銀行員）　大阪市社會部

社員福利施設概要　東京地方職業紹介事務局

社員共濟規程　その他　滿鐵・勞務課　滿鐵

求職婦人の環境調査　東京府社會課

職業婦人の調査（速報其一、三、四）　東京市統計課

經濟資料　第四號（名古屋市の副業）　名古屋商工會議所

監獄部屋廢止論　北海道廳學務部社會課

富山縣下下新川郡に於ける漁夫勞働狀況　長野地方職業紹介事務局

工業以外の職業における兒童の最低年齢（社會部報告第一二三六號）　大阪市社會部調査課

本市に於ける浴場勞働者の生活と勞働　大阪市社會部調査課

大阪市內職調査―花緒、紙袋―　大阪市社會部調査課

大阪の新聞賣子（社會部報告第一二六號）　大阪市社會部調査課

堺市店員調査　堺社會事業協會

本市に於ける朝鮮人の生計　大阪市社會部調査課

本市に於ける朝鮮人工場勞働者（社會部報告第一三一號）　大阪市社會部調査課

滿洲革工事情　滿鐵・勞務課

南滿洲鑛山勞働事情　滿鐵・勞務課

滿洲出稼移住漢民の教的考察（滿鐵調査資料第一五七篇）　滿鐵調査課

所得と消費稅負擔との關係　內閣統計局

家計調査報告　榮養に關する統計表　內閣統計局

東京在職者生計調査「收入編」「支出編」　東京市統計課

經濟資料第五報（名古屋生活費指數の作成に就て）　名古屋商工會議所

東京市住宅調査（昭和六年三月）　東京市役所

東京市內宅地賣買並賃貸價格調　東京市統計課

東京市に於ける新築家屋　東京市統計課

借家に關する調査（調査報告第ｎ號）　京都市社會課

大阪市住宅年報　大阪市社會部調査課

大阪市家賃調査（西成區）　大阪市社會部調査課

大阪市家賃調査　大阪市社會部調査課

大阪市家賃調査（港區）（社會部報告第一三〇號）　大阪市社會部調査課

アパートの調べ（社會部報告第一三八號）　大阪市社會部調査課

全國主要勞體一覽（昭和六年現在）　日本社會問題通信社

最近に於ける勞働運動の概要　社會局勞働部

九州無產運動年鑑　一九三二年版　九州產業勞働調査所

昭和六年施行府縣會議員總選擧成績一覽　無產政黨選擧に於ける協調會勞働課

大阪市勞働年報　大阪市社會部調査課

最近における勞働爭議の事例（其三）　日本工業倶樂部調査課

最近における勞働爭議の事例　調査報告號外六　日本工業倶樂部調査課

爭議に禍された工場の體驗を語る　京濱產業團體聯合委員會

勞働者管理工場について（社會部報告第

附錄二　文獻

一三五號）　大阪市社會部調査課
ダラ幹は如何にして勞働者を搾取したか　田中小二郎著　第一出版社

近富製絲所爭議狀況調　東京市統計課
筑豐炭田大爭議實踐記　長野地方職業紹介事務局
全國勞働大阪金屬勞働組合昭和六年度大會議案及報告書　九州産業勞働調査所
第九回臨時海軍聯盟大會議事錄　全國勞働大阪金屬勞働組合
一九三一年鬪爭報告書及全國勞農大衆黨昭和六年度大會議案　海軍勞働組合聯盟
全國勞働第二回大會報告及第二回大會提出議案　全國勞働組合同盟本部
第二十回全國大會報告書　日本勞働總同盟
消費組合聯合第二回大會報告　消費組合聯盟大會
三・一五、四・一六公判鬪爭のために　協調會
反宗教鬪爭同盟準備會　日本海員組合
日本海員組合の過現　協調會教務課
船員徴兵檢査方法改善の實績に就いて　日本海員組合
借地・借家爭議に關する調査（昭和四年）　東京市役所
無料宿泊所止宿者に關する調査（社會調査資料一一）　東京府社會課
細民街の死亡率に關する調査　東京市統計課
浮浪者の種々相　東京市役所
蘇鐵町附近に於ける木賃宿調　名古屋地方職業紹介事務局
乳幼兒の育て方と妊産婦の心得（社會事業參考資料第九輯）　秋田縣社會課
昭和五年における乳幼兒死亡狀況調（同右第八輯）　秋田縣社會課
勞働者災害扶助法及同責任保險法施行命令案要綱に對する意見並に參考資料　全國産業團體聯合會事務局
工場鑛山における訓言歌詞概況（福利施設資料第四）　協調會
職工指導に於ける職長の反省　協調會教務課
新時代の産業と人的關係　協調會教務課
東京市高等小學校並少年職業紹介所における職業指導施設　東京地方職業紹介事務局
地主小作人組合の行ふ産業組合的事業概要　農林省農務課小作係
農家經濟調査　昭和三年度　農林省農務局
小作地返還面積に關する調査　昭和二年度　帝國農會調査部
小作地返還面積調査中間報告　昭和三年度（昭和二・六―三・五）　帝國農會調査部
小作地返還面積調査中間報告　昭和四年度（昭和三・六―四・五）　帝國農會調査部
基準米價の基礎としての生産費中には地代及地租は計上せらるべきものなりや否や（パンフレット　三）　大槻正男
生産費計算に於ける土地費評定法の批判―農林省並に帝國農會の未生産費調査に關して―　同六・一一　京都帝大農學部
本縣に於ける小作爭議調停の狀況並に變遷　三重縣
全國農民組合第四回全國大會報告並議案　全國農民組合
土地中心の鬪爭　上村進
日本に於ける農民組合の發達狀態　第一輯　金子泉

最近の農民運動　協調會
小作立法に關する重要問題　協調會農村課編
農村社會學的部落調査方法　岐阜高等農林學校
日本プロレタリア劇場同盟一九三一年度大會議案　日本プロレタリア劇場同盟
社會變革に於ける共同組合の任務（共同運動叢書第四輯）　G・グジョン著　共同運動研究會譯
原始共同體に關する理論　我妻東策
臺灣自治制改革案　臺灣地方自治聯盟
臺灣人の要求　謝春水
中國勞働運動　滿鐵總務部人事課
滿洲に於ける勞働運動並に勞働爭議　滿鐵・勞務課
第三インターナショナルの國家政策　中央報德會
行き詰つたボルシエヴイズム　中央報德會
マルクス主義の批判　中央報德會
マルクス主義に對する宗教の立場　眞野正順著　淨土宗務所社會課
國際共産青年同盟小史　産業勞働調査所
革命的勞働組合青年活動と經濟闘爭に於ける青年指導部　産業勞働調査所譯
佛蘭西勞働組合法制　全國産業團體聯合會事務所
英國勞働組合法制　全國産業團體聯合會事務局
産業平和への道　全國産業團體聯合會事務局
經濟生活の社會化　中央報德會
心學講舍の普及に關する調査　文部省社會教育局
聖德太子十七條憲法　文部省社會教育局
新論　文部省社會教育局
古語拾遺　文部省社會教育局
職業紹介成績　大正九年六月―昭和五年十二月　中央職業紹介事務局
職業紹介年報　昭和五年　同五、一〇　中央職業紹介事務局
名古屋地方職業紹介委員會各申　同六、一一　名古屋地方職業紹介事務局
小預給料生活者の授業事業概況　社會部報告第一二七號　同六、六　大阪市授職所
昭和五年中の紹介統計に就て　同六、八　海事協同會
製絲女工紹介要綱　同六、一〇　長野地方職業紹介事務局
管内少年職業紹介事業現況　同六、一〇　大阪地方職業紹介事務局
少年職業紹介施設及取扱成績　同六、一一　中央職業紹介事務局
大阪市中央職業紹介所後援會事業概要　救援會報告第一號　職業紹介資料其一一　中央職業紹介事務局
同六、一
現行世界各國失業保險法制一覽表　失業問題調査資料　第三六號　昭和六、四　社會局社會部
英米獨の失業對策　社會局職業課
米國に於ける失業手當制度　調査報告第二十四輯　日本工業クラブ調査課
米國の失業救濟策　名古屋商工會議所
英・獨・米に於ける雇主團體と共活動　全國産業團體聯合會事務局
北米合衆國に於ける職長教育（勞働者教育資料第三九）　協調會教務課
職長講習錄　愛媛縣工場研究會
會報　第十號　愛媛縣工場研究會

第三回全國安全週間報告　産業福利協會
安全は協力より　産業福利協會
工業災害豫防及衛生の心得　産業福利協會
簡易生命保險積立金貸付狀況（昭和六年三月三十一日現在）　簡易保險局
勞働者災害扶助法令及勞働者災害扶助責任保險法令說明　社會局勞働部
建築金融に就いて（社會部報告第一三三號）　大阪市社會部調査課
無宿勞働者（昭和五年報）大阪勞働共勵館
健康保險事業年報（昭和四年度）　社會局保險部
健康保險法規疑義事項解釋　改訂增補版　産業福利協會
神戸勞働保險組合事業年報（昭和五年）　神戸勞働保險組合
工場布教に關する常識　大谷派本願寺社會課
第九回社會事業統計要覽　社會局社會部
事業概要　昭和五年度　同六、八　慶福會
東京市社會局時報第六七、八號　東京市社會局
東京市社會局年報（昭和四年度）
東京市內外社會事業施設一覽　東京市社會局
神戸市社會事業概況（昭和四年度）　神戸市社會課
昭和五年度神戸市社會事業概況
都市と都市社會事業資料　大阪市社會部調査課
大阪社會事業年報　昭和六年版　大阪社會事業聯盟
第一回及第二回總會報告書　關西私設社會事業聯盟
井之頭學校事業概要　東京市養育院感化院
感化教育　第十八號　日本感化教育會
昭和六年愛知縣兒童研究所紀要　第六輯　愛知縣兒童研究所
弘濟會昭和五年第十四回年報　弘濟會
大阪府立保嬰館年報（昭和五年度）　大阪府立保嬰館
物故日本感化教育恩人小傳　大阪府立修德館
昭和五年度　半谷玉三
大都市社會事業　視察報告書
京都市教育部社會課季報　京都市
澁澤翁と生活改善　生活改善同盟會
第二十一回報告（昭和六年度）　大阪毎日新聞慈善團
淨土宗社會事業要覽　淨土宗務所社會課
淨土宗社會事業要覽　淨土宗務所社會館
寺院を中心とする社會事業　淨土宗務所社會課
長谷川良信著
寺院に於ける教化の實際　中村辨康著　淨土宗務所社會課
農村寺院の社會的進出　田村克己
日本赤十字社支部夏季兒童保養所實施概要　昭和五年度　日本赤十字社
兒童保護に關する調査（調査報告第十號）　京都市教育部社會課
京都市兒童院概要（昭和六年度）　京都市教育部社會課
兒童保護事業の必要（調査時報一）　岡山縣學務部社會課
佛教の幼兒教育　椎尾辨匡著　淨土宗務所社會課
無產者金融機關としての質屋の研究　東京市

公益質屋の設置から經營迄（社會事業研究會科第二五篇）　岡山縣學務部社會課
中央教化團體聯合會報　第六號　中央教化團體聯合會
全國方面委員制度概況（昭和五年十二月末現在）　社會局社會課
大阪府方面委員事業年報（昭和五年）　大阪府社會課
方面カード登錄家庭の生活狀態　大阪府學務部社會課
愛知縣方面委員事業年報（昭和五年）　愛知縣社會課
大塚市民館事業要覽（昭和五年度）　東京市役所
年報（第七號（自昭和五年四月至昭和六年三月））　東京帝國大學セツルメント
アメリカの賣淫　ハワード・ビイ・ウールストン　市原源之助譯
融和事業年鑑（昭和六年版）　中央融和事業協會
第二回融和團體聯合大會紀要　中央融和事業協會
融和問題の社會心理學的研究著（融和問題研究叢書第三編）　下地寛令　中央融和事業協會
內外大都市に於ける犯罪統計（東京市の狀況第百三十一號）　東京市
東京救護委員會報告書　東京救護委員會
要保護者に關する調査（社會調査資料一二一）　東京府社會課
要救護者に關する調査　京都市教育部社會課
浴風會事業概要　浴風會
浴風園調査研究紀要　第三輯　浴風會
浴風會事業報告（昭和五年度）　浴風會
浴風會橫濱分園事業概況（昭和五年度）　浴風會橫濱分園
今宮保護所の記錄（社會部報告第一三九號）　大阪市社會部調査課
昭和五年度事業年報　日本赤十字社
日本赤十字社各病院患者統計（昭和四年度）　日本赤十字社
日本赤十字社各病院患者統計　昭和五年度　日本赤十字社
救護事業梗概　昭和五年度　日本赤十字社
濟生會第十八回會務報告書（昭和五年自一月至十二月）　恩賜財團濟生會
濟生會道府縣診療統計（昭和二年度）　恩賜財團濟生會
東京市內診療統計（昭和四年度）　同　右
實費診療所第二十回（昭和五年度）報告書　大日本聯合青年團調査課
昭和五年統計年報　第一區府縣全生病院
濟生會事業要覽（昭和六年）　朝鮮總督府濟生會
スポーツ統計（水上競技觀衆篇）　東京市統計課
スポーツ統計（運動競技場調査）　東京市統計課
スポーツ統計　同　右
興行映畫調査（一）　文部省社會教育局
映畫番組に關する調査　文部省社會教育局
全國農村娛樂狀況　民衆娛樂調査資料
第一輯　文部省
青年訓練に關する調査（昭和五年四月現在）　文部省社會教育局

男女青年團體に關する調査　文部省社會教育局
實業補習學校に關する諸調査　文部省社會教育局
青年訓練資料　文部省
昭和三、四年度壯丁教育成績調査　文部省社會教育局
青年宿に關する調査　大日本聯合青年團
青年讀物に關する調査　第四輯　大日本聯合青年團調査課
投票棄權者に關する調査（昭和四年三月東京市會議員總選擧）　東京市統計課
第五十九回帝國議會衆議院議事錄　衆議院事務局
第五十九議會に於ける幣原外務大臣の演說　外務省
私法原理の變轉　神戸商業大學商業研究所
公益企業法案附附屬命令案　東京市政調査會
公益企業法案理由書　東京市政調査會
（公益企業法案參照）現行主要公益企業法規要項比較　東京市政調査會
大都市制度に關する意見書　大阪府
通常大阪府會速記錄　大阪府
間島問題の經緯　東亞經濟調査局
國民政府制定中華民國民法對譯　親族編・相續編　滿鐵・調査課
昭和五年滿洲政治經濟事情　滿鐵調査課
滿蒙特殊性の解剖　菊川龜太郎
滿洲事變辭明書　興亞社
滿蒙問題の實相　滿鐵社員會
統計月報　第三卷第一二期　神戸商工會議所
建設　第十・十一期　建設委員會
ヤクツト共和國　第三卷　滿鐵・調査課
蘭領印度行政關係法規及選擧法　六・五　立法院統計處
植民地の內容に就いて（南米のABC國）　臺灣總督官房調査課
羅甸民族植民の進路及其特質に就いて　彥根高商調査課
昭和六年度帝國豫算綱要　大藏省主計局
毛織關稅に關する調査　同六、一〇　大阪自由通商協會
關稅改正に關する意見書　同六、九　大阪自由通商協會
關稅改正に關する意見書參考資料　同　右
中華民國新舊關稅率對照表　東京商工會議所
佛領植民地の關稅政策　臺灣總督府官房調査課
最近十年間における我財界の動き　金融研究會
結城豐太郎講述
一九三一年倫敦會議の勸奬に依りて組織せる委員會報告書　同六、一一　日本銀行調査局
海外經濟彙報　第一—一二號　日本銀行調査局
獨逸情況報告　昭和六年第一—四號　日本銀行調査局
佛國經濟報告　昭和六年第一二號　同六　日本銀行調査局
工商半月刊　第三卷第十一・十二號　實業部工商訪問局
日本の經濟的地位　三井合名會社調査課
景氣循環の調査研究（其一）　名古屋高商產業調査室

昭和五年夏季海外旅行調査報告　同六、三　神戸商業大學商業研究所
獨逸の外資輸入と賠償支拂の將來　六、五　神戸商業大學商業研究所
カルビアン　アメリカの經濟地理的考察　臺灣總督官房調査課　彦根高商調査部
比律賓の現狀
世界農業恐慌　國際聯盟事務局東京支局
世界經濟不況に關する覺書　國際聯盟事務局東京支局
同　に關する若干の考察　國際聯盟事務局東京支局
佛獨白諸國農村の瞥見　笠森傳繁
原始共同體に關する理論　我妻東策　啓明會
文獻上に現れたる農業經營集約度概念の分析とその批判　大槻正男　京都帝大農學部
朝鮮の火田　橋本傳左衛門　京都帝大農學部
率勢米價について　橋本傳左衛門　京都帝大農學部
農業經營の私經濟的目標　橋本傳左衛門　京都帝大農學部
牛馬を使ふ作業に要する時間に就て　九州帝大農學部
同一の農業經營者の成果の年による變動について　木村修三　九州帝大農學部
スエーデンの土地制度及土地政策　澤村康　九州帝大農學部
オランダの農業土地政策　澤村康　九州帝大農學部
本邦内地に於ける主要植物性農産物の食用消費量　九州帝大農學部
インフラチオン以降の獨逸内地植民に就て　九州帝大農學部
小作法の大勢と獨逸の小作法草案　九州帝大農學部
新小作法案を生めろ獨逸小作制度の實狀　九州帝大農學部
小倉領　中津領及び日田幕領、領境地帶に於けろ隷農的制度　伊藤兆司　九州帝大農學部
農業生産費に就いて　九州帝大農學部
米價の地方的變化に就て　九州帝大農學部
中華民國茶業史　臺灣總督官房調査課
蘭領印度における土人ゴム栽培　臺灣總督官房調査課
南洋及印度に於けろ養豚業と豚肉加工品需給狀態　臺灣總督府調査課
臺灣總督官房調査課
邏羅の森林　臺灣總督官房調査課
豆粕の飼料化に就ての考察（改訂）　滿鐵・調査課
臺灣に於ける製糖會社土地强制收用問題　臺灣問題研究會
我國に於ける産業統制に就て　大阪府立産業能率研究所
縞三綾及綿縮統制の話　商工省臨時産業合理局
製絲業實態調査成績（昭和四年度）　農林省蠶絲局
組合製絲に關する考察の基調に就て　棚橋初太郎　京都帝大農學部
本邦陶磁器工業調査（其一）　名古屋高商産業調査室
筑豐石炭鑛業要覽（昭和六年版）同六、三　筑豐石炭鑛業組合事務所
商取引組織及系統に關する調査　化粧品　商工省商務局
原價計算に於ける時價主義

大阪の小賣店調査　神戸商大商業研究所
東京府下に於ける小商業者の現在　大阪市役所産業部調査課
冷藏庫に論じて中央卸賣市場に及ぶ　東京府學務部社會課
松前蝦夷地における近江商人の活動と其の沒落原因　彦根高商調査課
近江商人と開國當初の外國貿易　彦根高商・調査課
中世の近江商人　彦根高商調査課
輸出品の原産證明制度並に必要事項　彦根高商調査課
神戸港大觀　名古屋商工會議所
支那重要貿易品解說　神戸市役所
南支那の開港場　第二、三編　臺灣總督官房調査課
英米獨佛における金移動問題　臺灣總督府調査課
中華民國貨幣制度及銀問題文獻集錄　國際聯盟東京支局
銀行集中の大勢　其二　英國の部　金融研究會
金融界最近の趨向　金融研究會
各國發券銀行及通貨關係法規　日本銀行調査局
其四、二十、同六、一二
印度の銀行制度　大阪商科大學銀行業務研究室
銀問題の大要　滿鐵調査課
蘭領印度における金融狀況　臺灣總督官房調査課
普通銀行における不動產抵當貸付金調査（昭和二年末現在）　日本銀行調査課
火災保險料協定の効果　神戸商業大學商業研究所
明治大正大阪市史紀要（大阪市役所）——明治維新と大阪（本庄榮治郎）　大阪市民の消費生活（汐見三郎）　大阪開港當初外國商人の不正行爲（管野和太郎）　明治元年乃至十一年大阪市制の沿革（黑羽兵治郎）　薩摩問屋結社（松好貞夫）　大阪の商業倉庫について（松好貞夫）　明治初年大阪の衰頽　大阪市の土地の價格大阪市に於ける所得の集積と分散　明治十二年乃至同二十二年　大阪市制の沿革　其一（黑羽兵治郎）　明治二十二年以降に於ける大阪市の市稅收入（武田長太郎）　明治時代大阪の寄席と見世物（宮本又次）
各種調査機關の文獻　大阪市社會部調査課
經濟資料一覽　東北帝大法文學部研究室
新著資料目錄　東亞經濟調査局
鐵道省刊行物總目錄　第五號　鐵道省
增加圖書目錄　第五　鐵道省圖書館
Classified Catalogue of Foreign Books 1931 gr　大阪商工會議所
小樽高等商業學校一覽（自昭和六年至同七年）　小樽高等商業學校
マルサス「人口論」の各版の差異（吉田秀夫稿）　東北帝大法文學部經濟研究室
大東京の人口（東京市の狀況　第一三二號）　東京市
昭和五年中の出產（東京市の狀況　第一二九號）　東京市
昭和五年中の死亡統計（東京市の狀況　一三三）　東京市統計課
東京市の狀況　第一三四號　東京市統計課
昭和六、六

大東京市に於ける租稅負擔調　同六、一一　内閣統計局
上方第三號（天王寺研究）　東京市統計課　同六、三
啓明會第十一回（昭和四年度）事業報告書　上方鄉土研究會
東洋文化の世界的意義　同六、七　啓明會
支那の工藝（一、二、三）　昭和六、三　啓明會

2　統計

列國々勢要覽　昭和六年　内閣統計局
日本帝國統計摘要　第四十五回　内閣統計局
國勢調査の結果表章に用ふべき産業分類及職業分類　六、三　内閣統計局
産業分類及職業分類　内閣統計局
國勢調査職業名鑑（大正九年）　内閣統計局
大正九年國勢調査統計圖　内閣統計局
昭和五年國勢調査報告第　四、五卷
同　六、一二　内閣統計局
昭和五年日本帝國人口動態統計
同六、一二　内閣統計局
人口動態統計記述編（昭和四年）　内閣統計局
昭和五年日本帝國死因統計　内閣統計局
勞働統計要覽　昭和六年　内閣統計局
第四十三回統計報告（昭和六年）　内務大臣官房文書課
日本帝國國勢一班（第四十八回昭和六年）　内務大臣官房文書課
第十四回工場監督年報
附勞働者募集年報　社會局勞働部
鑛夫扶助統計　昭和五年　社會局勞働部
昭和五年度地方財政概要　内務省地方局
衞生局年報　昭和四年　内務省衞生局
海外各地在留本邦人職業別人口數（昭和四月十月一日現在）　外務省通商局
支那在留本邦人及外國人人口統計表（昭和五年十二月末日現在）　外務省亞細亞局
農林統計時報　第二號　農林大臣官房統計課
米統計表　昭和五年　農林大臣官房統計課
茶統計表　昭和五年　農林省・統計課
蠶絲類及眞綿産額表（昭和五年）　農林大臣官房統計課
米麥及繭産額通計表（昭和五年）　農林大臣官房統計課
商工省統計表（昭和五年）　商工大臣官房統計課
工場統計表（昭和四年　前後篇）　商工省統計課
本邦鑛業の趨勢（昭和五年度）　商工省鑛山局
小賣物價統計表（昭和五年）　商工省統計課
卸賣物價統計表　昭和四年及同五年　商工省統計課
賃銀統計表　昭和五年　商工省統計課
綿織物及絹織物年表　昭和五年　商工省統計課
綿織物及絹織物年表　昭和五年　商工省統計課
保險年鑑　昭和四年度甲乙　商工省保險部編
昭和六年調金融事項參考書　大藏省理財局
主稅局第五十六回年報書　昭和四年度

外國貿易年表　昭和三年下編　主稅局
外國貿易年表　昭和四年上編　大藏省編纂
外國貿易年報　昭和五年　上編　大藏省編纂
專賣局第三十二回年報　昭和四年度　大藏省
稅務統計書　昭和五年度　專賣局
貯金局統計年報　昭和五年度第三十八回　大阪稅務監督局
簡易保險局統計年報　昭和四年度　貯金局
遞信大臣官房保險課簡易保險局
簡易保險局統計年報　昭和四年度　遞信大臣官房保險課簡易保險局
簡易保險便覽　昭和五年度　簡易保險局
日本船員統計　昭和四年　遞信省管船局
職員傷病統計　昭和四年度　鐵道大臣官房保健課
遞信部內職員衛生統計　第十二次報告　遞信大臣官房保險課
第五十五民事統計年報　昭和四年　司法省事務局
第三十一行刑統計年報　昭和四年　司法省
第四十四登記統計年報　昭和五年　司法省
第四十三登記統計年報　昭和三年　司法省
日本帝國文部省第五十五年報　上下卷　文部大臣官房文書課
帝室林野局統計書　昭和五年度　帝室林野局
資源　第一卷　第一號　資源局
官廳刊行圖書目錄　第一四、一五、一六、一七、一八號　內閣印刷局
臺灣總督府第三十三統計書(昭和四年)　臺灣總督官房調查課
臺灣第二十五回統計摘要　臺灣總督官房調查課
臺灣現勢要覽　昭和六年　臺灣總督府
臺灣現住人口統計(昭和五年十二月三十一日)　臺灣總督官房調查課
臺灣人口動體統計　昭和四年　臺灣總督府
臺灣犯罪統計　昭和四年　臺灣總督府
臺灣產業組合要覽(第十八次)　臺灣總督府
臺灣對支那香港及南洋方面貿易一覽(昭和五年分及前年對象)　臺灣總督府稅關
臺灣對中華民國香港及南洋貿易一覽(昭和六年九月迄前年對照)　臺灣總督府稅關
朝鮮要覽　昭和六年　朝鮮總督府
朝鮮要覽　昭和七年　同六、一二　朝鮮總督府
朝鮮總督府施政年報　昭和四年　同六、五　朝鮮總督府
朝鮮の遞信事業　昭和六年　同六、八　朝鮮總督府遞信局
朝鮮總督府遞信年報　昭和五年度同六、一一　朝鮮總督府遞信局
朝鮮總督府遞信統計要覽　昭和五年度
同　六、一一　朝鮮總督府遞信局
關東廳統計要覽　昭和五年　同六、一〇　關東廳
關東廳人口動態統計　昭和五年　同六、一〇　關東廳

關東廳第二十五回統計書　昭和五年　關東廳
昭和五年　昭和五年　同六、一二
關東州貿易統計　昭和五年　關東廳
昭和六年樺太要覽　同六、七　樺太廳
東京市統計年表　第二十七回　東京市
東京市勢提案　第十八回　東京市統計課
東京市産業統計年鑑　第二回昭和四年　東京市役所
東京市世帯及人口（昭和五年十月一日現在）　各區町別　東京市役所
工業上より觀たる東京　東京市役所
昭和四年京都府統計書　第一一五編　京都府
大阪府統計書　昭和四年　大阪府
大阪府勢一覽　昭和六年　大阪府内務部
大阪府生産統計之概要　昭和五年　大阪府内務部統計課
大阪府人口の速報　昭和五年　大阪府内務部
統計上から大阪見れば　大阪府
國勢調査結果表　昭和五年　大阪府内務部

大阪府生産統計の概要　昭和四年　大阪府
大阪貿易彙報　昭和五年　大阪府立貿易館
第二十九回大阪市統計書　昭和五年　大阪市役所
大阪市財政要覽　昭和六年度　第十四回　大阪市役所庶務部
北海道勢一班　昭和四年　北海道廳
青森縣統計書　昭和四年　青森縣
青森縣統計書　昭和五年第一、二、三、四編　青森縣
青森縣勢一覽　青森縣
青森縣勢要覽　青森縣統計課
山形縣統計書　昭和四年　第六編同六、一　山形縣知事官房統計課
昭和五年山形縣統計書　第一、二、三、四編　山形縣
山形縣治一覽　山形縣
最近の山形縣勢　山形縣知事官房統計課
山形蠶桑統計　昭和五年　山形縣知事官房統計課
山形縣米作統計　昭和五年　山形縣知事官房統計課
山形縣の生産と公課

山形縣知事官房統計課
仙臺市勢要覽　昭和六年　仙臺市役所
仙臺市統計書　昭和五年　仙臺市役所
福島縣第四十六回統計書　下編　福島縣
福島縣第四十七回統計書　上編　福島縣
群馬縣統計書　昭和四年　勸業之部人口及雜之部　財政之部　警察及衛生之部
同、六、一〇　群馬縣
重要物産統計書　昭和四年　昭和五年　群馬縣知事官房
茨城縣統計書　昭和四年　第二編　茨城縣
茨城縣人口統計　同　右　茨城縣
茨城縣勢要覽　昭和五年　茨城縣
千葉縣勢要覽　昭和六年版　茨城縣
千葉縣統計書　昭和四年第一、二、四、五編　千葉縣知事官房
千葉縣統計書　昭和五年　第三編　千葉縣知事官房
千葉縣勢要覽　千葉縣
國勢調査結果概要　昭和五年

千葉縣臨時國勢調査部　千葉縣の生産と公課　千葉縣知事官房統計課
石川縣統計書　昭和四年　第二編　石川縣
石川縣統計書　昭和五年　第三四五編　石川縣
石川會勢一覽　石川縣勢　昭和六年　石川縣
縣勢一班　昭和六年　石川縣
昭和五年　繭統計　石川縣
昭和五年　米統計　石川縣
家禽統計　昭和六年　石川縣
石川縣統計時報　第九號　石川縣
列國の人口　石川縣
昭和四年愛知縣統計表　第一、二、三、四編　愛知縣
名古屋市統計書　第三十一回　名古屋市役所
山梨縣統計書　昭和五年　第一編第四編　同六、一一　山梨縣
山梨縣勢一覽　同、六、七　山梨縣
昭和四年長野縣統計書　昭和四年第一、二、三、四、五、六、七編　同六、三　長野縣
長野縣統計書　昭和五年　第四編　長野縣
統計上より見たる長野縣の地位　長野縣
昭和五年長野縣の生産　長野縣
生産と移出入　昭和四年　長野縣
麥統計　昭和五年　長野縣
麥統計　昭和六年　長野縣
家禽統計　昭和五年　長野縣
米統計　昭和五年　長野縣
鷄統計　昭和六年　長野縣知事官房
養蠶統計　昭和五年　長野縣
靜岡縣統計書　第二、三卷　昭和五年第三編勸業　靜岡縣
統計上より見たる靜岡縣の地位　靜岡縣
新潟縣統計書　昭和四年　新潟縣
國勢調査速報　昭和五年　新潟縣
新潟縣勢一覽　昭和四年　新潟縣
新潟縣勢一班　新潟縣知事官房統計課
新潟縣の米麥　昭和五年　新潟縣統計課
養蠶統計　昭和五年　新潟縣統計課
富山縣統計書　昭和四年　同六、二　富山縣
富山縣勢要覽　同、六三　富山縣
兵庫縣統計書　昭和四年　上・下卷　兵庫縣統計課
國勢調査結果概要　人口　世帶及失業　兵庫縣臨時國勢調査部
第三十回兵庫縣治一覽　兵庫縣內務部統計課
兵庫縣勢要覽　昭和四年　兵庫縣
道府縣比較に現れたる兵庫縣　兵庫縣
兵庫縣會社一覽　昭和五年十二月末日現在　兵庫縣內務部統計課
兵庫縣工場統計表　昭和四年　兵庫縣內務部統計課
兵庫縣工場一覽　昭和五年十二月末日現在　兵庫縣內務部統計課
兵庫縣工場一覽　昭和四年十二月末現在　兵庫縣內務部統計課
兵庫縣面積人口及戶數　昭和五年末現在　同　右
兵庫縣米統計表　昭和五年　同　右
兵庫縣麥統計表　昭和六年　同　右
兵庫縣夏秋蠶統計表　昭和五年

兵庫縣内務部統計課　昭和六年
兵庫縣春蠶統計表　昭和六年　同　右
兵庫縣家禽統計表　昭和六年　兵庫縣内務部統計課
兵庫家畜統計表　昭和五年　同　右
兵庫縣管内學校・幼稚園・教員養成所一覽　兵庫縣統計課
兵庫統計　第三、四、五、六、七號　同六、七　兵庫縣統計協會
神戸市勢要覽　第十四回　同六、八　神戸市役所
神戸市統計書　第二十回　第二、三、四、七編　同六、九　神戸市役所
神戸市國勢調査概數　世帶人口　昭和五年　同六、五　神戸市役所
岡山縣統計年報　昭和四年　岡山縣
統計速報（菌その他）　岡山縣知事官房統計課
統計速報（牛、馬、鷄）　岡山縣知事官房統計課
統計速報（昭和五年麥）　同六、三　岡山縣知事官房統計課
統計速報（昭和五年米）　昭和六年　岡山縣知事官房統計課
統計時報（昭和六年養蠶）　同六、三　岡山縣知事官房統計課
廣島縣統計書　昭和四年度　第一編、其一、第二編、第三編其二　廣島縣
廣島縣市町村資力調査　昭和四年分　廣島縣知事官房
統計上より見たる廣島縣の地位昭和六年　廣島縣知事官房
廣島縣生産統計速報　昭和四年
昭和六年麥表統計速報　廣島縣知事官房統計課
昭和五年耕地面積表統計速報　廣島縣知事官房
春蠶統計表　昭和六年　同六、一〇　廣島縣知事官房
山口縣統計書　昭和四年　第一、二、三、四編　同、六　山口縣
山口縣統計書　昭和五年　第三編第四編　山口縣
統計上より見たる山口縣の地位　山口縣知事官房統計係
昭和六年編
道府縣比較生産と公課　山口縣
山口縣勢概要　昭和六年編　山口縣知事官房
山口縣勢一班　昭和四年　山口縣
産米統計　昭和五年　山口縣
麥統計　同　五　香川縣
米統計　昭和五年　同　右
愛媛縣統計書　昭和六年　第二、三、四編同　六、一一　愛媛縣
愛媛縣勢一覽　愛媛縣
愛媛縣勢要覽　昭和六年　愛媛縣知事官房統計課
高知縣統計書　昭和三年第一編　高知縣
昭和四年高知縣統計書　第一、二、三編　高知縣
昭和五年高知縣統計書　第二編　高知縣
昭和四年高知縣勢要覽　高知縣
昭和六年高知縣勢要覽　高知縣
昭和五年蠶統計　高知縣
米統計　昭和五年　高知縣
福岡縣統計書　昭和四年　第三編
福岡縣統計に現れたる福岡縣の地位　福岡縣

附錄二　文獻

佐賀縣統計書　昭和五年　第一、三、四編　佐賀縣
佐賀縣勢要覽　昭和六年十二月刊　佐賀縣
佐賀縣勢概要　佐賀縣
佐賀縣の富　佐賀縣統計課
大分縣統計書　昭和四年第四編　大分縣
大分縣統計書　昭和五年　第一、二、三編　大分縣
大分縣國勢調査報告　昭和五年　大分縣臨時國勢調査部
大分縣要覽　昭和五年　大分縣
大分縣治一班　大分縣知事官房
昭和五年　米　大分縣知事官房
養蠶　昭和五年　大分縣知事官房
麥作　昭和六年、五年　大分縣知事官房
鹿兒島縣統計書　昭和四年　第一、二、三編　鹿兒島縣
產業統計上より見たる我市町村の誇り　同　右
統計上より見たる鹿兒島縣の地位　同　右
鹿兒島縣勢要覽　昭和六年　鹿兒島縣
鹿兒島縣勢一覽　鹿兒島縣
鹿兒島縣產業要覽　昭和四年輸移出入貨物統計　鹿兒島縣
昭和五年米生產一覽　鹿兒島縣
昭和五年蠶業一覽　鹿兒島縣
昭和五年麥生產一覽　鹿兒島縣
宮崎縣統計書　昭和五年（全）　宮崎縣
宮崎縣繭統計　昭和四年　宮崎縣
宮崎縣の生產額　昭和五年　宮崎縣知事官房
宮崎縣米作統計　昭和五年　宮崎縣知事官房
宮崎縣小麥作統計　昭和六年　宮崎縣知事官房
宮崎縣家禽統計　昭和六年　宮崎縣知事官房
沖繩縣統計書　昭和四年　同六、一一　沖繩縣
沖繩縣勢要覽　昭和四年　沖繩縣
沖繩縣勢一覽　昭和六年刊　沖繩縣
勞働統計概說　日銀・調查局
重要經濟統計　第七輯　神戸商大商業研究所
本邦經濟統計　昭和五年　日銀・調查局
外國經濟統計　日銀・調查局
工業會社事業成績　昭和六年上半期　日本勸業銀行調查課
工業會社事業成績調　昭和五年下期　日本勸業銀行調查課
工業會社に關する諸統計　勸銀・調查課
工業會社に關する諸統計　日本勸業銀行調查課
不動產抵當個人間貸借金利調　日本勸業銀行調查課
昭和六年田畑賣買價格及賃貸料調　日本勸業銀行調查課
田畑賣買價格及賃貸料調　昭和五年度　勸銀・調查課
第五回全國田畑賣買價格及收益調（昭和六年三月）　日本勸業銀行
日本社會衛生年鑑　昭和六年版　倉敷勞働科學研究所
產業組合年鑑　昭和六年　產業組合中央會
日本農業年鑑　昭和七年版　富民協會

朝日年鑑　昭和七年版　大阪朝日新聞社
毎日年鑑　昭和七年版　大阪毎日新聞社
經濟年鑑　昭和六年度　東洋經濟新報社
日本經濟年報　昭和六年第一、二、三、四半期　東洋經濟新報社
會社かゞみ　昭和六年版　東洋經濟新報社
公社債年鑑　昭和六年版　野村證券株式會社
重要商品生産及輸出入統計　坂口編　三省堂
物價及賃銀　昭和五年度　東京商工會議所
統計年報　昭和五年　下關商工會議所
統計年報　昭和五年　大阪商工會議所
統計年報　昭和六年　神戸商工會議所
博多商工會議所統計年報　昭和六年　博多商工會議所
中華民國外國貿易統計表　昭和五年度　第一、二卷　同、六八　東京商工會議所
中華民國外國貿易各港別統計表　昭和四年度　第三卷　同　右
統計年報　昭和五年　名古屋商工會議所
綿絲紡績事情參考書　第五六、五七次　大日本紡績聯合會
滿洲參考物價統計　滿鐵調査課
滿洲貿易精細統計　昭和四年　滿鐵調査課
關東州鹽業統計　昭和五年　六、六　滿鐵調査課
柳澤統計研究所季報（秋冬號）第三十一號　柳澤統計研究所
日本勞働年鑑　昭和六年版　大原社會問題研究所

六　雜

宗教について　レーニン著　佐野學譯
宗教論　レーニン著　小島京一譯
レーニンの反宗教思想　日本戰鬪的無神論者同盟論
マルクス主義の宗教批判　淺野研眞編
宗教はアヘンであるか　室伏高信
宗教の本質　フオイエルバツハ著　奥一雄譯
同譯宗教の本質　フオイエルバツハ著　平山哲二譯
宗教とは何か　平山鐵造
社會科學と基督教　エルウード　竹中勝男譯
宗教問題と反宗教運動　赤神良譲
反宗教鬪爭の旗の下に　反宗教鬪爭同盟準備會編
佛教より見たる反宗教運動　中央佛教社編
ソヴエート・ロシアに於ける宗教問題　秋田雨雀
宗教暴露搾取に耽る人々　高津正道
新興教育運動の展望　田制佐重
新興教育學　國際教育勞働者聯盟
階級教育論　アドラー著　堀秀彦譯
無産大衆の教育問題　大内經雄
プロレタリヤ教育の諸問題　淺野研眞
無産階級教育論　ポレビン著　粟野谷藏譯
マルクス主義と教育問題　淺野研眞譯編
教育革命への途（改造教育研究叢書2）　アドラー（マックス）　堀秀彦譯
勤勞教育の理論と實際　教育研究會編
帝國主義治下に於ける朝鮮の教育狀態　李北滿
無産消費組合文獻　解放社編

錄附二　文　獻

消費組合必携(中卷)　關東消費組合聯盟編
消費組合の世界は躍る　石黑直男　山崎勉治
消費組合物語　本位田祥男
消費組合運動
宗教々育に於ける消費組合運動　丸岡尙
世界經濟恐慌と國際消費組合　大塚金之助
産業組合の原理に對する批判　佐藤藤七　室伏高信
ファッショとは何か　レーニン著　笹川正孝譯
反動時代論文集
怪傑ヒツトラと其運動(民衆文庫)　高倉忍
日本基督教社會事業史　生江孝之
庶民銀行　井關孝雄
融和事業の話　下村春之助
民衆娯樂論(高野博士還曆祝賀記念叢書12)　櫨田保之助
「思想善導」の唯一手段は何か?　浮田和民
思想警察概論(警察叢書5)　石原雅二郎
亞細亞の人口問題　トムソン　石丸藤太譯
人口過剩の對策　トンプスン　森田敏譯
帝國主義論(改造文庫一部)　レーニン　岡田宗司譯
帝國主義とは何か　近藤榮藏
帝國主義論　レーニン著　岡田宗司譯
帝國主義の沒落　ニアリング著　山田徹譯
帝國主義發達史論　リーグ編　內田佐久郎譯
民族問題について　レーニン著　福島次郎譯
植民地問題
次の極東戰爭(帝國陸軍は何處へ行く)　プロレタリヤ科學研究所編　西野雄治
プロレタリア講座11(植民地問題)　プロレタリア科學研究所編
支那問題講話　プロレタリヤ科學研究所　中國問題研究會
動亂支那の眞相　プロ研中國問題研究會　長野朗
支那は起ちあがる　宮伏高信
支那國定排日讀本　東亞經濟調査局編
打倒日本—支那排日教材集—　保々隆矣監修
支那革命と孫文主義　武田熙
暗雲たゞよふ滿蒙　長野朗
滿蒙に於ける列强の侵略戰　同右
滿蒙併呑か獨立か?　同右
日本プロレタリヤ文藝理論の發展　山田清三郎
現代藝術の諸傾向　ソヴエート文學研究會編
藝術の起源及び發達　ソヴエート文學研究會編
マルクス主義藝術理論　ルナチヤルスキー著　外村史郎譯
美學及び文學史論　メーリング著　川口浩譯
共産主義藝術概論　黑岩乙彦　古賀一夫譯
理論藝術學概論　マーツア著　外村史郎譯
マルクス主義藝術學研究　藝術學研究會編
マルクス主義美學　三宅洸　屋井三市譯
現代歐洲文學とプロレタリヤート　マーツア著　熊澤復六譯

プロレタリヤ小說戲曲作法　橋本英吉外六氏
プロレタリヤ文學論　小林多喜二　立野信之
農民藝術論　加藤一夫
新興藝術研究2（主として藝術の形式に關する特輯）　刀江書院編
新興藝術研究日本プロレタリア藝術の現狀　同
大衆文學とジヤーナリズム　木村毅
ナップ戰線に立ちて　山田清三郎
ハリコフ會議の報告其の他
プロレタリア映畫のために　屋井參市譯
日本プロレタリア映畫同盟編
映畫と資本主義　岩崎昶
日本プロレタリア美術集（一九三一年度）
日本プロレタリア美術家同盟編
日本プロレタリア詩集（一九三一年度）
日本プロレタリア作家同盟編
プロレタリア歌曲集（メーデー記念出版）　戰旗大阪支局編
戲曲資本論　阪本武

ソヴエートロシアの藝術　フリーマン・ロゾウイツク・クニツツ　木村利美譯編
ソヴエート藝術の全展望　茂森唯士
ソヴエート同盟の映畫革命　千田是也譯編
ソヴエート・ロシヤ映畫の旅　袋一平
マルクス主義の鏡に映じたるトルストイ　國分孝譯
プロレタリアの日本史（プロレタリア科學講座1）　佐野學
近世革命史（附）日本革命論　太宰衞門
日本原始共産體の研究　細川龜市
何を爲すべきか上・下卷　チエルヌイシエフスキー　神近市子譯
何から讀むべきか　無產社編
世界ユートピア文獻　守田有秋
相互扶助論　クロポトキン著　大杉榮譯
民主々義革命の史的條件　ポツフ著　上村正夫譯
我等の假想國　勞農赤軍　平田晉作
革命斷想　岩佐作太郎

第三戰線　ミユンツエンベルグ著　糸井堯夫譯
プロレタリヤの喰つたパン　ベルクマン著　塚本讓譯
通信教育式國際勞働組合學校　第二、三講義錄　國際赤色勞働組合煽動宣傳部編　產勞譯
プロレタリア地圖第一輯（帝國主義の現勢圖）　ラード　小林良正譯
政治、經濟、勞働者運動地圖第一輯（帝國主義）　ラドー（アレックス）　產勞譯
プロレタリヤ雄辯學敎程　解放社編
プロレタリア・スポーツ必携　澤田敏雄

昭和七年十一月二十八日印刷
昭和七年十二月一日發行
日本勞働年鑑第拾參輯
定價金四圓
大阪市天王寺區伶人町二十四番地
編纂者 大原社會問題研究所
代表者 高野岩三郎
東京市神田區駿河臺西紅梅町七番地
發行者 株式會社同人社
代表者 小川治男
東京市神田區表猿樂町二一
印刷者 須藤紋一
版權所有
發行所 株式會社同人社
東京市神田區駿河臺西紅梅町七番地
振替東京二七〇六五番
電話神田三四四〇番

覆刻●戦前版日本労働年鑑

第13集／1932年版

戦前版発行　一九三二年一二月一日
覆刻版発行　一九六八年九月一〇日
同第二次発行　一九七九年一〇月二九日

覆刻版編者　法政大学　大原社会問題研究所

発行所　財団法人　法政大学出版局
〒一〇六　東京都港区南麻布二―八―四
電話・〇三（四五三）〇七一七
振替・東京六―九五八一四番

印刷所　株式会社　平文社

製本所　有限会社　昭栄堂製本所

3402-51013-7710

戦前版　日本労働年鑑

全21集一覧

第 1 集	1920年（大正 9 ）版
第 2 集	1921年（大正10）版
第 3 集	1922年（大正11）版
第 4 集	1923年（大正12）版
第 5 集	1924年（大正13）版
第 6 集	1925年（大正14）版
第 7 集	1926年（大正15）版
第 8 集	1927年（昭和 2 ）版
第 9 集	1928年（昭和 3 ）版
第 10 集	1929年（昭和 4 ）版
第 11 集	1930年（昭和 5 ）版
第 12 集	1931年（昭和 6 ）版
第 13 集	1932年（昭和 7 ）版
第 14 集	1933年（昭和 8 ）版
第 15 集	1934年（昭和 9 ）版
第 16 集	1935年（昭和10）版
第 17 集	1936年（昭和11）版
第 18 集	1937年（昭和12）版
第 19 集	1938年（昭和13）版
第 20 集	1939年（昭和14）版
第 21 集	1940年（昭和15）版

法政大学出版局刊